

## 第 6 回 定 例 会 議 録 目 次

### 第 1 号 ( 1 1 月 2 4 日 ) ( 金 曜 日 )

開 会	9
開 議	9
日程第 1 会議録署名議員の指名	9
日程第 2 会期の決定	9
日程第 3 諸般の報告	9
日程第 4 行政報告	9
宮路市長報告	9
日程第 5 認定第 1 号平成 2 8 年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について ( 決算審査特別委員 員長報告 )	1 0
日程第 6 認定第 2 号平成 2 8 年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について ( 決 算審査特別委員長報告 )	1 0
日程第 7 認定第 3 号平成 2 8 年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について ( 決算審査特別委員長報告 )	1 0
日程第 8 認定第 4 号平成 2 8 年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について ( 決算審査特別委員長報告 )	1 0
日程第 9 認定第 5 号平成 2 8 年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について ( 決 算審査特別委員長報告 )	1 0
日程第 1 0 認定第 6 号平成 2 8 年度日置市健康交流館事業特別会計歳入歳出決算認定について ( 決算審査特別委員長報告 )	1 0
日程第 1 1 認定第 7 号平成 2 8 年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について ( 決算審査特別委員長報告 )	1 0
日程第 1 2 認定第 8 号平成 2 8 年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について ( 決算 審査特別委員長報告 )	1 0
日程第 1 3 認定第 9 号平成 2 8 年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について ( 決算審査特別委員長報告 )	1 0
日程第 1 4 認定第 1 0 号平成 2 8 年度日置市水道事業会計決算認定について ( 決算審査特別委 員長報告 )	1 0
橋口決算審査特別委員長報告	1 0
山口初美さん	1 8

	西園典子さん	19
休	憩	21
	山口初美さん	21
	坂口洋之君	22
	佐多申至君	23
	福元 悟君	24
	山口初美さん	24
	西園典子さん	25
	山口初美さん	26
	西園典子さん	26
日程第15	承認第6号専決処分（平成29年度日置市一般会計補正予算（第5号））につき承認を求めることについて	28
日程第16	承認第7号専決処分（平成29年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第3号））につき承認を求めることについて	28
	宮路市長提案理由説明	28
日程第17	議案第60号南薩地区衛生管理組合規約の一部変更について	29
	宮路市長提案理由説明	29
	野崎市民福祉部長	29
日程第18	議案第61号日置市森林体験交流センター美山陶遊館、日置市美山林間広場及び日置市共同登り窯に係る指定管理者の指定について	30
日程第19	議案第62号日置市伊集院健康づくり複合施設「ゆすいん」に係る指定管理者の指定について	30
日程第20	議案第63号日置市伊集院文化会館及び日置市東市来文化交流センターに係る指定管理者の指定について	30
	宮路市長提案理由説明	30
	黒田澄子さん	31
	協商工観光課長	31
休	憩	31
	協商工観光課長	31
	黒田澄子さん	31
	堂下企画課長	32
休	憩	32

日程第 2 1	議案第 6 4 号日置市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	3 2
	宮路市長提案理由説明	3 2
	今村総務企画部長	3 3
日程第 2 2	議案第 6 5 号日置市火災予防条例の一部改正について	3 3
	宮路市長提案理由説明	3 3
	川畑消防本部消防長	3 3
	黒田澄子さん	3 4
	川畑消防本部消防長	3 4
日程第 2 3	議案第 6 6 号平成 2 9 年度日置市一般会計補正予算（第 6 号）	3 4
日程第 2 4	議案第 6 7 号平成 2 9 年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）	3 5
日程第 2 5	議案第 6 8 号平成 2 9 年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）	3 5
日程第 2 6	議案第 6 9 号平成 2 9 年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）	3 5
日程第 2 7	議案第 7 0 号平成 2 9 年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第 2 号）	3 5
日程第 2 8	議案第 7 1 号平成 2 9 年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第 2 号）	3 5
日程第 2 9	議案第 7 2 号平成 2 9 年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第 2 号）	3 5
日程第 3 0	議案第 7 3 号平成 2 9 年度日置市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）	3 5
日程第 3 1	議案第 7 4 号平成 2 9 年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）	3 5
日程第 3 2	議案第 7 5 号平成 2 9 年度日置市水道事業会計補正予算（第 2 号）	3 5
	宮路市長提案理由説明	3 5
	田畑純二君	3 8
	有村福祉課長	3 8
日程第 3 3	陳情第 1 1 号公立幼稚園における保育の充実を求める陳情書	3 9
散 会		3 9

---

第 2 号（1 2 月 7 日）（木曜日）

開 議		4 4
日程第 1	一般質問	4 4
	田畑純二君	4 4
	宮路市長	4 6
	重水農業委員会事務局長	4 7
	田畑純二君	4 8

宮路市長	4 8
田畑純二君	4 8
宮路市長	4 9
田畑純二君	4 9
宮路市長	4 9
田畑純二君	4 9
宮路市長	4 9
田畑純二君	5 0
宮路市長	5 0
田畑純二君	5 0
宮路市長	5 0
田畑純二君	5 0
重水農業委員会事務局長	5 0
田畑純二君	5 1
宮路市長	5 1
田畑純二君	5 1
宮路市長	5 2
田畑純二君	5 2
宮路市長	5 2
田畑純二君	5 3
宮路市長	5 3
田畑純二君	5 3
宮路市長	5 3
田畑純二君	5 3
宮路市長	5 4
田畑純二君	5 4
宮路市長	5 4
坂口洋之君	5 4
休 憩	5 5
宮路市長	5 5
奥教育長	5 5
坂口洋之君	5 6

宮路市長	5 6
坂口洋之君	5 7
宮路市長	5 7
坂口洋之君	5 7
宮路市長	5 7
坂口洋之君	5 7
宮路市長	5 8
坂口洋之君	5 8
宮路市長	5 8
坂口洋之君	5 8
宮路市長	5 8
坂口洋之君	5 8
豊永学校教育課長	5 8
坂口洋之君	5 9
豊永学校教育課長	5 9
坂口洋之君	5 9
豊永学校教育課長	5 9
坂口洋之君	5 9
豊永学校教育課長	5 9
坂口洋之君	6 0
奥教育長	6 0
坂口洋之君	6 0
奥教育長	6 1
坂口洋之君	6 1
丸山総務課長	6 1
坂口洋之君	6 2
丸山総務課長	6 2
坂口洋之君	6 2
丸山総務課長	6 2
坂口洋之君	6 2
丸山総務課長	6 2
坂口洋之君	6 2

丸山総務課長	6 3
坂口洋之君	6 3
奥教育長	6 3
坂口洋之君	6 3
豊永学校教育課長	6 3
坂口洋之君	6 3
奥教育長	6 4
坂口洋之君	6 4
豊永学校教育課長	6 4
坂口洋之君	6 4
奥教育長	6 4
坂口洋之君	6 5
奥教育長	6 5
坂口洋之君	6 5
豊永学校教育課長	6 5
坂口洋之君	6 6
休 憩	6 6
桃北勇一君	6 6
宮路市長	6 7
桃北勇一君	6 8
城ヶ崎農林水産課長	6 8
桃北勇一君	6 8
城ヶ崎農林水産課長	6 8
桃北勇一君	6 8
城ヶ崎農林水産課長	6 8
桃北勇一君	6 8
城ヶ崎農林水産課長	6 9
桃北勇一君	6 9
城ヶ崎農林水産課長	6 9
桃北勇一君	6 9
城ヶ崎農林水産課長	7 0
桃北勇一君	7 0

城ヶ崎農林水産課長	7 0
桃北勇一君	7 0
城ヶ崎農林水産課長	7 0
桃北勇一君	7 1
城ヶ崎農林水産課長	7 1
桃北勇一君	7 1
城ヶ崎農林水産課長	7 1
桃北勇一君	7 2
城ヶ崎農林水産課長	7 2
桃北勇一君	7 2
城ヶ崎農林水産課長	7 2
桃北勇一君	7 2
城ヶ崎農林水産課長	7 2
桃北勇一君	7 3
城ヶ崎農林水産課長	7 3
桃北勇一君	7 3
城ヶ崎農林水産課長	7 3
桃北勇一君	7 4
城ヶ崎農林水産課長	7 4
桃北勇一君	7 4
城ヶ崎農林水産課長	7 4
桃北勇一君	7 4
城ヶ崎農林水産課長	7 4
桃北勇一君	7 4
城ヶ崎農林水産課長	7 4
桃北勇一君	7 4
城ヶ崎農林水産課長	7 4
桃北勇一君	7 5
城ヶ崎農林水産課長	7 5
桃北勇一君	7 5

城ヶ崎農林水産課長	7 5
桃北勇一君	7 5
城ヶ崎農林水産課長	7 5
桃北勇一君	7 5
城ヶ崎農林水産課長	7 5
桃北勇一君	7 6
城ヶ崎農林水産課長	7 6
桃北勇一君	7 6
城ヶ崎農林水産課長	7 6
桃北勇一君	7 6
城ヶ崎農林水産課長	7 6
桃北勇一君	7 6
城ヶ崎農林水産課長	7 7
桃北勇一君	7 7
城ヶ崎農林水産課長	7 7
桃北勇一君	7 7
宮路市長	7 8
桃北勇一君	7 8
宮路市長	7 8
桃北勇一君	7 9
堂下企画課長	7 9
桃北勇一君	7 9
堂下企画課長	7 9
休 憩	7 9
桃北勇一君	7 9
堂下企画課長	7 9
桃北勇一君	8 0
宮路市長	8 0
桃北勇一君	8 0
堂下企画課長	8 0
桃北勇一君	8 0
堂下企画課長	8 0

桃北勇一君	8 0
宮路市長	8 1
桃北勇一君	8 1
宮路市長	8 1
桃北勇一君	8 2
宮路市長	8 2
桃北勇一君	8 2
宮路市長	8 2
桃北勇一君	8 3
宮路市長	8 3
桃北勇一君	8 3
宮路市長	8 3
山口政夫君	8 4
宮路市長	8 4
山口政夫君	8 5
宮路市長	8 6
山口政夫君	8 6
宮路市長	8 7
山口政夫君	8 7
宮路市長	8 9
山口政夫君	8 9
宮路市長	9 0
散 会	9 0

---

第3号（12月8日）（金曜日）

開 議	9 4
日程第1 一般質問	9 4
橋口正人君	9 4
宮路市長	9 5
橋口正人君	9 6
宮路市長	9 6
橋口正人君	9 6

川畑消防本部消防長	9 6
橋口正人君	9 7
宮路市長	9 7
橋口正人君	9 7
川畑消防本部消防長	9 7
橋口正人君	9 8
宮路市長	9 8
協商工観光課長	9 9
橋口正人君	9 9
協商工観光課長	9 9
橋口正人君	9 9
宮路市長	9 9
橋口正人君	9 9
宮路市長	1 0 0
黒田澄子さん	1 0 0
宮路市長	1 0 1
奥教育長	1 0 3
黒田澄子さん	1 0 3
豊永学校教育課長	1 0 4
黒田澄子さん	1 0 4
豊永学校教育課長	1 0 4
黒田澄子さん	1 0 4
豊永学校教育課長	1 0 4
黒田澄子さん	1 0 4
篠原健康保険課長	1 0 4
黒田澄子さん	1 0 5
篠原健康保険課長	1 0 5
黒田澄子さん	1 0 5
奥教育長	1 0 5
休 憩	1 0 5
黒田澄子さん	1 0 5
宮路市長	1 0 6

奥教育長	1 0 6
黒田澄子さん	1 0 6
宮路市長	1 0 7
黒田澄子さん	1 0 7
篠原健康保険課長	1 0 7
黒田澄子さん	1 0 8
有村福祉課長	1 0 8
黒田澄子さん	1 0 8
有村福祉課長	1 0 9
黒田澄子さん	1 0 9
篠原健康保険課長	1 0 9
黒田澄子さん	1 1 0
宮路市長	1 1 0
黒田澄子さん	1 1 0
福山介護保険課長	1 1 0
黒田澄子さん	1 1 1
福山介護保険課長	1 1 1
黒田澄子さん	1 1 1
橋口地域づくり課長	1 1 2
黒田澄子さん	1 1 2
橋口地域づくり課長	1 1 3
佐多申至君	1 1 3
宮路市長	1 1 3
佐多申至君	1 1 4
福山介護保険課長	1 1 4
休 憩	1 1 5
佐多申至君	1 1 5
福山介護保険課長	1 1 5
佐多申至君	1 1 5
福山介護保険課長	1 1 5
佐多申至君	1 1 5
福山介護保険課長	1 1 6

佐多申至君	1 1 6
福山介護保険課長	1 1 6
佐多申至君	1 1 6
福山介護保険課長	1 1 6
佐多申至君	1 1 7
福山介護保険課長	1 1 7
佐多申至君	1 1 7
福山介護保険課長	1 1 7
佐多申至君	1 1 7
福山介護保険課長	1 1 7
佐多申至君	1 1 7
福山介護保険課長	1 1 7
佐多申至君	1 1 7
福山介護保険課長	1 1 8
佐多申至君	1 1 8
福山介護保険課長	1 1 8
佐多申至君	1 1 8
福山介護保険課長	1 1 8
佐多申至君	1 1 8
福山介護保険課長	1 1 8
佐多申至君	1 1 8
有村福祉課長	1 1 9
佐多申至君	1 1 9
宮路市長	1 1 9
佐多申至君	1 2 0
宮路市長	1 2 0
山口初美さん	1 2 0
宮路市長	1 2 1
山口初美さん	1 2 2
内山市民生活課長	1 2 2
山口初美さん	1 2 2
内山市民生活課長	1 2 2
山口初美さん	1 2 3
川畑消防本部消防長	1 2 3

山口初美さん	1 2 3
内山市民生活課長	1 2 3
山口初美さん	1 2 3
内山市民生活課長	1 2 3
川畑消防本部消防長	1 2 3
山口初美さん	1 2 3
内山市民生活課長	1 2 3
山口初美さん	1 2 3
内山市民生活課長	1 2 4
山口初美さん	1 2 4
川畑消防本部消防長	1 2 4
山口初美さん	1 2 4
宮路市長	1 2 4
山口初美さん	1 2 4
宮路市長	1 2 5
山口初美さん	1 2 5
宮路市長	1 2 5
山口初美さん	1 2 5
宮路市長	1 2 6
山口初美さん	1 2 6
宮路市長	1 2 6
山口初美さん	1 2 6
宮路市長	1 2 7
休 憩	1 2 7
宮路市長	1 2 7
山口初美さん	1 2 7
宮路市長	1 2 7
山口初美さん	1 2 7
丸山総務課長	1 2 8
山口初美さん	1 2 8
丸山総務課長	1 2 8
山口初美さん	1 2 8

休 憩	1 2 8
山口初美さん	1 2 8
丸山総務課長	1 2 9
篠原健康保険課長	1 2 9
山口初美さん	1 2 9
丸山総務課長	1 2 9
山口初美さん	1 3 0
宮路市長	1 3 0
丸山総務課長	1 3 0
山口初美さん	1 3 0
宮路市長	1 3 0
山口初美さん	1 3 0
宮路市長	1 3 1
散 会	1 3 1

---

第4号（12月21日）（木曜日）

開 議	1 3 7
山口初美さん	1 3 7
日程第1 議案第61号日置市森林体験交流センター美山陶遊館、日置市美山林間広場及び日置市共同登り窯に係る指定管理者の指定について（総務企画常任委員長報告）	1 3 7
日程第2 議案第62号日置市伊集院健康づくり複合施設「ゆすいん」に係る指定管理者の指定について（総務企画常任委員長報告）	1 3 7
日程第3 議案第63号日置市伊集院文化会館及び日置市東市来文化交流センターに係る指定管理者の指定について（総務企画常任委員長報告）	1 3 7
下御領総務企画常任委員長報告	1 3 7
山口初美さん	1 4 0
池満 渉君	1 4 0
山口初美さん	1 4 1
池満 渉君	1 4 1
山口初美さん	1 4 2
池満 渉君	1 4 2
日程第4 議案第66号平成29年度日置市一般会計補正予算（第6号）（各常任委員長報告）	

.....	1 4 3
下御領総務企画常任委員長報告 .....	1 4 3
黒田文教厚生常任委員長報告 .....	1 4 5
留盛産業建設常任委員長報告 .....	1 4 7
休 憩 .....	1 4 9
山口初美さん .....	1 4 9
池満 渉君 .....	1 5 0
日程第 5 議案第 6 7 号平成 2 9 年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）（文教厚生常任委員長報告） .....	1 5 0
日程第 6 議案第 7 2 号平成 2 9 年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第 2 号）（文教厚生常任委員長報告） .....	1 5 0
日程第 7 議案第 7 3 号平成 2 9 年度日置市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）（文教厚生常任委員長報告） .....	1 5 0
日程第 8 議案第 7 4 号平成 2 9 年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）（文教厚生常任委員長報告） .....	1 5 1
黒田文教厚生常任委員長報告 .....	1 5 1
日程第 9 議案第 6 8 号平成 2 9 年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）（産業建設常任委員長報告） .....	1 5 4
日程第 1 0 議案第 6 9 号平成 2 9 年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）（産業建設常任委員長報告） .....	1 5 4
日程第 1 1 議案第 7 5 号平成 2 9 年度日置市水道事業会計補正予算（第 2 号）（産業建設常任委員長報告） .....	1 5 4
留盛産業建設常任委員長報告 .....	1 5 4
日程第 1 2 議案第 7 0 号平成 2 9 年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第 2 号）（総務企画常任委員長報告） .....	1 5 6
日程第 1 3 議案第 7 1 号平成 2 9 年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第 2 号）（総務企画常任委員長報告） .....	1 5 6
下御領総務企画常任委員長報告 .....	1 5 6
日程第 1 4 意見書案第 5 号相続登記手続きの困難となっている土地の改善を求める意見書（案） .....	1 5 8
漆島議会運営委員長報告 .....	1 5 8
日程第 1 5 議案第 7 6 号日置市職員の給与に関する条例の一部改正について .....	1 5 9

日程第16	議案第77号日置市長等の給与等に関する条例及び日置市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について	159
	宮路市長提案理由説明	159
	今村総務企画部長	160
休 憩		161
	山口初美さん	161
	今村総務企画部長	161
	山口初美さん	162
日程第17	議案第78号平成29年度日置市一般会計補正予算(第7号)	162
日程第18	議案第79号平成29年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)	163
日程第19	議案第80号平成29年度日置市水道事業会計補正予算(第3号)	163
	宮路市長提案理由説明	163
	桃北勇一君	163
	堂下企画課長	164
	桃北勇一君	164
	堂下企画課長	164
	山口初美さん	164
日程第20	閉会中の継続審査申し出について	165
日程第21	閉会中の継続調査申し出について	165
日程第22	議員派遣の件について	165
日程第23	行政視察結果報告について	166
閉 会		166
	宮路市長	166

---

平成29年第6回（12月）日置市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜	会 議 別	摘 要
11月24日	金	本 会 議	決算報告、予算・他議案上程、質疑、表決、委員会付託
11月25日	土	休 会	
11月26日	日	休 会	
11月27日	月	委 員 会	委員会審査（条例・補正予算関係）
11月28日	火	委 員 会	委員会審査（条例・補正予算関係）
11月29日	水	委 員 会	予備日
11月30日	木	休 会	
12月 1日	金	休 会	
12月 2日	土	休 会	
12月 3日	日	休 会	
12月 4日	月	休 会	
12月 5日	火	休 会	
12月 6日	水	休 会	
12月 7日	木	本 会 議	一般質問
12月 8日	金	本 会 議	一般質問
12月 9日	土	休 会	
12月10日	日	休 会	
12月11日	月	休 会	
12月12日	火	休 会	
12月13日	水	休 会	
12月14日	木	休 会	議会運営委員会
12月15日	金	休 会	
12月16日	土	休 会	
12月17日	日	休 会	
12月18日	月	休 会	
12月19日	火	休 会	
12月20日	水	休 会	

12月21日	木	本	会	議	付託事件等審査結果報告・質疑・表決
--------	---	---	---	---	-------------------

## 2. 付議事件

議案番号	事	件	名
認定第 1 号	平成28年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について		
認定第 2 号	平成28年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について		
認定第 3 号	平成28年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について		
認定第 4 号	平成28年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について		
認定第 5 号	平成28年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について		
認定第 6 号	平成28年度日置市健康交流館事業特別会計歳入歳出決算認定について		
認定第 7 号	平成28年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について		
認定第 8 号	平成28年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について		
認定第 9 号	平成28年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について		
認定第10号	平成28年度日置市水道事業会計決算認定について		
承認第 6 号	専決処分（平成29年度日置市一般会計補正予算（第5号））につき承認を求めることについて		
承認第 7 号	専決処分（平成29年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第3号））につき承認を求めることについて		
議案第60号	南薩地区衛生管理組合規約の一部変更について		
議案第61号	日置市森林体験交流センター美山陶遊館、日置市美山林間広場及び日置市共同登り窯に係る指定管理者の指定について		
議案第62号	日置市伊集院健康づくり複合施設「ゆすいん」に係る指定管理者の指定について		
議案第63号	日置市伊集院文化会館及び日置市東市来文化交流センターに係る指定管理者の指定について		
議案第64号	日置市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について		
議案第65号	日置市火災予防条例の一部改正について		
議案第66号	平成29年度日置市一般会計補正予算（第6号）		
議案第67号	平成29年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）		
議案第68号	平成29年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）		
議案第69号	平成29年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）		
議案第70号	平成29年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第2号）		
議案第71号	平成29年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第2号）		

- 議案第72号 平成29年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第73号 平成29年度日置市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第74号 平成29年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 議案第75号 平成29年度日置市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第76号 日置市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 議案第77号 日置市長等の給与等に関する条例及び日置市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
- 議案第78号 平成29年度日置市一般会計補正予算（第7号）
- 議案第79号 平成29年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第80号 平成29年度日置市水道事業会計補正予算（第3号）
- 陳情第11号 公立幼稚園における保育の充実を求める陳情書
- 意見書案第5号 相続登記手続きの困難となっている土地の改善を求める意見書（案）



第 1 号 ( 1 1 月 2 4 日 )



## 議事日程（第1号）

日 程	事 件 名
日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	諸般の報告（議長報告：監査結果等）
日程第 4	行政報告（市長報告）
日程第 5	認定第 1号 平成28年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長報告）
日程第 6	認定第 2号 平成28年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長報告）
日程第 7	認定第 3号 平成28年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長報告）
日程第 8	認定第 4号 平成28年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長報告）
日程第 9	認定第 5号 平成28年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長報告）
日程第10	認定第 6号 平成28年度日置市健康交流館事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長報告）
日程第11	認定第 7号 平成28年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長報告）
日程第12	認定第 8号 平成28年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長報告）
日程第13	認定第 9号 平成28年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長報告）
日程第14	認定第10号 平成28年度日置市水道事業会計決算認定について（決算審査特別委員長報告）
日程第15	承認第 6号 専決処分（平成29年度日置市一般会計補正予算（第5号））につき承認を求めることについて
日程第16	承認第 7号 専決処分（平成29年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第3号））につき承認を求めることについて
日程第17	議案第60号 南薩地区衛生管理組合理約の一部変更について
日程第18	議案第61号 日置市森林体験交流センター美山陶遊館、日置市美山林間広場及び日置市共同

登り窯に係る指定管理者の指定について

- 日程第19 議案第62号 日置市伊集院健康づくり複合施設「ゆすいん」に係る指定管理者の指定について
- 日程第20 議案第63号 日置市伊集院文化会館及び日置市東市来文化交流センターに係る指定管理者の指定について
- 日程第21 議案第64号 日置市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第22 議案第65号 日置市火災予防条例の一部改正について
- 日程第23 議案第66号 平成29年度日置市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第24 議案第67号 平成29年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第25 議案第68号 平成29年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第26 議案第69号 平成29年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第27 議案第70号 平成29年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第28 議案第71号 平成29年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第29 議案第72号 平成29年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第30 議案第73号 平成29年度日置市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第31 議案第74号 平成29年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第32 議案第75号 平成29年度日置市水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第33 陳情第11号 公立幼稚園における保育の充実を求める陳情書

本会議（11月24日）（金曜）

出席議員 21名

1番	桃北勇一君	2番	佐多申至君
3番	是枝みゆきさん	4番	富迫克彦君
5番	重留健朗君	6番	福元悟君
7番	山口政夫君	8番	樹治美君
9番	中村尉司君	10番	留盛浩一郎君
11番	橋口正人君	12番	黒田澄子さん
13番	下御領昭博君	14番	山口初美さん
15番	西菌典子さん	16番	門松慶一君
17番	坂口洋之君	18番	大園貴文君
19番	漆島政人君	20番	田畑純二君
22番	並松安文君		

欠席議員 1名

21番 池満渉君

---

事務局職員出席者

事務局長	上園博文君	次長兼議事調査係長	山下和彦君
議事調査係	馬場口一幸君		

---

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	副市長	小園義徳君
教育長	奥善一君	総務企画部長	今村義文君
市民福祉部長	野崎博志君	産業建設部長	瀬川利英君
教育委員会事務局長	満留雅彦君	消防本部消防長	川畑優次君
日吉支所長	田代信行君	吹上支所長	宇田和久君
総務課長	丸山太美雄君	財政管財課長	鉾之原政実君
企画課長	堂下豪君	地域づくり課長	橋口健一郎君
税務課長兼特別滞納整理課長	上秀人君	商工観光課長	脇博文君
市民生活課長	内山良弘君	福祉課長	有村弘貴君
健康保険課長	篠原和子さん	介護保険課長	福山祥子さん
農林水産課長	城ヶ崎正吾君	農地整備課長	東広幸君

建設課長 宮下章一君  
教育総務課長 松田龍次君  
会計管理者 長倉浩二君  
農業委員会事務局長 重水秋則君

上下水道課長 宇都健一君  
社会教育課長 梅北浩一君  
監査委員事務局長 地頭所 浩君

午前10時01分開会

△開 会

○議長（並松安文君）

ただいまから、平成29年第6回日置市議会定例会を開会いたします。

△開 議

○議長（並松安文君）

これより本日の会議を開きます。

△日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（並松安文君）

日程第1、会議録署名議員の指名をします。  
会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によって、中村尉司君、留盛浩一郎君を指名します。

△日程第2 会期の決定

○議長（並松安文君）

日程第2、会期の決定を議題とします。  
お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月21日までの28日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から12月21日までの28日間と決定しました。

△日程第3 諸般の報告（議長報告：監査結果等）

○議長（並松安文君）

日程第3、諸般の報告を行います。  
議会報告につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりです。  
次に、監査結果の報告であります。平成29年8月分から平成29年9月分までの例月現金出納検査結果報告及び10月2日から10月19日まで実施された定期監査の報告

がありましたので、その写しを配付しました。  
以上、ご報告いたします。  
これで諸般の報告を終わります。

△日程第4 行政報告

○議長（並松安文君）

日程第4、行政報告を行います。  
市長から行政報告の申し出がありました。  
これを許可します。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

8月21日から、主な行政執行についてご報告申し上げます。  
8月21日、県内各市市長が一堂に会し、平成29年度第2回鹿児島県市長会定例会が、南九州市で開催されました。

次に、9月13日に、100歳以上の高齢者を対象に、敬老訪問を行い、敬老祝い金を直接お渡しし、ご長寿をお祝い申し上げました。

次に、9月21日、秋の全国交通安全運動出発式を行うとともに、200人立哨による日置市ビッグウェーブを実施し、交通安全の機運を醸成しました。

また、同日、株式会社浜崎建設と日置市工場を建設することについて、立地協定の調印を行いました。

次に、10月4日に県内各副市長が一堂に会し、鹿児島県市長会第2回副市長会を日置市で開催いたしました。

次に、10月11日に、官民一体となった防犯への意識の高揚を図るため、全国地域安全運動出発式を行いました。

次に、10月18日に、福島県相馬市と気象災害、地震・津波災害その他災害が発生した場合において、相互に応援・協力し、応急措置を実施するため、災害時相互応援協定を締結しました。

以下、主要な行政執行につきましては、報

告書に掲載してありますので、ご確認をお願いいたします。

○議長（並松安文君）

これで、行政報告を終わります。

- 
- △日程第5 認定第1号平成28年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について
  - △日程第6 認定第2号平成28年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
  - △日程第7 認定第3号平成28年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
  - △日程第8 認定第4号平成28年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
  - △日程第9 認定第5号平成28年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について
  - △日程第10 認定第6号平成28年度日置市健康交流館事業特別会計歳入歳出決算認定について
  - △日程第11 認定第7号平成28年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について
  - △日程第12 認定第8号平成28年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
  - △日程第13 認定第9号平成28年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
  - △日程第14 認定第10号平成28年

度日置市水道事業会計決算認定について

○議長（並松安文君）

日程第5、認定第1号平成28年度日置市一般会計歳入歳出決算認定から日程第14、認定第10号平成28年度日置市水道事業会計決算認定についてまでの10件を一括議題とします。

10件について、決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

〔決算審査特別委員長橋口正人君登壇〕

○決算審査特別委員長（橋口正人君）

皆様、おはようございます。ただいま議題となっております認定第1号平成28年度日置市一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第10号平成28年度日置市水道事業会計決算認定についてまでの10議案についての決算審査特別委員会における審査の経過と結果についてご報告いたします。

この議案は、平成29年第5回定例議会におきまして、当委員会に付託され、閉会中の継続審査となりました。

去る10月11日から18日の5日間の日程で、総務企画部、市民福祉部、産業建設部、農業委員会、教育委員会、消防本部、監査委員会事務局、議会事務局の関係部課長を初め職員の出席を求め、慎重かつ効率的な審査になるよう努めて進めてまいりました。

本市の平成28年度予算は、日置市財政健全化計画に基づき、限られた財源の中で予算調整を図る一般財源枠配分方式を引き続き実施しております。

本市においては、第二次日置市総合計画の将来像に掲げる「住んでよし、訪ねてよし、ふれあいあふれるまち、ひおき」の実現に向け取り組むべき施策や事業を的確に推進し、少子高齢化や人口減少化の課題に対処するため、各産業の振興や交流及び定住人口の増加を図っていくこととしています。

また、引き続き住民サービスの向上や、行財政運営の効率化など、着実に推進していくこととしています。

このことを前提として、当委員会の審査におきましては、まず、議決した予算は当初の趣旨と目的に沿って適正に、しかも効率的に執行されたのか、また、次年度に向けた課題についても審査を行いました。

それでは、まず、認定第1号平成28年度日置市一般会計歳入歳出決算認定についてご報告いたします。

歳入確保については、対前年度比9,258万2,000円減額の276億9,182万2,000円となり、自主財源27.6%、依存財源72.4%と、依然として自主財源に乏しい財政状況でありました。

歳出については、対前年度比2億3,879万7,000円減額の265億6,088万円となり、その内訳は、義務的経費が構成比47.6%、対前年度比1億8,054万1,000円増の126億4,639万円、投資的経費は、構成比21.0%、対前年度比2億6,415万円減の55億7,115万円、積立金を含めたその他の経費の構成比は31.4%、対前年度比1億5,518万8,000円減の83億4,334万円であります。

結果として、経常収支比率90.2%、対前年度比2.4ポイント増加しており、財政の硬直化が進んでいる状況にあります。

それでは、当委員会で出ました質疑と答弁についてご報告いたします。

まず、総務企画部の主な質疑、答弁をご報告いたします。

財政管財課の質疑では、交付税縮減が続く中、予算編成の今後の方針をどう考えるのかとの質疑に、普通交付税の段階的縮減は大きな課題であり、一般財源枠の中で予算編成を原則としながら、合併特例債の使える平成

32年度までに大規模事業に取り組み、同時に削減の努力も続けながら、全体的な予算編成に取り組みたいと答弁。

次に、総務課の質疑では、自己防災組織の充実が必要だが、どんな訓練を何カ所で実施しているのかとの質疑に、避難訓練が26カ所、消火訓練が54カ所、炊き出し訓練が16カ所、危険箇所の点検が26カ所、講習・研修会が34カ所など、延べ189回の訓練を実施していると答弁。

また、弁護士相談の内容と傾向はどうか、相談は年々ふえているのかとの質疑に、市有地、民有地との関係とか、開示請求等がある中で、最終的な市の判断を確認するケース等がある。複雑な案件等があり、年々ふえる傾向にあると答弁。

次に、企画課の主な質疑では、地元企業と高校2年生を対象とした合同企業説明会で、高校生はどんなことを企業に求めているか。また、どの程度就職に結びついたかとの質疑に、賃金面はもちろんだが、福利厚生面を重要視している高校生が多い。また、直接就職に結びつかなくても、将来Uターンを考えたときに来たときに、地元企業を知っていることで選択肢の一つになればいいという気持ちで開催していると答弁。

また、連携中枢都市圏構想について、この事業が目指すべき方向は、新たな広域合併につながるのかとの質疑に、鹿児島市を含む4市が連携し、地方創生の実現に向けて圏域全体で行政サービスを行いながら、人口減に歯どめをかけようという趣旨で活動している。国のほうも、新たな合併を推進するものではないとしていると答弁。

次に、地域づくり課の主な質疑では、日置市女性センターでの各種相談内容はどうか。設置して2年目だが、市民の認知度が高まっているのかとの質疑に、相談件数は多岐にわたっており、DV、離婚問題、子どもの

こと、生活困窮、障がいなど335件あった。女性センターだよりを毎月発行しており、相談窓口があることが徐々に広まってきており、伊集院地域以外の方々の活用も広がりを見せてきている。引き続き広報啓発の活動に努めていきたいと答弁。

地域おこし協力隊の配置により、他の地域への影響があったかとの質疑に、まずは日置市の観光の核となる場所を美山地域とし、そこから他の地域を情報発信していく形で協力隊も動いている。他の地域で協力隊が欲しいという声はあるが、地区公民館を挙げて協力隊を必要とする目的、バックアップする体制等が明確になっていないことから、協力隊がふえない状況にあると答弁。

次に、税務課の主な質疑では、5月と8月に個別徴収を実施しているが、長期滞納者の状況はどうかとの質疑に、夜間徴収で回るのは、納付忘れの人が対象であり、滞納者については、夜間徴収の対象外である。分納契約を結んでいる滞納者が955件あり、ここ数年横ばい傾向で推移していると答弁。

また、税務課職員は若手が多く、徴収に苦慮すると思うが、メンタル面での課題はどうかとの質疑に、極端な態度をとる滞納者については、市で雇用している警察OBの相談員とも連携しながら対応していることで、職員も心強く思っている。自分でため込まず、相談できる体制づくりにも心がけていると答弁。

次に、滞納整理課の主な質疑では、最も多額の滞納はどういった案件かとの質疑に、市営住宅の使用料の未納が多額であり、30万から40万円になるケースもあると答弁。

また、特別滞納整理課への各課が依頼する基準があるのかとの質疑に、分納契約の不履行者や納付催告をしても応じない方が対象となる。原則的には、6カ月以上の滞納をし、滞納額10万円を超えるもので、債権担当課とも協議の上、引き継いでいると答弁。

次に、商工観光課の主な質疑では、東郷記念館は入館料を無料とし、より多くの人に来ていただくことは考えられないかとの質疑に、美山の里整備検討事業で、地域の面的な整備のあり方、計画策定を行うこととしており、その中で、東郷記念館のあり方、展示内容等について検討していく予定である。入館料の無料化についても、一般の方から要望を聞いており、あわせて検討していきたいと答弁。

次に、消防本部の主な質疑では、消防ポンプ車、救助工作車のそれぞれの更新年数はどうかとの質疑に、消防ポンプ車は18年、救助工作車は16年、消防団の消防ポンプ車は20年としているが、実際はそれより長く使っている状況であると答弁。

また、消防本部の施設の改善点など、どういった課題があるかとの質疑に、建物は建設後35年が経過しているが、耐震基準は満たしているため、部分改修等により、長寿命化を図ることとしている。床、階段、壁等は古く感じると答弁。

次に、市民福祉部の主な質疑、答弁を報告いたします。

市民生活課の質疑では、生ごみ回収モニター事業は、3年後に全域実施の予定かとの質疑に、一部地域ではコンポスト等による自己処理もあるが、32年度の完全実施に向けて取り組んでいきたいとの答弁。

また、生ごみ回収により、グリーンリサイクルセンターでの処理効果はあったかとの質疑に、焼却炉の温度が高くなる課題はあるが、総体的には約2,500万円の経費削減につながったと答弁。

次に、福祉課の主な質疑では、ケースワーカーは、困難を抱えた人たちの相談に乗るなど、大変な業務だと思うが、メンタル面での課題は、問題点はなかったかとの質疑に、いろいろな問題を抱えた方がいらっしゃるため、説明は丁寧にするように心がけている。メン

タル面については、係内で情報を共有しながら協力体制を整え、問題を解決していくようにしていると答弁。

また、緊急通報システムは、28年度、45台設置したが、課題はあるのかとの質疑に、取りつけた世帯から好評を得ている。ただ、安否が確認できないときのために、協力員を2人立てるのが、日ごろのコミュニケーションがとれていないと、なり手が決まらないという課題があると答弁。

次に、健康保険課の主な質疑では、発達障がい児等の早期発見・早期支援のためのスタッフ研修を実施しているが、その中に教職員も含まれているのかとの質疑に、スタッフ研修は、主に母子健診に携わる保健師、助産師等が対象であるが、内容によっては保健師、幼稚園の教諭、学校の教諭にも声をかけている。その場合、こども支援センターとも連携して、研修を行っている」と答弁。

また、乳幼児健診を日吉と吹上だけは合同で交互に実施している。それぞれの地域で実施できないかとの質疑に、2つの地域は出生数が少なく、月に2人、1人とか、ない月もあったりする。母親も、交流の場や情報交換の場が必要であること、また、スタッフも専門職種を多く配置し、充実した対応をしているため、ある程度まとまった人数のほうがよいということで、今の体制で合併時から実施していると答弁。

次に、介護保険課の主な質疑では、職員の超過勤務が気になるが、勤務状況はどうかとの質疑に、法改正も多々あり、28年度は10月から総合事業を開始した関係で、時間外勤務が多かったと答弁。

また、1人当たりのケアプランの作成件数はどれぐらいか、基準があるのかとの質疑に、1人のケアマネジャーが、40件から45件ぐらい作成しているが、国のほうは、作成件数の基準は示していない。他の市町村と比較し

ても、平均的だと思いと答弁。

次に、産業建設部の主な質疑、答弁をご報告いたします。

農林水産課の質疑では、これまで弟子屈町から乳用牛を購入してきたが、その成果はどうだったかとの質疑に、平成28年度までに13頭導入したが、導入した農家からは、これまでの乳量を上回っているとの報告がある。後継牛については、9割雌が生まれており、各農家にも引き継いでいると答弁。

これまでに植えたオリーブの本数と植えた人の数はどの質疑に、28年度は1,100本ぐらい植えた。28年度で、新規で申し込んだ方は二十数名で、27年度に新規で植えた方を入れると、合計で86人ぐらいになる。これまで植えた総数は、約2,770本となると答弁。

次に、農地整備課への主な質疑では、災害復旧で被災原因が維持管理不足によるものがあるが、管理者への指導をどう考えているかとの質疑に、維持管理の徹底は大事なため、みどりサークル、水利組合、土地改良区等へ指導していると答弁。

また、用地事務体制を強化する必要があると懸案事項にあるが、職員をふやして対応するのかとの質疑に、用地問題は全庁的な問題であり、それを解決するために業務にたけた用地調査員を雇用して業務に当たっている。職員をふやしての対応ではないと答弁。

次に、建設課の主な質疑では、河川愛護作業の高齢化を見据えての対策はどの質疑に、危険な箇所はしないよう、できる範囲でお願いしている。道路維持班も29年度から増員し、自治会で管理に支障がある場所に対応していると答弁。

また、土木技師の年齢が高いが、技能、技術の継承のため、こういった取り組みをしたかとの質疑に、市で年二、三回、技術職員を集めて研修会を実施している。また、東京や

福岡で行われる研修や、国土交通大学校などに、毎年、定期的に若手職員を派遣していると答弁。

次に、教育委員会の主な質疑、答弁をご報告いたします。

教育総務課、学校教育課の質疑では、学校給食で、残食が多いところもあるが、日置市の状況はどうかとの質疑に、日置市でも、1日の給食の約4%が残食が出ている。6月と11月に調査しており、結果は、県の平均値とほぼ同様であると答弁。

また、28年度から土曜授業がスタートしたが、成果はどうだったかとの質疑に、豊かな教育的環境をつくるのが一番の目的であり、各学校がその目的に応じて運用している。1年で成果が上がるものではないが、学力向上に対する意識は変わってきていると認識していると答弁。

次に、社会教育課の主な質疑では、障がい者に対する施設整備について、これまでの整備状況はどうかとの質疑に、障がい者だけではなく、高齢者にも配慮したトイレとして、各施設の和式トイレをおよそ半分ずつ洋式トイレにかえていると答弁。

また、おひさま運動の推進状況はどうかとの質疑に、あいさつ運動を毎月1日に伊集院駅で行っており、高校生が自分から挨拶をするなど、効果が出てきていると感じている。他の項目についても引き続き推進を続けていきたいと答弁。

このほか、多くの質疑、答弁がありましたが、省略させていただきます。

次に、認定第2号日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてご報告いたします。

歳入総額78億2,846万1,000円、歳出総額74億8,815万6,000円、歳入歳出差し引き額3億4,030万5,000円となりました。

主な質疑は、療養給付費の執行残が多い理由は何かとの質疑に、C型肝炎の高額新薬が27年度から使用され始めて、一時的に伸びた。28年度になって単価が引き下げられ、あわせて治療患者数が一段落したため、28年度は少し落ちつく結果となった。難病の治療も高額になってきており、そのことも給付費に影響することがあると答弁。

また、28年度の医療費の傾向はどういった状況かとの質疑に、件数については、高血圧など生活習慣病が約半数である。医療費が上がる要因としては、外来では透析等、入院では精神関係が高いという結果になっていると答弁。

次に、認定3号日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてご報告いたします。

歳入総額5億4,164万9,000円、歳出総額5億2,316万円、歳入歳出差し引き額1,848万9,000円となりました。

公共下水道事業特別会計については、執行部の説明で了承し、質疑はありませんでした。

次に、認定第4号日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてご報告いたします。

歳入総額3,922万9,000円、歳出総額3,645万9,000円、歳入歳出差し引き額277万円となりました。

主な質疑は、この事業を他の地域で実施する予定はないかとの質疑に、整備構想では、他の地域で実施する計画はないと答弁。

次に、認定第5号日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定についてご報告いたします。

歳入総額2億701万、歳出総額2億665万8,000円、歳入歳出差し引き額35万2,000円となりました。

主な質疑は、砂丘荘も老朽化しているが、28年度における課題は何かとの質疑に、あ

り方検討委員会でも話が出たが、スポーツ関係に特化した施設を目指すのがいいと感じている。また、バリアフリー化についても、和室にベッドを置くなど、高齢者にも配慮した改修を行っていききたいと答弁。

また、人手不足が全国的に言われるが、砂丘荘での人手不足はなかったのかとの質疑に、全国的にサービス業が不人気なのか、ハローワークに募集をかけてもいい返事がない。調理師についても、過重労働のためランチを縮小し、現在、土日、祝日のみ営業をしており、人手不足は深刻であると答弁。

次に、認定第6号日置市健康交流館事業特別会計歳入歳出決算認定についてご報告いたします。

歳入総額1億5,712万4,000円、歳出総額1億3,972万4,000円、歳入歳出差し引き額1,740万円となりました。

主な質疑は、健康交流館ユープルの宿泊者数をふやすため、努力したことは何かとの質疑に、施設利用促進協会で、年3回、県外の学校関係や競技団体へ、市長を初めセールスに行っていると答弁。

また、プール利用者が1,550人と減っているが、要因は何かとの質疑に、子どもたちが少なくなってきたことと、吹上地域では、65歳以上の方も減ってきていると答弁。

次に、認定第7号日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定についてご報告いたします。

歳入総額4,166万3,000円、歳出総額4,061万3,000円、歳入歳出差し引き額105万円となりました。

主な質疑は、温泉を1カ所にためて、9カ所に配湯しているが、受益者負担はないのか、何年で元を取るのかとの質疑に、毎分1ℓについて1,830円の使用料で、年間270万5,472円の収入がある。通常の維持管理であれば問題はないが、大きな改修

がある場合は難しいため、元を取るということにはならないと答弁。

また、湯量不足による補償金を出したが、これは、毎年発生する可能性があるのかとの質疑に、大正温泉の無償分を新湯温泉が買い取ったが、後からそれがわかったための補償が発生した。現在、無償分は配当できているので、補償金が発生することはないと答弁。

次に、認定第8号日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてご報告いたします。

歳入総額56億6,475万4,000円、歳出総額54億8,965万4,000円、歳入歳出差し引き額1億7,510円となりました。

主な質疑は、介護予防事業に取り組むことにより、介護度が改善されたといった事例があったかとの質疑に、筋ちゃん広場に参加することで、体が軽くなったと、人との触れ合いができるようになり、心も明るくなったという前向きな意見をたくさん聞いている。状態が改善し、デイサービス等を利用しなくてもよくなったという方もいると答弁。

また、高齢者虐待等に関する相談に対し、関係機関とどんな連携をしたのかとの質疑に、高齢者虐待ネットワークを年1回開催しており、警察や医療介護関係者、民生委員等で、今後の対応について検証していると答弁。

また、認知症に対する対策はどの質疑に、早期に何らかの相談ができる窓口等の周知が必要である。そのため、市では、認知症初期集中支援チームを立ち上げ、職員が専門の研修を受け、準備を進めている状況であると答弁。

次に、認定第9号日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてご報告いたします。

歳入総額6億5,854万9,000円、歳出総額6億5,721万6,000円、歳入歳出差し引き額133万3,000円となりま

した。

主な質疑は、人間ドックに対する助成を行っているが、再診の結果が出た人にどのような対応をしているのかとの質疑に、市が補助するためには、必ず結果を提出することとなっている。結果をもとに、必要に応じて訪問看護師が保健指導を行っているかと答弁。

また、28年度における後期高齢者医療特別会計の課題は何かとの質疑に、介護予防の取り組みが必要であり、住民主体の介護予防教室等にできるだけ参加し、自分で健康づくりができるよう支援していかなければならないと思うと答弁。

次に、認定第10号日置市水道事業会計決算認定についてご報告いたします。

水道事業収益は、税抜き8億1,373万円、水道事業費は税抜き7億2,704万5,000円で、8,668万5,000円が、当年度の純利益であります。

資本的収支は、収入1億3,920万5,000円、支出3億8,400万4,000円で、差し引き2億4,479万9,000円の不足額となり、消費税及び地方消費税資本的支出調整額と過年度分損益勘定留保資金で補填されました。

主な質疑は、28年購入した給水車は、断水等で活用した実績があったかとの質疑に、中川の中山田地区で断水があり、給水車を出したと答弁。

ただいまの報告のほか、多くの質疑、答弁がありましたが、省略させていただきます。

それでは、認定第1号から認定第10号について討論、採決の結果をご報告いたします。

まず、認定第1号平成28年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について、就学援助費については、申請者に対して認定されなかった方も多くいた。基準の見直しなどを行い、教育費の負担が大きいと考える人には、この仕組みが受けられるように変えていくべきで

ある。また、人権啓発事業費は、部落解放同盟への補助金であり、認めるわけにはいかないとの理由で反対討論がありました。

一方、少子高齢化や人口減少時代、社会保障費の増加などにより、日本経済が厳しさを増す中、交付税も減少してきている。そうした中で努力をした結果も、財政等の数値にあらわれている。ふるさと納税も2億5,000万円近くに上るなど、日置市のあり方等を評価して応援しようという気持ちのあらわれであり、これからも市の政策を盛り上げていくことが大切であるため、認定すべきであるとの賛成討論がありました。

採決の結果、賛成多数をもって認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第2号平成28年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、国民健康保険税の滞納者がふえており、払うのが大変な状況になっている。高過ぎる国保税は軽減させるべきだが、住民を苦しめる状況にあるのは、国の地方に対する財政支援が削られてきた結果であり、国の政治を変えて改善していく必要がある。こうしたことから、このまま決算を認めるわけにはいかないとの反対討論がありました。

一方、国民健康保険は、全ての人が医療を受けられるようにつくられた制度であり、破綻してはならない。制度が厳しい状況にあり、国の支援は望まれるところだが、破綻寸前で財政投入がされるようでは問題であり、より一層の制度の充実を望みたいと考えるため、認定すべきであるとの賛成討論があり、採決の結果、賛成多数をもって認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第3号平成28年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定から、認定第6号平成28年度日置市健康交流館事業特別会計歳入歳出決算認定までの4件については、討論もなく、採決の結果、全員一致

で認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第7号平成28年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定では、吹上温泉の発展を望むためにも、あえて今後の検討材料として、温泉給湯事業をいち早く廃止し、住民と市の施設が遺恨をなくすように検討すべきであるため、認めるわけにはいかないとの理由で反対討論がありました。

一方、国民宿舎へ温泉を配湯するために、温泉組合との協議により、特別会計で運営してきた事業であり、条例にも規定され、それを守ってきたの支出であるので、これまでの経緯を考えると、事業を継続し認定すべきであるとの賛成討論があり、採決の結果、賛成多数をもって認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第8号平成28年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定では、介護の必要な方が安心して必要な介護を受けられるようにすることが大事だが、それができにくい状況にある。介護保険の負担もどんどん大きくなり、利用率に反映している。今の制度を見たときに、このまま認めるわけにはいかないとの理由で反対討論がありました。

一方、介護が必要な方はふえており、そういう方々を社会で守ろうということで作られた制度であり、同時に健全化を求める必要もある。制度については、細かい検討もこれまで続けられてきて、きちんとした決算になっており、認定すべきであるとの賛成討論があり、採決の結果、賛成多数をもって認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第9号平成28年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定では、75歳以上の高齢者に対して、別枠の保険をつくったことが差別に当たると認識しており、認めるわけにはいかないとの理由で反対討論がありました。

一方、75歳以上の方々は、病気になる確

率が上がるため、それを社会で守る必要があり、国保から切り離し、特別に運営している。県の管轄する事業であり、そこには市が納付金を出しているため、認定すべきであるとの賛成討論があり、採決の結果、賛成多数をもって認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第10号平成28年度日置市水道事業会計歳入歳出決算認定では、討論もなく、採決の結果、全員一致で認定すべきものと決定いたしました。

今回の決算審査特別委員会の委員の意見を一部申し添えます。

合併後12年がたって、市民の意識も変化し、市民サービスも前進させなければならない。従来の事務事業がこのままでよいものか。少ない人数の中で、効率的な仕事を進める上でも、事務事業の仕分けは必要であり、効果を予測して予算をつけるべきであるとの意見。

合併して12年がたったが、地域間格差が余にも大きい。4町の地域の特性を生かしてとか、前向きな言葉に聞こえるが、今回の決算審査を行った感想としては、格差を感じた。地区公民館の運営についても、同様の感じを受けたとの意見。

事務事業の見直しや、職員の長時間残業もかなり多いので、適正なる配置計画が必要ではないかという意見。

自治会長のなり手が無いとの説明であったが、自治会長の役割とかわりがふえ過ぎて、責任を持って業務ができないとの声があるので、自治会長や民生委員の負担のあり方、イベント等の見直しが必要ではないかという意見。

そのほかにも、たくさんの意見が出ました。

委員の意見をまとめてみますと、地方交付税が縮減していく中で、行政を執行していく環境が年々厳しくなっています。本市では、地域ごとの特性を生かした地域づくりや産業の振興、交流人口など活性化に取り組み、

また、地区館を中心とした活動など、その効果も上がってきているが、4地域の格差も見られる。

一方で、高齢化や少子化の対応策として、扶助費に係る負担もかさんでいる。

また、日置支所庁舎の建設が完了し、次は吹上支所の庁舎、伊集院北小学校の改築等、そして、湯之元第一地区の区画整理事業などの大型事業が控えている中、今後の財政運営が危惧される場所である。

事務事業のさらなる見直しと、行政組織の簡素化を図りながら、歳出の削減に努めていく必要がある、そのためにも市民と共生協働の形を模索し、市民との連携を一層深めていく必要がある。

以上で、決算審査特別委員会のまとめとしてご報告いたします。

**○議長（並松安文君）**

これから、10件の委員長報告に対する質疑を一括して行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（並松安文君）**

質疑なしと認めます。

これから、認定第1号平成28年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

発言通告がありますので、まず、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

**○14番（山口初美さん）**

私は、平成28年度日置市一般会計歳入決算に対する反対討論を行います。

アベノミクスという国の経済政策により、貧困と格差が広がりました。また、消費税の8%への増税の影響で、市民の暮らしはますます厳しくなっています。

このような国の悪政から市民の命を守り、暮らしを守る役割が自治体に求められていると考えます。

平和なこのまちで安心して暮らしたい、この市民の願いに応える決算であったか、そういう観点から見たときに、私といたしまして、幾つか問題だと思った点を申し上げて、反対討論とさせていただきます。

まずは、小中学校の子どもたちの義務教育に対する就学援助制度のことでです。

子どもの貧困が大きな社会問題となっています。憲法には、「義務教育は、これを無償とする」とうたわれており、28年度は、学校を通じて621人の就学援助の申請がありました。経済的に就学困難な保護者の負担の軽減を図ることが目的の制度であります。

621人の申請に対して、432名は認定をされましたが、105人が援助を受けられませんでした。所得の基準があつて仕方がないといえばそれまでですが、基準そのものの見直しが必要かどうかも含めての検討が必要と考えます。

憲法に照らせば、申請された、できるだけ全員が受けられるような制度にしていくべきです。

また、入学準備金や修学旅行費などは、事前にお金が必要なことがわかっているわけですから、その準備に間に合うように改善していくことが必要と考えます。

また、国では援助の対象とされ、実施している自治体もあるクラブ活動費や生徒会費、PTA会費などが、本市では準要保護世帯へは適用されておりませんので、この点も指摘しておきたいと思います。

教育基本法第19条に、「経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童、学齢生徒の保護者に対して、必要な援助を与えなければならない」とあります。本市の28年度の決算が、十分この目的を果たしたとは言えないと私は考えます。

また、子育て支援策として子ども医療費の無償化が、現在、中学校卒業まで実施され

ておりますが、ほかの自治体では高校卒業まで実施というところもふえております。

また、病院の窓口で一遍払って後で返ってくるという今のやり方では、やはり病院に行く前にお金の心配をしなければなりませんので、この点でも子育て支援策としてはまだまだ不十分だと私は考えます。

また、マイナンバー、共通番号制度に関する支出がありますので、この点も指摘させていただきます。

28年の1月から本格的な運用が始まりましたが、トラブルが相次ぐなど仕組みの矛盾もあり、また、個人番号カードの発行システムなども障害が繰り返されております。そして、個人番号カードの普及は、やっと1割程度です。国民にとっては、本当に必要な制度としてはとても思えませんし、個人情報に危険にさらし、国民への国家管理と監視強化につながるものと考えます。このようなことに貴重な税金が使われたということ、私は認めるわけにはいきません。

次に、市民啓発課の人権啓発事業費37万8,000円は、部落解放同盟という特定の団体への支出であり、この事業は、国に置いては既に終了したものでございます。どうしてこの団体への人権啓発事業費として、毎年補助金が出されるのか納得がいきません。逆差別とも言えるもので、この団体のみが優遇されているとも言えるものだと考えます。税金の使い道として、私は認めることができません。

また、市役所内の働く人たちの格差について申し上げます。

非正規の職員がふえているのは、私はよくないと思っております。同じ職場で同じように働いている、市民から見れば誰が正規で非正規かなどわかりません。官製ワーキングプアと言われる自治体や公共の施設で働く人たちの中で貧困が広がって、大きな社会問題と

なっております。

日置市でも例外ではありません。正社員が当たり前の日置市役所であるべきです。臨時職員に担っていただく仕事、そういう仕事も当然あることは認めますが、行政改革の名のもとに非正規の職員に置きかえられてきた経緯があります。住民サービスを担う公務員は、きちんと身分が保障されるべきです。そうしてこそ、住民サービスも向上するものと考えます。

さて、冒頭で少し申し上げましたように、アベノミクスという国の間違った経済政策によって、貧困と格差が広がりました。そして、2014年に消費税8%に値上げされてから、消費は冷え込み、受け取れる年金はこれでもか、これでもかと減らされ続け、市民の暮らしはますます厳しくなっております。

このような国の悪政から市民の暮らしをしっかりと守ることが求められています。しかし、その期待に十分応えることができなかった決算だと私は考えます。

このまちで安心して暮らしたいと願う市民にとって、28年度は後期高齢者医療保険料の値上げや軽自動車税の負担増、また国保や介護保険料・利用料の負担の重さなど、市民の願いとはかけ離れた決算だったと言わなければなりません。

以上、申し上げます、反対討論といたします。

#### ○議長（並松安文君）

次に、西園典子さんの賛成討論の発言を許可します。

#### ○15番（西園典子さん）

ただいま議題となっております認定第1号平成28年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について、私は賛成の立場で討論をいたします。

まず最初に申し上げたいのは、これら決算は、当初予算の審議に始まり、1年を通した

議会ごとに各常任委員会、本会議を通して慎重に審議を重ねてきたものが、最終的に決算として上程されてきたものであります。

そして、約5万人という日置市民の福祉に寄与すると同時に、日置市という団体の健全維持を図るものであるかを審査すべきものと思います。

今回、この認定作業にかかわりました9人の委員のうち6人は、予算上程から執行に至る経緯に携わらなかったメンバーでありました。

しかし、そのことは、ある意味で一連の執行過程にかかわらないまっさらな目で、第三者的な厳しくも新鮮な住民目線で審査に当たったということも申し添えておきます。

平成28年度も、経済不振、人口減少、格差社会など、地方行政を取り巻く情勢は厳しいものであります。合併して12年目、市全体の融合と公平さを求めながら、地域資源や特性を生かして、地域経済や住民福祉の増進に努めつつ、自立した自治体を目指したことが、決算の随所にうかがわれたところです。

11月18日、南日本新聞に、鹿児島県市町村2016年度決算が掲載されておりました。まず、本市は財政の健全化判断の基準となります将来負担比率は、鹿児島県内市町村で3番目に低く、また、借金返済額の割合を示す実質公債費比率の県内市町村平均7.3を下回る6.4という安定した状況と思われまます。

次に、28年度は合併特例法の合併算定替えから普通交付税減の激変緩和期間1年目であり、普通交付税4億円近い減少にもかかわらず、自主財源比率を27.56%と伸ばしました。27年度の26.0%を上回って、少しずつではあっても自立力を伸ばしております。

これは、市未利用地の売却や固定資産税の増加の努力、また、ふるさと納税など寄附金

が2万1,348件、金額で2億5,131万5,000円という温かい日置市発展への応援のおかげもありました。

それから、収入未済額、いわゆる滞納が、平成25年以前は、一般・特別会計を含めまして7億円から7億5,000万円ほどであったのが、約5億5,000万円と、滞納を約2億円減らすという努力もなされております。

これは、職員の夜間徴収や分納説得など、市の歳入確保と市民負担の公平性を保つために、日夜体を張った懸命な努力がなされた成果であると思います。

また、そうした日常の努力は、同時に滞納者の未納になった原因や、生活状況を速やかに調査して、自立支援や生活困窮の救済にもつながっております。

そのような結果が数字としてあわれてきており、高い評価に値するものであるということをごここに付け加えておきます。

また、財政の弾力性を示す経常収支比率におきましては、合併当初、数年間は96%を超える状況もありました。

しかし、人件費削減、民営・民間委託、共生協働の住民参加型など、全市を挙げての身を削るような思いの努力があつて、27年度は、経常収支比率87.8%にまで回復いたしました。

28年度は、90.2%と幾分硬直化が進みましたが、類似団体の90.4%よりはよい状況にあります。

また、28年度は、地方交付税の減額で一般財源が減少する中で、高齢化の進展で扶助費が伸びているためであつて、全県的な傾向であると県の市町村課はしております。

また、地区公民館制度を中心とした共生協働は、行政任せでない市民の主体的な地域づくりと交流の活動拠点づくりとして定着してきており、これは、自立した市民を育てると

同時に、最小の経費で最大の効果を上げること  
に貢献していると思います。

同時に、避けることのできないこれからの  
高齢少子社会を、住みなれたところでみんな  
を巻き込んで、地域で、社会でお互いを支え  
合う拠点として役立つものと思います。

先ほど出ました準要保護等に対する就学援  
助費は、平成17年、国と地方の痛み分けの  
三位一体改革で、国の援助を廃止して税権委  
譲、地方財政措置をして、市町村が単独で  
するようになりました。

一方、本市は、平成28年10月から中学  
校卒業までの医療無料化、ひとり親、母子世  
帯、多子世帯手当や子ども支援センターなど  
など、多くの努力を重ねております。

国も、人口減少時代に対しまして、一層子  
育て支援には力を入れていくものと思われま  
す。教育の充実とともに、国、県とも連携を  
とりながら、充実を目指していくべきもの  
と思います。

また、人権問題などは、さまざまな少数派  
の抱える問題、格差社会の進行などのこの時  
代、社会が複雑になればなるほど、また真剣  
に考えるべき問題であると思います。

そのほか、多くの投資的な事業も積極的に  
推進されまして、住民の福祉やニーズを考慮  
して、限りある財政の中で、社会資本の整備、  
環境・福祉、農林水産、商工観光、教育・文  
化など、各分野においておおむね適正に執行  
されていると感じられました。

先ほど申し上げましたが、2万件を超える  
全国からのふるさと応援寄附金など、このよ  
うな本市の地道な努力の成果と、自然豊かな  
ふるさとを守り続ける本市の存在とあり方を  
評価しているものと思います。

さまざまな意見や立場の違いはあっても、  
それらを乗り越えて、このまちで安心して平  
和に暮らしたいという、市民の幸せと本市の  
発展を願うことこそ大切なことと思います。

よって、平成28年度一般会計歳入歳出決  
算認定に対して、賛成討論といたします。

○議長（並松安文君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

これで討論を終わります。

これから認定第1号を採決します。この採  
決は起立によって行います。本案に対する委  
員長の報告は認定であります。委員長の報告  
のとおり決定することに賛成の方はご起立を  
願います。

〔賛成者起立〕

○議長（並松安文君）

起立多数です。したがって、認定第1号平  
成28年度日置市一般会計歳入歳出決算認定  
については、認定することに決定しました。

ここでしばらく休憩します。次の会議を  
11時10分とします。

午前11時01分休憩

---

午前11時10分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、認定第2号平成28年度日置市国民  
健康保険特別会計歳入歳出決算認定について  
討論を行います。

発言通告がありますので、まず、山口初美  
さんの反対討論の発言を許可します。

○14番（山口初美さん）

私は、認定第2号平成28年度日置市国民  
健康保険特別会計決算に対する反対討論を行  
います。

まず、一般会計からの法定外の繰り入れ  
1億円につきましては高く評価しております  
が、それをしてもなお高過ぎる国保税は、住  
民を苦しめています。国保税を払えない滞納  
世帯が20.4%と深刻な状況となっており、  
引き下げが必要です。

また、滞納世帯へは、当たり前の保険証が発行されず、市民の医療を受ける権利が守られていない状況もあります。

市の国保財政は、この滞納もあるために、大変厳しくなっております。

本来、国の財政支援がなければ成り立たないのに、国がこれを削り続けたことで、国保が国民皆保険制度として立ち行かなくなっています。国の負担をもとに戻させることが、どうしても必要です。国の政治を変える必要があることは、明らかです。

さらに、会社をやめても、国保への加入手続をせずに無保険の問題もありますが、これも、高過ぎる国保税が原因と考えられます。

私は、これらの問題を含んだ本市のこの国民健康保険の28年度の決算をこのまま認めることはできませんので、反対をいたします。

以上です。

#### ○議長（並松安文君）

次に、坂口洋之君の反対討論の発言を許可します。

#### ○17番（坂口洋之君）

ただいま議題となっております認定第2号平成28年度国民健康保険特別会計について、賛成の立場で討論いたします。

国民健康保険制度は、私たち市民が必要な医療を受けることができるよう、地域住民が支える公的医療制度であります。

社会保険や共済制度と異なり、高齢者、無職、自営業の被保険者で支えられ、医療費が高く、保険料収入が少なく、公的な支援なくして維持できない現状があります。

28年度においては、2億3,000万円の国保基金の一般財源からの繰り入れが実施され、かろうじて国保給付費支払基金残高が72万円という、首の皮一枚という厳しい財政状況でありました。

本市においては、近年、厳しい国保財政状況でありましたが、保険料の見直しなく、一

般会計からの繰り入れで運営できた状況については評価します。

また、28年度の取り組みについては、特定健診や特定健診指導率の向上、市広報誌や国保だよりの啓発、嘱託看護師の訪問指導、脳卒中对策や糖尿病対策と重点的に取り組んだことを評価しております。

高過ぎる国保税を問題にすることも重要ですが、市民にとっては危機的な国保財政をどうするかということ、市民に周知することも大変重要であり、住民から選ばれたチェック機能を果たす議員の役割であると考えます。

社会保障費がふえる状況の中でも、さきの9月議会におきまして、国保税の算定額を現行の所得・資産・均等・世帯割から、資産割を除く4方式から3方式に5年間で見直すとの答弁もあり、平成28年度国民健康保険特別会計について、賛成といたします。

#### ○議長（並松安文君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（並松安文君）

これで討論を終わります。

これから認定第2号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立を願います。

〔賛成者起立〕

#### ○議長（並松安文君）

起立多数です。したがって、認定第2号平成28年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

次に、認定第3号平成28年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから認定第3号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、認定第3号平成28年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

次に、認定第4号平成28年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから認定第4号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、認定第4号平成28年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

次に、認定第5号平成28年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから認定第5号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、認定第5号平成28年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

次に、認定第6号平成28年度日置市健康交流館事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから認定第6号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、認定第6号平成28年度日置市健康交流館事業特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

次に、認定第7号平成28年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

発言通告がありますので、まず、佐多申至君の反対討論の発言を許可します。

○2番（佐多申至君）

認定第7号平成28年度歳入歳出決算における日置市温泉給湯事業特別会計に反対討論をいたします。

ただし、当事業のこれまでの運営を真っ向から否定しているわけではございません。むしろ、昭和45年に新時代に向け、吹上地域の方々の希望を託し、行った国民宿舎事業に伴い、陰で支えてきた重要な事業であったこと、また、47年、半世紀もの間、厳しい時代に運営してきたことは評価したいと思います。

私は、国民宿舎吹上砂丘荘の温泉施設を廃

止し、普通給湯風呂に切りかえ、また、新しい時代に向けた吹上砂丘荘の運営をいま一度考える意味で反対いたしました。

温泉給湯施設は老朽化し、高い維持管理費がしいられております。今年度も、温泉貯留槽や配湯管等の整備に、一般会計から3,295万円が歳出されております。積み立てた温泉給湯事業基金も、底をついており、温泉給湯施設やその配管等の今後の維持管理を考えると、先ほどもご報告がありましたが、温泉源使用料270万円相当と、底をついている基金だけでは、今後も多額な税金を投入することとなります。

現在、国民宿舎吹上砂丘荘のあり方検討委員会も結成され、協議がなされているところでございます。

吹上地域は、島津氏中興の地であり、薩摩琵琶の発祥の地でもある歴史と文化が共存しているすばらしい場所です。さらには、県内有数のスポーツ合宿の拠点でもあります。

合併して10年が過ぎました。吹上浜公園周辺の再計画がなされている中、さきに述べた吹上砂丘荘あり方検討委員会でも、当事業のことも大いに議論して、さまざまな視点から知恵を絞り、吹上温泉旅館組合との連携を図り、さらに魅力ある吹上地域振興の展開を建設的に、積極的に取り組むべき、考えるべきだと思えます。

認定第7号平成28年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について反対いたします。

**○議長（並松安文君）**

次に、福元悟君の賛成討論の発言を許可します。

**○6番（福元 悟君）**

私は、認定第7号につきまして、賛成の立場で討論いたします。

本決算につきましては、温泉給湯事業費に係る管理費として貯湯槽築造工事及び配湯管

の敷設費などを含め、4,061万2,936円を支出したもので、その財源といたしましては、施設の使用料、前年度繰越金や、先ほどありました一般会計からの繰入金3,295万5,650円を歳入としたものであります。

必要な歳入を図り、施設整備につきましても、事前の計画の基づき、また適正な入札手続に基づいたものであります。

施設の老朽化による維持経費もかさむところではありますが、今後のあり方に対しましては、現在、砂丘荘あり方検討委員会が開催をされております。委員会の一定の方向も、今後示されてくるところであります。

以上のことから、平成28年度歳入歳出決算については、何ら否定するべきところはありません。よって、賛成討論といたします。

**○議長（並松安文君）**

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（並松安文君）**

これで討論を終わります。

これから認定第7号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立を願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（並松安文君）**

起立多数です。したがって、認定第7号平成28年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

次に、認定第8号平成28年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

発言通告がありますので、まず、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

**○14番（山口初美さん）**

認定第8号28年度日置市介護保険特別会

計決算に対する反対討論を行います。

制度の見直しが行われるたびに、介護保険制度は複雑になり、負担は重く、また使い勝手も悪くなっていると考えます。

介護サービスの利用状況、利用率は、83.9%でございました。第6期の介護保険料の基準月額、5,860円です。これは、全国平均や県の平均よりも高くなっています。

介護予防などの取り組みは、高く評価しております。しかし、介護保険料や利用料の負担に苦しむ市民の声が聞こえてきます。お金のあるなしで、サービスの利用を決めなくてはならない厳しい現実です。

また、施設に入りたくて申し込んでも、すぐに入れない状況は依然として続いています。

介護する人、される人が安心して受けられる介護保険制度にする必要があります。しかし、制度が変わるたびにそれに振り回され、混乱するような現場の今のような状況では、とても困難と思われまます。

介護の事業所の経営はどこも厳しく、特に人員確保が難しい実態があります。人手不足は、介護サービスの低下につながることははっきりしています。

私は、介護事業所の方々や、介護をされている家族の方々、高齢者の方々の生の声を聞きまして、介護する人、される人が安心して受けられる介護保険制度にはなっていないと考えます。私は、28年度の決算をそのまま認めることはできません。

以上、反対討論といたします。

**○議長（並松安文君）**

次に、西菌典子さんの賛成討論の発言を許可します。

**○15番（西菌典子さん）**

私は、ただいま議題となっております認定第8号平成28年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定につきまして、賛成の立場

で討論いたします。

介護保険制度は、高齢社会を支えるために、病気を治す医療だけでなく、日常生活の支援が、必要性があるとして発足いたしました。

長寿社会が進む中で、核家族化、介護者の高齢化など、家族介護の弱体化や社会的入院、介護費用の増大などを解決するために、平成9年、介護保険法が成立し、平成12年4月から実施されております。まさに安心した老後を生きるために、家庭という密室での介護から、社会で支え合う介護という趣旨で始められたものであります。

平成28年度は、3年ごとに策定される第6期計画の中間の年でありました。本市においても、団塊世代が前期高齢者に移行して、高齢化が進行しております。介護を必要とする人がふえて、サービス提供に要する介護給付費も、右肩上がり伸び続けております。65歳以上の被保険者の5人に1人、75歳以上は約3人に1人が認定されるという状況で、県や国の平均をともに上回っております。

第5期計画の折には、基金が底をつき、厳しい運営をしいられた時期もありましたが、今後も高齢者増により、利用者増は一段と進むことが予測されます。

28年度は、基金残高はふやしておりますが、対前年度比でいえば、介護給付費はやはりふえており、安心はできません。

また、介護保険の財源は、通常、1割の利用者負担の残りは、半分が国、県、市の公費負担であり、残りの半分の28%を40歳から65歳未満の2号被保険者の保険料、そして、65歳以上の第1号被保険者の保険料で残り22%を負担しております。まさにみんな支えている介護保険であります。

また、低所得の第1号被保険者の保険料軽減のために、所得水準に応じて標準段階を平成27年4月から6段階から9段階へと細かく分類して、さらに別枠で公費を投入して、

低所得への配慮もなされております。

逆に、一定以上の所得のある人は、自己負担を2割としたりする制度も図って、持続を願っているところです。

また、できるだけ負担をふやさずに、住みなれたところで元気に暮らし続けることが一番の大切なことであり、そのために、市としてさまざまな事業が28年度も展開されました。

28年度も、1次予防、2次予防、包括支援、権利擁護、認知症高齢者の見守り、介護用品の支給、成年後見制度、シルバーハウジング生活援助や相談事業などが、さまざまに取り組みられておりました。

そして、高齢者が可能な限り自立した生活を営めるように、ひいては介護保険事業の安定した運営につながるよう、適正に予算執行がなされたことを確認をいたしました。

今後も、介護する人、される人、ともに安心して暮らせる老後を守るために、堅実な事業運営と市民意識が低下しないように、継続した努力を希望して、賛成討論といたします。

**○議長（並松安文君）**

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（並松安文君）**

これで討論を終わります。

これから認定第8号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立を願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（並松安文君）**

起立多数です。したがって、認定第8号平成28年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

次に、認定第9号平成28年度日置市後期

高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

発言通告がありますので、まず、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

**○14番（山口初美さん）**

私は、認定9号平成28年度後期高齢者医療特別会計決算認定に対する反対討論を行います。

28年度は、75歳以上の後期高齢者医療保険料は値上げをされました。年金暮らしの高齢者にとっては、受け取る年金は減らされる一方です。たとえわずかな値上げであっても、生活に直接影響があります。私は、このような負担増を認めるわけにはいきません。

誰もが平等に年をとり、年とともに病院にお世話になることもふえてきます。

そもそも、75歳以上の高齢者を家族からも引き離し、別枠の医療保険制度をつくったこと自体が差別であり、問題だと私は考えますので、この決算を認めるわけにはいきません。

以上、非常に簡単ですが、反対討論といたします。

**○議長（並松安文君）**

次に、西園典子さんの賛成討論の発言を許可します。

**○15番（西園典子さん）**

ただいま議題になっております認定第9号平成28年度日置市後期高齢者医療制度特別会計歳入歳出決算認定につきまして、私は、賛成の立場で討論いたします。

私が調べました厚生労働省の資料によりますと、旧老人医療費支給制度が開始された昭和48年度と、後期高齢者医療制度が始まる直前の平成19年度を比較いたしますと、対象者の人数が3.1倍、老人医療費の全体が2.6倍、1人当たり老人医療費は8.6倍と、それぞれ増加しておりました。

また、後期高齢者と後期高齢者以外の方を

比較すると、診療費で4.6倍の差が生じ、入院受診率の差は6.5倍でありました。

このように、歴史を見ても、高齢になると医療という分で特別な配慮が必要となることを数字が示しております。

そして、平成20年4月から、旧来の老人保険制度が廃止され、高齢者のための新たな後期高齢者医療制度としてスタートし、75歳以上の方は、それまでの保険を脱退して後期高齢者医療制度に加入することになりました。

財源負担は、後期高齢者の保険料が1割、現役世代からの支給費が4割、公費が約5割であります。

運営主体は都道府県単位であって、全ての市町村が加入する後期高齢者広域連合が保険料決定、医療費の給付などを行います。

市町村の役割は、保険料の徴収、申請の受け付けなどの窓口業務や、保健事業などを行っております。

平成28年度の本市の1人当たり診療費は93万7,220円で、県内43市町村で5番目に高い状況であり、後期高齢者は介護給付との関連性もあつたり、国民健康保険1人当たり医療費39万2,272円も含めて、若いころからの健康づくりと啓発が必要だということがうかがわれます。

また、加えまして、重複・頻回受診者などの現状の分析や指導など、適正な運営と病気などの重症化を防ぐ対策などの必要性もあると思われまます。

そのために、28年度も特定健診、各種がん検診、人間ドック助成、訪問診療、訪問指導、各種予防教室や健康教室、そして地域などのサロンなど、心身ともに元気で過ごすことを目指した事業や啓発活動がなされましたが、受診率のアップはもっと望まれるところであります。

75歳以上の高齢になると、病気になりや

すく、より配慮した形となる後期高齢者医療制度として、今後、一層充実した運営を希望しております。

そして、今後ますます進む高齢生活を、元気で充実した老後を送る市民に欠かせない、充実した医療制度として育ち続けることを心から期待して、賛成討論といたします。

**○議長（並松安文君）**

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（並松安文君）**

これで討論を終わります。

これから認定第9号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

**○議長（並松安文君）**

起立多数です。したがって、認定第9号平成28年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

次に、認定第10号平成28年度日置市水道事業会計決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（並松安文君）**

討論なしと認めます。

これから認定第10号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（並松安文君）**

異議なしと認めます。したがって、認定第10号平成28年度日置市水道事業会計決算認定については、認定することに決定しました。

△日程第15 承認第6号専決処分（平成29年度日置市一般会計補正予算（第5号））につき承認を求めることについて

△日程第16 承認第7号専決処分（平成29年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第3号））につき承認を求めることについて

#### ○議長（並松安文君）

日程第15、承認第6号専決処分（平成29年度日置市一般会計補正予算（第5号））につき承認を求めることについて及び日程第16、承認第7号専決処分（平成29年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第3号））につき承認を求めることについての2件を一括議題とします。

2件について、提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

承認第6号は、専決処分（平成29年度日置市一般会計補正予算（第5号））につき承認を求めることについてであります。

衆議院が解散されたことに伴う選挙費の執行、平成29年9月の台風18号による災害警戒本部・支部及び避難所の設置に伴う消防費の執行、台風18号及び9月下旬の大雨による災害が発生し、その復旧に係る災害復旧費の執行について緊急を要したため、予算措置をしたものであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,177万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ259億9,421万5,000円とするものであります。

まず、歳入では、国庫支出金で、現年補助公共土木施設災害復旧費国庫負担金を133万4,000円増額計上いたしました。

県支出金では、衆議院議員選挙委託金を2,050万円増額計上いたしました。

繰入金では、歳入歳出の調整のため、財政調整基金繰入金を1,924万4,000円増額計上いたしました。

市債では、現年補助公共土木施設災害復旧事業債を70万円増額計上いたしました。

次に、歳出では、総務費の衆議院議員選挙費で、選挙執行に伴う投票管理者、投票立会人等の委員報酬の増額、投開票事務等に要する時間外勤務手当の増額、選挙ポスター掲示板設置等の委託料の増額など2,755万6,000円を増額計上いたしました。

消防費の災害対策費では、一般職時間外勤務手当283万円を増額計上いたしました。

災害復旧費の農地農業用施設災害復旧費では、投資的委託料の増額、治山施設災害復旧費では、施設維持修繕料の増額、公共土木施設災害復旧費では、施設維持修繕料や工事請負費の増額、民生施設災害復旧費では、施設維持修繕料の増額など1,139万2,000円を増額計上いたしました。

次に、承認第7号は、専決処分（平成29年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第3号））につき承認を求めることについてであります。

臍帯血移植に係る保険給付費の執行、一般被保険者保険税還付金に係る諸支出金の執行について緊急を要したため、予算措置したものであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ469万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ79億6,478万9,000円とするものであります。

まず、歳入では、繰入金で、保険給付費準備基金繰入金を469万2,000円増額計上いたしました。

次に、歳出では、保険給付費で、臍帯血移植に係る移送費の負担金を19万2,000円、

過年度課税額更正に係る過誤納還付金の増加による一般被保険者還付金を450万円増額計上いたしました。

以上2件、ご審議をよろしくお願いいたします。

**○議長（並松安文君）**

これから2件について一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（並松安文君）**

質疑なしと認めます。

お諮りします。承認第6号及び承認第7号の2件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（並松安文君）**

異議なしと認めます。したがって、承認第6号及び承認第7号の2件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから承認第6号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（並松安文君）**

討論なしと認めます。

これから承認第6号を採決します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（並松安文君）**

異議なしと認めます。したがって、承認第6号専決処分（平成29年度日置市一般会計補正予算（第5号））につき承認を求めることについては、承認することに決定しました。

これから承認第7号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（並松安文君）**

討論なしと認めます。

これから承認第7号を採決します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（並松安文君）**

異議なしと認めます。したがって、承認第7号専決処分（平成29年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第3号））につき承認を求めることについては、承認することに決定しました。

---

△日程第17 議案第60号南薩地区衛生管理組合規約の一部変更について

**○議長（並松安文君）**

日程第17、議案第60号南薩地区衛生管理組合規約の一部変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

**○市長（宮路高光君）**

議案第60号は、南薩地区衛生管理組合規約の一部変更についてであります。

南薩地区衛生管理組合の議会費及び総務費に係る負担金の額の算出方法を変更するため、同組合規約の一部を変更することについて、関係地方公共団体と協議したいので、地方自治法第286条第2項及び第290条の規定により提案するものであります。

内容につきましては、市民福祉部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

**○市民福祉部長（野崎博志君）**

それでは、議案第60号南薩地区衛生管理組合規約の一部変更について、補足説明を申し上げます。

本市と南さつま市、南九州市及び枕崎市の4市で構成する南薩地区衛生管理組合の組合規約について、議会費及び総務費に係る負担

金の額の算出方法を変更するため、同組合規約を変更するものであります。

別紙をお開きください。

「南薩地区衛生管理組合規約の一部を次のように改正する」としまして、第16条第2項で、議会費及び総務費に係る負担金の額を均等割100分の30、人口割100分の70と規定するものです。

第3項は、第2項の人口割負担分の算出方法を、直近の国勢調査人口をもとにした各処理施設の対象区域の人口から算出することと規定しております。

附則としまして、この規約は平成30年4月1日から施行するとしております。

以上が補足説明になります。ご審議をよろしくお願いいたします。

**○議長（並松安文君）**

これから本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（並松安文君）**

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第60号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（並松安文君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第60号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第60号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（並松安文君）**

討論なしと認めます。

これから議案第60号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（並松安文君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第60号南薩地区衛生管理組合規約の一部変更については、原案のとおり可決されました。

△日程第18 日置市森林体験交流センター美山陶遊館、日置市美山林間広場及び日置市共同登り窯に係る指定管理者の指定について

△日程第19 議案第62号日置市伊集院健康づくり複合施設「ゆすいん」に係る指定管理者の指定について

△日程第20 議案第63号日置市伊集院文化会館及び日置市東市来文化交流センターに係る指定管理者の指定について

**○議長（並松安文君）**

日程第18、議案第61号日置市森林体験交流センター美山陶遊館、日置市美山林間広場及び日置市共同登り窯に係る指定管理者の指定についてから、日程第20、議案第63号日置市伊集院文化会館及び日置市東市来文化交流センターに係る指定管理者の指定についてまでの3件を一括議題とします。

3件について、提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

**○市長（宮路高光君）** 議案第61号は、日置市森林体験交流センター美山陶遊館、日置市美山林間広場及び日置市共同登り窯に係る指定管理者の指定についてであります。

日置市森林体験交流センター美山陶遊館、日置市美山林間広場及び日置市共同登り窯の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2、第6項の規定により提案するものであります。

次に、議案第62号は、日置市伊集院健康

づくり複合施設「ゆすいん」に係る指定管理者の指定についてであります。

日置市伊集院健康づくり複合施設「ゆすいん」の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2、第6項の規定により提案するものであります。

次に、議案第63号は、日置市伊集院文化会館及び日置市東市来文化交流センターに係る指定管理者の指定についてであります。

日置市伊集院文化会館及び日置市東市来文化交流センターの指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2、第6項の規定により提案するものであります。

以上3件、ご審議をよろしくお願ひいたします。

**○議長（並松安文君）**

これから3件について一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

**○12番（黒田澄子さん）**

私は、この件に関して連合審査がまだ決定しておりませんので、質疑をさせていただきたいと思ひます。

議案第61号の日置市森林体験交流センター美山陶遊館、日置市美山林間広場及び日置市共同登り窯に係る指定管者の指定について質疑をさせていただきます。

まず、この株式会社モダン薩摩さん、前回の指定が、多分、指定管理初めてだったと思ひますが、その際に、会社の設立が何年目においてこの指定管理に当たられたのか、実績がどれくらいある会社だったか、その点についてお尋ねをします。

もう一点は、現在の代表取締役という方が、現在というか当時の代表取締役という方が、元陶遊館で働いていた職員の方で、この指定管理を出されるに当たり、ここの運営は、特に美山の窯元の皆様との友好的な運営が非常に大事であるということ、当局のほうから強く説明を受けた経緯がございます。現在、

その方が社長というか、代表取締役をされておられるのかについて、お尋ねをいたします。

**○商工観光課長（脇 博文君）**

美山陶遊館の社長につきましては、株式会社モダン薩摩ということで、引き続き社長をしていただいているわけでございます。

**○議長（並松安文君）**

ここでしばらく休憩します。

午前11時56分休憩

---

午前11時58分開議

**○議長（並松安文君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

**○商工観光課長（脇 博文君）**

株式会社モダン薩摩の設立につきましては、平成20年5月12日でございます。当初、代表取締役に神之門さんでしたが、現在は帖佐さんということで、平成27年7月1日に変更しております。

以上です。

**○議長（並松安文君）**

よろしいですか。

**○12番（黒田澄子さん）**

モダン薩摩さんに指定管理が決まることに、何ら異議はないんですけども、指定管理制度の中で、会社の実績などが余り考慮、すごく考慮されてスタートした会社だったというふうに思っております。私たちも、このときの審査に当たっては、非常に1年未満の、たしか実績しかない会社であったけれども、当局の側はこの方が非常に有能な代表取締役なんだと、美山の地域の人たちとうまくやっているとということが主眼であったということ、大きく言われていたんですが、もう既に社長がかわっておられるということで、指定管理の中では、こういったときに何ら報告がなかったり、また、変更になることも簡単に変更になっているというところに、若干の私は疑問を感じて、今回は質疑をさせていただきます

した。

普通の会社であれば、代表取締役がかわったとしても、余り経営状態としては変わらないのだというのはよく理解しています。ただ、ここの経営に関しては、人的資源というのを大きく訴えられて、私たちも審査をした経緯がありましたので、やはり社長がかわっていたということとか、そういったことへの報告もありませんでしたし、今後、こういった形で、この人がすばらしいので指定管理をしていくんだというような会社が出た場合も、このようになっていくのは少し心配かなという思いで質疑をさせていただきます。

社長交代、なぜ社長交代になったのか、また、そういうことがあっても指定管理としては、もう十分やっていくんだというお考えなのか、今後の指定管理制度についてのことも含めてお尋ねをします。

**○企画課長（堂下 豪君）**

お答えいたします。

公募によります指定管理の選定に当たりましては、経営状況等は第三者の公認会計士にも依頼しまして、当該企業や団体の財政状況を点検して判断しているところではございません。

その中で、指定管理者が行う業務の経営状況につきましては、月次や年次報告の収支状況の点検や、定期的な実地調査の聞き取りにより調査しながら、情報交換等で把握しているところでございます。

おっしゃいますように、途中で経営者がかわったというのは、報告が施設所管課のほうにはあったかと思っております。その中で、それが特に経営に影響するようなことではなかったから、そのまま継続だったということと理解しているところではございますけれども、これまでの実績でも、指定管理者の経営状況が悪化しまして、管理運営を継続することは困難になったというような事例もござい

ますので、この辺の把握につきましては、しっかりモニタリングの基準によりまして、できるだけ詳細に把握できるように努めていく必要があるかと思っております。

**○議長（並松安文君）**

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（並松安文君）**

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第61号、議案第62号、議案第63号の3件は、総務企画常任委員会に付託します。

ここでしばらく休憩し、次の会議を午後1時からとします。

午後0時03分休憩

---

午後1時00分開議

**○議長（並松安文君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

---

△日程第21 議案第64号日置市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

**○議長（並松安文君）**

日程第21、議案第64号日置市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

**○市長（宮路高光君）**

議案第64号は、日置市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてであります。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をし、あわせて条文の整理を図るため、条例の一部改正をしたいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいた

します。

**○総務企画部長（今村義文君）**

それでは、議案第64号日置市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、別紙により補足説明を申し上げます。

今回の改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正により、非常勤職員の育児休業について、現行では1歳6カ月に達するまでの延長となっておりますが、特別な事由がある場合に、当該子が2歳に達するまで育児休業を再延長できるようにするため、改正を行うものでございます。

別紙をお開きください。

第2条第3号ア、（イ）の改正は、「1歳6カ月到達日」を「2歳に達する日」と改正するものでございます。

次に、第2条の4を第2条の5とし、新たに第2条の4として、非常勤職員について、当該子が2歳に達する日までの育児休業を再延長できる場合の要件を加えるものでございます。

次に、第3条第6号中から以下の改正につきましては、人事院規則にならって条文整理を行うものでございます。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

**○議長（並松安文君）**

これから本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（並松安文君）**

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第64号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（並松安文君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第

64号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第64号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（並松安文君）**

討論なしと認めます。

これから議案第64号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（並松安文君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第64号日置市職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

△日程第22 議案第65号日置市火災予防条例の一部改正について

**○議長（並松安文君）**

日程第22、議案第65号日置市火災予防条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

**○市長（宮路高光君）**

議案第65号は、日置市火災予防条例の一部改正についてであります。

消防法令に重大な違反のある防火対象物について、その違反内容等を公表する制度を実施するため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、消防本部消防長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

**○消防本部消防長（川畑優次君）**

議案第65号日置市火災予防条例の一部改正につきまして、補足説明を申し上げます。

今回の改正は、消防法令の重大な違反のある防火対象物について、違反内容に関する情報を公表するものであります。

条例改正に至った経緯は、国内の火災で、消防法令に違反している防火対象物から犠牲者が発生している状況を踏まえ、総務省消防庁において、あらかじめ建物を利用する方々に、火災予防条例を改正し、消防法令の違反内容を公表することが必要であると判断し、通知がなされたものであります。

日置市も、県内のほとんどの消防本部同様、平成30年7月1日を施行日とし、今回、提案するものであります。

それでは、別紙を参照願います。

日置市火災予防条例の一部を次のように改正するとし、目次中、第48条を第49条に、第49条、第50条を第50条、第51条に改め、本則の第50条を第51条とし、第49条を第50条に繰り下げて、第6章中、第48条を第49条とし、第47条の次に、次の1条を加えるとしています。

見出しとして、防火対象物の消防用設備等の状況の公表とし、第48条第1項は、消防長は、防火対象物の消防用設備等の状況が違反する場合はその旨を公表することができるとし、第2項では、消防長は、公表しようとするときは、防火対象物の関係者にその旨を通知するとしています。

第3項では、公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続は規則で定めるとし、附則として、この条例は平成30年7月1日から施行するとしています。

以上、審議よろしくお願いいたします。

**○議長（並松安文君）**

これから本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

**○12番（黒田澄子さん）**

1点お伺いします。提案理由の中に、消防法令に重大な違反のある防火対象物について

の、今回、制度の改正ですが、重大な違反と普通の違反の違いというのは、何をもって重大な違反というふうに捉えられていくのかお尋ねします。

**○消防本部消防長（川畑優次君）**

国のほうの指針としては、火災を知らせる自動火災報知設備、それと消火設備であります屋内消火栓設備、それとスプリンクラー設備がついていない事業所を公表するというふうに指針が示されているところであります。

以上です。

**○議長（並松安文君）**

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（並松安文君）**

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第65号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（並松安文君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第65号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第65号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（並松安文君）**

討論なしと認めます。

これから議案第65号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（並松安文君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第65号日置市火災予防条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

△日程第23 議案第66号平成29年

度日置市一般会計補正予算（第6号）

△日程第24 議案第67号平成29年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

△日程第25 議案第68号平成29年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

△日程第26 議案第69号平成29年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

△日程第27 議案第70号平成29年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第2号）

△日程第28 議案第71号平成29年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第2号）

△日程第29 議案第72号平成29年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第2号）

△日程第30 議案第73号平成29年度日置市介護保険特別会計補正予算（第3号）

△日程第31 議案第74号平成29年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

△日程第32 議案第75号平成29年度日置市水道事業会計補正予算（第2号）

#### ○議長（並松安文君）

日程第23、議案第66号平成29年度日置市一般会計補正予算（第6号）から、日程

第32、議案第75号平成29年度日置市水道事業会計補正予算（第2号）までの10件を一括議題とします。

10件について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

議案第66号は、平成29年度日置市一般会計補正予算（第6号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億8,322万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ263億7,744万3,000円とするものであります。

今回の補正予算の概要は、企業誘致等対策費の工業等立地促進補助金の増額、障がい者自立支援給付費や障がい児通所給付費等の扶助費の増額、鹿児島県地域振興推進事業の事業採択に伴う松くい虫駆除事業費の増額など予算措置のほか、来年度の施設維持管理業務等で、年度内に契約を行う必要があるものについて、債務負担行為の認定など、所要の予算を編成いたしました。

まず、歳入の主なものでは、分担金及び負担金で、児童福祉負担金の保育所の利用者負担金の変更等に伴う保育料の増額など637万9,000円を増額計上いたしました。

国庫支出金では、障がい者自立支援給付費国庫負担金、障がい者通所給付費国庫負担金、保育所運営費国庫負担金の増額など、1億4,929万2,000円を増額計上いたしました。

県支出金では、環境保全型農業直接支払交付金事業費県補助金、地域振興推進事業費県補助金、現年補助農地農業用施設災害復旧事業費県補助金の増額など、7,942万5,000円を増額計上いたしました。

繰入金では、財政調整基金繰入金の増額など、1億3,844万7,000円を増額計上

いたしました。

市債では、県営中山間総合整備事業債の増額などにより、690万円を増額計上いたしました。

次に、歳出の主なものでは、総務費で、セイカ食品への工業等立地促進補助金の増額、マイナンバーカードに係るシステム改修委託料の増額など、3,766万6,000円を増額計上いたしました。

民生費では、保育所運営費等の扶助費の増額などにより、3億8,696万9,000円を増額計上いたしました。

衛生費では、浄化槽設置整備事業費の実績見込みに伴う減額などにより、6,160万8,000円を減額計上いたしました。

農林水産業費では、焼酎こうじ用米に対する補助金の増額、基幹水利施設ストックマネジメント事業費の県営事業負担金の増額などにより、3,920万7,000円を増額計上いたしました。

商工費では、日置ブランド認定に伴うパンフレット等の作成委託料の増額などにより、130万4,000円を増額計上いたしました。

土木費では、公共下水道事業の受益者負担金収入増に伴う一般会計からの繰入金金の減額などにより、2,368万1,000円を減額計上いたしました。

消防費では、高規格救急車の備品購入費の執行残に伴う減額などにより、327万7,000円を減額計上いたしました。

教育費では、教育振興扶助費の新入学学用品の入学前支給などにより、900万9,000円を増額計上いたしました。

災害復旧費では、現年補助農地農業用施設災害復旧費の工事請負費の増額などにより、1,589万1,000円を増額計上いたしました。

公債費では、借入利率の見直しなどにより、

1,838万6,000円を減額計上いたしました。

次に、議案第67号は、平成29年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,692万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ81億170万9,000円とするものであります。

歳入の主なものでは、国庫支出金で、療養給付費等残金等の交付決定に伴う減額、共同事業交付金で、高額医療費共同事業交付金の交付決定に伴う減額、繰入金では、保険給付費準備基金繰入金の増額などを計上いたしました。

歳出の主なものでは、保険給付費の療養諸費で、一般被保険者療養給付費の負担金の実績見込みに伴う増額、高額療養費では、一般被保険者高額療養費の負担金の実績見込みに伴う増額、出産育児諸費では、出生見込み者数の実績見込みに伴う増額、後期高齢者支援金の交付決定に伴う減額、共同事業拠出金で、高額医療費共同事業拠出金の交付決定に伴う増額などを計上いたしました。

次に、議案第68号は、平成29年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ932万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8,742万6,000円とするものであります。

歳入では、分担金及び負担金で、受益者負担金の収入増に伴う増、繰入金で、一般会計繰入金金の減額などを計上いたしました。

歳出の主なものでは、事業費の下水道整備費で、納期前納付報奨金の増額などを計上いたしました。

次に、議案第69号は、平成29年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第

2号)についてであります。

歳入歳出予算の総額は、既定の歳入歳出予算のとおりとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,638万8,000円とするものであります。

歳出で、一般管理費の維持管理費で、科目の組み替えを行い、既定の歳出予算のとおりとしました。

次に、議案第70号平成29年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算(第2号)についてであります。

歳入歳出予算の総額は、既定の歳入歳出予算のとおりとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,937万2,000円とするものであります。

歳出の総務管理費で、科目の組み替えを行い、既定の歳出予算のとおりとしました。

次に、議案第71号は、平成29年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算(第2号)についてであります。

事業系ごみ収集運搬業務委託等の来年度の施設維持管理業務等で、年度内に契約を行う必要があるものについて、債務負担行為の設定の予算編成いたしました。

次に、議案第72号は、平成29年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算(第2号)についてであります。

歳入歳出予算の総額は、既定の歳入歳出予算のとおりとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,335万5,000円とするものであります。

歳出では、温泉給湯事業費の給湯管理費で、非常勤職員報酬を増額し、予備費の減額を計上いたしました。

次に、議案第73号は、平成29年度日置市介護保険特別会計補正予算(第3号)についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,207万7,000円を追加し、歳入歳出

予算の総額を歳入歳出それぞれ58億2,775万7,000円とするものであります。

歳入の主なものでは、介護保険料で、第1号被保険者保険料の実績見込みに伴う減額、国庫支出金で、地域支援事業交付金の実績見込みに伴う減額、支払基金交付金では、実績見込みに伴う減額、繰入金では、一般会計繰入金増額などを計上いたしました。

歳出の主なものでは、総務費の総務管理費で、介護保険法改正に伴うシステム改修委託料の増額、諸支出金の償還金及び還付加算金で、介護基盤緊急整備特別対策事業費補助金返納金の増額などを計上いたしました。

次に、議案第74号は、平成29年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億7,628万2,000円とするものであります。

歳入では、繰入金で、一般会計繰入金の増、諸収入では、骨折予防プロジェクトの実施に伴う雑入の増額などを計上いたしました。

歳出の主なものでは、保健事業費で、骨折予防プロジェクトの実施に伴うレセプトデータの作成委託料の増額などを計上いたしました。

次に、議案第75号は、平成29年度日置市水道事業会計補正予算(第2号)についてであります。

収益的収入及び支出の予算では、支出額に99万2,000円を追加し、水道事業費用を8億5,047万6,000円とするものであります。

歳出の主なものでは、水道事業費を営業費用で、災害対応等に伴う時間外勤務手当の増額、発電機借り上げ料の増額などを計上いたしました。

資本的収入及び支出の予算では、支出額に28万6,000円を追加し、資本的支出を5億2,034万6,000円とするものであります。

支出の主なものでは、資本的支出の建設改良費で、災害対応等に伴う時間外勤務手当の増額などを計上いたしました。

以上10件、ご審議をよろしく願いいたします。

**○議長（並松安文君）**

これから10件について質疑を行います。

まず、議案第66号について発言通告がありますので、田畑純二君の発言を許可します。

**○20番（田畑純二君）**

議案第66号平成29年度日置市一般会計補正予算（第6号）について質疑をさせていただきます。

私は、私の所属する総務企画常任委員会に属する以外の案件について、1点ほど質疑をさせていただきます。

答弁する担当課長は、できるだけ細かく、具体的にわかりやすく、誠意を持って答弁してください。

説明資料の22ページ、3款2項2目20節扶助費、補助事業、保育所運営費についてであります。

補正公定価格及び加算新設等に伴う補正9,529万8,000円とありますが、これらは、いつどこでどんな内容で実行するのかなど、この公定価格及び加算新設等の具体的内容と金額の算出根拠をおのおの具体的にお伺いいたします。

以上。

**○福祉課長（有村弘貴君）**

お答えいたします。

子ども・子育て支援法に基づきまして、子どもが健やかに成長するよう、総合的で効率的な支援を行うために、保育園等の運営費となる施設型給付費を給付をしています。

公定価格は、この給付費の基礎となるものでございまして、児童の年齢や保育の必要量、施設の所在地域等を勘案をいたしまして、人件費のほか事業費、管理費等に相当する経費として、内閣総理大臣が定める基準により算定をした額となります。

公定価格につきましては、12月以降にこの改定が行われることから、その分を見込んで補正を行ったものでございまして、改訂差額分につきましては、4月にさかのぼって年明けに、年度末ごろになると思われませんが、支払うこととなります。

また、加算新設につきましては、保育士等のキャリアアップにつなげるために、今年度新設された処遇改善等加算に係る補正でございまして。

対象となりますのは、7年以上の経験を持つ保育士等の副主任保育士や専門リーダーで、その処遇改善に取り組む保育園等に給付をすることとなります。

処遇改善等加算につきましては、公定価格に上乗せをされ、各園からの請求書に基づき支払うこととなります。

**○議長（並松安文君）**

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（並松安文君）**

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第66号は各常任委員会に付託します。

これから議案第67号から議案第75号までの9件について一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（並松安文君）**

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第67号、議案第72号、議案第73号、議案第74号の4件は文教厚生常任委員会に、議案第

68号、議案第69号、議案第75号の3件は産業建設常任委員会に、議案第70号及び議案第71号の2件は総務企画常任委員会にそれぞれ付託します。

---

△日程第33 陳情第11号公立幼稚園  
における保育の充実を求  
める陳情書

○議長（並松安文君）

日程第33、陳情第11号公立幼稚園における保育の充実を求める陳情書を議題とします。

本件は、文教厚生常任委員会に付託します。

---

△散 会

○議長（並松安文君）

以上で、本日の日程は終了しました。

12月7日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会します。

午後1時26分散会



第 2 号 ( 1 2 月 7 日 )



議事日程（第2号）

日 程	事 件 名
-----	-------

日程第 1	一般質問（20番、17番、1番、7番）
-------	---------------------

本会議（12月7日）（木曜）

出席議員 22名

1番	桃北勇一君	2番	佐多申至君
3番	是枝みゆきさん	4番	富迫克彦君
5番	重留健朗君	6番	福元悟君
7番	山口政夫君	8番	樹治美君
9番	中村尉司君	10番	留盛浩一郎君
11番	橋口正人君	12番	黒田澄子さん
13番	下御領昭博君	14番	山口初美さん
15番	西菌典子さん	16番	門松慶一君
17番	坂口洋之君	18番	大園貴文君
19番	漆島政人君	20番	田畑純二君
21番	池満渉君	22番	並松安文君

欠席議員 0名

---

事務局職員出席者

事務局長	上園博文君	次長兼議事調査係長	山下和彦君
議事調査係	馬場口一幸君		

---

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	副市長	小園義徳君
教育長	奥善一君	総務企画部長	今村義文君
市民福祉部長	野崎博志君	産業建設部長	瀬川利英君
教育委員会事務局長	満留雅彦君	消防本部消防長	川畑優次君
日吉支所長	田代信行君	吹上支所長	宇田和久君
総務課長	丸山太美雄君	財政管財課長	鉾之原政実君
企画課長	堂下豪君	地域づくり課長	橋口健一郎君
税務課長兼特別滞納整理課長	上秀人君	商工観光課長	脇博文君
市民生活課長	内山良弘君	福祉課長	有村弘貴君
健康保険課長	篠原和子さん	介護保険課長	福山祥子さん
農林水産課長	城ヶ崎正吾君	農地整備課長	東広幸君

建設課長	宮下章一君	上下水道課長	宇都健一君
教育総務課長	松田龍次君	学校教育課長	豊永藤浩君
社会教育課長	梅北浩一君	会計管理者	長倉浩二君
監査委員事務局長	地頭所 浩君	農業委員会事務局長	重水秋則君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（並松安文君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（並松安文君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

まず、20番、田畑純二君の質問を許可します。

〔20番田畑純二君登壇〕

○20番（田畑純二君）

おはようございます。私は、さきに通告しました通告書に従いまして3項目一般質問いたします。

市政最高レベルの方針を引き出す質問として、第1の問題、本市の農林業政策についてであります。

1番目、国が示している農政新時代につきましては、新TPP発効が2019年以降とも言われ、順調には進んでいないようですが、まず、本市の昨年の農業と林業おのおのの世帯数と人口数と一昨年との比較、最近数年の傾向、そして、おのおのの平均年齢数等をお示してください。

そして、市長は、これらの数字を農政新時代に向けて、どう思い、評価し、今後の本市の持続可能な農業振興と発展、活性化にどう結びつけていくかなど、市長の具体的でわかりやすい見解と今後の明確なる方針、方策をお伺いいたします。

2番目、農林水産省は、農林漁業成長産業化ファンドを本格展開するなどして、6次産業化の市場規模を2014年度の5兆1,000億円から20年度までに10兆円市場に拡大する目標を掲げております。

本市でも今後とも農家や加工部だけでなく、食品関連業者や直売所などと連携を進め、ま

すます6次産業化の推進を図っていくべきであります。本市での今までの6次産業化の進め方と、その成果、効果の出方及び今後の強化策、課題等への対処方法等をお示してください。

3番目、地域社会、特に農村過疎地で少子高齢化が進む中、地域の存続を維持するためにも、共生・協働による取り組みが重要であります。

本市でも今まで地域と一体となった集落営農や水土里サークル活動を実践しており、中山間地域等直接支払制度も活用しながら、地域活性化や地域社会を守る農業に今まで取り組んできておりますが、その成果、効果はどう出ているか。改めてここで具体的にお示してください。

また、これまでのこれらの活動が不十分で、農業を守り発展させるのに十分な効果を発揮していないと判断するならば、それらの原因は何で、今後どう改善改良し、強化していくつもりでしょうか。そして、今後、新たにどんな取り組みをどう進めていくつもりか、具体的にわかりやすくお示してください。

4番目、農業委員会等に関する法律の改正により、農業委員の選出方法が市長の選任制となりました。

昭和29年6月、日置市議会で定数の19人が市議会の承認を受けて市長から農業委員に任命されました。

また、新たに農地利用最適化推進委員会推進委員が設置され、定数の15人が農地利用最適化推進委員として日置市農業委員会から委嘱されました。

そこで市長にお尋ねいたします。日置市農業委員と日置市農地利用最適化推進委員の日ごろの活動内容状況と、農地のことで両委員へ相談された市民数と主な内容と解決策、今後の課題とその対応策等を具体的にわかりやすくお示してください。農業委員会会長になる

と思いますけれども。

それから、5番目、本市でも農業振興策としての新規就農後継者育成事業を行い、補正予算でもその対象者にたびたび補助金及び交付金が支出されております。

そこでお伺いしますが、ここ数年の新規就農後継者育成事業の具体的内容と、本市の農業と林業の新規就業者と退業者の状況はどうでしょうか。

また、本市のここ数年間の農地の面積状況と山林地の面積状況及び人工林の伐採と再造林面積の状況はどうなっているのでしょうか。はっきりとわかりやすくお答えください。

第2点、本市の市職員のあり方についてであります。

1番目、補正予算でもたびたび本市職員の職員手当、共済費、報酬、賃金等の人件費の予算も計上されておりますが、平成29年度の本市職員数と再任用等の内訳、各支所の人数はどうなっているのでしょうか。市長は、今のこの体制で十分やっていけると考えておられるのでしょうか。市長の率直で明快なる見解と今後の具体的でわかりやすい方針をお聞かせください。

2番目、臨時職員、非常勤職員、経験者の中途採用、今後の退職者なども勘案した職員体制の今後については、市長はどのようなお考えをお持ちでしょうか。改めてお聞きしますので、お答えください。

今後ますます多様化、高度化、そして、AI（人工知能）の進化などによって変化していく業務に質の面でも柔軟に対応できる職員を中長期の視点からふやしていく自治体の人財、戦略が今後ますます重要になってくると思われます。

市長は、本市の中長期的な人財戦略をどう考えておられるのか、市長の率直で明白な見解と今後の具体的方針、方策をお示しく下さい。

3番目、人手不足や好景気の影響で学生優位の売り手市場が就活現場で続いています。鹿児島県内でも企業間の競争だけでなく、自治体間の人材争奪戦も激しさを増してきております。このような状況下で本日置市は、6月と10月に大学新卒限定の試験を初めて実施しましたが、自治体間の競争も激しさを増す中、今後、優秀な人材の採用の仕方をどうしていくつもりか。市長のやる気、決意、今後の方策をお聞きいたします。

4番目、基礎自治体の職員には、ニーズを捉えた製造業になってほしい。最後に地域を支えるのは首長でも議員でもなく、職員である。その自負と住民とのネットワークを持っていれば、住民の皆さんは、最後は必ず見方になってくれる。このように言っている大学教授もおります。

また、現職のある町長は、根っからの行政マンで職員時代には、町長は何を考え、何をしたいかを念頭に課題と向き合ってきたそうです。

そして、職員一人一人が町長になりかわる意識で仕事に取り組めば結果はついてくる。幸い今の職員も意識は高く、仕事をやりやすいと信頼を得ています。

そして、近隣のある市長は、大事な右腕という職員の頑張りに感謝しております。「体調はどう、みんな元気あるか」と声をかけ、コミュニケーションを欠かしません。

そこで、本市の市長にお伺いいたします。市長は、日ごろどのように職員に接し、職員をどう教育指導されているか、改めてお知らせください。

第3点、最後です。吹上浜、日吉、帆ノ港、大川河口への道路整備についてであります。

このサイクリングロードへの道整備は、日吉町時代からの長年で懸案事項であります。市で整備できないのでしょうか。

具体的に申しますと、ここの土地は、県と

森林管理者の所管場所ですが、日吉町時代からの地元住民からの強い要望にもかかわらず、県と森林管理者は保安林ということもあって真剣に道路整備に取り組んでくれませんでした。

しかし、この道は、地元のサイクリングロード利用者のみならず、広く鹿児島市などからの多くの方が吹上浜砂丘での魚釣りにもますます多く通る道にもなっており、ますます地元住民からの要望が強まっております。

地元自治体から要望書も近いうちに提出されますが、森林管理者は該当する道の土地の部分を日置市で買ってもらって、日置市で整備してほしいという考え方に変わってきているようですので、ぜひ市と森林管理者で面積とか土地代等の詳細を交渉し、話し合っただけで結論を出してもらい、早急にこの道路の拡張と舗装を本市で行い、通りやすい道にしてほしいです。必ず日吉町のみならず、日置市の交流人口、訪問客、観光客の増大にもつながります。これに対する市長の考え方、見解と今後の改良策をお伺いいたします。

以上申し上げ、おのおのに明確、内容のある誠意あふれる答弁を期待いたしまして、私の1回目の質問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

1番目の本市の農林業政策について、その1でございます。

農業、林業の毎年のデータは把握しておりませんが、農林業センサスにおいては2015年で販売農家が1,060世帯、人口が2,768人、平均年齢が62.9歳でございます。

林業では21経営体のうち、法人が5経営体、個人が16件となっております。5年前と比較いたしますと、農業で339世帯、246人の減少、平均年齢は1.7%の上昇

となっております。

林業では、法人が1件増加しているものの、個人経営は29件減少しています。このことは社会全般の高齢化に連動し、農林業においても顕著にあらわれていると認識しております。今後は、農林業どちらにおきましても、世帯、人口減をカバーするため、若い担い手の確保や法人経営体の育成が重要であると考えております。

2番目でございます。これまでの本市の6次産業の推進につきましては、地元産品を利用した加工グループと直売所の連携や農家レストラン、酪農家による取り組みを支援してまいりました。

また、近年ではオリーブ事業や地元酒造会社によるイチゴ酒の商品化も図られてきており、一定の成果が得られていると認識しております。今後におきましても、特産品活用による生産から加工・販売にわたって、生産者や市内食品関連会社、各関係機関とも連携し、商品化やマーケティングの課題解決に努め、6次産業化の推進を図ってまいりたいと考えております。

3番目でございます。農村集落の高齢化が進む中で、これまで水土里サークル活動や中山間地域等直接支払制度により地域農業を守るべく推進してきました。また、担い手の少ない地域におきましても、集落営農の取り組みや法人化も支援してまいりました。

結果、農村集落の維持、活性化に一定の成果を得ております。今後におきましても、これらの支援制度を積極的に活用し、地域農業・農村を守っていききたいと考えております。

4番目でございます。4番目につきましては、農業委員会事務局長のほうに答弁をさせます。

5番目でございます。平成26年度の新規就農者は8名、27年度も8名、29年度は9名となっております。なお、林業者の新規

就農につきましては、過去3年間で把握はしておりません。また、農業における生存中の離農者は、平成26年度で1名、平成27年度で4名、28年度で1名、林業者の退職者は把握しておりません。

また、本市の農地面積は、28年度で4,178ha、27年度、4,232haに対しまして54haの減少となっております。

人工林の伐採は、26年度で10.6ha、27年度は5.6ha、28年度は3.7haで、うちこの3年間で再造林面積は4haとなっております。

2番目の本市の職員のあり方について、その1でございます。

平成29年4月1日現在の職員数は484人、再任用職員が15人となっており、各支所の職員数につきましては、東市来支所が43人、日吉支所が36人、吹上支所が40人となっております。

組織機構や事務事業の見直しなどを進めることにより、限られた職員の中で市民サービスの低下を招かないような組織体制を整えていると考えております。

2番目でございます。日置市行政改革大綱行動計画において、平成32年度の職員数を471人と計画しており、今後におきましても、組織機構の見直しや民間活力等の推進を図り、計画的で適正な定員管理を行い、効率的な行政経営を行うことが重要であると考えております。

また、高度化・多様化する行政ニーズに対応していくため、チャレンジ研修や派遣研修などを通して研修目的であります自立型職員を目指して職員のスキルアップを図ってまいります。

3番目でございます。大学新卒者の採用選考活動の解禁が6月1日以降になったことにより、民間企業等においても採用試験等を前倒ししている状況がありますので、本年度、

大学新卒の採用試験を6月に実施しました。

このことにより、受験者に対して早く合格通知ができるなど、職員採用において一定の効果があったと考えております。

今後におきましても、受験者の動向を注視しながら、試験の方法等を含め検討してまいります。

4番目でございます。日置市人材育成基本方針に掲げております「全体の奉仕者としての高い使命感を持つ職員、地域に密着し意欲あふれる職員、経営感覚のある職員、市民から信頼される職員、市民の立場で市民と協働できる職員」の職員像の具現化をすることを心がけるよう日ごろより話をしております。

3番目の吹上浜、日吉、帆ノ港、大川河口への道路整備について。

サイクリングロードへの道整備についてでございますが、サイクリングロードの進入国は、市道帆ノ港線の舗装された駐車場に接続されており、利用者の利便性は確保されていると思っております。

また、この駐車場から大川河口までの一部を国有林の無償貸付契約により市道帆ノ港線の終点として使用していますが、吹上浜一体は、県立自然公園に指定されており、また、大川河口の一体は、車等の乗り入れ規制区域に指定されていますので、河口までの道路舗装工事は大変難しいと考えております。

以上でございます。

済みません。ちょっと訂正をさせていただきます。

1番目の5番のところで、27年度が8名、28年度が9名、これ「28年」を「29年」と言いましたので訂正させていただきます。

#### ○農業委員会事務局長（重水秋則君）

1番目の本市の農林業政策の（4）につきましてお答えをいたします。

両委員とも農地法等に関する業務を行っていますが、推進委員は特に担当地域内の農地

利用の最適化に関する業務を行っております。

新体制以降の相談件数は40件で、主な内容は、農地の貸借、売買に関する相談が29件と最も多く、6件につきましては、両委員が農地の貸し手・借り手を探して利用権設定を行っております。

今後の課題としましては、農用地区域内の優良農地の確保と中山間地に点在します耕作可能な遊休農地の解消であります。

農業委員会としましては、担い手農家へ集約できるように関係機関と連携を密にして対処したいと考えております。

### ○20番（田畑純二君）

市長からそれぞれ答弁をいただきました。それらの答弁とダブる部分もあるかもしれませんが、さらに深く突っ込んで別の角度、視点からも含めていろんな重点項目に絞って質問していきます。

1番目、本市の農林業政策についてであります。

先ほどの市長の答弁からもわかりますように、日本の各市町村と同じように、本市でも農家の高齢化と後継者不足は深刻な状況にあります。ですから、農林畜産業振興や若者の就農に支援もあわせた本市の農林業政策を急いで実りある実効性のあるものにしていくべきであることは、今さら申すまでもありません。

第2次日置市総合計画、平成30年度総合計画実施計画主要事業一覧、計画期間平成30年度から平成32年度、基本目標3、活力ある産業とにぎわいのあるまちづくり（産業・経済）の中で農林水産関係で15の計画事業を掲げております。

そして、それらに対する事業概要、事業説明と平成29年度の計画額、予算額、そして、平成30年度から平成32年度までの計画額、事業計画を具体的に示しております。

これらの計画事業は、絵に描いた餅になら

ぬように、無駄をなくしながら計画どおり確実に実行に努めていき、より多くの費用対効果、よい結果を出していくようにするべきです。

これらに対する市長のやる気、本気度、決意をあえて改めてここでお聞きいたします。

### ○市長（宮路高光君）

本市は、1次産業、農林水産業、これは大変重要な産業であるというふうに認識しております。今ご指摘のとおり、30年から32年の実施計画を計画しております。

基本的に若干、国の補助事業等も左右される部分があるというふうには認識しておりますけど、なるべくそれに沿った形で計画を推進していきたいというふうに思っております。

### ○20番（田畑純二君）

そういうことでございますので、国とか県もいろんな支援策を検討し、実行したと思えますので、それらとよく研究し、協働しながら、できるだけそういうふうに努めていただきたい。要望しておきます。

それから、これから本市でもIT技術やインターネットを活用した高収益の農業を推進していくべきであります。そして、農家、林業を支援する無利子の基金等も創設して、収益性の高い農業ができるし、これまでのわざと技術を結び、質の高い農林業を確立して、農林業の新規と事業拡大、農業経営者の規模拡大と所得向上を支援していく必要があります。

そして、農林産業への本市の補助見直しも行き、本市の農林産業をより強化していくべきであります。

それから、本市の農林業製品の海外進出をますます図るため、輸出にも今後も力を入れていくべきだと私は思っております。

以上、述べたことに対する市長の見解と、今後の具体的方策をはっきりとお示してください。

○市長（宮路高光君）

特に、農業におきましてもIT技術を活用して、それなりの成果を上げていく分野もあるというふうに認識しております。

特に、輸出におきましても、県におきましても、特に和牛等を含めた、お茶にいたしましても輸出しようという部分でございます。

また、林業におきましても、今現在、森林組合が中心になりまして海外のほうに輸出しておりますので、本市におきましても、そのような団体と一緒に提携しながら、今後とも進めていきたいと思っております。

○20番（田畑純二君）

そういうことでございますので、そういう方法でより強固に輸出のほうにも力を入れていただきたい。

それから、本市の農業振興費の中で新規就農、後継者育成事業費、青年就農給付金事業費、農業振興育成事業費等が補正予算にもたびたび補助金及び交付金として計上されております。

担当の本市の農林水産課は、これらの事業推進のために日ごろから具体的にどこでどのように活動し、その成果、効果はどのように出ているか、具体的にお答えください。また、これらの推進に対する課題、問題点と、それらへの対応策をどのように考えて課題解決に向けて努力、行動しているか、具体的にわかりやすくお示しいただきたい。

○市長（宮路高光君）

特に、この新規就農者の掘り起こしですか、大変それぞれの作物ごとの分野におきましても難しい部分もございます。

基本的にそれぞれの経営者のほうが、やはり私はこういう新規就農というのにおきましては、親の背中を見て過ごしている。このことが一番大きな私は見本であるというふうに認識しております。そういうふうにして農業の後継をしていく。また、新しく新規にして

こられる方、市のほうでも農業公社等におきましても、今までいろんなことも実施してまいりました。こういうことにおきましても、反省すべきことは反省しながら、今後やはり新規就農者をいかにして発掘していくのか。これが大きな課題であるというふうに認識しております。

○20番（田畑純二君）

新規就農者は、できるだけ多くするように今後とも最大限の努力をしていただきたいと思います。

それから、9月議会の同僚議員の一般質問の中での農作物の価格保障、農家の所得補償の今後の本市の取り組みについて、市長は次のように答弁されました。

すなわち「私ども日置市は、専業農家よりも兼業農家が多い地域でございます。兼業農家でそれぞれ働きながら、農業もしながらという中で生計をしている方が多ございますので、そういうところについては市独自のそれぞれの作物ごとにおきましていろんな助成制度をつくっていかなきゃならないというふうに思っております」と、このように答弁されました。

そこで、改めてお伺いしますが、述べられたいろんな助成制度のつくり方の進捗状況はどうなっているのでしょうか。現在の状況と今後の見通し、具体的な制度設計をお聞かせください。

○市長（宮路高光君）

この価格保障の問題、本年度からこの国の政策として始まります。基本的には、青色申告をしている方々が対象になります。

さっきも答弁でも述べましたように、本市におきましては、青色申告をしている方もいらっしゃるんですけど、それでない兼業農家とか、また、高齢者の方々とか、そういう方々が主にやっている人も多いというのも事実でございます。

基本的に、この価格保障と言うよりも、それぞれの生産に対します助成方策、資材の援助とか、そういうものを基本的にやっというふうに考えております。この一つ作物ごとに価格保障を市の単独で決めてやっというというのは、大変難しい部分もございますので、ここあたりは今後とも研究するというふうに努めさせていただきたいというふうに思っております。

#### ○20番（田畑純二君）

それから、監査委員作成の平成29年度外郭団体監査状況報告書の中に農林水産課関係で、団体名、平成29年10月として、前月残高、収入額、支出額、残高、定款結果として、次の団体等が掲載されております。

1番目、日置市農業再生協議会、新たな水田農業確立推進事業、2番目、日置市農業再生協議会、農業者経営所得安定対策推進事業、3番目、日置市農業再生協議会、農地中間管理事業などです。

これらの事業の現在の農業関係者への周知の仕方や目的の達成度、課題、問題点、見直し、それから、費用対効果、無駄はないのか。これらの対応策等をわかりやすく、具体的に教えてください。

#### ○市長（宮路高光君）

特に、日置市農業再生協議会の中におきまして、この今までの減反政策を含めた米の政策をやっまいりました。今後におきましては、この米の助成と申しますか、稲作に対します助成金もなくなってまいっております。

今後やはりこの協議会の中におきまして、それぞれ見直しも行いながら、また、監査委員の指摘があったことについても真摯に受けとめながら、今後とも進めさせていただきたいと思っております。

#### ○20番（田畑純二君）

こういう協議会の、ここで言うまでもなく、できるだけ有効に活用して役立てていくよう

にさせていただきたいと要望しておきます。

それから、同じく、日置市農業再生協議会、焼酎こうじ用米、飼料米単独助成、2番目、日置市認定農業者連絡会、3番目、日置市酪農振興会、4番目、日置市酪農改良部会、5番目、日置市畜産振興会、6番目、日置市水土里推進協議会などもあります。これらの会の日常の運営方法、活動状況と、おのこの計画達成具合や現在の課題、問題点等、見直し、費用対効果、無駄はないかなど、それらの対処方法をできるだけ詳しく、わかりやすく具体的にお示しください。

#### ○市長（宮路高光君）

外部団体の中におきましては、特に農林水産課には、多くのそれぞれの外部団体を持っております。そこに市の助成金も入ったりやっおるわけでございまして、基本的に監査の対象の中におきまして、この外部団体の運営のあり方ということで、月に1回は部長の確認をとらせて、出し入れ等もやっおります。

そういう内部の中でもそのような監査等もしながら、また、それぞれの成果と申しますか、その成果におきまして、翌年度におきます補助金の額のあり方、こういうものもきちっと決めていくということでございますので、今、内部の中でそのような微調整をしながらやっおるのが現状でございます。

#### ○20番（田畑純二君）

それから、本市の農業委員会の現時点での日常の日ごろの運営のやり方と、活動状況、計画目標の達成度合いや現在の運営上の問題点や課題と、それらの対応策などをどのように考えておられるのでしょうか。具体的にわかりやすく、明確にお答え願います。

#### ○農業委員会事務局長（重水秋則君）

お答えします。

定例総会終了後、地域ごとに自主的に検討会を開き、利用権設定やあっせん申出書の分

担、遊休農地解消に向けての話し合いなどを行っております。

新体制以降、担い手農家へ農地集積した現時点での実績は7haであります。また、今年度、遊休農地の解消面積は82haであります。まだ、多くの遊休農地が存在してはいますが、今後、市農政係とも連携し、担い手農家への農地集積、集約化等、遊休農地の解消に努めてまいりたいと考えております。

#### ○20番（田畑純二君）

じゃあ、農業委員会の事務局のほうでも、そういう方向に沿って、最大限の努力をしていていただきたいと要望しておきます。

それから、農業委員は、主に農地法に、ここで申すまでもありませんけれども、農地の貸し借り、売買の許可、認可や農地転用の決定、農業者年金新規加入推進などの業務を行います。農地利用最適化推進委員は、主に担当地域内の担い手等への農地利用の集積、集約化、耕作放棄地の発生防止、対処などの業務を行っております。

そして、日置市農業委員は、定数19人、東市来4、伊集院6、日吉3、吹上6、日置市農地利用最適化推進委員は、定数は15、東市来4、伊集院4、日吉2、吹上5人、任期はいずれも平成29年7月20日から平成32年7月19日までです。これらは、ことし9月の広報ひおき、ナンバー149の10ページに具体的な名前も掲載され、農地のことで相談されたい方は、お近くの両委員へお気軽にご相談くださいと述べられております。

そこで市長にお尋ねいたします。この両委員の存在と認知度を今後どのように市民の間に高めていけますか。そして、市民に広く、深く、その活動内容を今後どのようにして周知啓発を行い、相談しやすい体制づくりに今後どのように努めていかれるつもりでしょうか。市長のやる気、心意気と、具体的方針、

方策を明確にはっきりと答えてください。

#### ○市長（宮路高光君）

今回の法改正におきまして、農業委員と、また利用促進委員、この2つに分かれました。この基本的な考え方というのが、今まで現地調査は農業委員の方がし、また、この許可も農業委員がやっておったと。その中におきまして、調査も決定もするのはおかしいんじゃないかという意見が出まして、今回、この利用促進の委員の方々は、現地調査をしていく。委員の方々は、それを審議する。そういうのが今回の大きな流れでございまして、このように分かれたわけでございます。

こういうことにつきまして、特に、利用促進の委員の皆様方には、現場を見ていただき、また、それぞれのご意見、農家のご意見、またいろんな転用とか、そういうものが一番多くなってきましたので、十分勉強もしていただき、今後とも活躍をしていただきたいというふうに思っております。

#### ○20番（田畑純二君）

じゃあ、そういうことをちょっと期待しておきます。

それから、9月の鹿児島県議会の一般質問で、ある県議会議員は、次のように質問されました。「林業の新規就業者の状況はどうなっているのでしょうか。人工林の伐採と再造林面積の状況はどうでしょうか」と質問されました。

これに対して古菌環境農林部長は、次のように答弁されました。

すなわち「新規就業者数は、ここ数年150人から180人程度で推移している。若年層の割合は増加しているが、離職者も多く、全体の就業者数はほぼ横ばい。2016年度の人工林や伐採面積は1,069haで11年度の約2倍に増加している。16年度の再造林面積は460haで、11年度の2.5倍、再造林面積は10ポイント程度増

加したが、43%と低い水準。再造林をさらに推進していく必要がある」と、このように答弁されました。

本市でも、山や山間部などの山林地の大部分は以前と比較してますます竹林が生い茂って大きくなり、入りにくく荒れて維持管理しづらい状態になっております。手入れが行き届かない森林の整備をしていく必要があります。

市長は、現時点での本市の山間部、森林、山の状況をどのように管理、把握されているのでしょうか。

それから、本市では、市長は今後どのように市内の荒れた山、山林地を関係機関と連携しながら、効率よくうまく造林し、維持管理されていくつもりなのでしょうか。

そして、関係機関とも連携、協働しながら、森林の整備、放置林への対応策と再造林等の森林対応をいかに推進されていくおつもりか、市長の具体的な見解を示してください。

そして、農業林業の新規就農者をどのようにふやし、離職者をいかにして減らしていくか等もさらに詳しく具体的に示していただきたい。

#### ○市長（宮路高光君）

特に、林業の分野の中におきまして、全体的に見まして、大変荒廃している山が多い。特に、台風等による被害におきまして、林業課の皆様方のやる気をなくしてしまう。特に、今、林業の価格と、その手間賃とか、そういうものにすると、大変引き合わない、こういうのが一般の荒廃した大きな原因だったというふうに思っております。

そのような中、今後におきまして、この人工林、特に50年した人工林が伐採してくる時期にやってきております。こういう中におきまして、人工林を伐採して、また、その植栽、再生していく。このことについて、大変個人的に、そういうことをしていくのは大変

今後難しいと。

今、森林組合のほうで人工林の伐採もするけど、5年間は再植林して手入れもする、こういうことを森林組合のほうでやっておりますので、私どもそういうところできるところにそういうことをしながら再林をして図っていき、また、荒れた山を少なくしていく、そういう方向を今後とも森林組合と十分打ち合わせをしてやっていきたいと思っております。

#### ○20番（田畑純二君）

それから、本市の市職員のあり方について、さらに詳しくあれします。

ますます深刻化する少子高齢化と人口減少への流れの中で、本市行政を進めていくには、手間がかかり、本市職員の業務は多様化、高度化し、AI（人工知能）の進化などによって変化していくと思われまます。

市長は、今後の本市職員の業務はどのように変化していくと思われ、それに今後どう対処していかれるか、本市の見解、見方と、今後の具体的方針をもう一度ははっきりと具体的に示してください。

#### ○市長（宮路高光君）

この少子高齢化の波の中におきまして、行政のあり方というの、やはり今後変わっていかなきゃならないというふうに思っております。そのために職員の一人一人の資質をいかに上げて、適正化管理計画の中におきまして、今後計画も人数も少なくなっていくのも事実でございます。合併した当初からしますと、もう百数名少なくなっていくのも事実でございます。今後やはりこのサービスと、この削減の問題、やはりここあたりは十分考えていかなきゃならない。ただ、削減がよしというばっかしじゃなく、やはりそれぞれのサービスをどうやっていくのか。今後やはりこのことが、やはり私ども日置市に対します職員員の適正管理という部分の中で、やはり大

事なことであるというふうに認識しておりますので、ここあたりを十分気をつけて進めていきたいというふうに思っております。

#### ○20番（田畑純二君）

それから、日本の各自治体は、これまで行革の下、採用を絞ってきましたが、団塊世代の再雇用の就労などにより、採用増にシフトしています。そこに求められるのは、民間との激しい採用競争の中で獲得した貴重な若手職員一人一人を人財、人としての財産として育てていく取り組みと思われまます。これに対する市長の見解をお聞きします。

また、第2次日置市総合計画の目標である「住んでよし 訪ねてよし ふれあいあふれるまち ひおき」を創造していくための本市職員のあり方と、市民の福祉の増進のためと、安心して暮らせる美しいまちづくりのため、そして、少人数で効率的な行政運営のためと、市民と共存・協働でいくために、市職員はどうあるべきだと市長は思っておられるでしょうか、お聞かせください。

#### ○市長（宮路高光君）

市民の職員像、これはさきも述べさせていただきました。やはり市民あつての職員であるし、やはりそのサービスをいかにどうやっていくのか。基本的に、今回、今まで行政の中にも、やはり複雑多岐にわたって、そういう教養を身につけていかなきゃならないというふうに思っております。

そのためには、少数精鋭という部分もございますけど、やはりある程度の今後におきましては専門職、専門職という部分の中で、やはりそれぞれのサービスをしていく部分を十分考えていく必要があるというふうに考えております。

#### ○20番（田畑純二君）

ある大学教授は、ある本で次のように述べております。

すなわち、「我が国は、数年前から急速な

人口減少の時代に入った。これは人類がまだ経験したことの無い状態であり、この課題において世界の最先端を我が国がこの状態にどのように対処するかを、追従する諸国は目を凝らして観察している。人口に限らず縮小減少という言葉は暗いイメージを伴いがちであるが、人口推計は現在の科学が示す将来の姿である。それらに目を背けることなく、現実を直視して可能な解決策を探っていかなきゃならない。」このように述べていますが、これを聞かれての本市の市長の率直な感想と、ご所見をお聞かせください。

そして、貴重で本当に大事な本市の職員にも、このような考え方をより一層浸透させ、現在、直面するあらゆる課題への可能性と解決策を、今後ともますます強く探らせていき、危機を好機に変えていく、そういうつもりはないか、市長の具体的見解と今後の方針やり方を示してください。

#### ○市長（宮路高光君）

その大学教授が言ったのは名文句かもしれませんが、人口減少していく中におきまして、それぞれ基礎自治体というのは、私ども自治体だけでなく全国の浦々の自治体も同じでございます。

そういう中で、市民サービスをいかにしてやっていけるのか、またいろんな事業を活性化してこの現象だけでなく、やはり地域をどういうふうにして潤していく、やはりこれが基本的な私は考え方も大事であるというふうに思っておりますので、そういうことに職員がそれぞれのいろいろな検証をしまして、あらゆる場面に即座に対応できる、そういう職員を何年かかってもつくっていく必要があるというふうに思っております。

#### ○20番（田畑純二君）

政府は国家公務員と地方公務員の定年を、現在の原則60歳から65歳に引き上げる検討を始めました。2019年度から段階的に

引き上げる案が軸で、今年度代に具体策を取りまとめます。

市長は、公務員を65歳に19年度から段階的に引き上げる政策をどのように感じ、受けとめ、今後の市政運営方針にどのように取り入れていくつもりでしょうか。市長の忌憚のない見解と、今後の具体的方針をお聞かせください。

**○市長（宮路高光君）**

国の方策で19年から段階的にする。私は、これは本当に自然なあり方であるというふうに思っております。基本的に年金が65歳からもらえないというこの現実に沿った形の中で、今後、やはり公務員としてもこの定年というのを65歳までしていく、基本的には段階的な部分がありますし、基本的にそこで出てくるのは、役職定年という、ほかの今まで民間のほうはもうそれをやっておりますので、公務員としても、そういう部分をやっていく必要はあるというふうには認識しております。

**○議長（並松安文君）**

残り2分です。

**○20番（田畑純二君）**

それから、少子高齢化と人口減少がますます深刻化する中で、雇用をふやすための企業誘致がますます重要になってくるのは今さら言うまでもありません。

そして、今後は自治体間の人口獲得競争がなお一層激しくなることが予想されます。今後、ますます厳しく激しくなっていく自治体間の企業誘致競争や人口獲得競争等で、勝ち残り差をつけていくために必要なのは、本日置市職員一人一人の意識改革を図って能力を引き出し、人間臭い営業力をつけさせ、民間企業と同じように日置市役所全体の営業力を高めていくことが、ますます重要になってくると思われまます。

人口の維持や人口の増を達成していくためには、自治体も営業していく必要があります。

そうでなくては本市の持続的な発展はないと思われまますし、住民をつくる能動的な取り組みが必要になります。そのために市長は、今後どのようにされていくつもりでしょうか。市長の見解と今後の方針を詳しくお聞かせください。これで、もう時間が来ましたので最後の質問といたします。

**○市長（宮路高光君）**

議員がご指摘のとおり今後、やはりこの自治体の競争、また企業誘致を含めて人口減少していきますので、これは大変今後とも大きな課題でございます。

その中で、職員がどう踏ん張って、この難局を乗り切っていくのか、それには一人一人の能力を上げていかなきゃならない。そのためにはどういう検証をしていくのか、やはり試練場をくぐっていきける、そういう職員を数多くつくっていくことがやはり10年、20年先に残る、日置市の姿であるというふうには認識しております。

**○議長（並松安文君）**

次に、17番坂口洋之君の質問を許可します。

〔17番坂口洋之君君登壇〕

**○17番（坂口洋之君）**

本年最後の一般質問となりました。私は市民の命と暮らし、雇用と平和を守る視点で社民党の自治体議員として、2点について質問をいたします。

初めに、障がいがある方が安心して暮らせるまちづくりについて、3項目について質問をいたします。

障害者差別時解消法が平成28年4月より施行されましたが、周知不足や理解について課題が指摘されております。本市における周知の状況と解消に向けての取り組み状況について伺います。

2つ目です。小中学校において発達障害のある児童生徒が増加傾向と言われております。

昨年6月議会でも質問いたしました。小学校、中学校における学級運営と学校運営の課題は何か伺います。

3つ目です。東日本大震災や熊本地震において、障がいのある方の避難所の受け入れ態勢の課題が指摘されました。例えば、トイレや障害の内容に応じた環境が避難に適さず、自宅や車の中で避難するケースもありました。本市の状況と課題は何か伺います。

次に、少子化や生徒、職員の部活動への負担増が指摘される中での、部活動の本市のあり方について4項目質問いたします。

1つ目です。本市7つの中学校、伊集院、伊集院北、土橋、東市来、上市来、日吉、吹上の部活動の各部の設置状況はどうか。

2つ目です。少子化が進み希望の部活動がなく、部員不足、廃部の検討と少子化が進む中での課題は何か伺います。

3つ目です。各部活動の平均的な練習時間、土曜日、日曜、休日等の練習時間の状況はどうか伺います。

4つ目です。スポーツ庁が部活動について、抽出で800校に、部活動について顧問や保護者のアンケート調査を実施しました。仕事と部活動指導についての両立で悩む教職員の場合も高い結果も示されました。本市の現状と教育長の見解を伺います。

以上、2点について質問し、1回目を終わります。

○議長（並松安文君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を11時10分とします。

午前10時57分休憩

午前11時10分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の障がいのある方が安心して暮らせるまちづくりについて、その1でございます。

障害者差別解消法は障害の有無によって分け隔てされることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を目指しております。

本市におきましても、市民に向けて広報表記やお知らせ版、市ホームページ等で啓発を図りとともに、昨年度から日置市障害者福祉大会を開催し、相互理解を深めようとして取り組んでいます。障がいのある方が社会生活を営む上で、障壁となる物事や制度、慣行などを人権尊重の立場で取り除いていけるまちづくりを、日常の中で推進する必要があると考えております。

2番目については教育長のほうに答弁させます。

3番目でございます。障がいのある方や使いやすいトイレについては、特に重要と考えております。46カ所の市の指定避難所のうち、26カ所に多目的トイレがないことから、プライバシーに配慮した簡易トイレなど、備蓄品の充実に引き続き取り組み、災害時に支障がないように備えていきたいと考えております。

大きな2番目についても教育長のほうに答弁させます。

〔教育長奥 善一君登壇〕

○教育長（奥 善一君）

それでは、ご質問の1番目の2、小中学校における発達障害のある児童生徒の状況と学校運営、学級運営上の課題についてお答えをいたします。

発達障害等により特別に教育的支援を要する児童生徒は、平成29年度には181人で、昨年度比79人増であります。市内全児童生徒に対する割合は4.5%で、前年度比2%増と、年々増加する傾向にあります。

学級運営上の課題としては、対象児童生徒

に対する理解、物的・人的環境の整備、個に応じた指導及び教職員のスキルアップなどが上げられます。学校運営上の課題としては、校内支援体制の構築、就学指導に関する保護者の理解、特別支援教育に対する地域住民への啓発などがあります。

続きまして、大きな2番目の中学校の部活動に関するところがございます。

(1) 7中学校の部活動の状況です。本市7中学校には野球や吹奏楽など、13の種類で合計49の部が設置されております。

2番目です。平成29年度に運動系、文科系を含む部活動に入っている生徒は1,034人で前年比34人減となっております。市内全生徒に占める部活動の加入率で申し上げますと、80.1%、前年度比1.4パーセント増となっております。

運営上の課題といたしましては、教員経験等のない部活動における指導のあり方、練習、試合等の計画や選手送迎といった運営面、保護者会や関係団体との連絡調整、外部指導者の不足などが上げられます。

3番目でございます。平成28年7月と11月に実施した調査によると、部活動の平均的な練習時間は、平日はおよそ100分、土曜日、日曜日はおよそ230分でございます。

それから4番目です。スポーツ庁が平成29年7月に実施した運動部活動等に関する実態調査の結果によりますと、公務と部活動の両立に悩みを感じる教員が5割近くおり、本市でも同様な状況にありますことから、部活動のあり方や公務全般における業務改善など、国や県の動向等を踏まえ、学校と連携をとりながら対策を考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

#### ○17番（坂口洋之君）

市長、教育長に2点についてご答弁をいた

だいたところでございます。

まず最初に、障害者差別解消法のことについて再度質問をいたします。障害者差別解消法が昨年4月から施行されました。この法律は障がいのある人も、ない人もお互いにその人らしさを認めながら、ともに生きる社会をつくることを目指しております。不当な差別的な取り扱いを禁止し、自治体や事業者に対して、障がい者に対して合理的な配慮の提供も求めています。

現在、本市におきましては、身体障害者手帳の状況を調べてみますと、視覚障害202名、聴覚・平衡障害318名、音声・言語障害27名、肢体不自由1,554名、内部障害729名、合わせて2,930名の方が障害者手帳を所持されております。障がいがある市民の方が身体的差別なく、社会全体で支える福祉社会を望むところであります。

内閣府が発表いたしました障がい者に関する世論調査障害を理由とした差別偏見があると感じる割合が83.9%、2012年、前回調査と比較して5.3%減少しております。障がいがある方への移手段の手助けや視覚、聴覚等の方々への支援策、合理的な配慮、国や自治体に義務付けられて、そのことについて77.2%の方が知らないという結果が出ております。

本市も啓発等を取り組まれております。同様な傾向があるかもしれません。本市における障害のおかれている現状並びに障害者差別解消法の認知不足に対する、市長の考え方を伺います。

#### ○市長（宮路高光君）

市民の4万9,000人おる中で約二千何ぼということで、約5%程度が日置市におきましても障害手帳を持っていらっしゃる現状でございます。

その中、先ほども述べましたように、このことに対します市民の認識度というのも国の

アンケートと一種の方向性であるというふうに認識しております。なるべく市民の皆様方にも、この障害者差別解消法が施行されておりますので、あらゆる機会を捉えて、やはり周知を今後ともやっていきたいというふうに思っております。

#### ○17番（坂口洋之君）

市の広報紙、また障害者福祉大会等で市として積極的な啓発活動に取り組まれているということは私も十分認識しておりますし、また評価しているんですけれども、やはりこの障がい者差別という、その文言等もやっぱり周知に向けてやっぱりちょっとそういった差別という文言が入ると、啓発もしづらい点もやっぱりあるんじゃないかということを、私は少しは気にしているところでございます。

そこで、再度お尋ねいたします。自治体は障害者差別解消法に基づき責務として合理的な配慮が求められております。本市における自治体としての責務である合理的な配慮についての基本的な考え方、また、障がいのある方への合理的配慮、障がいのある方や市民からの指摘事項、具体的な事例等があればお答え願いたいと思います。

#### ○市長（宮路高光君）

特に、イベント等におきまして障がい者に対しますこの駐車場、こういうものもわからないというふうにお聞きしております。また、目の不自由な方々に点字ブロックの車椅子の使用、こういうものについても不足しているというふうにご指摘がございましたので、こういう指摘されたことについては、なるべく解消をしていきたいというふうに思っております。

#### ○17番（坂口洋之君）

当然、この合理的配慮というのが自治体におかれた責務であります。差別解消法そのものの啓発もそうですけれども、合理的な配慮についての具体的な啓発についても、今後と

も力を入れていただきたいと思います。

あわせて、ことし3月に日置市障害者計画が策定をされました。このアンケートの中身を見ても、市民アンケートの中で3割の方が障がい者差別を感じる。具体的には雇用、就職、職場が34.3%、学校での生活が32.7%、まちで周りの人に見られたり、何か言われた32.7%、学校の入学や進学30.6%、バス・タクシー等の交通機関を利用したとき24.5%ということで、こういった中で、障害者差別を感じたという結果がございました。そういう中で、当然この差別を感じさせない数値を、少しでも下げる取り組みが望まれるところでございます。

では、そういった結果の中で具体的な対応、また、ハード・ソフト面の課題、30年度以降こういった段階と結果を見ながら、本市の施策にどのような形で反映させていきたいのか、市長の考え方を伺いたいと思います。

#### ○市長（宮路高光君）

特に障害者福祉計画におきまして、今ございましたアンケート結果を十分踏まえまして、今後におきますバリアフリーの関係とか、またユニバーサルデザインのまちづくりに向けましても、十分そういうものに配慮した形の中で進めていきたいというふうに思っております。

#### ○17番（坂口洋之君）

ことし3月に障害者計画も策定されておりますので、今後こういった形で3カ年の中で計画を進められていきますので、解消に向けて取り組んでいただきたいと思います。

次です。本市にはこういった障害者差別解消法におきましては、本市においては障害者差別解消支援地域協議会も設置をされております。本市においては、日置市自立支援協議会の権利要望部会で障害者差別解消支援地域協議会に位置づけられております。

現在、警察、消防、行政機関、障害者福祉

施設などで構成されておりますけれども、この設置の目的、じゃ、具体的にどのような取り組みがなされているのか、また、参加者からどのような意見が出されているのかお尋ねをいたします。

**○市長（宮路高光君）**

特にこの部会におきましては、それぞれの体制の構築とか、課題の検討、調整という部分で話し合いをしておりますけど、特別その部会から、今何がという部会の皆様からご提案をまだいただいていないというのが現状でございます。

今後は、やはり部会におきましても継続していきますので、いろんなご意見を伺ってそれに対応していきたいというふうに思っております。

**○17番（坂口洋之君）**

その中では、特に意見が出てきてないということでございます。そういった中で、実際にこの協議会が設置される中で、障がいのある方々の意見というのは、計画でアンケート等とはとられていると思っておりますけれども、こういった形で意見を集約していく考えなのかお尋ねいたします。

**○市長（宮路高光君）**

この部会もでございますけれども、日置市におきましては、障害施設もいっぱいございます。そういう方々の日常生活におけるいろんな課題等もたくさんあるというふうに思っておりますので、全体的には先ほど申し上げましたように、この部会を中心としながら、そういう施設の皆様方からも、十分ご意見も拝聴していきたいと思っております。

**○17番（坂口洋之君）**

前回、一般質問いたしまして、私は自治体に義務づけられております障害者差別解消法の自治体職員に義務づけられている対応要領ということで、指摘をいたしました。ちょうど昨年6月だったと思っておりますけれども、当

時では鹿児島県でもまだ4つか5つぐらいの自治体しかつくられておりませんでした。

では本市は、ちょうど施行から1年7カ月が経過しますけれども、本市の障害者差別解消法の自治体職員に義務づけられております対応要領の現状はどうか。また、対応要領を本市としてはどのような形で作成されているのか。また、当事者の声をこの内容に反映させていくのか、対応要領について具体的に、職員にどう周知し、共有化しているのか本市の状況をお聞かせ願いたいと思います。

**○市長（宮路高光君）**

特に、30年度の職員研修におきまして、この対応要領という部分も十分職員のほうにも理解し、また担当課におきまして全体的に研修もしていきたいというふうに思っております。

**○17番（坂口洋之君）**

次に、小中学校における発達障害について再度質問をいたします。先ほどの答弁の中で現在181名の方が通われているということで、29年度で181人、前年度と比べて79人増加していると、市内全生徒に対する割合4.5%という答弁を教育長がされたところでございます。

そこで、再度お尋ねをいたします。近年、障がいのある児童生徒が増加をしております。平成24年度に文部科学省の調査では、学習面、または行動面で著しく困難な配慮の必要な児童生徒の割合が、通常学級で6.5%と言われております。本市では4.5%という数字をいただいたところでございますけれども、29年度における本市の支援学級、特に、通常学級の児童生徒の障がい者ごとの状況をお示し願いたいと思います。

**○学校教育課長（豊永藤浩君）**

お答えをいたします。

平成29年度における市内各小中学校の特別支援学級在籍児童生徒数ですが、知的障害

が小中合わせて14学級58人、自閉症情緒障害が14学級65人、肢体不自由が1学級1人となっております。

また、LD、ADHDに関する通級指導教室、伊集院小学校にある「学びの教室」ですが、そこに通級している児童が28人、通常学級に在籍して教育的支援を必要とする児童生徒は、1問目で回答したとおり181人ということになっております。

#### ○17番（坂口洋之君）

平成27年度が91人でした。平成28年度が102人、ことしが181人ということで、数字だけ見ると非常に増加していると思います。それは特別支援教育のやっぱり充実と学校や地域、保護者の理解が高まった効果があるんじゃないかということを確認しておりますけれども、そこら辺の分析を市として、どのようにされているのかお尋ねをいたします。

#### ○学校教育課長（豊永藤浩君）

特別支援教育長の充実については、各学校が特別支援学校の巡回相談員を招いて、研修を行ったり、それから校内研修においても、特別支援教育に関する研修を多く積んできているところがございます。

また、個別の指導計画、それから個別の教育支援計画などを各学校が在籍している児童生徒の分をしっかりと作成をしており、校内委員会において、その対応のあり方、そういったことについて、日々研究を重ねているところで成果が上がっているところだというふうに認識しております。

#### ○17番（坂口洋之君）

この特別支援教育の成果があったと思えますけれども、いわゆる具体的に特別支援教育を受けながら、かなり改善されたようなそういった児童生徒もいらっしゃると思えますけれども、そこら辺の状況が、もし、わかればお答え願いたいと思います。例えば保育園、

幼稚園時代にちょっと障がいが見えた子どもを、特別支援教育によって、かなり障害がかなり改善されたような、もしケースがわかればお答え願いたいと思います。

○学校教育課長（豊永藤浩君） 例えば一例で申し上げますが、自分の行動を順序よくなかなかできない子どもがいます。そういう子どもには、例えば黒板の前面に、きょう一日のスケジュールを順番に並べて明示します。それによって、子どもが安心して授業を受けられたりするケースは見られております。

ほかにもいろんな事例はあるんですが、先ほども申しましたように、特別支援学校の巡回相談員の方が、非常に丁寧な対応のあり方について懇切丁寧に学校の教職員に説明しておりますので、それをもとに各学校で対応を考え、そして取り組んでいる状況であると認識しております。

#### ○17番（坂口洋之君）

そういった形でそれなりの成果が出てきたことについて評価をしたいと思っております。

そういう状況の中で、29年度における障がい者を持つ子どもの就学指導の流れと、地域の学校に通う中での保護者の意向をどのように生かされているのか。

学校の先生の話をお聞きすると、この子どもは特別支援教育で幼少期に学んだほうが将来的においては、子どものためになるのではないかという、そういった考えがある反面、保護者とかそういった祖父母の中で、なかなかそこに行き届かないというそういった声も聞いておりますけれども、そういう中で、就学指導の流れと保護者の意向をどのように、本市では踏まえているのか、29年度の状況をお聞かせ願いたいと思います。

#### ○学校教育課長（豊永藤浩君）

お答えいたします。

平成29年度における教育委員会としての就学指導についてですが、保健師、教育専門

員との情報交換会の開催、幼稚園、保育所、療育施設、小中学校への計画的な訪問、必要な児童生徒に対する発達検査等を実施し、対象児童生徒の実態把握を行っております。

また、就学時健診時の相談や、各地域での計画的な就学相談会、保護者や学校、園からの養成に応じた随時の相談と、対象児童生徒の就学に関する相談に応じております。お子さんにかかる十分な情報提供と、就学先にかかる協議に十分時間をかけることで、保護者としっかり向き合い、合意形成を図るように努めているところでございます。

#### ○17番（坂口洋之君）

そういった中で、教育長もことし6月に就任をなされました。教育委員会としまして当然、これだけこの特別支援教育の子どもの数が非常にふえてきているというそういった状況の中で、先ほどハード・ソフト面の課題についてはご回答いただいたわけですが、率直に教育長自身がこの特別支援学級等を回りまして、どういった感想を持たれたのか、また、どういった形で今後、日置市の特別支援教育を充実させていきたいという考えを持っていらっしゃるのか、その考えがございましたら教育長の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

#### ○教育長（奥 善一君）

私も6月に就任をいたしましてから幾つかの学校を訪問をさせていただきました。

その中で特別支援学級の子どもたちの学習の様子等も参観をさせていただきました。今のところ、今ご質問のとおり、どのような意見・要望等があったかということについては、十分に聞き取っているわけではございませんけれども、私自身もこれまで特別支援学級を担任をした経験もございます。

そういったようなこと、それから各学校に幾つかお尋ねをしたことを踏まえまして、保護者の方々からは特別支援学級で学習する

ことを通して、よりその子に応じた支援が十分行き届いていくことによって、子どもたちが困っている状況というのをできるだけ少なくしていただきたい。それから、落ち着いた環境の中で学習をさせていきたい。そういったような願いがあります。そういったことを通して社会の中で自立していける、そういう子どもに育ててほしいという願いがあるわけでございます。

そういう意味から、特別支援学級での指導というものを充実させていくことはとても大切だというふうに思いますし、そのために必要なことについては、できるだけ取り組んでいきたいというふうに思っております。

#### ○17番（坂口洋之君）

教育長も特別支援学級の担任をされたということもお聞きをしておりますので、ぜひ、当然この教育の充実なんですけれども、保護者の意見等も聞いていただきたいと思っております。

支援学級の先生に話を聞きますと、やはり年々、支援学級に入られる子どもさんが非常にふえてきているということをお聞きしました。一つは障害の関係があるかもしれません。もう一点は、やはり家庭環境が多少課題があるようなそういった中で、子どもは情緒不安定になるようなケースがふえてきている。そういったことを踏まえて家庭環境のやはり充実と、そこら辺の関係をいかにつくるかもこの支援課題かなということをお聞きをしているところでございます。

また、あわせて、施設整備面から言いますと、やはり人的配置が非常になかなか厳しいと、現在、本市においては支援員が25名なんですけれども、児童生徒の障害の重度化というのがやはり課題になってきております。一つは人的配置です。

あと昨年9月議会で質問したんですけれども、やはりシャワー、トイレ等を設置をして

いただきたいと。保健室で対応できないことはないんですけれども、やっぱり授業中に子どもが、トイレが必要だったりとか、シャワーが必要だった場合とかそういったケースがありますけれども、保健室まで行かなければいけませんので、その間に指導する教員が不在になるという、そういったケースがあります。そういった中での、本市として今後ハード・ソフト面について、どう充実されていく考えなのか教育長の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

#### ○教育長（奥 善一君）

お尋ねの件についてお答えをいたします。

まず、家庭環境に原因をすることについて今ご指摘がございましたけれども、基本的に家庭環境が原因で発達障害ということは、これはもうないというのはご承知のとおりだと思いますけれども。

ただ、お子さんのそういう発達に関する障害に気づくのが遅れたり、それからどのように対応したらいいかというそういう理解が十分ではなくて、お子様への対応が非常に困っている保護者というのは、これはいらっしゃるというふうに思います。そういう意味では、いろいろ本市でも取り組みをしておりますけれども、小さい段階からそういう子どもたちの持っているそういう特性というものを、できるだけ早く気づいて、そしてよりよい環境の中で生活できるような、そういう状況をつくっていくことがとても大切だと思います。

それから、人的支援ということでございますけれども、一つは特別支援学級があって、そこで学習できる環境を用意する、基礎的環境整備といいますか、そういうことがございます。それにあわせて本市でも特別支援教育の支援員を配置をしております。これも現在そういう必要な子どもたちがふえているという状況の中においては、学校の実情に沿えるように可能な限りふやしていければ、よりよ

い支援が行っていただけるのではないかと考えています。

それから3つ目の施設面につきましては、現在、保健室にはトイレが3カ所、それからシャワーは7校に7カ所設置をしておりますけれども、ご指摘の保健室以外の特別支援教育での設置ということになりますと、トイレが3校3カ所、シャワーは5校5カ所というのが状況でございます。

今後も各学校の状況、それから児童生徒の状況など必要性を総合的に勘案をしながら検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

#### ○17番（坂口洋之君）

教育長が今後の方向性について意見をいただいたところでございます。今後とも支援教育の充実について、また再度質問、今後ともまた質問をしたいと思っておりますので、またよろしく検討いただきたいと思っております。

次に避難所の受け入れ態勢について、再度質問をいたします。

9月に、日置市手をつなぐ親の会の「災害があったらどうするみんなで語ろう」という避難についての意見交換会に私も参加をいたしました。当日は、市役所の総務課、福祉課の職員の方を初め、市議会議員の方も参加をいただきました。

その中でアンケート手をつなぐ親の会の中で実施をしましたら、避難行動支援者について知っているか、自分の避難計画を知っているかとのアンケートで、知らないという回答が日非常に多い結果でございました。そういった中で、市としても障がい者のあり方への避難・啓発活動に取り組みされてきておりますけれども、その結果について、市としてどういう分析をされたのか、お尋ねをいたします。

#### ○総務課長（丸山太美雄君）

災害時の情報伝達につきましては重要でこ

ございます。防災行政無線とあわせて、どのような方法で伝えていくのかを検討していきたいと考えております。また、支援が必要な方と支援を行う方が、災害時に助け合って避難できるような体制を今後充実させていくことが重要と考えております。

○17番（坂口洋之君）

今回、回答で非常にこの数値が低かったんですけども、もう少し具体的には、この数値を周知不足の課題に向けて、具体的にもう少しどういった形で取り組んでいくのか、その具体的な計画等があればお聞かせ願いたいと思います。

○総務課長（丸山太美雄君）

今回アンケートが出たわけなんですけど、また市といたしましても、どのようなニーズがあるのかというのを、まず確認する必要があるかと思っておりますので、そういう障がいのある方にどのような手立てが必要なのかということも含めて、あと聞き取り等、アンケート等をまた実施しながら、ニーズのほうを調整をしていきたいと考えております。

○17番（坂口洋之君）

この障がいのある方の避難については、昨年の6月議会の中で質問いたしました。熊本地震の状況からの中で教訓とはどういったのがあったかということお聞きしたんですけども。

昨年の質問の中で熊本地震については、当初176施設の中で実際34施設でしか対応できなかった状況でした。当然、これは移動の問題もあるかもしれませんが、実際この指定の避難所の受け入れ態勢の問題が課題であったと私も感じておりますけれども、地域の避難所では環境に馴染めない障がいのある方もいたかもしれません。

また、急な災害で対応する職員や家庭も戸惑うケースもあったかもしれません。熊本地震における障がいのある方への避難の教訓・

方針において、なにが課題であり、今後、具体的にどのように改善されていく考えがあるのかお尋ねをいたします。

○総務課長（丸山太美雄君）

避難所での生活につきましては、使いやすいトイレとか、またプライバシーの配慮については、特に重要と考えているところでございます。

プライバシーに配慮した簡易トイレやパーテーションなど備蓄品の充実に取り組んでおりまして、今後も必要なニーズにあわせて整備をしていきたいと考えております。

○17番（坂口洋之君）

先ほどのトイレの答弁の中でも、46カ所の市の指定避難所のうち26カ所に多目的トイレがないというそういった中で、改善に向けて、今後対策を打たれるということでございました。そういった中で再度お尋ねをいたします。

避難行動要支援者において、昨年6月議会の中で、市長は障がい者のリストつくっていかなければならない。特に、民生委員についてはリストをつくり、情報の共有化を図るとの考えを示す答弁でございました。ちょうどあれから1年6カ月が経過いたしました。現状と進捗状況を伺います。

○総務課長（丸山太美雄君）

避難行動の支援者の名簿につきましては、関係課のデータを精査をいたしまして、必要な情報を早い時期に関係先に配付をしたいと考えているところでございます。

○17番（坂口洋之君）

必要な情報を得て、これから情報を伝えたいという答弁と理解したんですけども、あれからちょうど、答弁から1年6カ月たってもこういった状況なんですけれども、1年6カ月で進まない要因は何なのか、個人保護の問題なのか、もしそこら辺の状況がわかれば、お聞かせ願いたいと思います。

○総務課長（丸山太美雄君）

避難行動の支援システムという情報がございまして、これを今精査をしている状況でございます。必要な情報ということで、関係先に提供したいと考えておりますので、本年度末までには必要な情報を精査をした上で、提供していきたいと考えております。

○17番（坂口洋之君）

今年度中に情報を提供したいという、そういった答弁と理解いたしました。

では次に、2つ目の部活動のあり方について、再度質問をいたします。

部活動についても、いろんな新聞記事等があります。教職員の多忙化の問題の中で、部活動が非常に負担となっているという、そういうケースもありますし、今回、私は、日置市の特に中学校で生徒数が非常に減ってきておりますので、少子化の中で、今後部活動が、場所が、地域の学校によっては維持存続が非常に難しくなっている。伊集院中学校の場合は、生徒数も総数が変わりませんが、特に吹上、日吉では生徒数が減ることによって、部活の存続がやっぱり危惧されるようなケースもありますので、そういった中で、私は今回質問をしてきたところでございます。

まず、部活動の意義について、教育長に考え方を聞かせたいと思っております。部活動は、中学校学習指導要領第1章4の2、生徒の自主的・自発的な参加に行われる部活動について、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感、学校教育の一環として教育過程との関連が図れるよう留意すると言われております。

先ほどの答弁の中で、部活動の加入率につきましては、80.1%という、そういった答弁をいただいたと思っておりますけれども、では、本市における部活動の教育的意義、教育的効果を教育長はどのように認識をされているの

かお尋ねをいたします。

○教育長（奥善一君）

部活動に参加をすることは、生徒の体力、それから技能面の向上ということもありますけれども、練習や試合等を通して、礼儀や作法、ルール等を学ぶ機会であるというふうに考えております。

目標に向かって一体となって取り組む姿勢や、目標達成による成就感、中学生としての発達段階で学ぶべき資質や態度を身につける機会として、人間が成長していく上で、非常に重要な役割を果たしているというふうに考えております。

○17番（坂口洋之君）

今回、特に、まず本市7中学校の部活動の設置状況につきましては、49の部活設置をされているという御答弁であったと思っておりますけれども、では、7つの中学校で、特に部員数が多い部活動は何名で、一番部員数が少ない部活動は何名なのか。そして、少子化によって合同チームをつくらなければ部活が運営できないという、そういった状況もお聞きしておりますけれども、そこら辺の状況についてお聞かせ願いたいと思っております。

○学校教育課長（豊永藤浩君）

お答えします。

市内7中学校に、現時点で調査をしたところ、最も部員数が多いのは、ある中学校の卓球部の34人です。次に、男子テニス部の26人です。部員数が最も少ないのは、剣道部、女子ソフトテニス部の3人です。合同チームを設置して大会に参加した部は5中学校で、野球部、女子バレーボール部、女子ソフトテニス部、剣道部です。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

一番少ない部員が3名ということで、合同チームとしては5つということでございます。当然、どこかの部活動を見直さなければ、

ほかの部活動のチームが、特に団体競技はチーム編成ができないということで、昨年か一昨年でしたか、伊集院北中学校でバレー部が廃部になるのではないかとということで、署名等もとられたようなケースもあると思えますけれども、児童生徒数が減る中で、今後とも部活動を維持存続するのも非常に難しくなっているのではないかと考えております。

そこで、再度質問をいたします。今後、少子化が進む中で、希望する部活動がない、希望するスポーツをしたいと思えば、特に伊集院など大きな中学校に、その子どものスポーツの専門性を高めるためには、移って、引っ越してきて学ばせたいという、そういった保護者の方もいらっしゃる、そういったケースも見られております。

そういった中で、私が危惧するのは、やっぱり今後少子化が進む中で、部活動設置のあり方や運営の課題が予測をされます。希望の部活がなく、クラブチームに入る生徒もいらっしゃいます。そういう状況の中で、少子化が進む中で本市の部活動のあり方について、まずは調査、研究をすべきではないかということをお私に提案したいと思いますけれども、教育長の考え方をお聞かせ願いたいと思えます。

#### ○教育長（奥 善一君）

御指摘のように、各学校では少子化に伴う部員不足、それから、実情に合わせた部活動のあり方について、検討をしている状況にあります。

クラブチーム等については、実数をつかんでおりませんが、合同チームの編成においても、練習日時や場所、送迎等の課題がございます。

各学校の状況については、御指摘のように調査をして検討していく必要はあると考えております。

#### ○17番（坂口洋之君）

ある中学校では、合同チームを市外の学校と合同チームを設定して、チーム編成をしていると。毎週市外に保護者の方が送り迎えをして、交互に練習をしているという、そういった実態もお聞きをしました。

当然、やはり心配されるのは、特に送迎です。送迎の位置づけ、熊本県の指針をちょっと読ませてみますと、合同チームの保護者の送迎については、保護者が責任を持つという、そういった文言になってきておりますけれども、本市もそういう状況なのかお尋ねいたします。

#### ○学校教育課長（豊永藤浩君）

お答えいたします。

合同チームを実際にやっている学校におきましては、各学校と十分連携をして、例えば、今御指摘のように保護者に送迎をお願いをするというケースのほうが多いというふうに認識しております。

今後、合同チームのあり方云々については、先ほど教育長が述べましたように、送迎のことも含め、いろんな形で調査研究していく必要があるというふうに認識しております。

#### ○17番（坂口洋之君）

今後、少子化が進みまして、部活動の設置についても非常に難しい選択を迫られるというケースも予測されます。特にやはり日吉、吹上の中学校で、生徒数が年々減ってきておりますので、したい部活がないという状況もお聞きをしておりますので、やっぱりある程度生徒数の多い学校では単独でチームはつくれますけれども、少子化が進む中では、広域的なチームのあり方も、今後検討するべきではないかということをおちょっと指摘したいと思いますけれども、教育長の考え方だけをお聞かせ願いたいと思えます。

#### ○教育長（奥 善一君）

先ほど申し上げましたけれども、このような少子化の中において、部活動の意義を十分

に達成するためには、どのような形態がいいのかというのは、実情をよく見きわめてまた検討していきたいというふうに思います。

#### ○17番（坂口洋之君）

まずは今回、今後、調査研究をしたいと言われましたので、アンケート等も実施をして、子どもたちの部活動のニーズ、また保護者の意見等を参考にしながら、今後の少子化が進む中での部活動のあり方については、しっかりと調査研究を求めたいと思っております。

次に、部活動の練習時間につきましては、先ほど答弁がございました。平日で100分、土日で約230分ということでした。今、部活動の練習時間が非常に長い、そういったケースもあります。中学生も、塾に行ったり、また、いろんなクラブチームに入ったり、勉強もしないといけませんし、また部活動も、子どもさんたちが、非常にその部活に熱心に取り組んでいること自体は、私も否定はしておりませんが、部活と勉強と、そして地域活動の両立をうまくするような形で取り組んでいただきたいと思います。

そして、スポーツ庁のアンケートを見ますと、やはり学校現場においては、業務の複雑化、報告書の作成等で、文部科学省も多忙化を指摘しております。特に、部活動の顧問においても、本当に好きな指導者は負担を感じないかもしれませんが、専門的ではない方が指導するような形で、指導に対しても非常に悩むというケースがあります。

本市でも、先ほどの答弁で、同様の傾向であると思っておりますけれども、教育長自身はどう分析されているのかお尋ねいたします。

#### ○教育長（奥善一君）

今、中学校における部活動の課題につきましては、国、それから県のほうでもこれを課題として今検討している状況でございますし、本市におきましても、同様な状況というのはあるだろうというふうに認識をしております。

したがって、国、県の動向等も踏まえながら、本市でもできるところから対策を講じるということが大切であろうというふうに思っております。

#### ○議長（並松安文君）

坂口議員、あと2分です。

#### ○17番（坂口洋之君）

アンケートの中を見ましても、専門性でない方が指導した場合に、特に指導を悩むというそういったケースがありました。

ある中学校の先生に聞くと、専門じゃないもんですから、指導はしているんですけども、試合のこととか、選手決めなどで、昔と違って保護者の意見が非常に強くなってきていると、そういった中でプレッシャーを強く感じているという、そういった意見も私のところには入ってきているところでございます。

そういった中で、文部科学省が2017年4月から、部活動の指導員というのを制度化されております。多忙化の改善もなんですけれども、やっぱり専門的な指導について、文部科学省も充実させるという意向も踏まえて、部活動指導員の制度化を図られてきておりますけれども、現在の本市でも、外部からの部活動の指導員の方が入られてきておりますけれども、そこら辺の位置づけと状況についてお尋ねいたします。

#### ○学校教育課長（豊永藤浩君）

外部指導者の件でございますが、現在、7中学校で17部、そして、約20人の方々が外部指導者として動いております。

大まかな内訳ですが、ソフトテニス部が4名、サッカー部が3名、野球部が3名というような状況で、あと、残りの部においては2名または1名というような状況でございます。

先ほどから御指摘にもございます業務改善の部分と部活動の指導のあり方、それから外部指導者の確保、それから、坂口議員から御

指摘いただきました、文科省が今考えている部活動指導員等については、国、県のそういった動向等も踏まえながら、総合的にまた教育委員会としても考えていきたいというふうに思います。

#### ○17番（坂口洋之君）

最後です。部活動につきましても、先ほど私が申したとおり、やっぱり教職員の負担の問題、そして、少子化による運営の課題というのが指摘をされておりますので、こういった形で、今回私は、部活動について初めて質問いたしました。

全国的にも、部活動の質問というのは、そう多くはないとは思っておりますけれども、自治体によっては、部活動の設置指針を設けているような自治体もありますので、そこら辺についても十分調査していただきたいと思っています。

これで質問を終わります。

#### ○議長（並松安文君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を午後1時とします。

午後0時03分休憩

---

午後1時00分開議

#### ○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

1番、桃北勇一君の質問を許可します。

〔1番桃北勇一君登壇〕

#### ○1番（桃北勇一君）

日に日に寒くなってきています。残すところ、きょうを含めてあと25日、きょうはオリーブの6次産業化事業と日置市総合計画について質問させていただきます。

それでは、早速ですが、日置市においてオリーブの6次産業化事業は、市民の大変関心が集まる事業です。

なぜでしょうか。産業別人口の動向を見た場合、50年前は61.3%いた1次産業人

口も、最近の国勢調査では、7.4%と激変しています。逆に、3次産業は、50年前の26.6%から66.7%となり、大きく変わっています。ちなみに、2次産業も12%から25%とほぼ倍増しています。

その結果、納税者から見た場合、なぜ農業に多くの予算をと関心が湧くのもうなずけるところです。

市長は、確信に近い思いがあって、オリーブの6次産業化へ取り組んでいるわけですが、先日、10月25、26日にかけて、うきは市と南島原市へ産業建設委員会でオリーブの6次産業化先進地視察に行ってきました。

まずここで報告すべきことは、両市ともに事業化へ邁進しており、恐らく成功するであろうと、私自身感じた点です。それはなぜか、オリーブ栽培にかける熱意をひしひしと感じたことでしょうか。その視察を踏まえた上で、一つ一つの質問に入ります。

1問目に、現在の植えつけ本数と栽培面積をお尋ねします。

2問目に、ことしで4年目を迎えたわけですが、今後3年間の植えつけ計画をお示ください。

3問目に、ことしの収穫量と今後3年間の収穫目標をお示ください。

4問目に、ことしの輸入オリーブが不作で高騰しているようですが、購入単価に変動はなかったのでしょうか、お尋ねします。

5問目に、ことし搾油工場が、建屋が竣工を迎えます。無駄な時間を費やさないためにも、活発な有効利用を期待していますが、今後の稼働計画をお尋ねします。

6問目に、現在取り組んでいるオリーブ栽培農家の生育状況を伺います。

7問目に、オリーブ6次産業化への現在の市長の評価を伺います。

次に、第2次総合計画について伺います。

1問目に、他の多くの地域同様、現在、日

置市は少子高齢化の波が来て、人口減少が起きています。対応がおくれると、他の市町村へ住民が流れると思いますが、日置市の3年後の住民減少をどの程度と予測し、どのような対策を講じているか伺います。

また、65歳未満の人口比率を人口ピラミッドで見た場合、住民が求めるものが年代とともに変わっていくと思えます。今後、どのような問題が起こると予想していますか、伺います。

2問目に、周遊性を持たず観光のために、どのような事業に取り組まれているか伺います。

以上、1回目の質問とします。簡潔な答弁を求めます。

○議長（並松安文君）

桃北議員、今、7問目と言いましたが、7問目はこの中には入っていない。

○1番（桃北勇一君）

済みません。

○議長（並松安文君）

よろしいですか。

○1番（桃北勇一君）

はい、いいです。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目のオリーブ栽培について、その1でございます。本年度、現在の市内の植えつけ本数は、市実証圃650本、栽培研究会674本、一般市民2,776本の合計で4,100本、面積で約10haとなっております。

今後におきましても、栽培面積50haに向けまして、毎年1,000本以上の植栽を目標に推進してまいりたいと考えております。

2番目でございます。本年度の収穫量は、選別後の商品原料として、新漬け用6kgとオイル用89kgで、合計95kgを収穫しております。

今後の収穫量としては、来年、500kg以上を目標としており、その後も面積の拡大や樹齢の進行に応じて順調に増産していくよう、実証圃の栽培管理や栽培農家への指導に努めてまいりたいと思っております。

3番目です。輸入オリーブの各契約農場との契約については、本年10月にスペインと3年、イタリアと6年の契約を更新しました。契約期間中での価格変動はありませんが、前回契約時より購入単価が33%程度上昇しております。

4番目です。工期は12月28日までですが、若干早目に進捗しており、12月20日には完成、引き渡しの予定でございます。

1月に搾油機の試運転、3月には輸入オイルの充填作業を計画しております。また、日置市産オリーブの搾油は、来年の10月ごろを予定しております。

5番目でございます。平成27年度からオリーブ苗木購入助成補助を行い、平成27年度で64名、平成28年度で23名の方が植栽しております。うち8名の方が、本年、15kgの収穫がありました。生育状況においては、幾分の個人差がありますが、今後は樹齢とともに収穫量もふえていくと考えております。

6番目でございます。6次産業化、いわゆる生産加工販売ですが、販売につきましては、先行して輸入オリーブの販売を行っております。生産につきましても、本年度の収穫実績から、来年以降の増産が期待できると考えております。加工についても、本年度、新漬けの商品化や搾油場の整備により、一定の形が整いつつあると考えております。

オリーブ事業に着手して5年を迎えた現状といたしまして、具体的な成果と今後の展望の期待ができる状況にきていると評価しております。

2番目の第2次総合計画について、その

1でございます。平成24年に国立社会保障・人口問題研究所が推計した人口推移によりますと、3年後は、平成32年の本市の人口につきましても、4万6,583人で、うち65歳未満は3万326人、約60%程度となっています。

本市が平成27年度に策定した総合戦略では、人口減少の克服に向けたさまざまな施策の推進により、平成32年度の目標人口は4万7,362人、うち65歳未満を3万1,106人としております。

人口減少、少子高齢化は、出生率が改善しても、しばらくは進展する見込みとなっていますが、移住・定住の推進や若い人の転出抑制、雇用の促進、子育て支援、地域の特性を生かした地域活性化支援など、総合計画に定める分野ごとの各種施策を展開していくことで、人口減少の抑制に努めてまいりたいと考えております。

2番目でございます。日置市周遊観光事業を日置市観光協会に委託しまして、周遊バスツアー及び観光ボランティアガイド養成・研修を行っております。

周遊バスツアーにつきましては、年間8回実施しており、日置市内外より多数参加いただいております。

また、県観光連盟との連携により、いちき串木野市や薩摩川内市の広域周遊ルートの構築なども積極的に進めているところでございます。

以上でございます。

**○1番（桃北勇一君）**

それでは、引き続き質問していきたいと思っております。まずは、オリーブの件ですけど、オリーブの木は、育った年数により収穫量に違いがあるようですが、苗木の樹齢別の本数をお示しく下さい。

**○農林水産課長（城ヶ崎正吾君）**

お答えいたします。

平成25年から作付を開始しております。平成25年度の植えつけ、植栽品が7年生になります。3年生の苗を植えまして、現在7年生ですが、7年生で0.3ha、それから6年生で2.5ha、5年生で0.1ha、4年生で4.2ha、3年生で3.2haの小数点まで入れますと10.3haということでございます。

**○1番（桃北勇一君）**

済みません、本数で教えていただけないでしょうか。

**○農林水産課長（城ヶ崎正吾君）**

それでは、7年生が、申し上げます。117本、6年生が1,000本、5年生が52本、4年生が1,674本、3年生が1,268本でございます。

**○1番（桃北勇一君）**

平成27年3月の漆間議員の一般質問において、3年苗木が5年後に1本当たり5kg、10年後に1本当たり10kgと答弁されております。ただいまの答弁で、それに当たる、あと1年足りないんですけれど、7年生が117本、もし8年たっていたとしたら500kgの収穫がないといけない数字になるんですけれど、1年足りないとはいえ、こういったものなのではないでしょうか。

**○農林水産課長（城ヶ崎正吾君）**

平成25年より植栽を開始しておることによって御説明申し上げました。3年生苗木を植栽して、現在4年経過して7年生となっているわけですが、7年生、6年生、この2つの合わせて約2.8haになりますが、この部分がことしの収穫の主力であったということになります。

ただ、品種によって、最初の実が付きが早い品種と遅い品種で、3年ほどの差がございます。ですので、28年3月に市民に供給した、まだ5年生ですが、これからの一部収穫があったということでございます。

**○1番（桃北勇一君）**

また、栽培面積についても、同年の黒田議員の質問に対して、27年は2,000本の植栽を計画し、次年度より2,000本以上で将来的には2万本と計画を述べています。

27年度が2,000本、28年が2,000本、29年度が終わった時点で6,000本にならないといけないうのですが、先ほどの答弁で4,100本と、1,900本ほど足りない、目標に達していないということになりますけど、このことについてはいかがお考えでしょうか。

#### ○農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

面積推進につきまして、当初、27年度より、毎年市民の方へ苗木を2,000本計画していくということとしておりましたが、27年度、いわゆる28年3月になりますけれども、27年度が1,674本、28年度が1,102本、この2年間で合計70%の達成率ということになっております。

ただ、ことし、29年度、30年3月植栽予定でございますが、これを現在取りまとめ中でございます。それを入れまして、平成29年度で、28年度段階で4,100本ということですので、今年度積み上げがどこまで来るかということで、実績が今取りまとめ中ということですので、実績が29年度までの実績ということになります。

いずれにしましても、当初2,000本の予定をいたしておりましたけれども、若干それを下回ったペースで行っておりますので、地域ごとの説明会を開催しながら、積極的に推進を図ってまいりたいと思います。

#### ○1番（桃北勇一君）

先ほどの市長の答弁で、来年度の目標は500kgと答えをいただきました。今後3年間の目標となる収穫量と栽培面積をお尋ねします。

#### ○農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

来年度の500kgでございます。市民の

方々に配布をしました1,674なり1,268という数字が大きな数字を占めてございます。これが、6年生もしくは5年生という形になるにしたがって、しかも、市民の方々に配布をしました品種につきましては、厳選をして配ってございます。市の実証圃につきましては、適応性を見るために15品種、さまざまな品種を植えておりますが、市民の方々への品種は厳選した品種を配布しているということと、樹齢を重ねてくるということで、来年の500kgは十分達成可能な数字だというふうに認識しております。

それから、面積推進につきましては、先ほど市長からの答弁もございましたように、毎年2,000本の計画ではございましたが、それに近づけるべく、最低1,000本以上の推進、毎年図ってまいりたい。日置市内2万本、50haに向けて、なるべく早く達成を図りたいというふうに思っております。

#### ○1番（桃北勇一君）

次に、収穫量についてですけれど、うきは市においては2009年から取り組み8年目、60戸が10haで取り組み4,500本を栽培しています。日置市とは規模的に変わらないんですけど、取り組み年度がちょっと違うということ、そういうことなんですけど、収穫は去年は550kg、ことしは1,500kgを見込んでいるようです。

南島原市においても、2013年から取り組み、4年目で2.8ha、1,200本を育てられています。南島原市と取り組み年数は、ほぼ日置市は同じですけど、規模は南島原市が4分の1、しかし、収穫量はことしが800kg、来年は、達成可能な数字と前置きして1,000kgを目標にしていました。10aあたり15kgから30kgの収穫というところでしょうか。

日置市においては、平成25年6月の委員会、10年以上の成木と条件をつけた上で

すが、10a当たり500kgの収穫があるとの資料が提出されています。

先ほどの答弁において、来年度目標500kgは達成可能かもしれません。10a当たり500kg大き過ぎる数字だと思いますけど、本当に達成可能でしょうか。病虫害、台風、あらゆる所問題が発生するかもしれません。幅を持って公表しておいたほうがいいのではないかと思いますけど、いかがでしょうか。

#### ○農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

うきは市と南島原市の例を出していただきました。我々も、南島原市のほうには見にしているわけですが、10a当たり500kgの収穫が可能かということをございますけれども、もちろん市民への栽培説明会の中では、幅を持たしてございます。10a当たり40本の植栽になります。説明会の中では、1本当たり5kgから10kgという説明をいたしております。それから計算しますと、200kgから400kgの幅になります。

この違いは何かということも説明しておりますが、もちろん気象災害等もございますが、病気の関係もございますが、本人の栽培管理によって、これぐらいの差は十分出てまいります。きちとした管理ができていれば、1本当たりの10kgというのは可能です。これは、先進地等の調査をするに当たっても、十分可能な数字であるということで、調査はいたしております。

ここで500kgという数字ですけれども、400kgと500kgの差がございますが、それにおきましても、特に問題ない数字であるというふうに認識しております。

#### ○1番（桃北勇一君）

日置市は、来年5年目を迎えるわけですが、収穫量においてうきは市、南島原市と大きい差を感じますが、この違いはどう考察されていますか。

#### ○農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

うきは市につきましては、先ほど議員のほうからも若干出ましたが、今、規模的にはほぼ同等の規模かなと思います。ただ、年数が我々のところよりも3年ほど早い取り組みだったということで、その旨、当然樹齢も3年進んでいるというふうに見ておりますので、それが大きな原因かと思ひます。

それから、南島原市につきましては、当初、スタートする時点で、南島原市の生産協議会の会長さんが、小豆島から5年生以上の苗木を導入しております。スタートの時点で、かなり樹齢の進んだ木を植えていらっしゃいますので、その分、スタートからの収穫量が多いというふうに分析しております。

以上です。

#### ○1番（桃北勇一君）

次に、栽培面積についても伺ひます。第2次総合計画の中で、植栽面積が、平成25年度は0.5haだが、平成37年度までには30haとなっております。少なく見ても、本年度は10ha以上にはなっていないと、ならないわけですが、先ほどの答弁の中で、現在の栽培面積は10haと述べられました。目標面積にぎりぎり達成といったところでしょうか。

しかし、このままでは目標達成は非常に難しい気がします。先ほど述べられた目標達成50ha拡大に向け、どのような取り組みをされていきますか。

#### ○農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

現在、10haということをございます。今年度の推進による30年3月の供給分がそれに上乗せをされた形が、29年度末の数字になるかと思いますが、いずれにしても50町歩という数字はまだまだということになります。

基本的には、平成27年から説明会をしてまいりました。平成27年で100名以上の

説明会の参加者があったわけですが、植えられた方は六十数名ということの中で、やはり本当に実がなるんだらうか、本当に収穫まで至るんだらうかという形で、若干観察されているような方も非常に多いんじゃないかなというような感想を感じております。

本年、95kgの収穫があって、来年は500kgという目標で収穫できるように努力をしておりますけれども、実際に日置市の実がとれた、オイルができた、商品ができたというところをPRしながら、積極的に推進をしていきたいと思っております。

#### ○1番（桃北勇一君）

先ほどの話と重なりますけど、収穫量の違いは圃場の地形とか、土壌の違いではないでしょうか。うきは市にしても、南島原市においても、圃場には約7%から10%ほどの傾斜があり、水はけがいいのではないかと思います。当地で栽培されている方も、オリーブの命は排水だと言われていました。

市も、多くの圃場を見て、研究されてきているとは思いますが、私が見る限り、市の圃場には傾斜地というのがないように思っていますけど、傾斜地栽培をどうお考えになっていますか。

#### ○農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

日置市の東市来の実証圃においては、もう真っ平の状態という状況でございます。

ただ、普及に入る段階では、例えばミカン園の跡地であったり、今、議員のおっしゃるような勾配のある傾斜地だったりというのを想定をいたしておきまして、吹上のほうではミカン園をお借りして、そこに実証もいたしておりますけれども、議員のおっしゃる様に、非常にオリーブの土壌の排水性というのは、非常に重要なポイントになります。

その中で、我々は、説明会をした後、申し込みが市民からございます。その申し込みには、必ず植栽予定地の地番まで明記をしてい

ただいております。その地番を見まして、事前に苗木を配布する前に行きます。全て見に行きます。重要なポイントである排水性、それからもう一つ重要なポイントになります日照条件、この辺を確認をして、ここなら大丈夫だということで判断をしているところで

例としまして、二、三名の方に、ここではちょっと思わしくありませんので、場所を変えてくださいというのも、実例としてあったことでございます。

以上です。

#### ○1番（桃北勇一君）

次に、大変台風に弱い植物だという話は聞いております。根が地中深く行かない植物で、対策として南島原市のほうでは、1mほど土壌をほぐした上で、下に少しでも根が行くような感じで植えているそうです。

日置市は、台風対策、何か取り組んでいらっしゃいますか。

#### ○農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

おっしゃるとおり、オリーブは浅根でございます。ですので、台風対策は非常に重要なポイントになります。市の実証圃におきましても、支柱が軟弱であったため、平成27年8月の台風で、非常に大きな被害を受けました。その後、具体的に申しますと、直径6cm、長さ2mの木柱に全て交換いたしました。

今後も、木が大きくなりますので、補強を随時していくということで考えております。

あと、植えつけ時の植え穴の関係につきましては、台風対策とも関連はするわけですが、植えつけ講習会というものを必ず苗木配布前に開催いたしております。植えつけの場所を、我々のところは直径1m、深さ50cm掘ってもらいます。その後、堆肥、石灰、肥料などを混入して、1回埋め戻していただいてから植えつけるようにして、指導しているわけですが、その際に、植えつけの箇所に、

先ほど申し上げました丈夫な木柱を打ちこんで、苗木をしっかりと固定するという事で指導いたしているところです。

オリーブにつきましては、枝先が強風で損傷を受けるぐらいでは、オリーブの生命力からしますと大した被害にはなりません。最も被害の大きいのは、株元が揺らされて根が切れることによって、大きな被害になってしまいます。ですので、この大きな支柱を打ち込んで、株元の下の方からしっかりと固定するということが、非常に有効な対策であるということで認識して、今、励行しております。以上です。

#### ○1番（桃北勇一君）

ことしは大きな台風は来ていないんですけど、日置市のとられている、先ほど述べられた台風対策、効果をどう予測、評価されていますか。

#### ○農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

確かに28、29は大きな台風が直撃しておりませんので、予測の世界なんですけど、いいにしても、特に28でしたか、指宿方面から南大隅の方がかかなりの被害を受けたんですけど、あのときも結構な風が吹いたというふうに認識しております。数本、そうですね、数で五、六本斜めに傾く程度の状態で、あの風をやり過ぎしておりますので、やっただけの効果は出たというふうに感じているところでございます。

#### ○1番（桃北勇一君）

オリーブは、酸性土壌を嫌い、宮崎大学の研究では、pH 7.8から8.2のアルカリ土壌がいいという報告が上がっています。土壌分析の結果というのは、何かつかまれているんでしょうか。

#### ○農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

オリーブは、若い育成期間につきましては、中性から弱酸性が生育が進みがよくて適していると言われておりますが、議員がおっしゃ

りますように、収穫開始後になりますと、弱アルカリ性のほう適しております。

市民全ての土壌、園地の分析まではいたしておりませんが、日置市の畑の土壌というのは、おおむね弱酸性から中性であるというふうに認識しております。

その中で、定期的な石灰資材、いわゆるpHを上げる資材の投入ということで、日置市のオリーブの栽培基準、基本のほうには定期的な散布を記載しております。

なお、日置市の東市来の実証圃のpHは7.6ということで、弱アルカリでございます。

以上です。

#### ○1番（桃北勇一君）

成分試験はもちろん、透水性試験、水分保持力、含水率、通気性要求度等はやっておいたほうがいいと思いますが、いかがでしょうか。

#### ○農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

おっしゃるとおりでございます。全て実施すればいいんですけども、傾斜がそれなりにあるところは、不要な表面水は流れていく。ただ、市の実証圃みたいに平らなところにつきましては、土壌の水の染みとおおり方云々ということが関係してまいります。土質が粘土質っぽい形で非常に水が溜まりやすい土壌っていうのは、なるべく植栽は避けたほうがいいんですけど、どうしてもという場合には、先ほど申しました、穴を50cmほど掘った下に、ボラ土を5cmから10cmぐらい入れていただいて、根っこの付近に水が停滞しないような対策を進めているところでございます。日置市内、土質さまざま、黒ボクからシラス、それから粘土質ということでもあります。先ほど言いましたように、市民からの申し込みに際して現場を見に行ったときには若干土をほじくり返しながらいかなるという具合の質であるか、目視でございませぬけれども、確認をして対応

を促しているところがございます。

○1番（桃北勇一君）

かつて答弁で荒廃地対策としてオリーブを植えるということは有効であると述べられています。

オリーブ栽培が何か荒廃地対策として実績を残しているかどうか伺います。

○農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

耕作放棄地の状態にもよりますけれども、排水性、日照条件、先ほどから出ております、その大きなポイントをクリアすれば耕作放棄地解消としても可能性は十分あると思います。

ただ、その耕作放棄地の状況にもよりますが、植栽と植栽したその後の管理、特に雑草等ですけれども、可能な状態に復旧するまでに若干費用と労力が必要になるのかなというふうに思います。耕作放棄地まではいたっていないけれども、現在何も栽培をされていない、このまま放置すると遊休農地になってしまうというようなところであれば未然防止策として非常に有効かと思えますし、市民の方々の植栽された中にもそういうところが多数ございます。

以上です。

○1番（桃北勇一君）

現在87名の方がオリーブ栽培に取り組んでいらっしゃるとお聞きしました。また、課長は農業の技術員であるとお聞きしております。私のような工学部出身の者が言うのとは違うわけで、課長の話は皆さん耳を傾けると思えます。技術員としての責任が発生すると思えますが、収穫量を上げるためにも技術員としてさまざまな研究をしていただき、その研究結果、実証結果をよいこと、悪いこと、全て公表していただき、オリーブ栽培に取り組んでよかったと言っていたら、よりよい方向へ導いていただきたいと思います。

1つお聞きします。現在吉利の畑かん地帯が整備されていますが、そこは利用できないものでしょうか。海を望む南島原市と地形が大変似ていて、潮風が吹き、ほどよい傾斜もあるようです、イタリアのトスカーナ地方を思わせる雰囲気もあり、成功したらすばらしい観光地になるとも思います。栽培が上手くいくなら観光レストランも可能かなと思いますが、どう思われますか。

○農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

まず、先ほどの私の話ではございませんが、農林水産課は私だけではなく、課内にはオリーブ推進係に農業技師が1名、それからJAの技術員のOBが指導官として、このオリーブの業務に当たっております。また、小豆島で生産から搾油、販売まで手掛けていらっしゃる農業政策法人の代表の方にも年4回技術指導で来ていただいております。これまでの実証栽培や先進地での調査など踏まえて解明できたことや一定の方向性が見えたことにつきましては、今後栽培管理をしていく上で必要な情報でございますので、積極的に発信してまいりたいと思えます。

それから、吉利でございますけれども、吉利の基盤整備地区につきましては、現在整備後の活用に向けて吉利の農業を考える会という会で、地域農業者の代表、それから各関係機関、市の担当で検討を進めております。それに、吉利地区の既存の酪農家の飼料畑というのにも必要になりますし、既存の担い手の必要とする農地も必要でございます。ですけれども、新たな作物の導入ということも含めて検討をいたしております。

また、この立地条件的には、今議員がおっしゃったように、非常にオリーブ栽培に適しているというふうに私も判断しておりますので、この地区でオリーブ栽培を目指す方が出てきましたら、もちろん苗木の供給、それから栽培管理の指導といった面では積極的に

支援してまいりたいと思います。

○1番（桃北勇一君）

先ほど市長答弁でオイル用として、89kgの収穫があったとありました。何kgのオイルがとれたのでしょうか。

○農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

2.7kgのオイルがとれております。

○1番（桃北勇一君）

ということは、搾油率が3%となります。当初言われていた6%から半分という数字に下振れしたことになりますが、それはなぜでしょうか。

○農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

搾油率の低かった要因としましては、先ほど申し上げました市の実証圃15品種、これと市民の方々のやつも含めて一斉に収穫をしなければ量が確保できないということで、全ての品種を一斉に収穫いたしました。その中で、搾油率の低い、青くて熟度の足りない果実が比較的多かった。黒いものがたくさんあれば搾油率は上がるんですが、最終的に収穫全部終わった時点で青いもの、熟度の低いものが多かったことが原因だと考えております。ただし、次年度以降は量もふえてまいります。品種ごとの搾油ももちろん考えておりますし、品種ごとができないものにつきましては、熟度の早い品種、いわゆる早生系の品種、それと熟度の遅い品種、晩生な品種、これをわけて絞ることで搾油率の向上というのは改善できると考えております。

○1番（桃北勇一君）

搾油施設を持たないうきは市においては、福岡県甘木市において搾油したようですが、今回収穫した89kgのオリーブの実はどこで搾油したのでしょうか。

○農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

現在建設中の搾油施設が12月20日に引き渡しと申しましたけれど、とても間に合わない状況でございました。そのため、鹿児島

銀行の方々にもお手伝いいただきながら、全てを一斉に収穫しましたけれども、それを小豆島の先ほど説明しました農業生産法人の方の搾油所に鹿児島オリーブの職員が輸送いたしまして、搾油してまいりました。

○1番（桃北勇一君）

オリーブは収穫してから24時間以内に搾油しなければならないようですが、その89kgの輸送手段はどのようにしたのでしょうか。

○農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

1番早い時間が陸路で岡山まで行きまして、岡山発のフェリーのタイミングで小豆島に渡るということを想定しまして、そこが24時間以上経過しない形で逆算しまして、収穫を開始して、走ってもらったということでご理解いただければと思います。

○1番（桃北勇一君）

大変多額の費用がかかっていると思いますけれど、オリーブの実の買い取り価格は上昇しているようだが、6次産業化への影響はないのでしょうか。

○農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

現在、スペイン、イタリアからの輸入オリーブにつきましては、先ほどの答弁にもありましたように、今回の契約で33%ほど値上がりということでございます。

この仕入れの値上がり部分をどう対応するかということにつきましては、鹿児島オリーブのほうに問い合わせましたところ、今後検討するということでの返答をいただいております。

○1番（桃北勇一君）

今後検討されるという答弁をいただきましたけれど、この件について現地で栽培をされている農家からことしの生育状況等の報告はなかったのでしょうか。

○農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

本年産のオイルの契約の交渉も含めまして、

鹿児島オリーブの社長と担当課長のほうが両国へ出向いております。その中で、ここ数年さまざまな気象条件、病害などによって減収傾向であるというのは事実であるということで聞いてきているようでございます。

**○1番（桃北勇一君）**

最近の報道で聞き及んでいるとは思いますが、2016年から17年のイタリア産の収穫量は昨年8月以降の多雨にたたり、高い湿度でミバエやメイガが多く発生し6割減、生産量の多いスペインでも1割減と不作のようです。他の地域でも収穫量が減少し、イタリア産オリーブの相場は70%上昇、スペイン産も30%上昇しています。そのとおりでしょうか。

**○農林水産課長（城ヶ崎正吾君）**

私のほうで入手しました数字とは若干数字が微妙なずれがあるようです。世界レベルでの単価とかいう形でとっておりますので、若干のずれはありますが、おおむね議員のおっしゃるような状況であると認識しております。

**○1番（桃北勇一君）**

平成25年の委員会審議の答弁で、買い取り価格を600円としていたところ、平成27年3月の黒田議員への答弁で現時点では700円から800円で買い取ると答弁しています。ことしの買い取り価格は幾らだったのでしょうか。

**○農林水産課長（城ヶ崎正吾君）**

27年度に市民への栽培説明会を開始する以前に、鹿児島オリーブのほうと打ち合わせをいたしまして当面kg800円ということで、農家レベルでの試算をする上での数字として説明をいたしておりましたので、本年の市民からの収穫分につきましても、kg800円で振り込みをするということで話を聞いております。

**○1番（桃北勇一君）**

計算したところ、過去の答弁のとおり、

10a当たり500kg収穫したとして買い取り価格800円で計算します。搾油率も過去いわれているとおり6%にします。40万円で30kgのオイルができることとなります。現在売られている180g入りに入れると166本できるわけですから、1本当たり2,700円と計算した場合、44万8,000円ほどです。約5万円の利益が出る形にはなりますけど、これには搾油費用とか瓶代とか鹿児島オリーブの販売費用等が入っているわけです。幾らの利益が出るのでしょうか。また、収穫量、搾油率ともに答弁で言われた数字を入れています。この計算はおかしいですか。

**○農林水産課長（城ヶ崎正吾君）**

ただいまの試算の考え方としては間違っておりません。そのとおりの計算でよろしいかと思えます。ただ、最後の部分の180g入り1本2,700円と申しますのは、現在の輸入オリーブの販売価格でございます。純粋な日置産オリーブオイルの販売価格につきましては、最終的には鹿児島オリーブが決定しますけれども、現在の国産オリーブの引き合いついていうのは非常に強い引き合いがございます。それから、国内産の他産地の相場も考慮すると若干は高めに設定をするというふうに想定をしております。

**○1番（桃北勇一君）**

販売は鹿児島オリーブの事業なのでこれ以上言うことは控えますけど、実の買い取り価格が変わるようであればちょっと話が変わってきます。買い取り価格について、鹿児島オリーブと何らかの取り決め等あるのでしょうか。

**○農林水産課長（城ヶ崎正吾君）**

先ほども申し上げましたけれども、産地によりましては、品種ごとに単価を変えている産地もございます。搾油率の低いものであったり、とれるオイルの質が若干落ちるもの等

については下げたりとかいうようなこともしているようですが、先ほどもおっしゃいましたように27年の栽培説明会の段階で説明しなければならないということで当面はkg800円ということで話をしております。

以上です。

#### ○1番（桃北勇一君）

先ほどの話した視察において、南島原市で搾油施設を見学させていただき、オリーブの実の投入もさせていただきました。南島原市のオリーブ生産者協議会会長の平石和則氏が自費で購入された搾油機は30kg用で大きさは自動販売機程度の大きさだったと思います。200万円ほどで購入したようです。日置市においてもおそらく同等程度の搾油機が入ると思いますが、なぜあそこまで大きな搾油工場が必要だったのでしょうか。搾油工場の平面計画の際、処理能力をどの程度見込んであの規模の工場になったのでしょうか。理由をお聞かせください。

#### ○農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

基本的にはあの施設は鹿児島オリーブの施設ということになりますので、そこは鹿児島オリーブの考え方にもよりますけれども、搾油だけではなく、現在外部委託をしております輸入オリーブオイルの瓶詰め充填作業、それから充填前の原料、それから充填後の商品の保管スペース、さらに出荷をする際の荷造り、発送、それから事務所などを考慮して計画いたしているというふうに聞いております。

以上です。

#### ○1番（桃北勇一君）

最初の答弁で稼働計画を示していただきました。稼働率が少しわからないのですが、今後、年間稼働日は何日、どの程度予測されているのでしょうか。具体的な作業等ありましたらお示しください。

#### ○農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

日置市産の搾油だけありますと、生産量

がかなりふえましても2カ月程度の稼働ということになります。当然輸入オイルの販売も並行してやっております。そうなりますと、オリーブは瓶詰してから賞味期限が発生してまいります。一遍に瓶詰してしまうと賞味期限が短くなってしまうものも出てまいりますので、販売に応じて随時瓶詰をしていくということを考え、かつ、ふるさと納税なり通常のインターネットの販売に伴う発送、そういうものを考えますと土日も開けるかどうかはわかりませんが、かなり使用頻度は高くなるということだと思います。それから、現在、鹿児島オリーブの本社というのはビゴレのほうに所在地を置いておりますけど、この東市来の搾油充填所のほうに本社機能を移すということも検討されているようにございます。

以上です。

#### ○1番（桃北勇一君）

施設を維持するためには、最低でも電気料金、水道料金、施設の維持管理費等、多額の費用がかかっていくと思います。搾油は鹿児島オリーブの事業なのでありますが、その諸費用というのは日置市負担になることはないのでしょうか。

#### ○農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

実際ないと想定しております。

#### ○1番（桃北勇一君）

この事業は国の地方創生加速化交付金を使っています。その事業概要としてKPIとPDCAサイクルを組み込んだ自治体の主体的な取り組みを支援と書かれています。内閣府の発表されている日置市のKPI、重要業績評価指標としてことし3月までに化粧品5品目、食品3品目、地域ブランドが2商品、栽培技術者の育成1名を挙げています。また、32年の3月には化粧品20品目、食品10品目、地域ブランド化5商品、栽培技術員育成10名となっています。現在の取り組み

み状況を伺います。

**○農林水産課長（城ヶ崎正吾君）**

地方創生交付金につきましては、平成27年度から繰り越しました平成28年度の加速化交付金、それから現在進行中の28から30にかけます推進交付金という2段階に分かれてございます。まず、27年度から繰り越しました28年度の加速化交付金につきましては、まず新商品開発ということで目標値が10品目開発するという計画でございましたけれども、現在6品目開発という形になっております。それから、栽培技術者の育成ということは目標値ではなかったんですけども、実績値として1人技術者を確保、市の職員ではありますけれども、確保しているということでございます。それから、28年から30年にかけての地方創生推進交付金のほうでございますが、まずオリーブ事業に関連する雇用者の数ということで、現在値が既に5名いるということの中で、鹿児島オリーブにおきましてプラス1名の雇用者がふえたという状況でございます。それから、オリーブ栽培農家数もKPIに入っておりますが、27の段階で62という数字になっておりますが、それに足して23名のプラスアルファで栽培者数が確保されたというような目標に対しての実績の状況でございます。

以上です。

**○1番（桃北勇一君）**

P D C Aサイクルに関しては、P Dは委員会等で逐次報告されてはいますが、C Aの報告は聞こえてきません。今後、早期の事業化を目指すのであれば、評価も改善も全て公表し、内閣府が地方創生加速化交付金事業概要でいわれているように目に見える地方創生の実現に寄与してほしいところですが、十分評価改善も報告しているとお考えでしょうか。

**○農林水産課長（城ヶ崎正吾君）**

今、議員のおっしゃるように、特にこのK

P Iにつきましては、オリーブの6次産業化による新産業創出を目標にしておりますので、栽培される市民の方々の経済効果はもちろん加工から販売において、先ほど申し上げました雇用者の拡大、これが重要な効果目標であるというふうに考えております。また、輸入オイルの関連商品の販売において、今6名の雇用を生みましたが、今後、市内産の生産量の増加や観光拠点施設の整備というのも念頭にありますので、そこを踏まえて雇用の拡大を目指していくというふうに思っております。

それから、これまでのオリーブ事業の経過を精査して、評価、改善点を明確にしていくということで努めてまいりたいと思います。

**○1番（桃北勇一君）**

大変言いにくいところですけど、やはり失敗を認めるところから改善はスタートします。P D C Aサイクルを活用し、今後、今まで以上に成果が出ることを期待するところですけど、樹齢に期待していますが、市長は具体的な成果として今後の展望が期待できる状況にきていると、先ほどの答弁で評価しています。しかし、結果は何とかどうにかといった状況ではないでしょうか。

4年前市長は早い段階で一定の方向性を確立したいと述べ、5年ぐらいで収量を上げ、生産体制流通をしていかなければならない、10年かかるとは大変多くの費用がかかると考えていると述べています。行政であっても民間であっても、取り組み事業全て成功すると限らないと考えますが、今後オリーブによる6次産業化事業、事業中止を含めて見直すことがあるとすれば、どのような事柄が起こった場合でしょうか。

京セラの稲森会長が粘って、粘って何度も何度もチャレンジしないと何事も成功しないと言われました。しかし、この言葉は100%自己責任を負う経営者に投げかけた

言葉で、その陰で泣いた経営者も何千人もいることと知っておくべきです。行政が市民の税金を使って取り組む場合は影響が最小限でなければならないと考えます。もしもの話で恐縮ですけど、思ったように収穫が進まなかった場合、事業中止に追い込まれた場合、かけたお金以外に日置市が負担する負債というのは発生するのでしょうか、お尋ねします。

#### ○市長（宮路高光君）

ご指摘のとおり、いろいろ数字を今、ご質問あったようでございまして、当初計画いたしますと、そういう栽培本数にいたしましても計画どおりにっていないというのは事実でございます。また、収量におきましても、ことし初めて収穫ができたというのも事実でございます。当初、5年ぐらいというめどももってございましたけど、今の時点の中で大成功というところまでは私もいってないというふうに思っております。

今後におきましても、今まで計画してまいりましたいろんな課題につきまして、検証しながら進めていかなきゃならないと思っております。特に、鹿児島オリーブをつくった1番大きいきさつにおきましても、ただ今、生産だけという部分が、普通は今から絞って販売という。私どもがしたのは、やはり海外のいろんなことも輸入しながら、オリーブの文化という、私ども日置市には今までもそんなに大きなオリーブの文化というのはなかったという認識しております。そのような中、この輸入のオリーブを使いながら、栽培と販売と開発、この3つの展開を今同時にやっているところでございます。

今、おっしゃいますとおり、毎年いろいろと税金を使っておりますので、内部の中でも検証をしながら、またこのことは公表しながら、今後とも進めていきたいというふうに思っております。

#### ○1番（桃北勇一君）

オリーブによる6次産業化事業、決して少なくないお金をかけているわけです。先日行ったうきは市、南島原市で執行された金額よりもその額は鹿児島銀行の協力があつたとしても、相当な多額です。必ず成功へ導かなければならない強い意志で取り組まなければならない事業です。しかし、上手くいかなかった場合、損害を被るのは日置市民であり、取り組んだ農家です。そこを理解した上で、見える化を図り、ハザード評価、リスク評価をした上で事業展開をするべきだと考えます。

先週の日経新聞に、今も昔も企業の盛衰の鍵を握るのは経営者だ。経営者の判断で事業の選択と集中を進め、自社の強みを一段と発揮できるようにつくり変えた企業が生産性を向上させると書かれていました。私もそう思います。この文章に出てくる経営者を市長に、また企業を市に置きかえてみれば、市の盛衰の鍵を握るのは市長だ。市長の判断で、事業の選択と集中を進め、市の強みを一段と発揮できるようにつくり変えた市が生産性を向上させるとなります。市の取り組む熱意が足りないといっているのでは決してありません。しかし、強い意志があればこの事業は成功すると、先ほどの先進地視察後、私も感じています。市民が戸惑うことなきかじ取りをお願いしたいところですが、市長のオリーブの6次産業化への強い意気込みをもう一度お聞かせください。

#### ○市長（宮路高光君）

ご指摘ございましたとおり、今でも同僚議員のほうからもいろんなこのオリーブに対します質問もいただきました。基本的に6次産業というのは、いろんな種目におきましても難しいものであるというふうに思っております。ですけど、難しいという言葉の中で立ち止まるよりも、やはりチャレンジする気持ち、また責任をもってやること、やはりこの2つをきちっと持ちながらオリーブの6次産業化

に努めていかなきゃならないと思っております。

特に、子どもやはり1番の先進地は、うきは市でも南島原市でもございません。1番の先進地は小豆島です。やはり100年という歴史がございます。やはり100年という歴史をつくっていくには、やはりその1番本元を学ばなきゃならないというふうに思っております。特に今、小豆島の町長とも大変朋友にさせていただいております。いろいろな人的な交流というのも今後ともやっていきたいというふうに思っております。向こうの町長とも話をしたわけでございますけど、30年度、全国で初めてのちょうどオリーブが栽培されて100年というこの契機の中におきまして、第1回のオリーブの全国サミットというのを小豆島でやりたいと、そういう約束もさせていただきながら、やはりこのオリーブに対します強い気持ちを進めながらやっていきたいというふうに思っております。

#### ○1番（桃北勇一君）

続きまして、総合計画について伺います。

出生数が毎年350人ほどに対し、死亡数が650人ほどです。毎年300人ほどが減っていますから、10年で3,000人。数字の上ではそうなるわけですけど、平成17年当時12歳の人数を3年ごとに見た場合、597人、554人、473人、389人、29年は330人とほぼ半数近くに減っています。これはなぜでしょうか。考えられる理由を伺います。

#### ○企画課長（堂下 豪君）

お答えいたします。

本市の人口移動の推移を平成22年の国勢調査と27年の国勢調査で比較しますと、5歳階級ごとにみますと、15歳から19歳の階級が5年経過後に約4割減少しております。鹿児島県の高校卒業者の県外就職率は平成29年のデータでは44.95%と全国

1位と最も高くなっている状況もございますので、本市におきましても、高校または大学卒業時に就職や進学を契機としまして、市外に流出していることが大きな要因であると考えております。

#### ○1番（桃北勇一君）

当時の15歳、18歳も同じ傾向が見られるわけですけど、ところが平成17年当時25歳の方を見ると、だいたい30歳を超える辺りからこれが逆転してふえてきているように見られます。これはどうお考えになりますか。

#### ○企画課長（堂下 豪君）

就職、進学を契機としまして、一旦、特に若い世代が市外へ流出している一方で、30歳を超えた年代では生まれ育った地元で住宅を新築、または購入しまして、移住する、帰ってくるという事例も多く見られているところでございまして、こうした帰属意識やあるいは鹿児島市に隣接して住みやすいと思える環境等がこうした増加につながっているものと考えているところでございます。

#### ○議長（並松安文君）

ここでしばらく休憩します。

次の会議を14時10分とします。

午後1時59分休憩

---

午後2時10分開議

#### ○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### ○1番（桃北勇一君）

先ほどの答弁ですけれど、ちょうど日置市に戻られている方々がちょうど結婚、出産、育児に取り組もうとする年代代と思うのですが、私はこの日置市をその方々は大変住みやすい町だと捉えているのではないかと、どうも思えてなりません。その点については、いかがお考えですか。

#### ○企画課長（堂下 豪君）

日置市の立地条件としても、鹿児島市に隣接しておりまして、働く場や買い物、レジャーなど、都市的要素も含めまして、不便なく田舎暮らしもできるといった環境で非常に住みやすいというところは1つの強みだと思っていますところでございます。それに加えて、出身者の場合はいろんな学校をこっちに入れていたりしますと、地域に根差した文化とかも継承されておりまして、そういった多様な地域資源にあふれておりますので、そういったことが魅力に感じているのではないかと考えているところでございます。

**○1番（桃北勇一君）**

子育て世代が住みやすいまちだと思い、人がふえるようだと、住宅問題等もありますけれども、やはり子育てしやすい日置市を目指し、早期に保育料を見直したほうがよいかと思えます。市長は公約の中で保育料を鹿児島市より下げると言われています。統計上では、保育園、幼稚園への市の取り組みが市民におおむね理解されているように私は思いますが、ここはやはり追い風。いつから保育料を下げる予定かお聞かせください。

**○市長（宮路高光君）**

このことについては、選挙の公約というものでございまして、基本的には30年度当初からやりたいということで、当初予算の中でこのことについて、保育料また幼稚園、このことについては計上させて、また議会の審議をしていただきたいというふうに思っております。

**○1番（桃北勇一君）**

今後、仕事をふやす事業にも取り組まなければならないと考えます。このことは市長並びに市役所職員の方々と同じ考えですけど、仕事をふやすこととは企業誘致や就農、創業等あると思いますが、市の取り組み状況を伺います。

**○企画課長（堂下 豪君）**

企業誘致につきましては、就業機会の創出だったり、雇用の増加に直接的につながるものと思っておりますけれども、新たな企業の進出っていうのはなかなか難しい社会情勢でもございます。現在力を入れておりますのは、立地創業しています企業を定期的に訪問し、相談に応じながら将来の増設計画を引き出したり、あるいは取引企業の立地動向などの情報を得ながら、新たな立地につなげていこうと取り組んでいるところでございます。最近では、しまうまプリントがまた第4ラボの増設に着手したところございまして、今年度新たにシチズン時計、西農園、浜崎建設と立地協定を結びまして、工場等を増設あるいは移転、新設しているところございまして、新たな就業先、雇用は生まれると期待しているところでございます。

以上です。

**○1番（桃北勇一君）**

人口減少、高齢化率どちらをとっても、日吉、吹上、東市来はあまりよい数字のように見えません。今後取り組む3地域に特化した刺激策を伺います。

**○企画課長（堂下 豪君）**

これまでも高齢化率や人口減少の高い地域には地域づくり推進事業費の配分や移住促進補助金を手厚くしたり、あるいは児童数の増加等を目的にした市営住宅等の整備にも取り組んできたところでございます。日吉、吹上地域を含めまして、過疎が進行します地域につきましては、今後も移住促進、定住促進補助などにより若者等が定住しやすい施策を推進していきたいと考えているところでございます。

**○1番（桃北勇一君）**

吹上地域には吹上公園サッカー場が計画されています。その活用策として、既に協議、合宿の誘致活動を始めていると思えますけれども、吹上地域の地域活性化策としてあらゆる

施設環境、自然環境を有効に活用しなければなりません。建設予定地近くには国民宿舎吹上砂丘荘、健康交流館ゆーぷる吹上、吹上浜公園体育館、陸上競技場、クロスカントリーコース等、施設の充実は利用者の満足に至る場所だと思います。また、予定地は市街地から離れ、静かに練習に打ち込める環境で、吹上温泉で体のケアにも満足していただけるはずですが、アクセスが悪いです。過疎地域自立促進計画の中で、本市は県と鹿児島市に隣接、地理的な優位な立場にある国道、高速道路、JRなど交通網が整備され、利便性の高い町で多くの観光資源に恵まれていると書いてあります。しかし、高速道、JRが通るのは、伊集院と東市来だけです。

私は1つ提案します。吹上地域のためにも、日置市のためにも、鹿児島市のためにも、南さつま市のためにも、伊作峠にトンネルを通す協議会を近隣市とともに立ち上げるお考えはありませんか。現在、鹿児島市も南の谷山地域に人が動いています。アクセスの利便性向上は施設利用者の利便性向上だけではなく、吹上地域にとっては交流人口がふえる中で、鹿児島市からの転入、定住者がふえる可能性もあります。日置市、南さつま市にとっては、原発事故の際の避難道として、鹿児島市にとっては桜島噴火の際の避難道にもなります。冬、積雪時に通行止め対策にもなります。市長のお考えを伺います。

#### ○市長（宮路高光君）

吹上地域からそのトンネル問題については、今までも大変要望ある大きな項目だというふうに認識しております。その中で、このことについては特に国策といいますか、私の市、県のレベルで検討してできるものではないというふうには思っておりますので、やはりそういう地域の声というのを1つ挙げながら、特に国会議員の先生方に今後とも働きをしながら、いつ実現できるかわかりませんが、

やはり吹上地域を含めた中の要望でございます。

いろいろと経済効果と費用効果と対価というのが出てきておりますけど、大変このことも難しい部分もございますけど、やはりそういう部分を含めた中で、今後ともそういう協議会等は南さつまとも十分協議をしながら、また市独自でもそういう協議会ができれば考えていく必要があると思っておりますし、特に鹿児島市ともございます。今の状況じゃあ、鹿児島振興局の話によりますと、本当に今の国道はある程度整備が終わったということで、いつも要望は挙げますと、そういう返答しか返ってきません。ですので、今後何かの対策を打ちながら、このことは進めていかなきゃならないというふうに思っております。

#### ○1番（桃北勇一君）

今後とも市長のご努力に期待します。

もう1点、市庁舎の一部機能を日吉町に移す検討をしませんか。日吉地域は日置市の地理的中心に位置します。ほとんどの場所へ30分で行けます。鹿児島県庁も市中心部から鴨池新町のほうへ移転しました。もちろん、現在の伊集院地域住民に対するサービスの低下を招くようであればいけませんけれど、現在合同庁舎にある組織などは可能な部分もあると思います。日吉支所ができたばかりのことは重々承知しています。インターネット環境の整った現代だからできることと思います。伊集院地域への産業人口の集中を緩和するために、行政機能の分散配置を進め、集中メカニズムを是正する政策転換が今、必要と思いますが、市長、いかがでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

このことについては、今から庁舎のあり方という部分の中で、それで分庁方式にするのか総合方式にするのか、いろんな論調がございました。基本的には、この総合支所方式を継続していくという中において、今日吉のほ

うの支所の建設、吹上のほうの建設、これがもう済んでおるのが事実でございます。当分の間こういう部分の中で、移転を日吉のほうにするとか、そういうことは今のところ検討はしておりません。

#### ○1番（桃北勇一君）

まあ、それは今後市長にお考えを変えていただくことを期待して。

次のお話になりますけど、日吉地域はもともと人口が少なく、高齢化率をとれば吹上地域とともに1位です。しかし、小松帯刀や小松帯刀のお墓やせつべとべを初め、多くの伝統行事があり、どこにも引けを取らない歴史ある地域です。近年、古民家を利用したお店や芸術家が多く移り住んでいます。来年度は4小学校が閉校し、暗い話題のようですが、校舎の利用方法活用次第では明るい話題で変わる可能性もあるわけです。

明治維新150年を迎えるに当たり、商工観光課と観光協会、地域住民で観光による活性化が図られると期待していますが、最近気になる話題でトレッキングという言葉があります。多くの地域でトレッキングが流行っているようです。日置市において、トレッキングとはいえないけれど、ハイキング、トレッキングの間のような自然を満喫する観光ルートというのは考えられないでしょうか。比較的簡単に登れる山が日置市は点在しています。飯牟礼の諸正岳は短時間で登ることができ、近年道も整備されました。財政上の問題もありますが、ぜひ日吉地域にある城山も整備できないでしょうか。整備といっても、城山は20年ほど前、旧日吉町時代に手を入れて、登れた時期があり、舗装された林道を使えば、歩く時間は高齢者でも20分ほどで頂上に行けます。山頂の木を切り、道の草を切るだけで済むんです。山の上からは東シナ海が一望され、私も20年前1回登ったことがあるんですけど、大変感動した経験があり

ます。今回また2日ほど前に登ってきたんですけど、茂った木で何も見えませんでした。取り組んでみてはと考えますが、いかがでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

特に日吉の城山は大変この部分については、今も県道におきまして、雨水期には大変水の排出の多いところをごさいますして、それぞれ旧町におきましてある程度の林道整備ができたというのはお伺いしております。今後いろんな調査もしながら、また地域のご意見というのも賜りながら、このことについては対応していきたいというふうに思っております。

#### ○1番（桃北勇一君）

過疎地域自立促進計画の中で、近年は余暇時間の増大や自然志向及び健康志向の高まりで、参加体験型の幅広い観光ニーズが高まっていると書かれています。そのとおりだと思います。同時に、日置市を訪れる多くの観光客の交通手段は車だと思います。中高年の方々がキャンピングカーで旅行されている様子をよく見かけます。

先月の25日の南日本新聞ですけれど、肝付町でRVパークをオープンさせました。RVパークとはキャンピングカーなどで車中泊される皆様に、快適に安心して車中泊ができる場所を提供するものです。日帰り温泉施設等連携で観光客も訪れると思います。場所を選べば、費用も多くかからないと思います。肝付町では事業費548万円で、県が半額補助したようです。どうでしょう。日置市はまず1カ所、取り組みませんか。

#### ○市長（宮路高光君）

新聞報道なんかで肝付のほうでこのRVパーク、いわばキャンピングカーの場所といえますか、そういうものを必要であるというふうな報道がございました。特に、鹿児島県ですけれど、私は北海道に行きました。北海道

は大変このことがいろんなところで有意義に使われておまして、特にそれぞれの駐車場をそれぞれ借用しながら一応何台も停まっておるというのが実情でございまして、日置市のほうにはそういうところもございませんけど、そのようにつくるといわけじゃなく、今既存の部分におきましても、そういう場所があったらいろいろと研究検討はすることは必要であるというふうに思っております。

**○議長（並松安文君）**

桃北勇一君、残り2分です。

**○1番（桃北勇一君）**

ことし日置市観光協会において、視力障がい者のためにシーカヤックや浜辺を全力で走る体験ツアーが組まれたようです。しかし、障がい者ツアーへの取り組みは時期尚早と言われる方もいらっしゃいますが、東市来駅もバリアフリー化され、多くの市が取り組んでいない、障がい者を観光客として積極的に呼び込むことはチャンスではないでしょうか。障がい者に優しく接してくれる観光地は訪れたどの人にも優しい町になるはずですよ。そんなまちづくりに日置市は取り組むときと考えますが、いかがでしょうか。

**○市長（宮路高光君）**

基本的にはどの施設につきましても、今バリアフリー化ということで、特に東市来駅のほうを推進させてもらっております。先般、私も現場を見させていただきました。大変今までといたしますと、跨線橋ですか、あれを超えなくても済むという部分の中でございます。それぞれの、まだ今から大変このバリアフリー化していかなきゃならんところは数多くございます。そういう部分につきましても、またいろいろご要望いただきながら、適所に改善をしていきたいというふうに思っております。

**○1番（桃北勇一君）**

バリアフリー化をするためのその事業を言

っているわけではないんですけど、観光客として障がい者を呼び込む動きをしないかということですよ。

先ほどの坂口議員の質問で述べられたとおり、約5%の方が障がい者手帳をお持ちです。鹿児島県民160万、5%は8万人になりますが、障がい者の方は単独で来ることはほぼありません。だいたい2人から3人で来ます。そうなった場合、約10万人ほどの方が訪れることとなります。そのことをよくお伝えしておきます。

ここにいる皆さん同様、私も全ての市民が暮らしやすい日置市を目指し、多くの方の話を聞き、特に笑顔で泣いている社会的弱者や過疎化、高齢化でどこに向けて声を発すればよいかわからず困っている方の声に耳を傾けていきます。そして、機会を捉えて発信していきます。どうか、来年もよろしくお願ひいたします。最後に市長の来年の抱負をお聞きして、ことし最後の私の一般質問を終わります。

**○市長（宮路高光君）**

来年の抱負という部分でございまして、特に私ども行政というのはそれぞれの総合計画に基づきまして、先般も総合計画審議会をさせていただきました。30年、31年、32年までの3カ年計画の実施計画をこういうものを1つずつ実施していくこと。30年度におきましては、今、予算編成もしております、このことにつきましても3月議会の中でそれぞれいろんなご意見があるというふうに察しております。今、話ございましたとおり、いろんな形にまちづくりというのは市民にとって優しいまちづくり、また、外来から来られた方々にとっても、そういう意味を持ったまちづくりにやはり専念していかなければならないというふうに思っております。

**○議長（並松安文君）**

次に、7番、山口政夫君の質問を許可しま

す。

〔7番山口政夫君登壇〕

### ○7番（山口政夫君）

私は、さきに通告いたしました2問、5項目について、本日最後の質問をいたします。

1問目、日置市一般職員及び消防職員採用について伺います。

1、日置市職員の任用に関する規定にのっとり職員が採用されていますが、採用方針と採用の過程に改善点はないか、市長の見解を伺います。

2、採用後の職員に研修を重ね、職員を育成されてきた成果について、市長の見解を伺います。

3番目、ことし9月に山梨市職員採用汚職事件の報道があり、皆様も記憶に新しい事件であります。職員採用に当たっては、公正・公平・透明性が保たれるべきであります。そこで、本市も職員採用委員会により職員採用適任者を決定し、市長が認定する委員会方式を検討されないか。また、一般職員、消防職員採用は、別々に委員会を設置すべきと考えますが、市長の見解を伺います。

2問目、少子高齢化対策及び移住定住促進事業について質問します。

1項目め、11月16日南日本新聞に始良市が結婚新生活支援事業の初認定者に助成金贈呈と記事が紹介してあります。そこで、日置市も少子高齢化が進む中、日置市まち・ひと・しごと創生総合戦略で、基本目標②「住んでよしひおき」、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえとあります。結婚、出産、子どもをふやす政策をどのように実施したか、また、その成果について、市長の見解を伺います。

2番目、本市でも移住定住政策を実施していますが、その政策、成果に課題はないか、市長の見解を伺います。

以上、2問5項目について、1回目の質問

といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

### ○市長（宮路高光君）

1番目の日置市一般職員、消防職員採用について、その1でございます。

住民の行政ニーズは高度・多様化する一方、厳しい財政状況で効率化を背景に職員数は減少を余儀なくされています。このことから取り巻くさまざまな問題を的確に見極めつつ、創造性豊かで柔軟かつ弾力的に対応できる人材が必要であると考えております。

職員採用については、1次試験で教養試験、作文試験、適性試験及び面接試験に加えて、専門職は専門試験、消防吏員は体力測定を行い、2次及び3次試験は面接試験を実施しております。試験の実施に際しましては、民間企業職務経験者や大学新卒者を対象とした採用試験や第1次試験から面接試験を実施するなど、受験者の増加対策や試験実施の方法などを試みております。

2番目でございます。

採用後の人材育成については、日常の業務を遂行することでの人材育成、採用後すぐに新規採用職員研修のほか階層別研修、派遣研修など研修を通じて人材育成を行っております。人材育成の成果は直ちにあらわれませんが、職務遂行に必要な知識、技能の習得や研修を通じた先進的な行政手法習得など、職員の資質の向上に成果があらわれていると考えています。

3番目でございます。

本市の職員採用試験においては、1次試験で課長補佐、係長による集団面接試験、第2次試験では部課長級の集団討論面接及び個人面接試験を実施しております。また、面接官につきましても、一般職と消防職員とは区別するなど、多くの視点から評価を行っておりますので、現在のところ、職員採用委員会等の設置は考えておりません。

2番目の少子高齢化対策及び移住定住促進事業についてのその1でございます。

少子高齢化による人口減少が進展する中、人口減少の克服に向けて、基本目標2では、安心して妊娠・出産を迎えることができる環境づくり、安心して子育てできる環境づくり、子どもが健やかに成長できる仕組みづくりを施策の基本的な方向に掲げ、不妊治療の助成やマタニティボックスの配布、産後ケアの助成のほか、ひおき子育て応援ナビを開始するなど、子育てしやすい環境の実現に向けて、施策を実施しているところでございます。

基本目標2では、合計特殊出生率の改善を目標としており、平成28年度値は確定していないところでありますが、目標数値は上回る見込みであります。

子育てしやすい環境をつくり、将来の世代が希望を持って、子どもを生み育てていくことができるよう総合戦略を推進していきたいと考えております。

2番目でございます。

東京、大阪である、かごしま移住・交流セミナーに参加しまして、移住を検討している方々へのPRや具体的相談会を実施し、移住パンフレット等も工夫しています。

また、移住を後押しするための移住促進対策事業費補助金を活用し、平成24年度から現在までの間、136世帯、436人の転入があり、一定の成果があったと考えております。並行して、移住者の受け皿となる住まいの確保につながる取り組みとして、空き家バンク制度を運用し、これまで45件の登録と、政策と、約18件と好調に推移しております。この18件のうち、市内外からの転入につながった件数は11件であり、政策の大きな柱であると考えております。課題といたしまして、市民を巻き込んだ移住サポート体制の構築は移住者増につながる大きなポイントであると感じておりますので、今後、この体制づ

くりを行いながら、主なターゲットを若者に置き、移住推進を図っていきたいと考えております。

以上で終わります。

#### ○7番（山口政夫君）

7番。ご答弁をいただきました。職員採用の件については検討していないということですが、一応、委員会採用方式ということについて、説明をさせてください。

まず、市長が委員会開催を指示し、構成委員を指名される。つまり、委員会の委員長を副市長あるいは総務部長、委員を構成する。説明は必要ないかもしれませんが、総務部長に現在の採用試験のあり方もお伺いさせていただきました。大体おおむね最終選考候補の絞り込みまでは、私が想定している委員会方式と同じようなやり方なのかなと思っております。ただ、よく市民の方から聞こえる声、それと先日も県庁職員さんと話す機会がありまして、いろいろお伺いしました。やはり、市長さん、首長さんが確定するというのもいいでしょうけども、やはり、市の今こちらにいらっしゃる執行部の管理職の皆さんで委員を構成し、その中で決定し、それを市長が任用するという形式のほうが、職員さんよりも以上、今まで以上に、採用した職員への指導、教育、育成というのも順調にといいますか、本当に親身になった指導、育成ができるんじゃないかと、そういうふうに思うわけです。

先ほど山梨市を紹介しました。ほかにも大分市で教育委員会での不正。あちこちで国内不祥事が発生しております。別に日置市がどうかということではありません。一切それがない。部長に聞いて、こういうふうに採用のあり方を改善しているんだということは実感しております。ただ、今現状がいいから、これでいいでしょうじゃなくて、我々も、我々市議もそうです。市長ももちろんそうで

す。4年に1回のやはり選挙というものがございませう。どういふ市長が誕生しても、市長の場合、職員経験でそういう実績は非常に経験のある市長でございませう。新しく任用する職員の資質というんですか、そういうのには長けていらっしやると思ひます。ただ、そういう方がずっと続けばいいでしょうけど、先々を考えたときに、やはり、こういう委員会方式というのを採用したほうがいいのではないかと思ひての提案でございませう。そういうことから、もう一遍、市長の見解をお伺ひさせてください。

#### ○市長（宮路高光君）

私どもも、この合併した後におきまして、採用試験のあり方というのをいろいろと変えてまいりました。いろいろと採用する中において、適合しなかつた方もおきまして、一、二年してやめる方もおきし、さまざまでございました。一番、私、基本的に考えているのは、今後、今、私ども行政の中で3次までしているというのは、あまりないと思ひておきませう。特に人物本位というのを大事にしていきたい。その中で、特に、この1次試験の中において、やはり、係長級、私ども管理職を含めたのは、5年、10年でやめてしまふ。やはり、まだ、20年、30年、一緒に仕事をできる仲間をやはり選んでほしいというのが私の市長の考え方でございまして、今、1次試験でも全員面接もさせていただいております。そういうことを含めて、いろんな、今回も6月と10月に2回やるという方向もさせていただきながら、この委員会というのをどういふ構成メンバーですればいいのか。全く行政のない方々をメンバーにするのかどうか。行政の職員が入った委員会にするのか。その中で主語は変わってくると思ひておきませう。いろいろとあられるというふうにおきませうけど、今現在は考えておきませうけど、今後におきましては、そういうことも必

要であるというふうには思ひておきませうので、職員の方には、そういう研究、ことは今後させていきたいと、さように考えておきませう。

#### ○7番（山口政夫君）

7番。前向きな、ある意味、前向きな答弁いただいたと思ひます。

市長がおっしゃるとおり、1次試験、係長級以上の職員さんが五、六人でグループで面談をし、採点といひますか、評価をすると。その2次試験、それと2次試験も課長級、そういうふうにおきませう。それと3次まで行っている。ほかの自治体も、私もいろいろ勉強してみました。その中で、ここまで改善改革しているというのは、私も自負があります。さすが日置市だなど。ただ、先ほど申しましたように、いろんなケースが発生することを考えれば、鹿児島市も今現在この委員会方式を採用しております。県庁の職員の方に聞いたら、県庁も恐らくそうじゃないかと。知事が最終、例えば、10人採用と決めたときに、20人、25人ぐらい最終選考に上げて、その中から10人を選考する。そうではなくて、もうほぼ委員会で採用していますよと。知事が最後の認証をしていると。鹿児島市もそうですね、先ほど言ひました。熊本市もそうですね。この近隣で言ひますと、宮崎市もたしか委員会方式です。先ほど言ひましたように、委員会のやり方もいろいろあります。市長が申されたように。私が思ひているのは、やはり、市長が委員長の任命、例えば、副市長とか、総務部長。そして、委員を何人にするかは今後の課題だと思ひます。5人なのか、7人なのか。それをやはり部課長、職員さんの中で決定すると。外部を入れるといひても、いろいろ問題があると思ひます。ですから、やはり、職員の皆さんが、熟練した経歴のある皆さん方で審査して最終決定というのが一番理想ではないかと思ひておきませう。そういう意味で、それと、今現在消防のほうも、消

防の消防長、それから所長、管理職の方が選考に携わっておるといのも説明で聞いております。そうですが、前回は消防署の職員の採用をふやすとか、あるいは、経験者を途中でふやすとか、そういうときに委員会で開催すれば、消防委員会だけ設置して対応できると、そういうような柔軟さもあるわけです。そういうことを含めて委員会方式というのを検討していただきたいという思いで質問、要望といたしますか、しかも、委員会方式でありながら、なおかつ、一般職員採用と消防職員採用という2本式の委員会の設置を検討いただけないかということでございます。職員採用については、市長が先ほど前向きに勉強していきましょうという答弁もいただきました。もう一遍お伺いして、次の2問目に行きたいと思うんですが、市長の最後の見解をお願いします。

#### ○市長（宮路高光君）

今、議員のいろいろ説明を聞いて、領いております。さっき言いましたように、委員会をどういうメンバーで構成するのかわかりませんが、私は、やはり、さっきも言ったように、1次試験の場合は係長級の方々がいい方々を全部どこまで線引きをしていただく。2次試験においては、特に部課長でそれを選んでいただける。私と副市長は最後まで右か左がそれを選んでるのが実情です。それまでは何も、私どもも、いろんな経験、誰が受けたかわかりません。そういう仕組みをとっております。その中で、それをした上で、もう1回委員会に同じメンバーがまた入ってくる。これがいいのかどうか。どういうメンバーで組んで、その委員会をつくるのか。今おっしゃいましたとおり、鹿児島市、また、県、熊本市、大きな政令都市は、その委員会方式というのは十分認識もしております。私どもも、5、6万、5万ぐらいのこういう町の中での採用試験。大変ほかのところにおいて

は募集も多いという。もう今、市町村の中で募集しても来ないというところもいっぱいある、実際とって。私も職種によっては、どうしてもとりたいんだけど、受け手がいない。こういう世の中であるということも事実だし、いろいろと学校回りもしながら、受けていただけるという部分をしております。基本的に、私、ここの日置市の市民像の中にありますとおり、職員像の中にありますとおり、地域のことがわかった人でなければ、いろいろと選考する中において、市外から受けても構いません。私のところも市外からも入ります。ですけど、やはり、地域のことをわかっている方も十分その中におっていただかなければ、今後日置市のこの行政をつかさどっていけるということも大変難しいと思っております。

そういう私の思いもです、山口さんが言った思いも十分わかりますので、また、このことは総務部長を含めて、また、今携わっている総務課の職員にどういう委員会を、また研修視察もさせますので、今の現実を考えておりませんが、そういう部分の研究というのはさせていただきたいと思っております。

#### ○7番（山口政夫君）

7番。ありがとうございます。ちょっと補足させてください。実施要項といたしますか、市長が申されましたように、3次までのやり方というのは、今までの同じようなやり方がいいんじゃないかと思っています。ただし、最終選考ですね、最終決定をするのを副市長あるいは総務部長、部長級さんですね、何人にするかは、今後また市長やら総務部のほうで判断いただいて、そこで、最終決定だけをそこに委ねるといやり方をどうでしょうかということでございます。前向きな答弁ありがとうございます。

それでは、続きまして、2問目の少子化対策及び移住定住政策について、質問をさせて

いただきます。

移住に対する受け皿あるいは移住者の数字が平成24年より136世帯、436名の転入がありました。いろいろ報告をいただきました。これにあわせながら質問させていただきます。

先ほど1回目の質問でも言いました。始良市結婚新生活支援事業、要するに、これは始良市の例ですが、始良市に居住している人。それから、男性か、女性が居住して結婚します。それで始良市に住みますという方々をやはり対象にしております。そういう方に上限を24万円、さまざまな、あります。3年以上居住する条件。それから自治会に加入。所得制限。こういうのが設けられております。それを機に、住宅を取得あるいは新築、中古、増改築を含めそういうのにも上限を24万円。それから賃貸で居住しますよという方にも、あるいは家賃とか、敷金・礼金、引っ越しの費用、こういうのに使っていただくために、1世帯当たり上限を24万円として、補助金を交付しております。

県内でほかはないかということで、私もちょっと調べてみましたら、薩摩川内市も同じ、ほぼ同じような条件でした。3年居住、川内市に住んでくださいと。それから上限も24万円というような条件でございました。こういうふうに始良市でも紹介されております。これは始良市と薩摩川内市もことしからですね、29年度から実施しております。

それと、先月の9日、10日、総務企画委員会で移住定住の対策の進んでおります人吉市、それと豊後高田市に行政視察、参ってまいりました。そのときに、ちょっと、私、目からうろこでした。よく皆さんもご存じだと思います。この豊後高田市では、人生の楽園、移住定住で、地域外から居住して、生活だけじゃなくて、農業をしたり、あるいはパン工房を始めたりとか、そういうような番組で紹

介されております。それも通算4回を豊後高田の住民が紹介されている。それから1から10までも全国で紹介されている。何がびっくりしたか言いますと、実は豊後高田市、そのときいただいた資料です。婚活・結婚応援体制というのがしかれております。ちょっと答弁に市が取り組んだ結婚、総合戦略でありましたとおり、結婚を応援しますよというところの、ちょっとあれがなかったんですが、豊後高田では婚活イベント、これを婚活推進協議会、こういうのをつくって、年10回、それから縁結びお世話人協議会というのをつくりまして、昔の仲立ちさんですよ、近所隣におる。こういう方が今288名登録されているということで、それと婚活応援団、企業が110団体、こういう結婚の婚活を支援サポートしましょうというような事業に取り組んでいるという報告がありました。その10回もですけども、なぜ、私が取り組みを紹介したいかといいますと、日置市でも今現在取り組んでいらっしゃいます。もう市長もご存じだと思います。ごめんなさいね。市の婦人連絡協議会、これが平成20年から今年も10回やっております。それと農業委員会が平成20年から25年まで、26年度も募集したけども人数がそろわなかったということで、5年間実施されて、何組かが結婚にゴールインしたと。それと、社会福祉協議会も平成25年から、それから土橋地区公民館、伊作田地区公民館、ここも27年から現在まで毎年実施されております。私も、この伊作田地区公民館の婚活イベントをずっと参加させてもらって、この女性連絡協議会の役員の方がスタッフでいらっしゃるものですから、いろいろ話を聞いておりました。それで、ことしの婦人連絡協議会の婚活イベントにも参加しまして、女性連の方からも、できれば、女性連だけでするんじゃないかと、市でまとめてできないんだろうかと。女性連だけですると

1回が限界ですよねと。あとのフォローもできない。そういう話をちょうど伺っていたもんですから、豊後高田に行きましたら、こういうふうにし世話人制度とか、それと、企業で婚活イベントをしたら、そのイベントに対して、1人幾らの助成金を出す。あるいは飲食店がそういう婚活イベントを企画し、10名あるいは20名以上の参加者があった場合はこういう支援をしますとか、非常にきめの細かい支援をされております。やはり、移住定住も大事です。ですけども、日置市に居住している未婚の方々が大体、国勢調査で、27年度で約7,000人前後いらっしゃるという数字が出ております。この7,000人ちゅうのは60歳代も入っておりますので、正確な数字じゃないかもしれません。こういう方がやはり結婚して、日置市に居住して、人口をふやしていくという、ここが一番人口対策の根幹になるのかなと思います。確かに市外から定住してください、定住してくださいも大事です。この定住の政策で市民の皆さんから私も指摘を受けていたのが、日置市に居住している家族ですね、その方々が新居を建てる時に補助はないですよ。浄化槽の補助とか、いろんな補助はあります。ところが市外から新築して転入した場合は100万円上限ですけど、補助があります。おかしいやないけど。そういうご指摘もいただいております。そういうことも考えれば、やはり、結婚から出産、先ほど保育園の保育料とか、幼児の医療費とか、市長もいろいろ政策を打ち出されております。それから、小学校、中学校、高校までとさまざまな補助、支援事業ですよ、を展開することで、日置市の住みよさランキングというんですか、総務のほうからいただきました。全国データパックですね、住みよさランキング2017年で、日置市は全国814市中441位、そして、県内19市町中2位。今、こんだけの住

みよさランキングということで、県内でも結構いい位置にはいます。これに加えて、今ちょっと提案しました、こういう婚活支援、そして、日置市に結婚して居住したときの支援、それから今現在やられております不妊治療の支援、それからマタニティボックスの配布事業、そういうふうな段階を打って、ずっと、10年、20年、日置市に居住していただく。そして、なおかつ、それで人口がふえるというような政策をできないものかということで、市長の見解をお伺いしたいと思います。

#### ○市長（宮路高光君）

今、婚活といいますか、出会いの場所を設けて、それぞれの団体がしてございました。特に今市としても関与、予算を計上していたのは、農業者の関係の部分に市も関与させていただきました。ほかについて、さっき、おっしゃいましたとおり、婦人会の団体とか、また、地区館とか、そういう方でやっております。今後、やはり、先進地も含めてですね、今、豊後高田のほうを見られたということでございますので、どういう条件の中で、こういう出会いを企画するのか、また、担当課のほうで、十分、今後調査もさせていただきたいというふうに思っております。

#### ○7番（山口政夫君）

7番。実は職員さんに、当日は白黒でしたんですけど、カラーでパンフレットをいただきました。こういうのも議会事務局のほうから、もし、あれでしたら、総務のほうにお届けさせていただきたいと思います。非常に私びっくりしたのが、きめの細かい婚活イベントをされております。年代を絞っており、例えば、ペットが好きな、それと40代、50代、それと農業を男性がされている。女性がされている。希望するとかですね。そういうふうにはばらばらでやっております。そういうのが推進協議会というようなのが今教育委員会のほうが女性連の窓口になってお

ります。そういうところ、どこに窓口を設置するかは別問題としまして、そういう推進イベント、企画というのが早急に検討いただきたいと思っております。やはり、日置市の人口問題というのは大きな根幹にかかわる事業です。そういう意味で、日置市婚活推進協議会を設置し、結婚へ向けた出会いを支援する事業、まずその一つの事業、それから、結婚を機に日置市に居住してくださいという意味で、始良市、薩摩川内市、豊後高田市も取り組んでおります、結婚新生活支援事業、このような事業をぜひ取り組んでいただいて、それと、この婚活推進協議会では、女性連あるいは地区館、農業委員会、こういうところと一緒に協力いただいて、スクラムを組んで、市として取り組んでいただければ、より推進できるんじゃないかと思っております。

ちなみに、豊後高田市がこの事業に予算をどれだけ、同僚議員の質問がありまして、回答として、7,000万円の予算を計上しておりますということでございます。幸い日置市はふるさと納税でも財政管財課のほうの努力で、2億円ぐらいだったのが、7億円、8億円という推移を見ております。そういう地域外からいただいたふるさと納税の原資等を活用して、交付金に頼らない自主財源で、こういうのを運営することで、人口の安定化、それから、子どもがふえれば、今、合併問題とか、上市来、伊作田、土橋とか、そういうところも、そういう合併、子どもが少なくなって、合併問題も出ております。そういうふうに、人口だけじゃなくて、全てにつながってくる政策の一つだと思っております。そういうことで、もう時間もございません。最後に、先ほど申しました日置市婚活推進協議会の設置、それと、結婚新生活支援事業、まず、この2つを検討いただいて、早急に設置検討をいただければと思っております。最後に市長の前向きな再度答弁をいただいて、最後の

質問とさせていただきます。

**○市長（宮路高光君）**

今いろいろと議員の調査の中におきまして、ご提言もいただきました。このことを真摯に受けとめまして、特に企画のほうで定住促進しておりますので、担当のほうがこのことに調査は、とりあえず、どういう状況なのか、どれだけの予算なのか。また、そのことがどれだけの効果があったのか。事業実施することが一番いいことなんですけど、どれだけの効果があって、その町がどうなったのか。そこあたりまで、最終的には調査もさせていただきたいというふうに思っております。その状況の中で、市として、どういう形が日置市に合っているのか、十分検討させていただきます。

**○議長（並松安文君）**

本日の一般質問はこれで終わります。

△散 会

**○議長（並松安文君）**

以上で、本日の日程は終了しました。

明日8日は、午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会します。

午後3時06分散会

第 3 号 ( 1 2 月 8 日 )



議事日程（第3号）

日 程	事 件 名
-----	-------

日程第 1	一般質問（11番、12番、2番、14番）
-------	----------------------

本会議（12月8日）（金曜）

出席議員 22名

1番	桃北勇一君	2番	佐多申至君
3番	是枝みゆきさん	4番	富迫克彦君
5番	重留健朗君	6番	福元悟君
7番	山口政夫君	8番	樹治美君
9番	中村尉司君	10番	留盛浩一郎君
11番	橋口正人君	12番	黒田澄子さん
13番	下御領昭博君	14番	山口初美さん
15番	西菌典子さん	16番	門松慶一君
17番	坂口洋之君	18番	大園貴文君
19番	漆島政人君	20番	田畑純二君
21番	池満渉君	22番	並松安文君

欠席議員 0名

---

事務局職員出席者

事務局長	上園博文君	次長兼議事調査係長	山下和彦君
議事調査係	馬場口一幸君		

---

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	副市長	小園義徳君
教育長	奥善一君	総務企画部長	今村義文君
市民福祉部長	野崎博志君	産業建設部長	瀬川利英君
教育委員会事務局長	満留雅彦君	消防本部消防長	川畑優次君
日吉支所長	田代信行君	吹上支所長	宇田和久君
総務課長	丸山太美雄君	財政管財課長	鉾之原政実君
企画課長	堂下豪君	地域づくり課長	橋口健一郎君
税務課長兼特別滞納整理課長	上秀人君	商工観光課長	脇博文君
市民生活課長	内山良弘君	福祉課長	有村弘貴君
健康保険課長	篠原和子さん	介護保険課長	福山祥子さん
農林水産課長	城ヶ崎正吾君	農地整備課長	東広幸君

建設課長	宮下章一君	上下水道課長	宇都健一君
教育総務課長	松田龍次君	学校教育課長	豊永藤浩君
社会教育課長	梅北浩一君	会計管理者	長倉浩二君
監査委員事務局長	地頭所 浩君	農業委員会事務局長	重水秋則君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（並松安文君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（並松安文君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

まず、11番、橋口正人君の質問を許可します。

〔11番橋口正人君登壇〕

○11番（橋口正人君）

皆さん、おはようございます。先ほど、年末年始特別警戒隊出発式が行われました。皆様も年末年始を控え、交通事故や犯罪防止に十分気を配っていただきますよう、お互いに気をつけましょう。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

1問目は、消防行政について伺います。

合併して12年が経過しましたが、依然として、消防団員の定数は、29年4月現在で75人不足となっております。9月議会でも同僚議員が質問いたしました。これから人口減少と高齢化傾向の中で、消防団員定数の見直しは必要であると思いますが、いかがでしょうか。

9月にドローンの講習会が消防本部でありました。以前のドローンとは違い、今、日々進化しており、簡単に空中撮影動画から静止動画を写し出し、遠隔操作のモニターに映すなど、また自動操作で出発地点に帰ってくるドローンもあり、災害時の活用では、3次元化する広報についても研究されております。

また、先日行われました第一工業大学の講習会では、水中を撮影できるドローンもあり、高度な技術操作に驚きました。ドローンを飛ばすための技術・技能を伴う資格は必要とさ

れます。署員に無人飛行機ドローンの操作練習、技術を学ばせ、災害時に活用できるよう購入し、飛行させるには、国土交通省の許可・承認が必要ですので、資格をとらせるべきと思います。

また、全国的にもドローンの活用が期待されております。千葉市消防局におきましてはドローンが配置されたニュースもあり、金額的にも安価で買えます。市長は、9月議会でも、検討するとの答弁でしたが、購入してドローンの技術資格者の育成を図らないか、再度伺います。

3番目に、連携中枢都市圏構想の協議も始まり、鹿児島市を中心に、周辺3市でさまざまな分野での検討が始まっているものと思います。東日本大震災から6年、熊本地震から1年半が過ぎ、広域大規模災害に備えるために自治体間の連携・連帯が不可欠であると思います。本市でも企画課、商工観光課、福祉課、市民生活課など、連携中枢都市圏構想事業に参入されていますが、消防本部の司令室を組み込むことができないか伺います。

4番目は、7月に九州地方を襲った、豪雨による豪雨災害が発生しましたが、日置市の消防本部は、神之川がすぐそこにあります。2級河川と隣接する場所で危機管理上問題はないのか伺います。

2問目は、日置市の観光について伺います。

日置市は、湯之元温泉、薩摩焼、吹上温泉、日本三大砂丘の一つ吹上浜、流鏑馬、島津義弘、小松帯刀、赤山韃負史跡などたくさんのお名所、偉人がいる観光地であります。宿泊施設が少ないのが課題となっております。日置市内の宿泊施設について、利用現状はどうか伺います。

他市ではビジネスホテル誘致へ、茨城県坂東市ではホテル業者に建設用地を無償で貸し出すほか、税制面でも優遇する取り組みがなされております。また、大阪高槻市、福岡県

柳川市など、いろいろな自治体で外資系ホテルの誘致が取り組まれ、始良市は条例で旅館・ホテル施設誘致優遇制度を取り入れております。

また、大隅半島の4市5町は、民間主導でも広域観光の体制づくりを進めています。日置市もいろいろな形態で観光振興に取り組んでいます。本市には3つのすばらしいゴルフ場があります。韓国から大韓航空、イースター航空など週10便ほど飛ぶようになり、多くの方がゴルフにも来ているようでありませぬ。ゴルフ場との連携による県外・海外からの観光振興につなげるため、宿泊施設・ホテルの誘致は考えませぬか。伺います。

次に、三反園知事が、5年後をめどに西回り自動車道を全面開通させたいとの発言がメディアで報道されました。西回り自動車道が全面開通する前に、美山の料金所をフルインターにする考えはなにか。西回りが全面開通してからではつくることが困難になると思ひます。

市も財政が厳しい状況であるものの、日置市の観光や産業の発展を考慮すると、インター設置は欠かせないものであります。地域間格差を減らし、美山、江口、吹上国道270号線を結ぶ交通のかなめともなり蓬莱館、吹上砂丘、温泉などへの集客効果が期待でき、交通的利便性も高く、日置市の観光発展に結びつくものとなります。さらに、産業や流通面でも、企業の誘致も期待できるものと考えます。宮路市長を初め商工会、行政、議会、住民が一体となって実現化を目指して注視していくべきと思ひますが、いかがでしょうか。

以上を1回目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

1番目の消防行政についてのその1でございます。

消防団の定数に関しては、現在613の定数に対して549人で、充足率が89.6%であり、9月議会でも質問がされたところでございます。

10月11日の消防委員会でも検討したところでございます。引き続き今後における人口等の推移も考え、また、32年度まで消防団の車庫、また車両、こういうものもきちっと整備いたしますので、基本的には32年度をめどにこの定数も見直しをしていきたいというふう考えております。

2番目でございます。9月議会の答弁のとおりに、ドローンの有効性については、消防分野のみならず各分野において活用が期待されるものであると認識しております。県内の状況は、20消防本部中、2本部に導入されていますので、運用本部の意見等を踏まえ、引き続き検討をしていきたいと思ひております。

3番目でございます。現在運用しております通信指令台の各消防本部における導入年度と無線運用の枠組みの違いにより、現時点での広域化は大変難しいと考えております。

4番目でございます。県内外で豪雨災害が毎年のように発生し、本市における災害の可能性も認識しているところでございます。消防本部も神之川に隣接していますが、北側河川堤防よりも3m高い状況でもあります。現在まで浸水したことはありませんが、今後、危機管理上問題がないとは断定できないため、河川の状況を見きわめ、災害に対応していく考えであります。

2番目の日置市の観光と現状について、その1でございます。

本市に3つのゴルフ場があり、年間約13万人の利用者があります。利用者については比較的県内の方の利用が多いと伺っております。また、日置市内の宿泊数は約5万5,000人で、新幹線開通以降、鹿児島市内の宿泊施設が充実してきていることから、

既存の市内宿泊施設の利用を図る上からも、ホテル等の誘致については、特に東市来、湯之元、区画整理もやっておりますので、伊集院、吹上のほうにはございますけれども、東市来の湯之元にない。こういうことも考えておまして、区画整理の進捗状況をきちっと見ながら、このことについても対応していきたいというふうに考えております。

2番目の質問でございます。市民の利便性の向上や観光客誘致、流通機能の強化を考えますと、フルインターの必要性は十分認識しております。第2次総合計画の中でも位置づけをしているところでもございます。

フルインターの整備につきましても、事業費の確保、料金所の設置、新たな用地取得、ネクスコ西日本ほか関係機関との協議、さまざまな課題を整理していかなきゃなりません。十分このことも精査しながら、特に国交省含めまして国会議員の先生ともこのことについては十分今協議をしております。また、地域からのご要望もございます。財源的な措置もちょっとを裏づけをしながら、今後このことについては前向きに検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

#### ○11番（橋口正人君）

先ほど市長からも答弁をいただきました。消防団員の定数の充足率も89.5%であることはわかっておりますが、本市の人口減少の中で、これまでも同僚議員からの提案もなされてきました。12年経過していることは事実であります。人口も減っているわけですが、先ほど、32年度までめどにとということで市長からの答弁もありました。再度定数を現状に置かれますのか、市長に再度伺います。

#### ○市長（宮路高光君）

さっきも申し上げましたとおり、12年経過したのはもう事実でございます。その中で、特に人口減少というよりも、この消防団の配

備というのは、車両、施設、そういうものが一番重要なものでございまして、今回、今の時点は部制の中でやっておりましたけど、現在、日置市を分団制度やろうという中におきまして、その取り組みを今までできておまして、特に伊集院地域も終わり、今、日吉、吹上、ここに手がけております。東市来につきましては分団方式できちっとやっているのも事実でございます。

そのようなことがございますので、ただ人口減少だけじゃなく、施設、また車両、そういう整備というのにも伴っていかなければ、ただ人口減少だけであって片づけられるものじゃございませんので、基本的にこの消防のことについては、32年度まで分団方式をし、施設も整備しますので、特に消防委員会がございまして、ここで十分ご協議もしながら、32年度までは定数減という方向の中でやっていきたいという考え方を持っております。

#### ○11番（橋口正人君）

今、市長のほうから答弁をいただきました。次に、ドローンについてでございます。

県内でも2本部にドローンが導入されていますが、行方不明、河川災害救助、マンション・ビルの火災状況調査など、ドローンについての活用はさまざまあります。このような事例はなかったのか伺います。

#### ○消防本部消防長（川畑優次君）

県内のドローンを導入している2つの消防本部は、伊佐・湧水消防組合が平成29年1月に導入し、保有している2機は、県外の企業からの寄贈品であります。残りの1消防本部は大島地区消防組合で、平成29年7月に1機を地元の企業から寄贈を受けて運用しております。

県内の災害等の運用の実績につきましては、大島地区消防組合のみで、活動の内容は、海岸で誰々が行方不明になって、職員が近づけない海岸線の捜索に活用したという事例が

1件報告されております。

以上です。

#### ○11番（橋口正人君）

今、2消防本部のドローンは寄贈品であり、海での救助、近づけない海岸線の捜査などを活用しているとのことでした。県内ではドローンはまだまだ普及していませんが、将来、ドローンを活用できるよう検討していただきたいと思います。

次に、指令室の連携中枢都市圏構想についてであります。無線運用の枠組みの違いにより、現時点での連携中枢都市圏構想の中には、電波波の違いやシステム相違により、組み入れられないとのことでした。宮城県仙台市消防局で8月、通報を受けた担当部署が救急隊員に誤った住所を伝え、救急車の到着がおくれるミスがありました。聞き取りをしたところ、司令室の職員が家族から住所を聞き取り、消防車に指令書を出したが、別の住所の地図が記載されているとのこと、そういう事故があったことを知り、広域化をすべきと私は思いました。

無線運用の枠組みの違いにより広域化は考えていないとのことですが、無線運用の枠組みについて、協議を進めていかないか、無線運用の枠組みについて再度伺います。

#### ○市長（宮路高光君）

基本的に、無線の場合、共通波という部分がございます。今私どもが関連しておりますのは、日置市、いちき串木野市、南さつま町、枕崎、指宿、南九州、この薩摩半島の中におきまして、共通波という中におきまして、それぞれ無線塔を建てて設置をしております。鹿児島市はもう別でございます。そういう施設整備をしていかなければ、鹿児島市との、幾ら中枢都市でありましても、これは難しい部分であろうかというふうに考えております。

今後、この広域化ということは消防の広域化ということもうたわれているのも事実でござ

いますけど、今の鹿児島県の消防本部、消防組合におきまして、広域化というのは大変難しいという判断をされているのも1つでございます。この無線につきまして、鹿児島市との広域化というのはさっき言ったとおりに共通波、そういう部分がございますので大変難しい状況であるというふうに認識しております。

#### ○11番（橋口正人君）

今、6市で平成28年度に共同アンテナを南さつま市と整備している共同波は、鹿児島市とか始良市とは日置市は相違があるなど、いろいろな意見がありました。広域化が進む中で、やっぱり広域化を目指していくと私は思いましたけれども、また次の質問にさせていただきます。

仙台市の消防局では、先ほど、通報を受けた担当部署が救急隊に誤った住所を伝え、ミスが生じたわけですが、日置市でも司令室の職員による住所の聞き違いの誤り、電話をしてきた方からの通報の聞き違い等はなかったのか。それと、指令室の人数は足りているのか伺います。

#### ○消防本部消防長（川畑優次君）

通信指令台の地図の情報につきましては、世帯主等の異動があった場合は、市役所のほうから住民異動届け出の情報を受けて、指令室の職員が地図画面に表示できるように入力の実施を実施しているところであります。入力後に、司令室の1係と2係の職員が確認作業を実施しております。

通報についての間違いについてでありますけれども、日置市の過去の事例としまして、世帯主の方が住民異動届け出を市役所のほうに提出されず、約300m離れた場所に住まいを移された。その後、救急要請があつて、要請のときも前の住所を言われたということ、救急隊と通信指令室、それと患者宅と電話連絡、無線等のやりとりを行って、

患者宅を特定できたという事例が1件ほどありました。

それと、通信指令室の人員についてでありますけれども、消防力の整備指針と運用基準では、6人を司令室の職員というふうに基準を設けてありますけれども、現在、基準の6人を配置しておりますので、充足率については満たしているものと考えております。

以上です。

#### ○11番（橋口正人君）

通信指令台の地図情報は、世帯主の異動があった場合、市役所から住民異動届の情報提供を受け、指令室の職員が住民異動届を地図画面に表示されるよう、入力をその都度実施しているとのこと、安心いたしました。

救急に関しても、火災にしても、ミスは許されませんので、確認作業を徹底して行っていただくようお願いいたします。

次に、消防本部は、堤防より3m高いけど、断定はできないために、河川状況を見きわめて対応していくとのこと。8・6水害があったのが25年前、当時、駅前の川が氾濫して、商店街は多大な被害を受けました。7月の豪雨災害でも、九州北部を襲った豪雨による河川の氾濫など、最近の豪雨災害は想定を超えて発生します。つまり、予測が難しいと思います。引き続き検討して欲しいと思います。

また、そのほかでも、防災無線が聞き取れない場所において、災害発生や火災のサイレンを認識できないため、消防団員の携帯に一斉送信できる体制をつくってほしいとの団員からの要望も受けております。このことについては次の機会に送りますが、あわせて検討していただきたいと思います。これは要望としてお願いします。

次に、2問目、観光振興につなげる宿泊施設・ホテルの誘致についてであります。

市長の答弁にも、慎重に検討したいとあり

ました。宿泊については、日置市ではイベントも多く、宿泊施設が少ないために鹿児島市に宿泊者が流通している現状だと思っております。

先ほどの答弁で、宿泊者数約5万5,000人とありました。砂丘荘と民間施設を合わせての数だと思いますが、宿泊者数の割合と、5年前の宿泊数がわかる範囲でお示してください。

また、市で運営している施設砂丘荘を温泉つきホテルとして改装する考えはないか。熊本のスーパーホテルが温泉つきホテルとして大人気です。市内の低コストのホテルは稼働率約50%以下で採用できる仕組みになっています。市内のホテルは、祝日前、土曜、日曜、盆、正月、100%に近い稼働率を維持していると伺っております。砂丘荘を食事と宿泊に分ける泊食分離の安い料金で泊まることのできる施設、温泉を活用して吹上のよさを生かした宿泊施設を目指すべきではないか提案いたします。

#### ○市長（宮路高光君）

今いろいろ議員のほうからご提案もございました。特に、吹上砂丘荘につきましてはあり方検討委員会等も実施しております。

特に日置市の中におきますと、観光という部分の宿泊というのは大変少ないと。基本的にはこの宿泊というのも合宿誘致、特に日置市にあります運動施設、こういうものを活用した合宿をした宿泊というのがもう8割以上であるというふうに認識しております。そのようなことを含めまして、今後も合宿を含めた宿泊施設を充実していきたい。観光というよりもそちらのほうが一番大きな効果が出てくるというふうに認識しております。

そういう部分の中におきまして、今吹上砂丘荘の中でもあり方検討委員会をしておりまして、今の中の吹上砂丘荘では、特に和室がございまして、今の要望は、基本的にプライ

バシーという分の中でベッドとといいますか、1人部屋とといいますか、そういうものに改修していかなければ今後大変難しいというふうに思っておりますので、あり方検討委員会等の意見も十分しながら、今後、この宿泊施設の整備には努めていきたいというふうに思っております。

**○商工観光課長（脇 博文君）**

それでは、お答えします。

宿泊者数の5万5,000人の割合でございますが、吹上砂丘荘が約1万3,000人、それから民間施設が約4万2,000人となっております。それからまた、5年前、平成24年度の宿泊者数ですが、これにつきましては、吹上砂丘荘が約1万4,000人、民間施設が約2万4,000人となっております。

以上です。

**○11番（橋口正人君）**

4年前は大分少なかったわけですが、これはまた伊集院のほうにできたホテルがあつて、5万5,000人かなというふうに思っております。

次に、吹上砂丘荘あり方検討委員会の答申をいただいてから判断していきたいと考えているとのことですが、決算委員会での答弁にもありましたが、あり方検討委員会でスポーツ合宿等に特化する施設へと改修した意見も出されていたという答弁もありました。今、市長のほうからも、合宿施設をという雰囲気聞いております。そのほかにも、あり方検討委員会でどのような意見が出たのか伺います。

**○商工観光課長（脇 博文君）**

あり方検討委員会でのその他の意見として、砂丘荘は地域になくてはならない施設であり、今後も存在しなければならないこと。それから、地元と連携した民間活力の活用、また、大消費地鹿児島市に近く、観光資源、地域資

源を持っていることは非常に優位性があるので、地域を巻き込んだ一体的な活用方法を検討すべきなど、さまざまな貴重な意見が出されております。

**○11番（橋口正人君）**

今、地域にはなくてはならない、地域を巻き込んだ一体化的な活用方法を検討すべきと。また、2020年には、本県でも国体が開催され、サッカー場の計画もされている中、砂丘荘をスポーツ合宿に特化した施設、吹上地域の発展のため砂丘荘の今後の活用はとても大事になってきます。低コストの改修をして効果を上げていただきたいと思います。

今、鹿児島ー韓国間は週に10便の大韓航空、イースター航空による便、LCCもふえております。砂丘荘を温泉つきホテルと改修しながら、県外や海外からの宿泊者を呼び込むためにゴルフ場との連携による観光振興につなげられないものか、地域間格差が進む中、砂丘荘があることによって吹上地域の発展につながるものと思いますが、いかがでしょうか。再度市長にお伺いいたします。

**○市長（宮路高光君）**

特にゴルフ場との連携、このことについて、今の現状としては、日置市内のゴルフ場は県内の方が多いたというのが事実でございます。その中におきまして、特にシーサイドと申しますか、東市来にあるゴルフ場については海外の方もいらっしゃると思っておりますので、こういうゴルフ場とも、今後は宿泊施設を含めたところとの連携、こういうものも私どもが中になって話し合いというか、そういうことは今後していきたいというふうに思っています。

**○11番（橋口正人君）**

今、市長のほうからも答弁がありました。砂丘荘あり方検討委員会の答申をいただいてからということですが、決算委員会でも、温泉給湯に係る質疑も出ましたように、温泉給

湯の改修には多額の資金もかかってきます。  
また、基金も少なくなっており、あり方検討委員会の中でも、ホテルの改修をするのか、ホテルを誘致していくべきか、密な議論をしていただき、これからスポーツ合宿やゴルフ場との連携による観光振興につなげるための施設として砂丘荘のあり方が今後の課題となると思います。吹上地域の発展のためにさらなる協議の検討をお願いいたします。

次の質問に移ります。市長から前向きな答弁を先ほどいただきました。第2次総合計画の地域別計画の中で、美山のアクセスを向上させるにもフルインター化を検討するとうたわれております。西回りの全面開通は、五、六年の時間しかありません。市長の任期の中でフルインターにするには今しかないです。

先ほども市長がおっしゃいましたが、財政が厳しい現状はわかっております。これからの次代を担う子どもたちのため、日置市の観光、そして流通の拠点として美山料金をフルインターにできますように、ネクスコ西日本や関係機関との協議をしていただき、1年でも早いインターの実現に向かって努力をしてもらいたいと思います。

最後に、再度市長に伺いまして、私の一般質問を終わります。

#### ○市長（宮路高光君）

この美山インターを設置する。18年、19年度にハーフということを見せていただきました。その当時と今約10年たちまして、いろんな環境が違っているのも事実でございます。特に西回りの進捗といいますか、この進捗の区間が大変伸びてきたというのも事実でございます。そういうことを考えますと、今、今後美山のあとのハーフインターについてはもう早い時期にいろんな協議をしていくべきだというふうに思っております。

#### ○議長（並松安文君）

次に、12番、黒田澄子さんの質問を許可

します。

〔12番黒田澄子さん登壇〕

#### ○12番（黒田澄子さん）

皆様こんにちは。公明党の黒田澄子でございます。何かとせわしい12月、お母さんたちには大忙しの月でしょうか。家族の笑顔に会える楽しい季節、どうかご健康でお過ごしいただきたいと願います。

それでは、市長、教育長の前向きな答弁を期待しつつ、通告に従い一般質問させていただきます。

初めに、発達障がいの早期発見と早期療育のために5歳児健診に取り組みられないかについてお尋ねします。

現行の乳幼児健康診査は、母子保健法の規定によって市町村が乳幼児に対して行っていますが、現行の3歳児健診から就学時健診までの期間が開き過ぎていると考えます。特に、近年増加している発達障がいにとって重要な意味を持っていると考えます。

平成17年4月には、発達障害者支援法が施行され、12年が経過しています。

そこで、4点についてお尋ねします。

1点目、発達障がい児の本市の実態をお尋ねします。

2点目、発達障害者支援法における就学前の取り組みとはどのようなものでしょうか。

3点目、5歳児健診に対する国の考え方はどのようなものでしょうか。

4点目、3歳児健診では見つけにくい発達障がいや目の障がいなどが現存している状況があり、一斉に行われる就学前の健診では、専門的な健診までは行われにくいと考えます。そこで、必要性を感じ、既に全国でも取り組み始められている5歳児健診に本市も取り組みられないかお尋ねします。

次に、発達障がい児支援のための巡回支援、専門員整備事業が実施され数年がたちますが、その成果についてお尋ねします。

1点目、まずは巡回支援専門員整備事業の概要と成果、今後の展望についてお尋ねします。

2点目に、そもそもこの事業に取り組み始める際に、担当課は、発達障がい児がふえ続ける傾向が顕著な中、療育を受けたくても療育の施設に通えない状況が見えるとのことで、本市では伊佐市のような公的な施設整備を行い取り組む体制ではなく、発達障がい児はいずれも朝のうちに各幼稚園や保育園に通うこととなるために、専門職が各園の巡回指導を行うことで保育士や幼稚園教諭の療育のスキルアップを図るとのことでした。その成果はどうかお尋ねします。

3項目めに、妊娠期から子育て期における切れ目のない支援についてお尋ねします。

1点目、本市における産後うつへの対策や新生児の虐待死をとめる手だてをお尋ねします。

2点目、産婦健診を進める国の考え方について、市としてはどう捉えるのかお尋ねします。

3点目、本市でも妊娠期から子育て期における切れ目のない支援として産後2週間目と1カ月後に実施する産婦健診に取り組みられないかお尋ねします。

最後に、高齢者虐待防止法に基づく本市の支援についてお尋ねします。

近年、独居高齢者への支援は充実してきていますが、独居でない高齢者夫婦世帯とか高齢者とその子どもの世帯、また高齢者兄弟世帯など、ひとり暮らしではないという点で支援の手が入りづらく、全国でも多くの悲しい事件等が発生しています。

そこで1点目に、このような世帯で考えられる虐待や、介護離職等による貧困などへの支援の状況はどうかお尋ねいたします。

3点目に、地域の理解や声かけなどが大きな支えとなる場合があると考えられますが、

行政と地域が一体となった仕組みの必要性をどう考えておられるのかお尋ねします。

最後に、災害時の支援が必要な場合もありますが、どのような手だてがあるのかお尋ねをして、1回目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

## ○市長（宮路高光君）

1番目の発達障がい者の早期発見と早期療育のための5歳児健診を取り組まないかのご質問でございます。

その1番目でございます。未就学児につきましては、まだ発達の過程でありますので、発達障がい児としての人数を挙げることは難しいところでございますが、児童福祉法に基づくサービスとして、平成28年度は児童発達支援サービスを226人、放課後等デイサービスを98人が利用しており、サービス給付の対象児童数は増加傾向にあります。

なお、平成28年度の3歳児健診の半年後の追跡結果では、発達障がい児に関する要観察・要支援児は355人中173人で48.7%、うち療育施設へ通園しているお子さまは46人で、全体の13.0%となっております。

2番目でございます。発達障害者支援法においては、母子保健法による乳幼児健診や学校健康法による就学時健診に基づく早期発見や早期の発達支援、保育の実施に当たり適切な配慮、家庭等への支援などが就学前の取り組みになると認識しております。

3番目でございます。母子保健法の中では、1歳6カ月児健診と3歳児健診は位置づけられておりますが、5歳児健診は位置づけられておりません。また、厚生労働省からの通知等におきましても、5歳児健診に関するものはなかったと認識しております。

ただ、厚生労働科学研究の中では、5歳児健診の実施について幾つかの報告がなされているようでございます。

4番目でございます。発達障がい児につきましては、できるだけ早く発見し、支援につなぐために、3歳児健診までに力を入れているところであり、健診項目の見直しや従事者研修、保育園等の連携をとっているところがございます。

3歳児健診以降につきましては、集団生活の中で発見される場合が多いことから、保育園等への巡回支援で情報をもらうとともに支援を行っておりますので、5歳児健診につきましては現在のところ考えておりません。

2番目の発達障がい児支援のための巡回支援専門員整備事業の成果等を伺うということで、その1でございます。

巡回支援専門員は、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の一環として位置づけられております。目的は、保育所等、子どもやその親が集まる場所に巡回等支援を実施し、障がいが気になる段階から支える体制の整備を図り、発達障がい児等の福祉の向上を図るもので、現在、臨床心理士等が保育所などを巡回し、ケースの早期発見や把握、保育士や保護者との相談、関係機関との連携を取り組んでおります。

2問目でございます。地域生活支援事業の実施要綱では、発達障がい児に関する知識を有する専門員が保育所等子どもや親が集まる場所に巡回し、保育士や障がい児等の保護者に対し、障がい児の早期発見・早期対応のための助言等を行うとされ、活動計画の策定、巡回等の支援、関係機関との連携が主な業務となります。

巡回支援を実施する中で、現場の充実や、保護者が子どもの実態を通して現状を理解し、情報を共有することによって療育に対する識見や技術が相互に向上しており、施設のレベルアップにもつながっていると考えております。

3番目の、妊娠期から子育て期における切

れ目のない支援をという、その1でございます。

まず、母子手帳の交付時に、面接にて、心身の健康状態や家族環境、家族支援状況等を確認しております。その際、気になる方につきましては、妊娠中から保健師等が対応しております。

また、新生児訪問では、訪問指導とともに、産後うつのスクリーニングを行います。産科医療機関と、リスクの高い方については情報交換を行うなど、複数のかかわりの中で虐待予防の視点もあわせて支援しております。

そのほか、こども支援センターの家庭相談員や地域の母子保健推進員とも連携をとりながら支援をしております。

2番目でございます。産後うつの予防や新生児への虐待予防等を図る観点から、出産後間もない時期の産婦に対する健康診査の重要性が指摘されており、産婦健康診査の費用を助成することにより、産後の初期段階における支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備するといった考えでございます。

3番目でございます。産後健診につきましては、産科医療機関や医師会の協力など、県内である程度足並みをそろえていくことが円滑な実施に必要であると考えております。

本年度、鹿児島県では、市町村と県、産科医会、医師会を交え、話し合いが持たれましたが、現時点では実施体制整備に幾らか課題があることが見えてまいりました。これらの課題等に対しまして、県内の協議が進められていくことで実施可能と考えますが、時間を要することから、来年度の実施は困難と思われれます。

4番目の高齢者虐待防止法に基づく本市での支援はということでございます。その1でございます。

今年度の高齢者虐待に関する相談件数は、

現在まで延べ34件となっております。そのうち高齢者夫婦、高齢者と子ども、高齢者兄弟等の世帯については、生活困窮を原因とする相談件数が延べ13件であり、福祉課及び関係機関と連携を図り支援を行っております。

2番目でございます。対象者につきましては、地域から孤立している状況であることが多く、そのような対象者の把握として地域の民生委員や在宅福祉アドバイザー、近隣者等からの情報提供が必要であるため、行政と地域、関係者が一体となり、見守り体制の仕組みづくりや相談窓口の周知等が重要であると考えております。

3番目でございます。災害時の支援につきましては、このような対象者に対して特別な支援体制をとるということはなく、要援護者としての対象として登録があれば、本市防災計画に沿って対応をしていくこととなります。

以上で終わります。

〔教育長奥 善一君登壇〕

#### ○教育長（奥 善一君）

それでは、お尋ねの件について、教育委員会にかかわるものについてお答えいたします。

まず1番目の発達障がい児の本市の実態についてでございます。

学校教育に係る実態といたしましては、平成29年度、自閉症・情緒障がい特別支援学級に在籍する児童生徒が65人、LD・ADHD等の通級児童教室に通う児童は28人、通常学級に在籍し、教育的支援を必要とする児童生徒は181人、そして、子ども支援センターにおいて自閉症・情緒障がい等に係る相談を受けた児童生徒は29人であります。

2番目でございます。就学前の取り組みということでございますけれども、学校教育に係る取り組みといたしましては、幼稚園、保育園等の巡回訪問時における情報収集や市内4地域における就学相談会、就学时健康診断における個別の相談等を実施しております。

得られた情報については、保健師や臨床心理士、療育施設等と共有・協議をし、早期からの就学支援に対応しているところでございます。

続きまして、2番目の巡回支援専門員整備事業の成果と今後の展望ということでございます。

本市の公立幼稚園の園児で療育施設に通う園児は8人おります。これらの園児は、幼稚園において医師や臨床心理士と、発達障がいに関する知識を有する専門員による相談を受けております。巡回支援専門員整備事業については、福祉課と連携をとりながら利用啓発に努めてまいりたいと考えております。

それから2番目です。現在、公立幼稚園では、各学期に1回以上、臨床心理士等が訪問をし、個々の園児に応じたきめ細かい支援等の助言を受けているところであります。

事業開始以来25年にわたり臨床心理士等による助言を受けていることから、各公立幼稚園教諭のスキルは高まっており、園児に見通しを持って行動をさせたり、衝動的な行動への対応がとれたりするなど、適切な支援が実施できている状況にあると考えております。

以上でございます。

#### ○12番（黒田澄子さん）

ただいま、市長、教育長からご答弁いただきましたので、2回目以降の質問に入りたいと思います。

まず、厚労省における軽度発達障がい児に対する気づきと支援マニュアルの資料には、軽度発達障がい児の出現頻度は8.2から9.3%、5歳児健診で発見された子の半数以上は3歳児健診を通過していたとあります。見つからなかったということです。

本市では、近年の出生数が350から400人ですので、9.3%の子どもたちは約33人から37人となりますでしょうか。その半数が3歳児健診で発見をされなかった

場所は、十七、八人の子どもはそのまま就学していることとなりますが、就学後にこのようなことが発見された子どもがいるのか、学校における現状をお尋ねいたします。

**○学校教育課長（豊永藤浩君）**

お答えいたします。

平成29年度に各学校で就学後に軽度発達障がいではと思われた児童が13人います。年度当初に開かれる特別支援教育校内委員会等で発達障がいと思われる症状等が報告され、保護者との面談を通して療育施設や医療機関等を受診して診断を受けているところでございます。

**○12番（黒田澄子さん）**

13人ほど、学校に入ってから発見される子どもたちは、多分3歳児健診を通過して、また就学前のこの健診も通過し、相談もできる状況にない、そもそもそういうふうに言われていない子どもたちであると考えられます。本市においてもそういう子どもたちがいることが現実としてわかりました。

それでは、就学時の健診の現状はどのようなものなのか。また、そこで発達障がいとかいうものが発見できるような健診になっているのか、その点についてお尋ねいたします。

**○学校教育課長（豊永藤浩君）**

お答えいたします。

就学時健診におきましては、医師、それから教育専門員が担当いたしまして、保護者のほうから就学に関する健診時における子どもの相談等を受けているところでございます。

**○12番（黒田澄子さん）**

一斉にされる就学前の健診では、なかなか丁寧に子どもたち一人一人と向き合うことはできないような現状があるというのはよくわかっております。それで5歳児健診の提案をしているわけでございます。

それでは、3歳児健診で発達障がいが発見されなかった子どもたち、就学までの3年間

を市はどのように考えておられるのかお尋ねします。

**○学校教育課長（豊永藤浩君）**

お答えいたします。

本市には、子ども支援センターがございます。平成28年度のデータでございますが、子ども支援センターで3歳児以降就学までに相談を受けた事例が10件ございます。集団生活の不応や言語の発達のおくれなどが主な相談内容で、カウンセリングの実施や就学相談の継続、療育施設の利用紹介など事例によった対応を行っております。

このことにつきましては、福祉課、健康保険課と3課で情報を共有しているところでございます。

**○12番（黒田澄子さん）**

先ほどの市長答弁の中で、3歳児健診以降につきましては、集団生活の中で発見される場合が多いことからというふうに言われています。じゃ、発見されたらどなたがどのようにしてこの保護者に伝えていかれるのか、5歳児健診については保護者が気づくということにすごく焦点を当てています。保護者が気づかれて、そういう傾向がある子どもだということがわかった上で、療育に行かせてあげようか思わないかは保護者なんですけれども、保護者が気づかないと子どもは自分で勝手に療育に行くわけにはいかないわけです。この発見される場合が多いけれども、どう保護者に伝えておられるのか、その辺をお尋ねします。

**○健康保険課長（篠原和子さん）**

お答えいたします。

3歳児健診におきましては、なかなかその時点で診断というところまでは難しいというところでございます。疑われた場合は、診察のときの医師とか、あと保健師、それと臨床心理士等が伝えるということになりますが、まず発達相談会、また育児相談等を通してお

伝えするということになります。

○12番（黒田澄子さん）

今の答弁は、3歳児健診での話でしょうか。私が伺っているのは、答弁の中には3歳児健診以降については集団の中で発見される。それはじゃ、発見された場合、誰がどうやって保護者にお伝えしているのかなというのを今伺ったところです。

○健康保険課長（篠原和子さん）

失礼しました。3歳児健診以降につきましては、いろいろ子ども支援センターとか保育園、幼稚園からの相談もございまして、保護者からあるということもございます。ですので、育児相談等とかほかの健診等でご相談を受けたり、子ども支援センターののほうで受けるということもございます。その場合は、先ほど保健師と、あと臨床心理士等からお伝えするということになります。

○12番（黒田澄子さん）

保護者のほうが気づかれればそうやって相談に行くと思います。この5歳児健診においては、保護者も気づかない、3歳児健診で専門職の人が見ても気づかなかった。現実、先ほどの答弁でも、十数名の子どもが小学校に入ってから気づいている。これが日置市の発達障がい児に対する現状であるというのが明らかになったと思っています。

先ほども申し上げましたけれども、5歳児健診の目的というのは、子どものもちろん健診でありますので、子どもにとって大事であります。保護者がその発達障がい気づくことが一番この5歳児健診の最大の目的であるというふうに言われています。この気づきから子どもへの適切な対応や就学に向けての準備がつながっていくわけです。子どもの発達上の問題について、保護者の認識がないとか受け入れられない場合の支援体制の整備を十分に検討していかなくてはなりません。この点での教育長のお考えを伺います。

○教育長（奥善一君）

現実として、学校に就学をしてからその発達障がいの疑いについて気づくというケースは、当然ございます。ただ、議員がおっしゃるように、これは早期発見早期対応というのは極めて大事であるというふうに私も認識しております。そのために、先ほど申し上げましたように、巡回支援の場、それから保育所等、幼稚園等における集団生活の中で気づかれた、そういうものについて十分に関係機関と連携をとって相談を受けていく、あるいは診断を受けていくということが非常に大事であろうというふうに思っております。

これからもそういったような制度を十分に生かしながら、私たちも3つの課で連携をとって十分に進めていきたいというふうに考えております。

○議長（並松安文君）

ここでしばらく休憩します。次の開議を11時15分とします。

午前11時02分休憩

午前11時15分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○12番（黒田澄子さん）

それでは、引き続き質問させていただきます。

ある市民の方の声をご紹介いたします。

3歳児健診では何も発見されず、そのまま就学前の健診でもスルーして、就学は通常学級に進級されています。しかし、その後知覚障がいが発見され、急遽子どもの教育環境の変更など大変だったと伺いました。また、親の離婚によって3歳児健診を受けられなかった子どもが、小学校2年生で発達障がいがあった。そういうことも伺っております。

その子たちは、早期に療育を受ける機会も逃したわけですので、子育ても本当に大変だ

ったのではないかと思います。ここで若干ご紹介いたします。発達障害者支援法、先ほども言いましたが、その中に、国及び地方公共団体の責務が第3条にうたってございます。その中に、国及び地方公共団体はということで、発達障がい早期発見のために必要な措置を講じるものとするというふうにあります。

また、学校における発達障がい支援、その他の発達支援が行われるとともに、学校においても必要な措置を講じるものとされています。

また、児童の発達障がいの早期発見等の第5条において、市町村の教育委員会は、学校保健法第4条に規定する健康診断を行うに当たり、発達障がいの早期発見に十分留意しなければならない。ここには5歳児健診をなささいという言葉はありませんが、そういうことを講じなければならないということが発達障害者支援法の中にもうたわれているわけでございます。この点について、市長、教育長のお考えを伺います。

#### ○市長（宮路高光君）

5歳児健診という中におきまして、国のそれぞれの方針はあるというふうには認識しております。このことについては、今3歳児健診をやっております、その後の健診ということで、何回か4歳児健診、5歳児健診、そういうふうにしていけばそういう小学校に上がったときにはもう発見できるというのは十分わかります。

各市町村の県内の動向等もきちっと見ながら、このことについては検討していかなくちゃならないというふうに思っております。

#### ○教育長（奥善一君）

先ほども申し上げましたけれども、あらゆる機会を通して、就学前に早期に発見をして、早期に保護者等の理解を得て早期に対応していくというのは、その子どもたちの将来にとっても非常に意義あることであるというふう

に思います。

したがいまして、現状におきましては、それぞれ保育所、幼稚園等で集団生活の中で、できるだけそういうふうに気づくように、幼稚園、保育所の関係の方々もそういうことを十分理解をして進めていただくということと、それから専門家による訪問等で、気づいたときにすぐその相談に入れるような体制というものをつくっていかなければならないというふうに思っております。

以上です。

#### ○12番（黒田澄子さん）

市長からも、十分にその意義はわかると。ただ、4歳児健診だとか5歳児健診、そういったお話が出ました。3歳児健診は大きく、子どもたちが発育の段階で1つの段階に来るということであると思います。この5歳児健診というのは就学直前になるので、3歳児までであれば、うちの子はこういう個性なんだ、こういう傾向があるんだ。ちょっと兄弟みんなこんな感じだったからという感じで、別に親もそういった障がいがあるというふうには思っていないし、またそれを診断するのも難しい、そういう段階でございますが、5歳児になると、もう全然違うわけです。親も、いよいようちよっしたら学校に子どもを通わせなくてはならない。就学前になるわけですので、いろんなことに気づいてくるわけなんです。だから、この5歳児健診というのは大変意味があるということで、鳥取県などはもう全県を挙げて、もう早くから、平成16年ぐらいからやっておられたと思います。また、他県でも全国では、国に先んじて、やはり発達障がい児をしっかりと見つけてあげて療育につないであげる、そういうことが地方自治体、学校においてもこれは大事なことですよということを重く受けとめた市町村や県が先んじてやっていることをご紹介したいと思っております。

また、もう一つ、保育の現場で私も調査を行いました。先ほど言いました、誰がお母さんやお父さんに、この子は発達障がい傾向がありますよとお伝えするのか、その部分で、現場の幼稚園、保育園は、非常にシビアになっておられます。

やはり私立幼稚園においては、自分たちで選んでいただいて園を運営しなければならない、そういう立場の中から、非常に言いにくい。どこがちゃんと言っていただいて療育が受けられるような手だてが一番いいとおられますが、立場上、そういうことも親のタイプを見ながらお伝えしなければならない現場の声も聞いています。やはり保護者との微妙なやりとりも苦しい。だから、現場の先生たちから見ると、5歳児健診でこれまで3歳から4歳、5歳になるまで若干この子は気になるなと思っても、保護者が気づいていただかない限り、保護者から相談がない限りなかなか保護者に伝えにくい。そこに5歳児健診が入ってくると、あ、やっぱり自分も少しは思っていたけど、この子は若干そういう傾向があるから、ちゃんと療育をまずは受けさせようという気持ちにお母さんやお父さんがなっただけのためにこの5歳児健診、大事なわけでございます。

今回、そういった思いで、発見されるべき子どもたちが就学前に発見されることによって療育を受けられる。この子の80歳、90歳までの人生にとって、就学前のこの5年、6年というのは非常に大事な時期であり、今はそれをできる手だてがあるので、ぜひこの点はしっかりと受けとめていただき、5歳児健診の取り組みを再度お尋ねしたいと思います。

#### ○市長（宮路高光君）

先ほど、それぞれ私ども課長も答弁したとおりでございます。それぞれの近隣におきます市町村も見ながらやっていかなきゃなら

い。この療育に関して、もう25年前、ちょっと私も対象になったときに始めました。その当時と今は全然そういう保護者の感覚というのが違います。もう25年取り組んだときは、大変行政も、またそれぞれの保護者も大変おそろおそろという気分がございましたけど、今はこういう、ほんとにいろんな中で公開した世の中でございますので、その前とは大分違います。そういうふうにして、保護者のいろんなそういう療育に対します理解といいますか、こういうものもあらゆる場を通して、今お話がございましたとおり保育所、また幼稚園、こういうところにおいてもいろんな話を、講話等いろんなのも私どもは今積極的にやっておりますので、ただ5歳児健診がいいというだけではなく、絶えず園を通して1年中そういう方がおりましたら早期に発見し、また保護者とそれぞれ専門員の皆様方と見ていただける、そういう体制が一番大事であるというふうに思っております。

#### ○12番（黒田澄子さん）

それでは、巡回支援専門員事業についてお尋ねを進めていきたいと思っております。さきの5歳児健診と若干かぶるところもあると思っております。

まず、3歳児健診で発達障がいが発見された場合には、保護者にお伝えするのはどこがされるのか。そして、保育園や幼稚園に通園している場合、園との連携は市がどのように捉えていくのか。園には情報が共有されていくのか、その点についてお尋ねします。

#### ○健康保険課長（篠原和子さん）

済みません。先ほどの回答と重複するかと思っておりますけれども、3歳児健診の結果で疑われた場合というところで、診察をされる医師、臨床心理士とか保健師等によりまして発達相談や発達検査、療育等のお話をさせていただきます。

保育園、幼稚園に通園している場合、園と

巡回支援専門員等が連携をとりまして、子どもや保護者への支援を行っております。園との情報共有におきましては、保護者の了解を得ながら実施しておりまして、共有しているということになります。

以上です。

#### ○12番（黒田澄子さん）

その発見がされた場合は、そういった形で丁寧に説明がなされるので、子どもたちを療育に通わせたいと思う親も随分今はいることだと思っています。巡回をしながら専門職の方が丁寧に支援をされていると思いますが、発見だけが仕事のように現場では捉えられているような声もあります。発見をされていく係の方のようなイメージが少しあるようなことも聞いております。現状が専門職の方からわかった場合に、現場が一番困難を来すということは何だというふうにお考えでしょうか。巡回される方たちも一緒になって取り組んでおられると思いますが、直近の子どもとの現場は保育園の保育士さんや幼稚園教員になってきますし、その園を運営する方々になってくるわけなんです。その点についてお伺いをしたいと思います。

#### ○福祉課長（有村弘貴君）

お答えいたします。

幼稚園、保育園等の現場におきましては、カリキュラムに沿った保育活動が展開をされて、大変多忙な業務の中で、児童のよりよい保育のために取り組んでいただいているところでございます。

巡回支援専門員は、児童のふだんの様子をお聞きしながら、気になる児童に対する対応方法もお伝えをしております。発見だけにとどまらない現場のサポートを行っております。

また、一番困難なことということですが、現場の保育士等が困難なこととしてお聞きしておりますのは、発達が気になるこ

とを含めて、児童の保護者に対しまして現状を受け入れていただき、支援にご理解とご協力をいただくことが1番目でございます。そのほかに、園内における支援体制の整備ということもお伺いしております。

#### ○12番（黒田澄子さん）

やはりその辺が一番気になる場所であると思います。園内の支援体制を整えていくために、そもそもこの事業が発足したというふうには私は思っております。

先日、以前は伊佐市に勉強に行ったときに、市が療育の施設をつくって頑張っておられましたけれども、幼稚園教諭や保育士さんたちは何ら療育の資格を持っている方ではないわけです。しかし、そこに鹿大の大迫先生のようなスーパーバイザーの先生が入られて、どんどんそのスキルを上げていって、療育の施設というほんとに専門職のような保育士さんや幼稚園教諭が育っている、宝だなと思えました。それで、そういうことを私も以前提案しましたときに、いやいや、うちの市はそういう館をつくるんじゃないから、ずっと子どもたちがどこかに必ず通うようになってくるから、先生たちのスキルを上げていくんです。そのために専門職を入れて、どんどん回らせていきますよというお話を私はそのとき聞いて、ああ、そうだなと自分では納得しました。しかし、先日ふと思ったのは、先ほどもありましたが、市長も言われた25年前からやっております。公立の幼稚園はそういった意味である程度終身雇用がかなう場所でもありますので、先生たちが変わることなく、事情がなければずっとそれを守り続けてくださるので、療育に関しては公立幼稚園はすごくいいのかなと思います。

一方、私立の場合は、大体30代になる以前に大きく先生たちがかわる、やめていかれて新たに新しい先生たちが学校を出て入ってこられる。そうだなと思ったときに、この

スキルは一体どこに飛んで行くんだろう、どうやって残されていくんだろう。今言われた園としての支援態勢がとても困難なことであり、今課長のほうから全部答弁がありました。

そこで、やはりスキルアップをするという目的がどのように効果をおさめているのか、子どもの発見、それから保護者への手だて、先生たちへのカンファレンスのようなこと、そういったことは十分されていると思っています。最終的に先生たちのスキルアップの点を質問したいと思います。いかがになっているのかをお尋ねします。

#### ○福祉課長（有村弘貴君）

お答えいたします。

巡回支援を1年間行った際に、各園のほうからアンケートをとっておりますが、そのときのお声といたしまして、自由意見になりますけれども、自分たちの保育のあり方について学ぶよい機会になりますということですとか、担当者の悩みの解決にもなって、聞いてもらえることで前へ進めたような気がいたしますというようなご回答がかなりございます。

また、似た事例でもあればあわせて教えていただけたらと、さらに勉強になりますというようなことで、かなりその担当の保育士さんだけでなく、組織としての対応も広がってきつつあるということをお聞きしておりますし、入園をしている園児さんがお昼寝をしている時間を活用いたしまして、ケース検討会をするような事業所もふえてきているというふう聞いておりますので、担当の保育士さんの入れかわりというのが現実としてはあるかもしれませんけれども、その保育園、法人としてのスキルを何とかつくっていくような体制を今後つくっていきたいと考えております。

そのことに関しまして、来年度、保育園のテーマ協議会がございまして、そこで市から

の委託事業で毎年勉強会をしていただいておりますので、そのテーマで療育というような発達障がい部分をテーマにできないかということをお担当と協議をしているところでございます。

#### ○12番（黒田澄子さん）

本当にそうだと思います。ぜひ担任の先生と巡回支援の方と、また療育に携わる施設などが3者でカンファレンスをされるというのは伺っておりますが、担任もどんどんかわりますし、全体的に先生たちがそういう研修を受けることは非常に意味があると思っています。いずれその子を受け持つこともあるでしょう。また、担任ではなくても園内で生活をしているときに声をかけてあげることできます。気づいてあげることできます。そうやって全体の先生たちのスキルが上がるのが研修の大きな効果となるのではないかと思います。せっかく心理士の先生など専門職を雇用しておられますので、そういった活用にも今後期待をしたいと思っていますので、頑張っていたきたいと申し添えておきます。

産婦健診についてお伺いいたします。

この質問は、ちょうど改選前の3月議会で提案をさせていただいております。本市では、助産師による訪問が産後約3週間から1カ月、また里帰り出産の場合などは1カ月を超える時期に訪問しているという答弁をいただいております。国が産婦健診を産後2週間、それと1カ月、この2回と言っているのはどのような意味があるのか、その辺どのようにお考えか、市は、お尋ねしたいと思います。

#### ○健康保険課長（篠原和子さん）

お答えいたします。

産後うつは、産後の約一、二週間から発症するというふうに言われております。そのため、できるだけ早い時期に発見し、支援することが望ましいということと、そして、産後

うつというのが新生児の虐待というところにも深くかかわりがあるというところから、そういうことであるというふうに認識しております。

#### ○12番（黒田澄子さん）

そうですね。やはり産後うつになって、子どもに手をかけてしまうお母さんも、お産後でなければ平常な気持ちで生きておられる方々なんです。それでも虐待死とかなってしまくと、その女性の人生もうぼろぼろになっていくと思います。もうずっと悔やみ続けて、その後、自分も死を考えるほどきつい状況になるのではないかと想像ができます。

そこで、この少子化の中でせっかく産まれてきた子どもが0カ月、1カ月の宮参りをする前に、もう既にそういった虐待死に遭う事例がたくさんあるということで、この2週間ということを入れ込んできたんだと思っております。

県の産科医会と今後協議もしながら、県の動向も見えてやっていく。来年度は無理だということではございましたが、ぜひこの点、市長も力を入れて、県のほうともしっかりと、こういう取り組み、国も一生懸命やっていますし、国から交付金も落ちてきます。補助金も入ってくる事業ですので、しっかりとお声をかけていただかれないか、その点について再度お尋ねします。

#### ○市長（宮路高光君）

今、保険課長も答弁したとおり、産後の一、二週間は大変大事な時期でございます。また県ともこのことについては十分協議をさせていただきたいというふうに思っています。

#### ○12番（黒田澄子さん）

来年度は無理ということではありますが、将来的にはもう国全体で2週間の健診が取り組まれていかないと、どうしても密室で産後を子どもと過ごしている。また、例えば日中は実家に帰っていても親がいなかったり、また

自分の家で育てている場合は夫がいない。子どもと2人のこの空間の中でいろいろなホルモンの状態だったり、産後の体の調子がなかなか戻らなかったり、泣きやまない子どもに苦しんだり、そういうことをみんな母親は経験をしております。誰にでも起こり得るこの悲しい出来事だと思いますので、それをとめる手だてとしてこの産後の健診についても、ぜひ取り組んでいただかれるよう努力をしていただきたいと申し添えておきます。

最後に、高齢者の虐待等についての質問になります。

私は、今回、高齢者の虐待の側というよりも、高齢者があるとき介護が必要になったそのときに、やはり介護離職をしたり、また非常に生活が困難になったがゆえにいろいろな悲しい出来事が起きているなという視点で今回は質問に立ちました。

高齢者虐待防止法は、高齢者虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律、これが正しい名称でございます。今回は、この養護者の支援等についての視点で、現在介護をしながら働いている人が全国で291万人、介護離職をする人は年間に10万人、多くは40代から50代の働き盛りと言われていたわけです。

養護者は、配偶者や子ども、または兄弟、数々考えられますけれども、法にのっとり、本市における養護者への支援とはどのようなものになるのかお尋ねします。

#### ○介護保険課長（福山祥子さん）

お答えいたします。

養護者への支援といたしましては、専門職による対応を行いながら、必要な支援につきましては関係者チームでの協議を重ねてまいります。これまでの養護者支援におきましては、養護者の身体的・精神的介護負担の軽減を図るために必要なインフォーマルあるいはフォーマルのサービスにつないだり、その経

過におきまして見守り支援のネットワークにつないだり、また、生活困窮等がある場合は生活体験支援や就労支援の相談員等を紹介したりと、関係機関等と連携を図りながら養護者の状況に応じて支援を行っております。

#### ○12番（黒田澄子さん）

困っていますと相談に来ると、そういったたくさん制度で救われていくんだと思いますが、なかなかそう行かない現実があります。メディアでも、大介護時代と言われて介護イコール離職しかないという人がこの40代、50代の離職者になっていくわけでございます。

また、そこに追い込まれる現実があり、貧困や、もしその養護者の人が病気になって倒れたりすると、そこにはすぐに介護を必要とする高齢者の命にもかかわるといった現実があります。貧困のために養護者のほうは持病の治療ができずに死に至った息子、その息子が死に至ったためにベッドで放っておかれた介護の必要な高齢者の方もその数日後には死に至った、そういった痛ましいニュースも流れています。

独居高齢者はいろんな形で今手だてが入ってきていて、それは素晴らしいことだと思っています。しかし、2人暮らしの高齢者というのには非常にこの支援が薄いのではないかなと考えます。市はこの現状をどのように捉えておられるのかお尋ねします。

#### ○介護保険課長（福山祥子さん）

高齢者2人暮らしの方に比べまして独居高齢者の方々はリスクが高い状況にあるということから、支援の手が多いというふうに感じていることはあると思いますけれども、民生委員や在宅福祉アドバイザー等の活動におきましては、独居高齢者や、また高齢者夫婦世帯、それから障がい者等支援を必要とする世帯への見守り、声かけ等を行いまして、必要な情報はつないでいるところでございます。

しかしながら、その活動や情報提供にも強弱があるということ、そしてまた限られた方々の行う支援には限度があることから、近隣による見守り体制や情報提供の仕組みづくりを進めていくことが重要であると考えております。

#### ○12番（黒田澄子さん）

私も、今回の質問で、行政にあれをやってください、これをやってください、そういったつもりは全然ないのであります。また、民生委員さんにも、あれをやってください、アドバイザーさんにこれもやってくださいというつもりもないんです。一番大事なのは地域のかなという視点で今回はこの質問に立たせていただきました。

先日、私、電車に乗ろうと思って伊集院駅に立っておりましたら、隣の奥さまがおもむろに電話をとられて、もしもし何とかさんのお宅ですか。これ留守番でんわだったようなんですけれども、私きょうから何日間どこに行っています。留守にしますので何かあったらこの携帯にお電話をくださいね。よろしくお願ひしますと言って、もうほんと1分もかからない電話だったんですけれども、そういう電話をされているのを横で聞いていて、ああなんかすごくいいご近所づきあいができているんだな、いい近隣なんだな。私がいないと心配をするお隣の人のために、私はきょうはいないからねって、そういうふうなおつき合いができています素晴らしい地域なんだなというふうにはほんわかする気持ちで電車を待つことのできました。

やはりこういった地域づくりというのがこれから2025年の超高齢化社会の中で、もう本当に高齢者がその辺にあふれているという時代に入ってくる中で、行政の支援とか民生委員さんたちの回るところもそれはそれはそれはたくさんふえてくると思います。アドバイザーさんの仕事も1人でほんとにできる

でしょうかというくらいにふえてきます。そういったときに、やはり地域力というのが大事ではないでしょうか。

今、私たちの自治会で見ましてもいろいろな行事があります。それが終わるともうほんとにほっとして、終わったという感じを受けています。やはりそういう行事消化型のという言い方は失礼かもしれませんが、そういった自治会組織のあり方というのが今後大きく変化をしていかないとこういった問題には対応できませんし、これに全部税金を入れて行政がやるんだというふうになるのもとても無理があるというふうに考えています。

そこで、行政のほうができることは、そういった地域づくりに対して、やはりいろんな視点からの提案だったりとか、またそういうことを学び合う機会だったり、それが自治会長さんだけではなくて、その自治会の人たちがみんな、ああそうだよね、ああだよねと語り合う機会をたくさん今からつくっていくかといけないのではないかなという視点で、そうすると独居の方も、2人暮らしの方も、障がい者の方も、産後うつで困っている方も、いろんな方たちがその網に引っかかってきて、情報として役所に飛んでいく。飛んで行きさえすれば市役所は動く。民生委員さんも動いてくれる。そういった地域づくりが今後本当に大事になってくるのではないかという視点で、今回の質問をさせていただきました。

市では、そういった仕組みづくりに関する今後どういった取り組みをしたいかなという思いがあられましたらお尋ねをしたいと思います。

#### ○地域づくり課長（橋口健一郎君）

お答えいたします。

確かに昔ながらの向こう三軒両隣のおつき合いというのは大事で、日頃における近所づき合いや顔の見えるおつき合いが地域コミュ

ニティでは大切であり、日ごろの密接なおつき合いから生まれる信頼関係の延長上に近所の高齢者、高齢夫婦の見守りや互いの声かけにつながると感じております。

現状、自治会は住む人にとって一番身近なコミュニティ組織でございます。自治会が住んでいる方々の総意で自治会運営やさまざまな取り組みがなされておりますので、その運営やあり方について、市として直接的な指導はできませんけれども、このような課題に向けて問題提起をさせていただき、共助・互助、近所のあり方について自治会長などで研修テーマとしてご議論いただくことは可能と思いますので、市といたしましても、市自治会長連協にも提案をさせていただきながら、身近な自治会組織として何か考えるきっかけになればというふうに感じているところです。

#### ○議長（並松安文君）

黒田澄子さん、あと2分です。

#### ○12番（黒田澄子さん）

以前、地区振興計画のこないだの第3期を始める前に、地区館で各自治会が声をかけられて集まって、自分たちの地域はどういった資源があるのかとか、今後どういった計画をつくる方向性でいけばいいのかというのを丁寧に丁寧にグループでワークショップをしたことがあります。ああいった機会をぜひ、時間とお金関係でしょうか、今後の高齢化社会に向けて、ほんとに体力のある地域づくりを行っていく。全て行政任せではないんだよ、自分たちの地域は自分たちで頑張っていこうねという部分で、特にこういった厳しい状況で声を上げられない方、また高齢者の方は我慢強いので、少々のことではせめてと、困っているわよということはなかなか言えない。でも、気づいてあげられる人をたくさんふやしていくことはできるのではないかと思います。ああいったワークショップも、今後検討されないかをお尋ねいたしまして、私の

一般質問を終わらせていただきます。

○地域づくり課長（橋口健一郎君）

お答え申し上げます。

議員がおっしゃるように、確かに同感でございます。地域づくりの観点からいたしますと、現在のところ、地区の課題として高齢者や高齢夫婦世帯への補完的な何らかの支援が必要となれば、地域課題として地区振興計画に盛り込んでいただきまして、地区のソフト事業の中でその課題解決に向けた取り組みを実施していただければというふうに思っておりますので、また機会を捉えて、地区公民館組織の中でワークショップなども開催をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（並松安文君）

次に、2番、佐多申至君の質問を許可します。

〔2番佐多申至君登壇〕

○2番（佐多申至君）

皆さん、こんにちは。寒さと緊張とで声が出ませんが、頑張って、ゆっくりと質問していきたいと思えます。

私は、さきに通告いたしました質問事項といたしまして、本市の地域包括ケア体制について質問いたします。高齢者社会に向けて、今後の日置市の重大な課題かと考えております。市民にとって、安心して暮らせるまちづくりの重要なことです。

まずは、地域包括ケアとは、団塊世代が75歳以上となる2025年をめどに、住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生最後まで続けられるように、市区町村が責任主体となって、地域の実情に応じ、住まい・医療・介護・予防・生活支援などを包括的に提供することです。

私の質問は、本市の地域包括ケア体制について、2005年に介護保険法改正において、地域包括ケアの概念が初めて明示され、2011年と2014年の改正とあわせ、地

域でのサービス提供体制を整備するための施策が国から打ち出されました。いわゆる地域包括ケアシステムの構築の実現です。昨今、認知症高齢者の増加も見込まれることから、早急な地域包括ケア体制の構築が望まれるところでございます。

1項目の質問といたしまして、地域包括ケアサービス体制の構築に向けての取り組み、進捗状況、重点ポイントを、1つ、見守り支え合い、2つ目に予防、3つ目に在宅医療、4つ目に認知症に分けて、市民にわかりやすいようにご説明をください。

以上、1回目の質問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の、本市の地域包括ケア体制について、その1でございます。

重点ポイントでございますが、見守り支え合いにつきましては、民生委員や在宅福祉アドバイザーを中心に、各自治会、各地区公民館での見守り体制の構築を進めているところでございます。さらには、高齢者元気度アップ地域包括ケア事業を推進し、グループによる地域の見守りや身近な生活支援活動を実施しているところでございます。

介護予防につきましては、地域の特性を尊重しながら、身近な居場所、行き場所、活かす場所づくりを推進し、運動や交流を中心とした筋ちゃん広場の拡充に努めております。

在宅医療につきましては、日置市医師会との連携のもと、在宅医療介護関係者間のネットワーク構築のため、多職種連携研修会や退院時連携体制の充実、在宅医療介護の社会資源リストの作成など、幅広く展開しております。また、今年度7月から、在宅医療連携相談窓口を市内の医療機関に委託し、相談体制の充実を図っているところでございます。

認知症施策につきましては、認知症サポーター養成講座や認知症カフェ立ち上げの支援、

脳活性化教室等の開催など、施策の充実を図っております。また、12月より、認知症初期集中支援チームを立ち上げ運用することにしております。

以上でございます。

## ○2番（佐多申至君）

まずは、日置市の高齢者を取り巻く現状を、皆さん、お話ししたいと思います。

平成27年の国勢調査によりますと、日置市総人口4万9,249人のうち、高齢者、いわゆる65歳以上は1万5,569人です。区分しますと、前期高齢者、いわゆる65歳から74歳が6,880人、後期高齢者が75歳以上8,689人。

2025年、最も人口が多いと言われる団塊の世代、昭和22年から24年生まれの方々が後期高齢者となります。

平成29年3月に発効された日置市元気な市民づくり運動推進計画でございます。皆さん、真新しく、最近いただきましたので、夜寝る前に読んで寝ることにはしているんですが、この推進計画書によりますと、65歳以上の要介護、要支援の認定数は、平成22年には3,000人を超え、平成27年には3,300人と増加傾向であります。

介護別に見ると、要支援1、2は減少しているものの、要介護1、平成23年度には530人、これが平成27年度になると675人になります。要介護2、これが平成23年度には460人でしたが、平成27年度には559人となっております。大幅に増加しております。

傷病別で見ますと、認知症が25.3%で最も多く、次いで関節疾患、脳血管疾患、骨折、外因性疾患の順となっております。

そういった中、日置市平成27年度時点での平均寿命が、男性が79歳、女性が86.5歳、ちなみに平成17年度のときは、男性は78.3歳、女性が85.7歳でした。

5年単位ですが、どんどん伸びております。2025年にはどうなっていることでしょうか。ここにいらっしゃる方も考えなければならぬと思います。

元気度アップ事業や筋ちゃん広場、さらにはグラウンドゴルフ等が盛んに行われている昨今、その成果で平均寿命が90歳という時代も来るのではないのでしょうか。ちなみに、筋ちゃん広場は、健康寿命を延ばすことを目的にしています。

そこで、まず、重点ポイントの1点目、見守り支え合いについて質問いたします。

見守り支え合いには、自助・互助の推進が重要です。地域住民、自治会、民生委員、NPO、社会福祉協議会など、地域包括ケア体制に組み入れられていますが、互助による支援ができる社会環境整備は進んでいるのでしょうか。お答えください。

## ○介護保険課長（福山祥子さん）

お答えいたします。

地域包括ケアシステムとは、先ほど議員がおっしゃいましたように、住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができることを目標に、医療・介護・予防・住まい・生活支援のサービスが一体的に提供される体制をつくり上げていくことでありまして、これは行政だけでできるものではないです。関係機関はもとより、地域住民、自治会、民生委員、社会福祉協議会など、多様な方々の参画により実現するものだと思っております。

特に、地域ケア会議におきまして、私どもの事業ですけれども、社会福祉協議会や民生委員等の地域リーダー、各専門職等と、資源状況等につきましては情報交換の場をつくっております。

また、生活支援体制整備事業の一環といたしまして、社会福祉協議会、地域、行政が協働で支え合いマップづくりを実施し、身近な

自治会単位での見守り体制を進めているところでございます。

**○議長（並松安文君）**

ここで、しばらく休憩します。次の会議を午後1時とします。

午前11時58分休憩

---

午後1時00分開議

**○議長（並松安文君）**

休憩前に引き続き、会議を開きます。

**○2番（佐多申至君）**

午前中心配しておりました声も、休憩を挟んで、午前と午後と、水を得た魚のように頑張っていきたいと思えます。

私の身近でも、自治会独自で行っている高齢者見守り、民生委員が行っている高齢者見守り、事業所等が行っている高齢者見守り、見守りにもさまざまな体制があるようです。

自治会の所管は地域づくり課、民生委員の所管は福祉課、事業所の所管は介護保険課と思いますが、1人の高齢者の情報がどれだけ共有されていらっしゃるのでしょうか。お答えください。

**○介護保険課長（福山祥子さん）**

お一人の高齢者の支援の内容等によりまして、必要であれば、今、お示しいただきました関係する課全てにおいて協議を進めまして、相談をしましたり、連携を図りながら対応している状況でございます。

**○2番（佐多申至君）**

今、課長のおっしゃるように連携をとるといふ言葉で、なかなか難しいことではございますが、大事な構築の過程でございます。ぜひ力を入れて頑張ってくださいたいところでございます。

先ほどから、地域包括ケア体制について話をしました、公助。先ほど、互助についての質問はいたしました、自助、つまり本人がみずから能動的に生活意欲向上と介護予防に

つながる社会参加、先ほど述べた筋ちゃん広場など、参加する取り組みはどのような状況でしょうか。

**○介護保険課長（福山祥子さん）**

筋ちゃん広場の取り組み状況でございますが、平成27年の1月から筋ちゃん広場を実施しております。現在178自治会のうち、85の自治会が取り組みをしていただいております。75の筋ちゃん広場が毎週1回開催されております。登録者数は、約1,900人となっている状況でございます。

今後も、全自治会に広がるように支援するとともに、また継続支援に当たっては、筋ちゃん広場リーダー集会や筋ちゃんサミット等も開催いたしまして、継続支援のための情報交換の場を設けているところでございます。

また、参加しなくなった方々への対応も検討しております。包括支援センターから個別訪問を行い、状況把握をする中で、必要に応じて適切なサービスの紹介を行っているという状況でございます。

以上でございます。

**○2番（佐多申至君）**

それでは、そういった状況を今後も継続して続けていただき、展開していただきたいと思えます。

2点目の予防については、健康保険課との連携で、先ほどから話がありますように、高齢者元気度アップポイント事業や筋ちゃん広場など、住民への普及啓発に力を入れ取り組んでいることは評価したいと思います。

今後は、可能な限り医療依存度を高めないための予防的な視点に立った介護と、地域包括支援センターや介護サービス事業者等との連携を図り、介護専門支援員等を初めとする自立支援に資する、早期で適切な助言などが必要かと思えますが、現在、その専門介護支援員等のそういった助言というのは、どのような状況で反映されていますか。お答えくだ

さい。

#### ○介護保険課長（福山祥子さん）

現在、地域包括支援センターに介護支援専門員が13名おります。その13名の質の向上に当たりましては、研修等を重ねたり、主任介護支援専門員が指導等をしております。

また、市内に各居宅介護支援事業所がございまして、そちらに介護支援専門員が所属しておりますけれども、そちらの介護支援専門員も、市の研修会等を通して連携を図りながら、資質の向上を図っているところでございます。

以上です。

#### ○2番（佐多申至君）

そのような、今、課長の考えていらっしゃるものが共通認識で広まる支援体制を、今後継続して進めていただきたいと思います。

3点目の、在宅医療について質問いたします。

在宅医療には、医師会、介護士関係団体との協議、医師会が進めている在宅医療推進事業との連携が重要かと思えます。今後、在宅生活を支える24時間対応の体制整備についてはどのようにお考えですか。

#### ○介護保険課長（福山祥子さん）

24時間対応の体制整備でございますが、まずは市民の方々が適切に医療や介護サービスを利用していただくため、これらの地域資源を知っていただけて活用していただくということが、まず重要であるというふうに考えております。

また、在宅で安心して療養生活を送っていただくために、かかりつけ医や訪問看護ステーションの存在は大きく、重要な役割を担っていただいているところでございます。本市には3カ所の訪問看護ステーションがございまして、24時間、365日の在宅生活を支えているところでございますが、在宅医療・介護関係者との連携を図りながら、体制

整備に努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

#### ○2番（佐多申至君）

今、課長のご説明の中にもありましたけれども、実は妙円寺団地の中央にありました病院が、前年度をもちまして閉まってしまいました。妙円寺団地にしては人口がふえている中、そういった身近な病院がなくなるということが高齢者にとってはどういうことかが、切々と今現在声が伝わってくるところで、切実な、本当に痛感しておるところでございますが、これにつきましては、今後いろいろなと行政そして地域の方々の方々の力をいただいて、今、お話のあったような体制を整えるためには、まず身近な病院が必要ではないかと思えます。

その中で、病院の医師の高齢化というのが原因で今回閉まってしまったわけですが、介護保険課やいろんな行政のほうでは、そういった医師の方々の連携というか、そういった今後の見通しということはお話しされていらっしゃるのでしょうか。

#### ○介護保険課長（福山祥子さん）

医療機関の先生方におかれましても、今、議員のおっしゃるとおり、高齢化は進んでいるというふうな状況もございまして、新たにまた若い先生といいますか、いろいろと体制をつくりながら、市民が安心して安全に生活ができるような状況で医師会のほうも頑張っている状況でもございます。

そのようなことを含めながら、市のほうといたしましても、私ども介護保険課、そして健康保険課、いろいろな課と連携をとりまして、医師会とも常に話し合いといいますか、いろいろな状況におきましての情報交換等はさせていただいているというふうに認識しております。

以上でございます。

○2番（佐多申至君）

ぜひ医師会との連携をとっていただき、今後の在宅医療について十分協議していただきたいと思います。

4点目の、認知症について質問いたします。

先ほど、市長の答弁の中に、認知症初期集中支援チームということが出てきましたが、これについて詳しくご説明願います。

○介護保険課長（福山祥子さん）

認知症初期集中支援チームと申しますのは、認知症の方々の初期に対応するべくチームを組んで、早期に相談を受けたりあるいは医療につなげたりするチームのことです。

そのチームにつきましては、専門職の方々にチームを組みますけれども、認知症のサポート医、市内に5名の先生方がおいでになりますけれども、先生方のご協力をいただきます。そして、保健師、看護師、それから社会福祉士、ケアマネジャー、いろいろな専門職でチームを組みまして、相談を受けながら対応をしていくというふうなチームでございます。この12月からスタートをするというふうな形で準備を進めているところでございます。

○2番（佐多申至君）

認知症には、当然、専門窓口の設置や広報、家族交流会、介護教室等の開催、住民への認知症に対する理解促進するための認知症サポーターの養成、認知症支援推進員の配置、介護サービス事業者の指定・指導が重要です。

さらに、今、お話いただいた新しく認知症初期集中支援チームを結成されたわけですが、昨今問題になっている高齢者虐待防止に係る指導・支援も重要なところだと思います。現在のところ、日置市のほうには、保健師が常勤3人、社会福祉士が常勤3人、主任介護支援専門員が常勤3人です。これまでの私が話をしたさまざまな課題に対してやっていくためには、大変な膨大な仕事の量を察します。

職員体制が十分でないのは承知ですが、今の体制で大丈夫でしょうか。

○介護保険課長（福山祥子さん）

今、議員がおっしゃいましたのは、地域包括支援センターの専門職3職種の人員配置のことをおっしゃったというふうに思っております。認知症につきましては、非常に市の大きな課題だというふうに思っております。

現在、地域包括支援センターにおきましては、認知症の支援推進員を5名配置しております。認知症施策の企画、運営そして相談等を担っているところでございます。事業は拡大していく一方でございますけれども、包括支援センターの専門職だけで対応できるものではございません。認知症施策は、在宅医療や地域の見守り体制の構築、介護予防等であらゆる分野に関連しているために、各関係機関、庁舎内の各課で横断的連携を図りながら事業を展開している状況にありまして、相互の協力体制を強化しつつ、マンパワーの対応をしているという状況でございます。

○2番（佐多申至君）

それでは、その1人の現在ケアマネジャーが、何人のマネジメントを行っているのか教えてください。

○介護保険課長（福山祥子さん）

包括支援センターには、介護支援専門員が先ほど13名いるというふうに報告申し上げましたけれども、この介護支援専門員1人当たり、今現在、約40人から45人を担当しているという状況でございます。

○2番（佐多申至君）

1人に対して40から45人、相当なマネジメントを行っていらっしゃるというのが、実情わかりました。そういった実情を知った上で質問を続けていきたいと思っております。

現在、地域包括支援センターが主体的に行っている地域包括ケア会議について質問いたします。

地域包括ケア会議は、地域包括ケア体制の実現に向けたさまざまな視点からの対話を重視した効果的な重要な会議だと私も理解しております。現在、その地域包括ケア会議の構成員と進捗状況を教えてください。

**○介護保険課長（福山祥子さん）**

地域ケア会議でございますけれども、この会議は、地域包括ケアシステムの構築の実現に当たりまして、必要な施策や資源の開発等につなげていくための重要な会議の一つでございます。

本市では、まず、高齢者個人に対する支援の充実を図るために、個別ケア会議を計画しております。今年度11回の会議を開催する予定にしております。残すところ、あと2回開催するということになっております。そこから見えてきた地域課題を整理いたしまして、4地域ごとで開催します地域ケア会議で、課題解決に向けた協議を行いまして必要な施策化を図っていくこととしております。

構成員といたしましては、医療・介護・福祉の専門職、それから生活支援コーディネーター、地域のリーダーであられる民生委員さんとか自治会長さん、関連する各種団体や庁舎内の各課等、多方面からのご参加をいただきまして協議を重ねている状況でございます。

**○2番（佐多申至君）**

先ほど、地域課題を見えてきたとおっしゃいましたが、どのように見えてこられましたか。

**○介護保険課長（福山祥子さん）**

平成28年度の状況をまず申し上げたいと思います。

28年度につきましては、さまざまな相談や個別会議から出されました内容を整理いたしましてまとめました結果、地域課題としてものを、歩いていけるところに世代を超えた集まれる場所が必要である、また出てこられない方への対応をどのようにしていくかと

というような内容でまとめまして、協議を重ねてまいりました。

これらを、施策化に向けまして、具体的な取り組みとして出された意見等が、筋ちゃん広場やいきいきサロンを充実させる、認知症カフェをつくる、男性や独居の方が参加しやすい行事内容の検討を進めるなど多くの意見が出されました。そのような多くの意見の中から、実行可能なもの、優先順位をつけまして、計画的に進めてきているという状況でございます。

今年度は、現在、地域課題のまとめをしている状況でございます。来年1月から、各4地域の地域ケア会議で協議を予定しているところでございます。

**○2番（佐多申至君）**

その地域課題を今現在進行中でございますが、市民に向けて、その課題解決に向けて、今、介護保険課が考えている進め方というのが、そのビジョンができていればお示ください。

**○介護保険課長（福山祥子さん）**

今年度の課題ということによろしいでしょうか。

**○2番（佐多申至君）**

はい。

**○介護保険課長（福山祥子さん）**

29年度の地域課題のまとめを今現在やっている状況でございますけれども、これらの進捗の中で見えてきているものとしたしましては、認知症の方への対応が非常に大切であるということが1点。それから、午前中にも出ましたけれども、老老介護の方が非常に多くなっている、このような方々への対応が重要である。それから、身近に行ける場所が非常に少ないので、もっと身近に寄れる場所をつくる必要があるというような課題が今現在出ているような状況でございます。

**○2番（佐多申至君）**

そういった細かく、今後の対応を期待したいと思います。

次に、福祉課のほうに質問したいと思います。

先日7日の南日本新聞に、鹿児島市が障がい者資格に関する素案として、福祉施設から地域生活への移行支援や、精神障がいにも対応できる地域包括ケア体制を構築すると動き出しました。庁舎内が協働して、障がい者等を含め、高齢者の個別課題の解決を図るとともに、地域包括支援センターはもちろん、社会福祉士や保健師、介護支援専門員や民生委員、在宅福祉アドバイザー等が共通認識の上、福祉課も共通理解しケア会議を構築することに参加していかなければならないと考えております。どのようにかかわっていかうとお考えでしょうか。

#### ○福祉課長（有村弘貴君）

高齢者を取り巻く制度につきましては、介護保険制度に限らず、老人福祉法による入所や障害者総合支援法による各種の給付、さらには生活保護法による各種支援も含まれてまいります。これらを行政側の所管ごとに基づいて適用するのではなく、ご本人が望むケアや支援策の構築が必要な場合がふえてきております。

また、先ほど議員がご指摘のように、入院から地域生活への地域移行支援を掲げる精神障がいにおいても、今年度、それに対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、国の指針が改定をされました。日置市におきましても、現在策定中の第5期日置市障がい福祉計画にも盛り込むこととなります。

議員ご指摘のように、多様な主体が協働して、個々の高齢者や要支援者が住みなれた地域で尊厳を持って生活できるような支援体制が望まれており、関係機関や所管課が横串でつながる仕組みが求められていると考えます。このような観点から、地域ケア会議は、高齢

者を初め地域社会をつなげる仕組みだと認識しておりまして、福祉課といたしましても、これまで以上に継続して積極的に参画してまいりたいと考えております。

#### ○2番（佐多申至君）

今の福祉課長のご答弁をいただき、市民が安心して、そして介護福祉課長のこれまでの答弁と一緒に重なり、皆さんが、これからは日置市は安心して老後が迎えられるということに少しは安心されたのではないのでしょうか。また、安心するだけではなく、また我々地域民も含めて、行政側とともにいろんな地域包括ケアシステムに参加していきたいと、確信が持てました。

さきに行われた参議院本会議の一般質問でも、元厚生労働副大臣の自由民主党所属の武見敬三議員が、地域包括ケア体制の早急な構築は医療先進国我が国の使命であるとおっしゃってございました。その構築が世界への技術産業にもなり得ると発言されておりましたが、今後、子どもも高齢者も減っていきます。その中で、地域包括ケア体制が高齢者に限定されるものではなく、障がい者や子どもたちをも含む地域全ての住民のための仕組みであるのではないのでしょうか。民間企業、NPO、社会福祉協議会、自治会、高齢者クラブ、民生委員などの組織力や機動力による見守り支援合いを実践継続していただき、先ほどから課題になっています医療、介護事業者、介護保険施設の人材やノウハウを最大限に活用した地域づくり機能を持った体制に、私はすべきだと思っております。

行政は、国や県の介護保険事業計画の策定との整合性を確保し、専門知識を有する職員の育成、関係部署間の人事ローテーションの検討をし、さまざまな財源方法で問題を解決していく必要があると私は考えておりますが、どうお考えでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

端的に今担当課のほうも話ございましたとおり、高齢者じゃなく、いわば子どもから大人、高齢者まで全ての皆様方が住みなれた地域でお暮らしをする、そのために、基本的にこの地域包括ケアシステムというのをまだまだ構築していく必要があるというふうに感じております。

#### ○2番（佐多申至君）

急に振りまして、申しわけございませんが。

平成27年10月に、介護保険推進全国サミットが日置で行われました。それぞれテーマごとに会場を分けて、盛大に行われました。そのことも踏まえ、最後に、地域包括ケア体制について、市長のお考えを聞いて、私の質問を終わりたいと思います。

#### ○市長（宮路高光君）

さきも答弁しましたとおり、今後、子どもから高齢者までみんなが住みなれた地域で過ごしていける。特に、今回の介護保険のまた改正がございます。また、医療もございます。いろんなしわ寄せというのが、負担というの、やはり市民のほうに来ておるというのも事実でございます。

そういう中におきまして、また、私ども、国もですけど、市としてどういう対応を今後していくのか、これも一つの大きな課題でございます。特に介護保険も、30年度から、また介護保険料の設定を近いうち決定をするというふうになっております。トータルにおきまして、今後、やはりこの介護保険制度というのはまだまだ進化していかなきやならない。進化ということは、やはりそれだけ受け入れ体制というのが多くなってきますので、そういう意味の中で、専門化する分もありますけど、今後、やはりいろんなところと連携をしながらやっていきたいというふうに思っております。

#### ○議長（並松安文君）

次に、14番、山口初美さんの質問を許可

します。

〔14番山口初美さん登壇〕

#### ○14番（山口初美さん）

2017年12月議会、最後の一般質問となりました。私は、日本共産党を代表して、さきに通告しました4つの項目について質問します。

平和なこの町で安心して暮らしたい、その市民の願い実現のために、市民の皆さんから私に寄せられた声を市政に届けます。特に、12月議会は、3月の予算議事を控えておりますので、来年度の予算に1つでも2つでも取り入れていただけることを期待しております。

また、きょうは、1941年12月8日から76年を迎えます。私も、直接戦争を知らない世代ですが、いつまでもこの平和が続くように、平和憲法を守り生かすということをしつかり根幹に据えて質問していきたいと思っております。

まず初めに、野焼きによるトラブルや事故を防ぐ対策について伺います。

野焼きによるトラブルや枯れ草火災、死亡事故などの発生状況はどうなっているのか伺います。

また、野焼きによる悲惨な死亡事故などなくし、苦情やトラブルの発生を防ぎ解決するために、どう取り組んでいかれるのか、お示してください。

2問目は、国民健康保険の県への運営移行について伺います。

来年4月から、国保は県が運営主体となります。これによって、国保税がどうなるのが大変心配されるところです。日置市では、国保世帯の約2割が滞納という状況です。これは、制度自体が問題だという状況ではないでしょうか。制度のどこか問題なのか、改めて伺います。

誰もが安心して払える国保税にするために

は引き下げが必要ですが、県への広域化で解決できるとお考えでしょうか。また、県として、低所得者減免制度を創設するよう要求すべきではないでしょうか。また、広域化によって、国民健康保険税の申請減免、短期保険証や資格証の取り扱いはどのようなのでしょうか。

3 問目は、脱原発についてです。

もし、原発の過酷事故が起こったら、周辺住民はどうしたら被爆せずにあるいは最小限の被爆で避難できるのかについて、行政と市民が合同で検証する（仮称）原発事故避難委員会を立ち上げないか伺います。

また、原発が稼働すれば、核のごみがふえ続けます。日置市を初め県内 36 の自治体が核のごみ最終処分場の適地とされ、経済産業省の科学的特性マップで公表されました。NUMO による説明会の申し出があったときには、即座に拒否するべきと考えます。市長の見解をお聞かせください。

NUMO とは、原子力発電環境整備機構とっております。

4 問目は、健康づくり推進条例を制定した町としての受動喫煙防止対策のさらなる具体策について伺います。

まず、たばこの害について、学習会やシンポジウムを開催することを私は提案します。学習会やシンポジウムを開催する考えはないか、市長に伺います。

次に、喫煙実態の調査や受動喫煙に関するアンケートに取り組まないか伺います。

また、煙が外に漏れない喫煙所、喫煙室を、受動喫煙を防止するために、市役所各支所や文化ホールや中央公民館、体育館などに計画的に設置できないか伺います。

また、市の施設の駐車場に、禁煙または禁煙にご協力をお願いしますの立て札かステッカーの表示はできないでしょうか。

以上、1 回目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君） 1 番目の、野焼きによるトラブルや事故を防ぐ対策のその 1 でございます。

野焼きによるトラブルは、毎年 10 件前後寄せられている状況でございます。内容は、枯れ草の焼却の灰が自宅内に入ってくる、洗濯物ににおいがつくというものがほとんどであり、その都度、市民生活課の職員と出向いて指導をしております。

死亡事故は、昭和 57 年 10 月の業務開始から本日まで 51 人亡くなり、うち 4 人が枯れ草火災によるものでございます。

2 番目でございます。

各事業所の消防訓練、自治会の防災訓練、車両広報、防災行政無線による広報等で、引き続き、焼却の際の届け出、消火の準備、焼却場所周囲に配慮した対応と、焼却は一人で実施しない等の指導をしていきます。

2 番目の国民健康保険の県への運営移行について、その 1 でございます。

本市は、県内のほかの市町村に比べ医療費水準が高く、低所得者が多いなど構造的な課題を抱えているところでございます。

県が財政の運営の責任主体になることで、市町村間の保険料算定の平準化を図ることや安定的な財政運営がなされる制度改革になっておりますが、医療費や所得水準をもとに納付金が設定されるため、現行の税額を減額するのは難しい状況でございます。

2 番目でございます。

国保税の賦課は、新制度移行も市町村に決定権限があり、低所得者の軽減措置については、これまでどおり地方税法に基づき対応してまいりたいと考えております。

3 番目でございます。

国保新制度におきましては、保険税の賦課徴収、保険証発行業務などは、これまでどおり市町村業務となりますので、日置市国民健

康保険税減免規則、短期被保険者証並びに資格証明書交付要綱に基づき、これまで同様の取り扱いになります。

3番目の脱原発でございます。

現在のところ、市として特別に設置を行う考えはありませんが、県の原子力防災訓練でのさまざまな意見や改善点などを、国や県、関係団体などに要望し、住民が安全に避難できるよう取り組んでいきたいと思っております。

2番目でございます。

このことに私どもの市のほうに申し入れがあったら、意見交換等を私は受け入れる考えはございません。そういう中でご理解をしてほしいというふうに思っております。

4番目の健康づくり条例を制定した町としての受動喫煙防止対策のさらなる具体策について、その1でございます。

たばこに限定した学習会等は検討しておりませんが、今年度も11月11日に開催しました元気まつりにおきまして、元気な市民づくり運動推進計画の紹介で、市民の方々に喫煙や受動喫煙の防止につきまして説明しております。そのほか、健康教育におきましても機会を捉えて、保健師等が話をしているところでございます。

2番目でございます。

平成28年度に元気な市民づくり運動推進計画書を策定しましたときに、健康実態調査を実施しておりまして、喫煙等の項目も調査しているところでございます。今後も中間評価も含めて、5年に1回調査をすることとしております。

3番目でございます。

公的施設につきましては、建物内禁煙のところは建物外に喫煙所を設けております。建物外の喫煙所につきましては、風向きによっては周囲の方へ煙が流れていく場合があるようでございますが、煙が流れないような喫煙

所の設置については、それぞれの施設で条件等が異なることなどから現在のところは考えておりません。

4番目でございます。

健康増進法に規定された受動喫煙とは、「室内またはこれに準ずる環境において他人のたばこの煙を吸わされること」と定義されております。また、屋外であっても、子どもの利用が想定される公共的な空間では配慮が必要であるとされているところでございます。

市の施設の駐車場に受動喫煙の配慮を呼びかける立て札等は、現在のところ設置する予定はありませんが、喫煙マナーにつきましては、広報誌等で広く市民へ啓発することが必要であると考えております。

以上でございます。

#### ○14番（山口初美さん）

14番。一通り答えていただきましたので、再度伺っていきます。

野焼きの禁止について、野焼きが禁止されているということを市民がどの程度認識していると思われるかについて、まず伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

#### ○市民生活課長（内山良弘君）

市民生活課におきましては市民からの苦情等を聞きながら考えておりますが、ほぼ一般的には周知できている、理解はできているというふうに考えております。

#### ○14番（山口初美さん）

今年に限ってです、今年の枯れ草火災が報告をいただいたのでは、今年だけで17件発生していると思います。

本当にこの野焼きというのが、野焼きの禁止の法律があるわけですが、野焼きの禁止から除外されるものはどのようなものがあるのか、ここで伺っておきたいと思っております。

#### ○市民生活課長（内山良弘君）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律というものがございます。その中で、法律の第

16条の2におきまして焼却禁止をうたっております。「何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならないという中で、公益上、もしくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却、または周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの」というふうにあります。政令の中で例外となる廃棄物の焼却といたしまして、国または地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却、それから災害と、あるいは災害の予防、応急対策、復旧のために必要な廃棄物の焼却、それから風俗慣習上、または宗教上の行事、いわゆる郷土芸能とか鬼火だきとか、そういったものになると思われませんが、必要な廃棄物の焼却。

それから、農業、林業、または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却、それから最後にたき火、その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって、軽微なものという定めがございます。

**○14番（山口初美さん）**

今ご報告いただきましたその除外されるものも一切、焼却をするときには届け出が必要なのでしょうか、その点について伺います。

**○消防本部消防長（川畑優次君）**

火災予防条例の第45条によりまして、消防の場合は禁止条例ではありません。周りの方が煙とか炎を見られて、それを火災と間違われて通報することがないように、火災と紛らわしい届け出をしていただくということになります。

あと、市民生活課のほうにつきましても連絡していただくように、消防のほうからもお願いをしているところでございます。

以上です。

**○14番（山口初美さん）**

この野焼きをする際に届け出をする場合は、

どこにするようになっているのか伺います、どこに届けるのか。

**○市民生活課長（内山良弘君）**

市民生活課のほうに連絡が来る場合もございますし、消防本部のほうに連絡が入ることもあります。先ほど消防長が申し上げましたように、市民生活課、消防、それぞれ連携して対応しているところでございます。

**○14番（山口初美さん）**

わかりました。それでは、それぞれのところにどの程度の届け出があるのか伺いたしたいと思います。

**○市民生活課長（内山良弘君）**

市民生活課におきましては、年間約20件ほどでございます。

**○消防本部消防長（川畑優次君）**

消防本部としましては、平成25年から5年間の合計でありますけれども、297件届け出を受理しております。

以上です。

**○14番（山口初美さん）**

結構、届け出があるということがわかりました。

この届け出をせずに、燃やしてはいけないものを燃やしたときの罰金っていうような、そういう取り決めがあるのかについてお示してください。

**○市民生活課長（内山良弘君）**

焼却してはいけないものを焼却した場合におきましては、先ほど申し上げた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の中に罰則規定がございます。その中で、「5年以下の懲役、もしくは1,000万円以下の罰金に処し、またはこれを併科する」というふうに規定されております。

**○14番（山口初美さん）**

それでは、実際にこの罰金が徴収されたような例が日置市内にあるのかどうかについて伺いたしたいと思います。

○市民生活課長（内山良弘君）

これまで聞くところによりまして、これまで日置市内で罰金を徴収、あるいは5年以下の懲役というふうな形で罰則をした経緯はございません。

○14番（山口初美さん）

わかりました。つい最近ですね、11月5日ではありますが、野焼きによる悲惨な死亡事故が日置市内で起きてしまっています。今回、私がこの野焼きの問題を一般質問で取り上げたのには、このことがあったのが一つあります。また、本当にこのいろんな苦情も私のところにも寄せられております。

それで、これは消防長のほうに伺いますが、今回、この死亡事故に遭われた方の例を取り上げて恐縮なんですけど、この方は野焼きをする事前の届け出があったのかどうか、それから消火のための水の準備だとかそういうことはされていたのか。

また、野焼きといいますと、こう数カ所火をつけて、火が燃え広がってというようなことも多いと思うんですが、火は数カ所に点火されていたのかどうか、その点について伺いたいと思います。

○消防本部消防長（川畑優次君）

まず届け出につきましては、届け出はなされていない状況であります。そして消火の準備ということでありますけれども、消火の準備、そういった水バケツとか消火器とか、そういったものはなかったということで報告書は上がってきております。

過去の火災においては、4件の火災とも、1人で作業をされて亡くなっていらっしゃるということであります。

今回の場合についても1人で作業をされておりますので、周りでその活動というものも見ておられる方もいないということで、不明の部分が多々あるということでございます。

以上でございます。

○14番（山口初美さん）

その地域の方々は、このことがあって本当にショックを受けられて、やはり地域のみなでやっぱり見守ったりすることが必要だ、声かけをしたり、そういうことを積極的に取り組んでいこうというようなことを話し合われたというふうに聞いております。

本当に、こういうことがきっかけで、二度とそういうことが起こらないようにするという、市民のほうもそういう地域づくりをしっかりとやっていきたいということで話し合われているということで、行政のほうも、この野焼きの際にはやはり届け出が必要だというようなことや、野焼きは一応禁止されているということ、それからまた安全対策をしっかりとるように呼びかけたり、また、周りへの迷惑のことなども本当に考えてトラブルが起こらないように、そういう住民の協力や声かけでお互いにといい、そういう地域づくりも一つ必要ですし、また行政のほうも、やはり繰り返しこういうことを、事故を防ぐために取り組みをしっかりとっていく必要があるんじゃないかと思いますが、その点を再度、市長のほうに伺いたいと思います。

○市長（宮路高光君）

今お話ございましたとおり、今年度こういう野焼きによって死傷者が出たということで、大変残念なことだと思っております。

今後におきましては、やはり火災の中におきまして、一番、1年間を通じますと、この枯れ草火災の出動というのが大変多くございます。その中におきましても、消防隊のほうにも、やはりこういう要望活動というのはきちんとやってくれと。

特にこの空気の乾いているときにおきまして多発しているのが現状でございますので、今後ともそういう啓発運動をやっていきたいというふうに思っております。

○14番（山口初美さん）

この野焼きをされる方は、やはり野焼きをしないと気が済まないというか、繰り返しそういうことをされる方も中にはいらっしゃいます。

それから、よその町から日置市に畑があったりそういうことで訪れて、そのときに家からごみを持ってきて、一緒に草などに混ぜて焼いたりとか、そういう苦情も聞いております。

また、本当にあちこちから煙の臭いがしてくると洗濯物が干せない、布団が干せない、そういう苦情もたくさんございます。

また、病気を患っていらっしゃる気管が弱い方、ぜんそくをお持ちの方などは本当に症状がひどくなります。病院のお世話になったりすることもありますし、妊婦さんはつわりでたださえ気分が悪いのに、少しでも煙の臭いがすれば、もうそこにいることさえできなくなってしまう、もう引っ越そうかと思うというような方も本当にあるようです。

燃やさなくてもいいものを本当に燃やさなくていいように、苦情などが来た際には、ぜひ役所のほうで即対応していただいて、そういう苦情が来ているということをいち早く伝えていただいて、やはり適切に対応をしていただきたいと思います。

先日は、もみ殻、その方は精米所を営んでいらっしゃる方らしいんですけど、もみ殻を田んぼで4日か5日続けて燃やしておられて、もう周りの人は焦げ臭い臭いが四六時中するものだから、本当に気分が悪いといって苦情が来まして、私も市民生活課のほうにお伝えしましたら、即伝えていただいて消火していただいたようですが、そういうような、ぜひ市民の苦情は適切に受けとめていただいて、適切に指導していただくようお願いしておきたいと思います。

次の質問に移りたいと思います。

国保の広域化、今のご答弁では、そんなに

も県に移行しても日置市には多大な影響もなく、今までどおりにされていくということでした。

10月28日に県知事が日置市にいらっしやいまして、議員とも語る会がございまして、その際に私は国保のことを取り上げまして、これ以上負担がふえないように、知事にご尽力くださるよう申しあげましたところ、知事は市長とも連携をとってやっていくんだというふうに回答されましたが、市長、その後国保のことで県知事と何か連絡が来たりとか、連絡をとり合ったりということがございましたでしょうか。その点をひとつお聞かせください。

#### ○市長（宮路高光君）

そのことについて、まだいろいろ電話したわけでも何もございません。そのときに議員のほうでご要望されたということは認識しております。

#### ○14番（山口初美さん）

国民健康保険はやはり低所得者の負担が絶対にふえないようにすることが大切だと思っています。その点を強く県に要求することを市長に求めたいと思いますがいかがでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

先ほども答弁いたしましたとおり、今回、県がこの事業主体にかかわることは間違いないんですけども、この徴収とかいろんな制度上の権限、こういうのはもう今までと何も変わりません。これで県が少しお金をくれて、この低所得者を軽減するというような今回の意向の制度ではないというふうに認識してほしいというふうに思っております。

#### ○14番（山口初美さん）

14番。それでは脱原発のほうに移りたいと思います。

原発事故避難委員会（仮称）を立ち上げないかということでお伺いしましたが、必要な

いというふうにお答えがありました。

「国や県、関係団体に要望し、住民が安全に避難できるように取り組んでいきたいと考えます」、これは当たり前のことだと思うんですが、私は、いつも住民と共生・協働ということを市長がおっしゃっていますので、やっぱりこういうことを積極的にいろいろ考えているそういう市民やいろんな方々と一緒に行政と、やはりこの市民の安全を守るための避難計画の策定だとか、そういうことを一緒に取り組んでいけたらというふうに考えたんですが、市長、もう一度伺いますが、やはり市民が主体となって、自分たちの地域のこと、避難のことを行政と一緒にやっていくという、そういうことをすべきだと思うんですが、もう一度伺います。

#### ○市長（宮路高光君）

いろいろ市民の声をお聞きしてするというのはもっともだというふうに認識しております。

この原発の問題については、いつも今まで申しておりますとおり、私ども日置市だけでいろんなことが対応できることはないと思っております。

また来年の何月かに防災訓練等もごさいます。またその中におきまして、こういう委員会をつくらなくても、かね日頃、またそういう訓練のときにいろいろご意見をいただき、そのことをまた県とか、また私どもが会議をする中においてそういう意見があったと、で、どうしたらいいのか、そういうことを今後とも今の中において進めていきたいというふうに思っています。

#### ○14番（山口初美さん）

原発の問題の2問目ですが、これは明確にNUMOによるこの説明会は拒否すると明言をしていただきましたので、私は安心したところです。

この11月2日に、「ストップ川内原発3.

11鹿児島実行委員会」が日置市をキャラバンで訪れまして、日置市民10人を含んで17名がキャラバンで訪れて、副市長と課長と係長、3人が対応してくださいましたが、このとき市長がいらっしゃらなかったのがとても残念でしたが、そのとき市長は何をしておられたのか伺います。その時間にほかのところで見かけたという人がいたものですから、ちょっとそのことをお聞きしたいと思います。

#### ○市長（宮路高光君）

後ほどお答えします。ちょっと今即座にはわかりません。

#### ○14番（山口初美さん）

その時間にニシムタで見かけたっていう人がいたんですよ。だから私もそれがそうとは思いませんけど、わざと市長がすっぽがしたとは思いませんけれど、一応お聞きしてみたところでごさいました。また後ほどお答えいただきたいと思います。

川内原発は過酷事故の場合、20分前後でメルトダウンが始まり、1時間半前後で格納容器からの放射能漏えいが始まると九州電力自身が認めています。それを防ぐために九州電力は格納容器に給水し、1.3mの深さのプールで溶けた燃料を受けとめるという安全対策をしています。

しかし、高温で溶けた燃料は水と接触して水蒸気爆発を起こす可能性があるという警告を発している科学者、技術者がいます。元燃料炉設計技術者中西正之さんです。この方を招いて各種講演会が11月26日に川内文化ホールの会議室でありましたので私も行ってまいりました。

水蒸気爆発で、私はその実験をした映像を見ましたけれども、すさまじい爆発でしたけれども、このことは九州電力も当然知っているはずだと中西さんは話しておられました。

日置市長はこのことをどのように思われますでしょうか。

○市長（宮路高光君）

いろいろと詳しい、そういう専門的なことに対しまして回答はできない部分がございますけど、先ほども言いましたとおり、やはりこの安心安全な原子力開発というのをしていかなければならない。

いろいろな危険を伴うことについては、大変市民が不安がっていることは事実でございますので、どう思うかというこの専門的なことは、私も科学的にはわかりませんのでお答えできないというふうに思っております。

○議長（並松安文君）

ここでしばらく休憩します。次の開議を2時15分とします。

午後2時03分休憩

---

午後2時15分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○市長（宮路高光君）

さっきの11月2日ということで、ニシムタではございません、私このころ、ちょうど足が腫れまして、病院のほうに午前午後2回、点滴を打ちにいきまして、どうしても9時から1時間程度、約2週間、計3週間、午前午後打ちまして、ちょうどこれ来るのはわかっておりましたけれども、病院のほうで点滴を1時間ほど打っておったということで、誰か病院で会われたということは間違いのないと思っておりますので、ニシムタではないということをご理解してほしいというふうに思っております。

以上です。

○14番（山口初美さん）

大変失礼いたしました。先ほどの、この水素爆発の実験のことですが、安全対策が実はとんでもない大爆発になるというこのことですね。この実験はトロイの実験と言われているそうです。

日置市に九電の方がときどき見えているのでしょうか、どんな用事で来られるのかわからないですけれども、その来られたときに市長のほうから、うちの議員がこんなことを言っているのがあるけれども、そのことを教えてくれということで、九電のほうはどういうふうに応えるかですね、一度聞いてみていただけたらいいと思います、この水素爆発の件ですね。

安全対策だと九州電力が言っていることが、実はとんでもない大爆発になる、こういうことを言っている議員が言っているけれども、どっちが間違いか、市長のほうからも聞いていただきたいと思います。聞いていただけますでしょうか。

○市長（宮路高光君）

九電のほうは、そのときいろんな用事の中で来ます。今日、今、初めてそのことをお聞きしましたので、また今回、九電のほうが来たら、その水素爆弾のほうはどうなのかという、水蒸気爆発がどのようなものなのか、またお聞きしてみたいと思っております。

○14番（山口初美さん）

水蒸気爆発ですので、お間違いのないようにお願いいたします。

もちろん過酷事故が起きなければ何も問題はないんです。

しかし、本当に心配なんですね、これだけ地震が多発して、火山もたくさんあるこの国で、本当に安倍首相や原子力規制委員会は世界一安全な規制基準だというようなことを言って、原発をどんどん再稼働させているわけです。そういう九州電力、電力会社や国や県に任せていては、私たち市民の安全は守れないと思います。

市長、しっかりとやっぱり市民と力を合わせて、本当に住民が被曝しないで、本当に安全にこの町で暮らせるように、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。その責任

は私にもあると思っています。

それで避難計画、ずっとその実効性のある避難計画をずっと追及して頑張っていくんだということで取り組んでおられるとは思いますが、九州電力が今回、災害時の避難に支援が必要な住民のための福祉車両35台を川内原発から30km圏内の9市町に追加配備すると発表しました。

この内容、日置市のほうへはどのような説明がされているのか伺います。何台、いつごろ、どこに配備されるのかをお願いします。

**○総務課長（丸山太美雄君）**

今回、日置市のほうに福祉車両ということで、3台を年度末までには配備されるというふうに聞いております。

**○14番（山口初美さん）**

日置市に3台、年度末までにとということで伺いました。

これをどのように日置市のほうでは生かして使っていく計画なのか、そこはまだ決まっていないのでしょうか、その点について伺います。

**○総務課長（丸山太美雄君）**

その福祉車両につきましては、通常は市のほうで福祉関係で使う予定になりますが、訓練時、緊急時には避難のほうに活用するということになります。

**○14番（山口初美さん）**

14番。わかりました。日置市の市民の中で自力で避難できない行政の支援が必要な人、要援護者は何人いるのでしょうか。

きのうも何か質問があったようですが、数字はお示しになれなかったのか、わざと示されなかったのか。UPZには薩摩川内市4,805人、阿久根市914人、いちき串木野市720人など多くの援護者がいらっしゃるわけですが、日置市はどうなんですか。大体でいいですからお示しただけでいいのでしょうか。

**○議長（並松安文君）**

休憩します。

午後2時20分休憩

午後2時21分開議

**○議長（並松安文君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

**○14番（山口初美さん）**

そのことは、また後もって数字をお示しいただけたらと思います。

次の健康づくり推進条例を制定した町としての受動喫煙防止対策のさらなる具体策について伺います。

余りこう、ちゃんと受けとめてもらえなかった、答弁がどれもやりますというのはなかったように思ったのですが、大変、私、興味深い、11月3日から5日に京都市で、第11回日本禁煙学会学術総会というのが開かれまして、京都市の村井こころのクリニックの村井俊彦院長が「精神科病院と喫煙との関係を変えた10余年」と題して、全敷地内禁煙に取り組んだ13年の経験を報告されたそうです。

2003年に健康増進法が制定されまして、受動喫煙防止法がうたわれました。精神科病院の環境の見直しが迫られ、村井こころのクリニックも全館禁煙の方針を打ち出し、まず患者の喫煙実態を調査されたそうです。4割の患者さんが吸っておらず、患者の喫煙は当たり前と思っておられたのが思い込みに過ぎないということがわかったそうです。

同じく2003年に禁煙教育を実施して、2004年7月には入院患者の喫煙率はゼロになったそうです。とても無理だと思っていたヘビースモーカーの患者もきっぱりやめたそうです。禁煙意識が低いのは、喫煙の有害性が知らされていなかったからだということのはっきりしたと話しておられます。

また、禁煙によって患者の精神状況はどう

なったかといいますと、禁煙前と禁煙後の精神症状の変化を抑鬱度指標として3カ月にわたり観察し、禁煙が症状を悪化させると言われていましたが、結果は逆でした。

CES-D（セスデー）抑鬱状態の自己評価尺度という指標があるそうですが、16以上を気分障害の疑いとしています。協力が得られた喫煙患者88人をニコチン依存度5未満と5以上に分けて、CES-D（セスデー）での変化を調べたところ、ニコチン依存度の強弱にかかわらず、いずれも症状は改善しています。依存度5以上で、禁煙する前には鬱状態だった患者は1週間で鬱状態ではなくなっています。

気分が落ち込むから吸うのではなく、吸うから気分が落ち込むのですというふうに話しておられます。このことは国際的にも明らかになっているそうです。

喫煙と精神機能の関係を同じやり方で調べた26の研究を解析した結果、2014年に、抑鬱不安混合性抑鬱、精神的感情ストレスは禁煙で全て改善することが報告されています。喫煙は体だけでなく、精神をもむしばむということを村井先生は強調しておられます。

さて、本市でも精神科病院の患者は1年以上の長期入院の方が多く、病院が生活の場ともなっていることが多いという問題もあります。それがやはり医療費の問題とも結びついているわけです。

たばこの害や禁煙について、また受動喫煙の防止などについての学習会やシンポジウムの取り組みが医療費の抑制につながるにはお考えになりませんか。その点、市長のご見解を伺います。

#### ○議長（並松安文君）

ちょっと市長お待ちください。先ほどのお答えを。

#### ○総務課長（丸山太美雄君）

在避難行動要支援者の人数ですが、28年

度現在で2,336名というふうに県のほうに報告をいたしております。

#### ○健康保険課長（篠原和子さん）

先ほどの学習会、シンポジウムについてでございます。

先ほど市長のほうで答弁いたしましたけれども、この元気な市民づくり運動推進計画書というのを昨年度つくりまして、その前に調査をしております。

その結果に基づきまして、この飲酒、喫煙というところの部門におきまして、見つけよう適正飲酒と禁煙マナー、進めよう禁煙というようなことで全戸配付しております。そして、元気まつりの中でもこの部分にも触れております。

全身にいろいろ影響がありますということなども触れて、保健師のほうもいろいろ出向きまして、COPD、閉塞性肺疾患のほうの影響につきましても折に触れて説明をしておりますので、取り立ててというようなことではなくて、こういうような場面を通しまして普及啓発ということは努めております。

#### ○14番（山口初美さん）

原発のほうに戻ってまず、1点だけ。この脱原発の問題では、今、要援護者の2,336名というのを示していただきました。

こういう避難に援助が必要な人たちを含めて、避難する人たちができるだけ被ばくせずに安全なところまで避難ができるようにする取り組みが、さらに本当に本格的な取り組みが必要だと感じております。この点について、再度、市長の考えを伺って次の質問に移りたいと思います。

#### ○総務課長（丸山太美雄君）

重大事故時の避難というのは、重要な事柄でございます。

鹿児島県のほうでは、今回の重大事故時の避難時間の推計作業というものも見直しをするとしておりまして、それを踏まえた上で、ま

た市のほうも計画に沿った形での確な避難行動ができるように、計画のほう見直していきたいと考えているところでございます。

○14番（山口初美さん）

14番。もう一度、この九州電力がバスを3台、日置市にくれますよね。そういうようなところで、原子力災害などへの対策強化は進んだといえるでしょうか。

今、課長からのご説明もありましたけれども、住民が本当にそのことを納得して、そういうふうに行動できるようにしなければ、もう絵に描いた餅なんですね。

だから私は、市民も行政も一緒になって避難のことを考える、そういうことをやりませんかということ伺ったわけです。その点について、再度、市長に伺って次の質問に移りたいと思います。

○市長（宮路高光君）

今、課長も述べたとおり、今後の対応ということにさせていただきたいと思います。

○総務課長（丸山太美雄君）

福祉車両の件ですが、バスではなくてワゴン車ということでご理解いただきたいと思います。

○14番（山口初美さん）

14番。それでは、こちらの最後の質問のほうに移りますが、私が今回この受動喫煙の防止のことをまた取り上げましたのは、最近、この新型たばこというのがよく耳にすることがあるかと思います。この新型たばこの安全性についても少し触れなくてはいけないなと思いましたので、ちょっとこのことも取り上げてまいります。

従来の紙巻きたばこに対して新型と言っているようですが、電子たばこ加熱的たばこを主に指すようです。紙巻きたばこはライターやマッチでたばこに、葉っぱに火をつけて煙を吸い込みますが、新型たばこは火を使いません。

電子たばこは専用の液体を電気で加熱して発生する霧状のエアロゾルを吸い込むのだそうです。液体にはニコチン入りとそうでないのがあって、依存性物質のニコチン入りは国内では規制されておりますが、多くが個人輸入の製品だそうです。

電子たばこのエアロゾルには、発がん性や有害な物質が含まれることがわかっています。ニコチン入りでなければ大丈夫というわけではないんです。ニコチンが入っていないと、たばこ事業法でいうたばこみなされません。だから未成年に対しても規制がないので、逆に問題になっています。

加熱式たばこはどうかといいますと、商品名がアイコスとかグロウとかプルームテックとかがあります。最近相次いで発売されて、アイコスが爆発的に売れているようです。

どれもたばこ葉を加熱するなどして、エアロゾルを吸引します。日本でもニコチンや発がん性物質、有害物質が含まれていることがつい最近の学会で報告されているそうです。

市長は、このような新型たばこについてご存じだったでしょうか。

○市長（宮路高光君）

それぞれ新しいパイプを持っている方があちこちで見かけますので、その内容を具体的には、今おっしゃいましたように、どういう形の害があってどうするのか、そこまではまだ十分勉強もしていないところです。

○14番（山口初美さん）

14番。電子たばこも加熱式たばこも安全とはいえないということなんですね。このようなことも含めて、たばこの健康被害、受動喫煙の防止についても学習会やシンポジウムの開催を再度求めたいと思います。

禁煙の表示がないところでは、勝手に、ここで吸ってもいいんだと都合よく判断をしたり、灰皿が置いてあれば近くに人がいても堂々とたばこを吸う人がいらっやいます。

だから目に見えるように、ここは禁煙ですというふうに表示することが必要だと私は思っています。

昔はトイレではたばこを吸う方がよくいらっしやいましたが、一部屋一部屋に今は禁煙の表示がされて、吸う人がいなくなったと思います。やっぱり目に見えて禁煙、ここでは吸っていけないんだというそういう表示がとても大事だと私は思っています。

日本医学会連合会、日本禁煙学会、日本肺がん協会、日本肺がん患者連絡会、この4団体の代表が名前を連ねて、11月21日に、この4団体の代表の連名で「受動喫煙のない社会の実現を」との緊急声明を発表しました。

昨年10月に厚労省が出した原案は屋内の全面禁煙でした。しかし、11月16日に受動喫煙対策で厚労省が面積150m<sup>2</sup>以下の飲食店では喫煙を可とする新たな案を自民党と調整しているとの報道を受けて出したということですが、この声明はこの新たな案について、これでは国民の健康を守れない。オリンピックやパラリンピックで来日する人たちの健康は守られない。世界保健機関と国際オリンピック委員会のたばこフリーオリンピックという国際水準にも到底達していない。多くの従業員の健康も守られないと批判をしています。原則屋内禁煙によって84%以上の非喫煙者の健康を守るよう政府に求めています。

このようなことを踏まえて、受動喫煙のない日置市をつくることをしっかり位置づけ、健康づくり基本条例を制定したまちにふさわしい取り組みを推進するべきと考えますが、今後このことをどのように進めていかれるのか、再度市長に伺って、私の一般質問を終わります。

#### ○市長（宮路高光君）

さきに述べましたとおり、できることにおいてそういうポスター等も張りながら、今後

努めていきたいと思っております。

#### ○議長（並松安文君）

本日の一般質問はこれで終わります。

---

△散 会

#### ○議長（並松安文君）

21日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会します。

午後2時35分散会



第 4 号 ( 1 2 月 2 1 日 )



## 議事日程（第4号）

日 程	事 件 名
日程第 1	議案第61号 日置市森林体験交流センター美山陶遊館、日置市美山林間広場及び日置市共同 登り窯に係る指定管理者の指定について（総務企画常任委員長報告）
日程第 2	議案第62号 日置市伊集院健康づくり複合施設「ゆすいん」に係る指定管理者の指定につい て（総務企画常任委員長報告）
日程第 3	議案第63号 日置市伊集院文化会館及び日置市東市来文化交流センターに係る指定管理者の 指定について（総務企画常任委員長報告）
日程第 4	議案第66号 平成29年度日置市一般会計補正予算（第6号）（各常任委員長報告）
日程第 5	議案第67号 平成29年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）（文教厚生常任 委員長報告）
日程第 6	議案第72号 平成29年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第2号）（文教厚生常任 委員長報告）
日程第 7	議案第73号 平成29年度日置市介護保険特別会計補正予算（第3号）（文教厚生常任委員 長報告）
日程第 8	議案第74号 平成29年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）（文教厚生常 任委員長報告）
日程第 9	議案第68号 平成29年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）（産業建設常 任委員長報告）
日程第10	議案第69号 平成29年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）（産業建設 常任委員長報告）
日程第11	議案第75号 平成29年度日置市水道事業会計補正予算（第2号）（産業建設常任委員長報 告）
日程第12	議案第70号 平成29年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第2号）（総務企画常任 委員長報告）
日程第13	議案第71号 平成29年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第2号）（総務企画常 任委員長報告）
日程第14	意見書案第5号 相続登記手続きの困難となっている土地の改善を求める意見書（案）
日程第15	議案第76号 日置市職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第16	議案第77号 日置市長等の給与等に関する条例及び日置市議会議員の議員報酬、費用弁償及 び期末手当に関する条例の一部改正について
日程第17	議案第78号 平成29年度日置市一般会計補正予算（第7号）

- 日程第 18 議案第 79 号 平成 29 年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 19 議案第 80 号 平成 29 年度日置市水道事業会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 20 閉会中の継続審査申し出について
- 日程第 21 閉会中の継続調査申し出について
- 日程第 22 議員派遣の件について
- 日程第 23 行政視察結果報告について

本会議（12月21日）（木曜）

出席議員 22名

1番	桃北勇一君	2番	佐多申至君
3番	是枝みゆきさん	4番	富迫克彦君
5番	重留健朗君	6番	福元悟君
7番	山口政夫君	8番	樹治美君
9番	中村尉司君	10番	留盛浩一郎君
11番	橋口正人君	12番	黒田澄子さん
13番	下御領昭博君	14番	山口初美さん
15番	西菌典子さん	16番	門松慶一君
17番	坂口洋之君	18番	大園貴文君
19番	漆島政人君	20番	田畑純二君
21番	池満渉君	22番	並松安文君

欠席議員 0名

---

事務局職員出席者

事務局長	上園博文君	次長兼議事調査係長	山下和彦君
議事調査係	馬場口一幸君		

---

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	副市長	小園義徳君
教育長	奥善一君	総務企画部長	今村義文君
市民福祉部長	野崎博志君	産業建設部長	瀬川利英君
教育委員会事務局長	満留雅彦君	消防本部消防長	川畑優次君
日吉支所長	田代信行君	吹上支所長	宇田和久君
総務課長	丸山太美雄君	財政管財課長	鉾之原政実君
企画課長	堂下豪君	地域づくり課長	橋口健一郎君
税務課長兼特別滞納整理課長	上秀人君	商工観光課長	脇博文君
市民生活課長	内山良弘君	福祉課長	有村弘貴君
健康保険課長	篠原和子さん	介護保険課長	福山祥子さん
農林水産課長	城ヶ崎正吾君	農地整備課長	東広幸君

建設課長	宮下章一君	上下水道課長	宇都健一君
教育総務課長	松田龍次君	学校教育課長	豊永藤浩君
社会教育課長	梅北浩一君	会計管理者	長倉浩二君
監査委員事務局長	地頭所 浩君	農業委員会事務局長	重水秋則君

午前10時00分開議

定管理者の指定について

△開 議

○議長（並松安文君）

ただいまから本日の会議を開きます。

12月8日、山口初美さんの一般質問の発言中、発言を取り消したいとの申し出がありましたので、発言を許可します。

○14番（山口初美さん）

14番。12月8日の私の一般質問の際に、日置市内の商業施設の固有名詞を申し上げて質問しましたが、そのところの取り消し、削除をお願いいたします。

○議長（並松安文君）

ただいま山口初美さんから、12月8日の本会議における一般質問の発言について、会議規則第65条の規定により、日置市内の特定の商業施設と名称を上げて質問した部分に関し、この件に関する部分を取り消したいとの申し出がありました。

お諮りします。これを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、山口初美さんからの発言取り消しの許可を、許可することに決定しました。

---

△日程第1 議案第61号日置市森林体験交流センター美山陶遊館、日置市美山林間広場及び日置市共同登り窯に係る指定管理者の指定について

△日程第2 議案第62号日置市伊集院健康づくり複合施設「ゆすいん」に係る指定管理者の指定について

△日程第3 議案第63号日置市伊集院文化会館及び日置市東市来文化交流センターに係る指

○議長（並松安文君）

日程第1、議案第61号日置市森林体験交流センター美山陶遊館、日置市美山林間広場及び日置市共同登り窯に係る指定管理者の指定についてから、日程第3、議案第63号日置市伊集院文化会館及び日置市東市来文化交流センターに係る指定管理者の指定についてまでの3件を一括議題とします。

3件について、総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長下御領昭博君登壇〕

○総務企画常任委員長（下御領昭博君）

皆さん、おはようございます。ただいま議題となっております議案第61号日置市森林体験交流センター美山陶遊館、日置市美山林間広場及び日置市共同登り窯に係る指定管理者の指定についてから議案第63号日置市伊集院文化会館及び日置市東市来文化交流センターに係る指定管理者の指定についてまでの3議案につきまして、総務企画常任委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は、11月24日の本会議において当委員会に付託され、11月27日、28日に全員出席のもと委員会を開催し、総務企画部長、企画課長、商工観光課長、福祉課長、社会教育課長など当局の説明を求め、後日現地確認を行いました。

まず初めに、議案第61号日置市森林体験交流センター美山陶遊館、日置市美山林間広場及び日置市共同登り窯に係る指定管理者の指定について、まずこの議案の内容を申し上げます。

管理を行わせる公の施設の名称は日置市森林体験交流センター美山陶遊館、日置市美山林間広場、日置市共同登り窯であります。

指定管理者候補の名称は、株式会社モダン薩摩であります。

管理を行わせる指定の期間は、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間であります。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

選定におけるポイント（採点）制、ポイントの反省点、弱点を事業計画に活かしてほしい。モダン薩摩という会社のこれまでの経緯等を考えると、代表者変更時の基準を設ける必要があるのではないかとの質疑に、民間事業者、特に規模の大きい会社においては、経営者がかわったからといって経営方針が大きく変わることはないと考える。しかしながら、陶遊館など比較的規模の小さい会社、地域密着型の会社においては、トップの交代により経営の質が変わることも考えられる。施設所管課へ連絡・報告があった場合、議会へも報告するようにしたいと答弁。

今の経営状況で今後5年間、モダン薩摩が問題なく指定管理できると考えているのかの質疑に、当施設は、陶芸体験をメインとしている。原材料である粘土が高騰しているが、利用料は据え置いているため、今後は値上げも検討していきたい。

なお、自社ブランドの開発にも取り組み、知覧茶とのコラボも進めており、大口の発注にも対応できるように各窯とのシェアも考えている。少しずつであるが収益も上がっていくと想定しており、今後5年間の指定管理は必要であると考えていると答弁。

次に、審査結果の748点をどのように評価しているか。今後、どのようにして1,000点に近づけていくのかの質疑に、今回、応募は1社であった。選定に当たっては、1,000点中7割を合格ラインとしている。他の指定管理施設と比較すると点数が低い。今後は、モニタリング等を通じて経営努力を促していきたいと答弁。

このほかにも多くの質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付

しましたが、市がつくった施設なので、市がしっかり管理・運営すべきであるという反対討論がありました。

その後、採決の結果、議案第61号日置市森林体験交流センター美山陶遊館、日置市美山林間広場及び日置市共同登り窯に係る指定管理者の指定については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第62号日置市伊集院健康づくり複合施設「ゆすいん」に係る指定管理者の指定について。

まず、この議案の内容を申し上げます。

管理を行わせる公の施設の名称は、日置市伊集院健康づくり複合施設「ゆすいん」であります。指定管理者候補の名称は、株式会社日章であります。管理を行わせる指定の期間は平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間であります。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

地元雇用促進への対応について、現在の体制はどのようになっているか。また、職員給与、パートの時間給はどのようになっているかとの質疑に、職員5人、パート19人、派遣1人の25人体制である。内訳は、事務所に職員3人とパート3人、レストランに職員2人とパート8人、施設管理にパートが8人と派遣1人となっている。指定管理料積算資料によると、職員の年間給与が290万円、255万円、支配人と料理長が各370万円、パートの時間給が750円で、施設管理担当は時給890円であったそうです。

「ゆすいん」の指定管理は4期目となる。

「ゆすいん」に対する市民からの要望あるいは改善を必要とする部分と今後の対策はどのように考えているのかとの質疑に、モニタリングにより業務報告書を確認している。利用者アンケートについても毎年実施しており、市民から寄せられた意見は施設の運営に反映されている。意見の中には、もっと施設内を

清潔にしてほしい。待遇改善を望むなどすぐにできることについては市と指定管理者とで情報共有しながら改善に努めている。

なお、施設の営業時間延長を望む意見もあるが、一部利用者の意見なのか利用者の総意としての意見なのか、その点はよく見きわめながら対応していきたいと考えている。

苦情等の申し出については、苦情担当職員を配置し、支配人との2人体制で対応している。1つの例として、駐車場が遠いとの意見が出されたときには、体の不自由な利用者について近くの駐車場を利用を認めるなど、臨機応変に対応していると答弁。

指定管理については、民のノウハウを活用して、市民の利便性向上を図ることも目的の1つである。今後5年間の指定管理料を決めるわけであるが、削減できる面はあるのか。また、指定管理料増額の要望はなかったのかの質疑に、指定管理については指定管理者を広く募集することから、現在の指定管理者がかわることも想定される。指定管理料の考え方においては、現状の施設で直営した場合の金額を基準としており、民の行う自主事業等は算定に含めていない。通常の経営による基準を設定しているところである。

水道光熱費や人件費増は考慮しなければならないが、経営努力による経費削減については考慮しないようにしている。指定管理途中で直営になった「ゆーぷる」については指定管理料を厳しく算定し過ぎたとの声もあったところであると答弁。

このほかにも多くの質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、市がつくった施設なので、市がしっかり管理・運営すべきであるという反対討論がありました。

その後、採決の結果、議案第62号日置市伊集院健康づくり複合施設「ゆすいん」に係る指定管理者の指定については、賛成多数で

原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議案第63号日置市伊集院文化会館及び日置市東市来文化交流センターに係る指定管理者の指定について。

まず、この議案の内容を申し上げます。

管理を行わせる公の施設の名称は、日置市伊集院文化会館、日置市東市来文化交流センターであります。指定管理者候補の名称は、株式会社舞研であります。管理を行わせる指定の期間は、平成30年4月1日より平成35年3月31日までの5年間であります。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

両施設における職員の配置、働いている人の状況はどうなっているのかの質疑に、伊集院文化会館に職員2名、東市来交流センターに職員1名を配置している。また、地元雇用を両施設で5名採用している。1人当たりの月の雇用日数は10日間程度であると答弁。

次に、施設の利用状況、その傾向はどうなっているのかの質疑に、平成28年度利用者は、伊集院文化会館で4万9,130人、東市来文化交流センターで1万2,864人であった。また、両施設で各6つのコンサート等自主事業を実施し、5,836人の参加があったところであると答弁。

要望・苦情についてはどのような対応をしているか。2～3件例を示してほしいとの質疑に、毎年利用者アンケートを実施している。ドアが重い、トイレが狭い、ロビーが暑い、寒いなどの意見をいただいている。できる対応は随時行っているが、大きな改善を伴うものについては、施設改修計画を入れ込んで今後改修していくことになるかと答弁。

このほかにも多くの質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、市がつくった施設なので、市がしっかり管理・運営すべきであるという反対討論がありました。

その後、採決の結果、議案第63号日置市

伊集院文化会館及び日置市東市来文化交流センターに係る指定管理者の指定については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上3件、総務企画常任委員会の報告を終わります。

**○議長（並松安文君）**

これから3件の委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（並松安文君）**

質疑なしと認めます。

これから議案第61号について討論を行います。

発言通告がありますので、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

**○14番（山口初美さん）**

14番。私は、議案第61号日置市森林体験交流センター美山陶遊館、美山林間広場及び共同登り窯に係る指定管理者の指定について、反対討論を行います。

これらの施設は、貴重な市民共有の財産であります。民間任せにせず、市が直接管理運営に責任を持って行うべきと私は考えます。施設の改修などは市が責任を持たなければならず、また、何か問題が起こったときの責任は、最終的には市が責任を持たなければなりません。5年間という期限を区切ったの雇用にも問題があると私は考えます。このような問題点があることを考えますと、私は反対せざるを得ません。市が直接責任を持って管理運営すべきだということを重ねて申し上げまして、反対討論といたします。

**○議長（並松安文君）**

次に、池満渉君の賛成討論の発言を許可します。

**○21番（池満 渉君）**

21番。議案第61号について、委員長の報告のとおり原案に賛成であります。

まず、指定管理者制度は、平成15年度の地方自治法の一部改正により、公の施設の管理と運営を株式会社やNPOを含む民間事業者を指定できる制度に移行したものであります。このことは、民間事業者の創意工夫、知恵と専門性を活用したサービスの向上と効率的な管理手法で行政コストの削減も当然期待されてのことと理解をしております。

公の施設はもちろん、住民の福祉の増進を目的として設置されたものであり、指定管理者制度を導入することでサービスの低下、コストの増大など、目的に逆行することは当然許されないことであります。

そこで、今回継続指定しようとする株式会社モダン薩摩についてであります。実績としては、体験者を含む利用者の数、料金収入ともに増加をしております。また、自主事業など、その展開についても、与えられた施設、今の社会情勢の中で事業者の努力が見てとれます。

一昨年の7月に代表者の交代がありましたが、平成27年9月7日付の告示第113号において、およそ1カ月の間、日置市内の掲示板に公告をしてございました。したがって、このことについては議員各位もご承知だったと思います。前代表者は、熱意ある優秀な青年でありましたが、新たな代表者も長年焼き物の釉薬卸業に携わり、県内はもちろん九州内の窯業事情にも精通をして、これからの業界を展望できる人物だと私は思います。また、地域全体を巻き込んだ美山朝マルシェは、現在のモダン薩摩の社員の提唱で始まったものであります。

モダン薩摩は小さな法人であります。提出された事業計画書から、これからの取り組み意欲が随所に感じられ、観光地美山、ひいては日置市の観光産業の発展に向けてその一翼を担える事業者であると期待をして、賛成の討論といたします。

○議長（並松安文君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

これで討論を終わります。

これから議案第61号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（並松安文君）

起立多数です。したがって、議案第61号日置市森林体験交流センター美山陶遊館、日置市美山林間広場及び日置市共同登り窯に係る指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

これから議案第62号について討論を行います。

発言通告がありますので、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

○14番（山口初美さん）

14番。私は、議案第62号日置市健康づくり複合施設「ゆすいん」に係る指定管理者の指定について反対討論を行います。

市民の健康づくりのための多くの種類の施設をあわせ持った市民共有の財産でございます。温泉、レストラン、トレーニングルーム、宿泊施設、会議室、売店など多くの業務を行っています。民間任せにせず、市が直接管理運営すべきと私は考えますので、反対します。

類似施設であります吹上の「ゆーぶる」は、指定管理者として選定された会社が突然撤退してから後、直営で管理運営されております。「ゆすいん」もわざわざ民間に任せずとも直営にやれるのであればそうすべきと考えます。

指定管理者制度は、ここは5年で働く人たちの不安定な雇用を生み出しております。安

心して働けない状況を生み出していることは問題だと考えます。また、官製ワーキングプアと呼ばれる非正規雇用の問題が公共の施設で働く人の貧困の問題として今大きな社会問題となっていますが、ここも、そこに該当するかと思います。指定管理者の指定管理料の算出や指定管理者の公募、指定管理者の選定など、手間暇かけてやるわけですか。お金をかけてわざわざ時間をかけて民間委託せずとも、直接直営で責任を持ってやればよいと思います。施設の修理なども市が負担してやるわけですか。そして、何か問題が起きても、責任をとるのは日置市です。ですから、日置市が直営でやればよい、私はそう考えますので、この議案に反対をいたします。

以上です。

○議長（並松安文君）

次に、池満渉君の賛成討論の発言を許可します。

○21番（池満 渉君）

21番。議案第62号、私は原案に賛成であります。

指定管理者制度の意義については、先ほど61号で申し上げたとおりでございます。

「ゆすいん」は、健康づくり複合施設として平成12年に設置されましたが、これはサービス業としての色合いも濃く、規模も大きく、その設置目的も多岐にわたります。そのためにも、民間の知恵と能力の活用は当然であります。継続して指定管理をさせようとする株式会社日章は、職業人の育成を目的に、地元の城西高校の経営を初め多くの民間キャリアを持ち、管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているとまず判断ができます。これまでの実績においても利用者、それに係る利用料の推移など、厳しい社会情勢の中で一定の成果を上げており、住民の平等な利用を確保できている証拠とも言えます。

また、運営に係るコストは、直営当時より

年間でおよそ1,700万円の縮減になり、民間ならではの成果が管理業務に係る費用の効率化にもあらわれております。

同時に、市民からの要望、苦情などに対しても、可能な限りの対応をとり、民間への指定管理によるサービスの低下は逆に見当たりません。よって、「ゆすいん」の管理を継続して担わせる事業者には株式会社日章は妥当であると判断をして、賛成の討論といたします。

**○議長（並松安文君）**

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（並松安文君）**

これで討論を終わります。

これから議案第62号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（並松安文君）**

起立多数です。したがって、議案第62号日置市伊集院健康づくり複合施設「ゆすいん」に係る指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

これから議案第63号について討論を行います。

発言通告がありますので、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

**○14番（山口初美さん）**

14番。私は、議案第63号日置市伊集院文化会館及び日置市東市来文化交流センターに係る指定管理者の指定に対する反対討論を行います。

日置市の教育文化の拠点となる両施設です。市民共有の貴重な財産であります。管理運営には専門的な知識や技術が必要です。そういう専門性を持った人材を市が直接雇用し、身分もきちんと保障して育てていくことが私は

必要と考えます。そのためにも、市が責任を持って管理運営すべきと考えます。

以上、反対討論といたします。

**○議長（並松安文君）**

次に、池満渉君の賛成討論の発言を許可します。

**○21番（池満 渉君）**

21番。私は、議案第63号日置市伊集院文化会館及び日置市東市来文化交流センターに係る指定管理者の指定について、委員長の報告のとおり賛成であります。

ご承知のように、両施設は、昭和53年と平成17年に設置をされた文化施設であります。したがって、ただ単に利用者の増加、収入の増加をとるのではなく、まず、文化施設としての専門性を持ち、どのようにして利用者の満足度を上げていくのか、そのようなことが主眼であります。

施設そのものについては老朽化などの課題もありますが、これは日置市、本市が取り組む問題であります。株式会社舞研は、県内でも屈指の専門業者であり、運営面においてはこれまで利用者から特段の苦情などもなく、市民も平等に利用できていると理解をしています。

また、直営当時、2つの施設を合わせて委託費などで年間およそ7,500万円を投じておりました。しかしながら、専門業者が直接管理運営に当たることで、年間で2,500万円もの経費の縮減になっております。

国も地方自治体も人口減少、税収減の中、扶助費の増大、合併特例の終期などを控えて、公共施設の老朽化など前途は多難であります。法定外ではありますが、厳しい国保会計への繰入金の捻出などをはじめ、さまざまな市民要求の実現のためには、多様なコストの縮減努力が必要であります。指定管理者制度もその一つであり、今回、果敢に応募して下さった事業者の方々にむしろ感謝をして、議案

第63号についての賛成討論といたします。

○議長（並松安文君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

これで討論を終わります。

これから議案第63号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（並松安文君）

起立多数です。したがって、議案第63号日置市伊集院文化会館及び日置市東市来文化交流センターに係る指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

---

△日程第4 議案第66号平成29年度  
日置市一般会計補正予算  
(第6号)

○議長（並松安文君）

日程第4、議案第66号平成29年度日置市一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

本案について、総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長下御領昭博君登壇〕

○総務企画常任委員長（下御領昭博君）

ただいま議題となっております議案第66号平成29年度日置市一般会計補正予算（第6号）につきまして、総務企画常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は、11月24日の本会議におきまして、当委員会に係る分を分割付託されました。11月27日、28日に、委員全員出席のもと委員会を開催し、総務企画部長及び各担当課長、消防本部消防長など当局の説明を求め、

質疑・討論・採決を行いました。

今回の補正予算の主なもの、その概要を申し上げます。

総務企画部所管に係る補正予算の主な歳入では、寄附金の指定寄附金で100万円の増額、繰入金では、財政調整基金繰入金1億3,599万7,000円を増額、商工費国庫補助金では、緊急消防援助隊設備整備補助金を活用した高規格救急車の執行額確定に伴い410万9,000円を減額、消防債では、高規格救急車の執行額確定に伴い510万円を減額するものであります。

歳出では、02款総務費で3,766万6,000円増額の総額39億334万8,000円となっております。主なものは企画費で、企業誘致対策費3,000万円の増額は、セイカ食品への工場等立地促進補助金交付に伴う補正、また情報管理費の委託料586万8,000円の増額は、マイナンバーカードに係るシステム改修に伴う補正であります。

07款商工費では、130万4,000円の増額の総額2億6,422万2,000円となっております。主なものは、観光費で、委託料110万円の増額は日置市ブランド認定品パンフレット作成に伴う補正であります。

09款消防費では、327万7,000円減額の総額12億2,125万2,000円となっております。主なものは、需用費で141万1,000円の増額、内訳は、燃料費不足に伴う補正、修繕料に伴う補正、施設維持修繕料に伴う補正であります。

備品購入費で322万6,000円の減額は、災害対応特殊救急自動車の購入の執行残によるものです。

消防施設費で97万6,000円の減額は、小型動力ポンプ及び小型動力ポンプ軽積載車執行残によるものです。

12款公債費では、1,838万6,000円

の減額の30億2,223万9,000円となっております。借り入れ利率の見直しなどによる減額補正であります。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

財政管財課所管では、委員より、基金利子の見直しは来年度も可能であるのかの質疑に、基金については会計課が定期預金で管理している。預け入れ期間が3カ月、6カ月、1年でも、利息は違うし、切りかえた時期でも利子は変わってくる。また、1年の預け入れで運用していたものを途中で取り崩せば利子は下がる。全体的にマイナス金利による利子は下がっている状況にあると答弁。

次に、企画課所管では、セイカ食品が立地することはわかっていたが、なぜ当初予算に計上しなかったのか。また、セイカ食品からは既に申請があったのかとの質疑に、確実に補助対象となることがわかった時点で補正計上している。以前、当初計上していた時期もあったが、新規雇用者が派遣社員であり、補助対象とならなかったこともあったため、確実に該当するとなったときに計上している。補助金交付には4カ月以上の継続雇用が条件となるので、年明けの申請を予定していると答弁。

マイナンバー関係の改修費用が計上されているが、市民、職員のマイナンバーカードの取得率はどのような状況かの質疑に、市職員の取得率は81%、市民の取得率は9.66%であると答弁。

次に、地域づくり課所管では、地域おこし協力隊の受け入れに関してどのように考えているのか。現在は、美山地区に限定されているが、日置市全体を見る協力隊が必要ではないかとの質疑に、現在の協力隊が1年数カ月を経過した。任期が3年であり、平成31年の9月末までとなっている。受け入れについては、現状を分析し、検討していきたい。例えば、観光協会も受け入れ先としてはよいと

考えているので、検討していただきたいと考えていると答弁。

妙円寺団地公民館の備品で倉庫が計上されているが、問題はないのかとの質疑に、予定した事業の執行により、地区で検討され調整できた予算を活用したものであり、問題はないと考えていると答弁。

次に、税務課所管では、償還金利子及び割引料の過誤納返戻金が計上されているが、事業所の収益が少なくなってきたのかとの質疑に、法人税の返戻金が多くなっている。法人税の場合は昨年11月に中間申告を行い、法人税を納付し、5月、6月の確定申告で確定となるが、28年度の事業収益が下がっているため、返戻していると答弁。なぜ返戻金が今年度に多くなってきたのかの質疑に、平成28年度は製造業や土木業が収益減となっていたが、本年度は医療法人が下がっていると答弁。

最後に、消防本部所管では、今回の補正で仮眠室の空調設備の補正予算が計上されたが、職員から、庁舎に対するほかの要望はないのかとの質疑に、女性消防職員の採用に向けて仮眠室、浴室、トイレ等の庁舎改修や幼稚園生、小学生の庁舎見学に伴う男性用便器の交換等がある。30年度予算要求中である。また、庁舎全体的な外観や内装も改修ができればと考えていると答弁。

燃料費の補正予算が計上されているが、その理由の質疑に、29年度予算計上時点よりガソリン、軽油の単価が1ℓ当たり約10円値上がりしている状況が理由と答弁。

このほかにも多くの質疑がありましたが、当局の説明で了承し質疑を終了、討論に付しましたが、個人情報漏えいなど懸念されるため、マイナンバーカードの発行には反対しますという反対討論がありました。

その後、採決の結果、議案第66号平成29年度日置市一般会計補正予算（第6号）

の総務企画常任委員会に係る部分につきましては、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、総務企画常任委員会の報告を終わります。

#### ○議長（並松安文君）

次に、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長黒田澄子さん登壇〕

#### ○文教厚生常任委員長（黒田澄子さん）

ただいま議題となっております議案第66号平成29年度日置市一般会計補正予算（第6号）について文教厚生常任委員会における審査の経過と結果を報告申し上げます。

本案は、11月24日の本会議におきまして、当委員会に係る部分を分割付託され、11月27日、28日に委員会を開催し、市民福祉部長、教育委員会事務局長、各担当課長など当局の説明を求め、討論・採決を行いました。

これから、本案について委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

今回の補正予算の当委員会所管に係る主なものについてご説明申し上げます。

総務費の戸籍住民基本台帳費で157万2,000円を減額し、1億7,165万8,000円に、民生費の社会福祉費で2億1,765万2,000円を、また、児童福祉費で1億1,071万7,000円を、生活保護費で586万円を追加し、民生費総額を77億8,223万3,000円に、衛生費の保健衛生費で5,333万円を、清掃費で827万8,000円を減額し、衛生費の総額を35億3,673万3,000円としました。

また、教育費では、905万9,000円を増額し、教育費の総額を22億2,699万2,000円とするものであります。

次に、市民福祉部所管市民生活課におきま

して、歳入の主なものをご報告します。

衛生費国庫補助金143万3,000円の減額、衛生費県補助金94万1,000円の減額は、国・県の内示に伴う減額補正であります。

続きまして、歳出の主なものをご報告します。

環境衛生費の負担金補助及び交付金の浄化槽設置整備事業補助金では、今年度分の設置見込みを186基分と予定し、1,325万4,000円の減額補正するものであります。

需用費燃料費では、焼却炉の燃料A重油の実績見込みにより96万6,000円を減額補正するものであります。

次に、福祉課におきまして、歳入の主なものをご報告します。

民生費国庫補助金では、障害者通所医療費284万7,000円、障害者自立支援給付費4,311万2,000円、障害児通所給付費4,532万5,000円で、いずれも補助率2分の1でございます。

児童措置費国庫負担金では、保育所運営費4,764万9,000円で、補助率2分の1であります。また、県負担金は、いずれも補助率4分の1であります。

次に、歳出の主なものをご報告します。

社会福祉総務費委託料で障害者自立支援給付費59万4,000円は、平成30年4月の制度改正に向けたシステム改修として全国一斉に行われることに対応するものであります。

扶助費では、重度心身障害者医療費助成事業費、障害者医療給付費事業費、障害者自立支援給付費、障害児通所給付費の合計で1億8,494万1,000円となります。受給対象者は増加傾向にあります。

児童措置費、扶助費では、保育所運営費9,529万8,000円を見込み、市内19園の保育所と認定こども園や広域入所の

32園の運営費の公定価格引き上げ、中堅保育士の処遇改善加算Ⅱの導入によるものであります。

次に、健康保険課におきましては、歳入はありません。

歳出の主なものをご報告します。

保健指導費、報償費は、マタニティーボックス第1子用が1個2万円で140個、第2子用が1個3万円で210個、合計350個分で910万円、配布見込みの増加に伴い110万円の増額補正であります。

次に、介護保険課におきまして歳出の主なものをご報告します。

繰入金では、地域支援事業費は実績に基づき減額となりますが、今回、介護基盤緊急整備特別対策事業費補助金返納金分として2,647万588円を計上し、総額2,780万4,000円の増額補正であります。

次に、教育委員会教育総務課、学校教育課の所管におきまして、歳入の主なものをご報告します。

教育費国庫補助金は、小学校と中学校の特別支援就学奨励費の増により、国庫補助金内定で、小学校52万3,000円、中学校23万7,000円の増額補正であります。

次に、歳出の主なものをご報告いたします。

教育振興費の教育振興扶助費では、生活困窮世帯に対する対策として、新入学児童学用品費について、これまで入学して以降、7月に支払っていたものを、入学前の3月に支払いを変更するための電算システム改修55万3,000円の増額補正であります。この改修費は、新小学1年生と新中学1年生に関係するため中学校教育振興費と案分しての計上であります。

扶助費の補助事業では、特別支援教育就学奨励費対象児童が当初見込み35人から30人増えて65人となったために、77万

7,000円の増額補正、同じく中学校生徒への見込みも8人から10人増え18人となり、増額補正を、小学生、中学生の新入学学用品費の単価補正がなされたことによる増と、新小学1年生の入学前支給実施で50人を見込み、257万7,000円の増額、同じく新中学1年生を55人見込み、299万3,000円、学校給食扶助費は、当初見込み275人でしたが、15人増の290人となったために、52万8,000円の増額補正であります。

次に、社会教育課所管におきましては、体育施設費、需用費光熱水費で伊集院弓道場管理運営費で利用増に伴い7万3,000円の増額補正であります。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

まず、市民福祉部市民生活課関係では、委員から、浄化槽は当初予算から減ったのか、当初の見込みは何基で、現状はどうかとの問いに、当初186基で、平成28年度からの繰り越し分を123基執行し、今後の執行見込みを内示額に合わせて調整をしており、今年度も最終的には繰り越しを視野に入れている。今後、50から60基を見込んでいるとの答弁。

また、委員から、生ごみ回収量と処理場の燃料費の減は、生ごみ回収の効果かとの問いに、生ごみ回収については、11月末で昨年の1年分にほぼ達してくる見込みである。燃料費も10月時点で1万4,000円購入しており、今回減額しても、例年の購入量を勘案して、ごみ焼却炉2基分の燃料費は賄えるため、生ごみ回収の効果があると考えているとの答弁。

次に、福祉課関係では、委員から、福祉バス運転手は、4地域で業者委託または運転手雇用の統一はされていないのか。また、委託と運転手雇用ではどちらの経費が安くなるのかとの問いに、現状で委託は日吉と吹上で、

雇用は東市来と伊集院である。東市来では臨時職員の辞意に伴い、業者委託を検討したが、受託するところがなかった。雇用は時給のみだが、委託は事業所の必要経費も含まれるため、委託のほうが高くなると思われるとの答弁。

障がい児の通所給付の件数が100件増加し、450件とのことだが、基幹センターの場所でスペース的に対応できているのかとの問いに、平成29年になって急増しており、基幹センターも相当数のケースを抱え込んでいる。他事業所にも依頼するが、手いっぱい現状である。今のペースで増え続けると人的対応が必要であるが、相談は施設や現場で行っているため支障はないとの答弁。

次に、健康保険課関係では、委員から、マタニティーボックスは平成28年度の出生数が340人となっており、補正で350個となっているが、見込みの根拠はとの問いに、平成29年度9月末の半年で出生が174人で、倍にすると348人となるとの答弁。

日吉保健センターの事務所のエアコンの修理費が出ているが、センターの稼働率はどうか。また、どこが使用しているエアコンかとの問いに、このセンターは、日置地区公民館も入っているので、平日ほぼ毎日稼働している。事務所が2カ所あって、健康保険課の事務所で使っているエアコンの修理である。地区公民館分の管理費負担についての問いに、平成29年度は全て支所市民課で費用を負担し、年間の使用状況により判断し、平成30年度から光熱水費は地区館と案分して計上することとしているとの答弁。

次に、介護保険課関係では、委員から、地域支援事業の見込み減の要因は何かとの問いに、総合事業が1年経過し、当初に目標を高くもっていたが、総合事業通所サービスA-2、サービスCに移行する人が少なかった。課題としては、事業の周知と利用者への利用

環境をつくっていききたいとの答弁。

また、委員から、現在のさわやかライフの経営実態はどうか。前回の報酬改定で、小規模の事業所の廃業はなかったかとの問いに、さわやかライフは現在何もしていない。小規模事業所の経営悪化によるものは聞いていない。過去に、認知症の通所介護事業所が廃業した。今年度に入り、やはずの里のヘルパー事業所が、ヘルパー人材がいないということで休止しているとの答弁。

次に、教育委員会教育総務課、学校教育課では、委員から、入学前支給をするようになった経緯は何か。また、新入学用品費で購入できるものは何かとの問いに、一般質問をいただいたことと、県内19市の教育委員会において多くが検討を始めたこともあり、本市も行うことにした。購入できる品目はかばんなどで、保護者の希望で購入してよいものであるとの答弁。

次に、社会教育課では、質疑がございました。

その他多くの質疑がありましたが、当局の説明で了承し質疑を終了、討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第66号平成29年度日置市一般会計補正予算（第6号）の文教厚生常任委員会に係る部分につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ご報告を終わります。

#### ○議長（並松安文君）

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長留盛浩一郎君登壇〕

#### ○産業建設常任委員長（留盛浩一郎君）

ただいま議題となっております議案第66号平成29年度日置市一般会計補正予算（第6号）につきまして、産業建設常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は、11月24日の本会議において当委員会に係る部分を分割付託され、11月27日に委員全員出席のもと委員会を開催し、5カ所の現地調査を行い、産業建設部長及び各担当課長、農業委員会事務局長など当局の説明を求め、質疑・討論・採決を行いました。

今回の12月補正予算の概要であります。6款農林水産業費では3,920万7,000円の増額で、総額15億9,452万8,000円となっております。

歳出の主なものは、農業費3,528万8,000円の増額は、国庫補助事業の追加補正に伴う工事請負費の増額及び県営事業の確定見込み等に伴う補助金及び交付金の増額であります。

林業費396万1,000円の増額は、県地域振興推進事業の松くい虫被害木伐倒駆除事業費の新規採択に伴う委託料の増額であります。

また、災害復旧費の林道災害復旧費39万1,000円の増額は、林道城山線の崩土除去に伴う施設維持修繕料であります。

次に、8款土木費は、2,368万1,000円の増額で、総額24億6,713万円となっております。

歳出の主なものは、土木管理費で48万1,000円、道路橋梁費で101万4,000円、住宅費で28万7,000円の増額計上となっております。

都市計画費では、繰出金の公共下水道事業費の受益者負担金収入増に伴う減額補正など2,546万3,000円の減額となっております。

道路新設改良費の一般道路整備事業で、東市来地域の市道長里湯之元線の用地取得に係る不動産鑑定業務委託料に65万5,000円が増額計上されております。

都市計画費の施設維持修繕料は、街路事業費で伊集院地域小城仮設雨水ポンプ架台等修

繕に47万円、公園費で朝日ヶ丘公園内の側溝ふた設置修繕などに43万8,000円が増額計上されております。

次に、11款災害復旧費では、1,589万1,000円の増額で、総額1億3,081万7,000円となっております。

歳出の主なものは、農地農業用施設災害復旧費で、台風18号及び9月豪雨災害に伴う農地農業用施設計9件の災害復旧に伴う工事費1,000万円、公共土木施設災害復旧費で東市来地域の市道田代前原長里線の災害復旧に伴う工事費500万円など、1,589万1,000円の増額補正となっております。

一方、歳入につきましては、そのほとんどが国庫補助金や県補助金となっております。

主なものは、農林水産業費県補助金で、青年就農給付金事業費県補助金は給付対象者1名分の減額150万円と推進事務費10万円の追加内示を想定した140万円の減額補正となっております。

多面的機能支払交付金事業県補助金は、事業費確定見込みに伴う補助率75%、49万8,000円の増額。農地耕作条件改善事業費県補助金は、東市来地域田代地区の追加補正によるもので、補助率70%、42万円の増額。台風18号及び9月豪雨災害に係る農地農業用施設災害復旧事業費県補助金は、補助率50%から65%、計9件、563万円の増額。農林水産業債では、県営中山間地域総合整備事業債ほか県営事業と団体営事業の事業費確定見込みに伴うもので、660万円の増額計上となっております。

林業費県補助金は、地域振興推進事業で、西薩地域観光拠点周辺森林整備として採択された吉利地区の松くい虫被害木の伐倒駆除処理に対する県補助金、補助率50%、168万円の増額。

災害復旧費国庫負担金ですが、公共土木災害施設災害復旧費国庫負担金で、東市来地域

の市道田代前原長里線分の災害復旧に係る工事費、補助率66.7%、333万5,000円を国庫負担金として増額計上されております。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

まず、農林水産課関係では、農業振興費で青年就農給付金事業費の確定対象者が22名から21名に減った理由は、1名やめられたのかとの問いに、新規就農の方1名が支給対象要件がそろわず、給付できなかったもので、農業自体の就農をやめたわけではないとの答弁。

松林の森林整備について、吹上浜海岸線の松林の国有林、市有林の割合はどれくらいか。また、松くい虫の薬剤処理のため伐倒した松はどのように処理していくのかとの問いに、吹上浜の松林面積は約459haあり、そのうち国有林が87.5%、401.9ha、市有林が約6.4%、29.48haである。伐倒後には、生分解性フィルムで覆い、線虫を薬剤で燻蒸処理した後、そのまま自然処理をしているとの答弁。

次に、農地整備課関係では、河川工作物応急対策事業合併特例債で歳入起債を過疎債から合併特例債へ移行している理由はどの問いに、当初、過疎債で計上したが、県のヒアリング時に河川の応急事業については防災関係事業に該当するため、過疎債の対象外になるとの指摘があり、起債ガイドラインに従い、財政担当とも協議し、過疎債から合併特例債へ移行したとの答弁。

また、県営水利施設整備事業吹上地区は、事業年度の完了が31年度となっているが、今後の予定はどうかとの問いに、現在のところ31年度を完了予定しているが、補助事業であるため、予算の割り当てで事業進捗が影響するとの答弁。

次に、建設課関係では、道路新設改良費で工事費の不足により委託料から組み替え補正を行っているが、委託料の減額後の対応はど

うかとの問いに、委託料については今後の計画がほぼ完了しているため、執行残により対応できる見込みとの答弁。

このほかにも多くの質疑がありましたが、当局の説明で了承し質疑を終了、討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第66号平成29年度日置市一般会計補正予算（第6号）の産業建設常任委員会に係る部分については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告を終わります。

#### ○議長（並松安文君）

ここでしばらく休憩します。次の開議を11時10分とします。

午前11時02分休憩

午前11時10分開議

#### ○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

これから、議案第66号について討論を行います。

発言通告がありますので、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

#### ○14番（山口初美さん）

14番。私は、議案第66号日置市一般会計補正予算に対する反対討論を行います。

この補正予算の中には、評価すべきものも含まれておりますが、企画費の情報管理費に委託料としてマイナンバー関連のシステム改修業務委託料586万8,000円の支出がございますので、この支出について私は認めることはできませんので、反対をいたします。

現在、マイナンバーカードの交付率は、全国的にもわずか10%という状況です。この

状況を見れば、国民にとってこの制度が本当に必要とされているのか疑問です。将来、この個人番号によって、管理される個人情報膨大な量となり、それが全ての共通番号である個人番号によって名寄せ可能となります。マイナンバーカードを使用したなりすましや個人情報の流出などの不安はぬぐえないどころか、増すばかりです。このような大きな問題を抱えるものにこれ以上税金をつぎ込むべきではないと私は考えますので、反対をいたします。

以上です。

**○議長（並松安文君）**

次に、池満渉君の賛成討論の発言を許可します。

**○21番（池満 渉君）**

21番。議案第66号一般会計補正（第2号）について賛成の討論をいたします。

ただいまそれぞれありましたが、補正額はおよね3億8,300万円でございます。委員会ごとの慎重な審議を経て、その内容については委員長報告のとおりであります。

主な歳入の国庫負担金、県補助金、基金からの繰入金は、事業内容の変動などによりほとんどそのまま歳出として扶助費や補助金に充てられております。特に、企業誘致の大きな成果として、セイカ食品への立地補助金と、以前から要望の強かった新入学準備のための扶助費の入学前支給の予算も盛り込まれております。

反対理由に上げられましたマイナンバーカードの本市における取得率は、先ほどありましたが市民でおよそ10%、職員で約81%であります。この制度は国策であり、国は個人情報の流出など、いわゆるしっかりとした機密性を高めるための制度を日々努力しているところでありますが、全ての国民に番号は割り振られております。しかしながら、カードの作成は義務化されているものではあ

りません。それでも、行政としては、カードの機能をより高め、取得に向けた準備は必要であります。そのためのシステム改修委託料は当然のことと判断をいたします。

以上、議案第66号の一般会計補正予算は妥当と認めて、委員長報告のとおり賛成といたします。

**○議長（並松安文君）**

池満議員のただいまの補正予算、6号を2号と報告されましたので、訂正させて。

**○21番（池満 渉君）**

21番。発言の訂正をいたします。

議案第66号一般会計補正予算（第6号）が正しくでございますけれども、私（第2号）と申し上げましたが、訂正をいたします。

**○議長（並松安文君）**

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（並松安文君）**

これで討論を終わります。

これから議案第66号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（並松安文君）**

起立多数です。したがって、議案第66号平成29年度日置市一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決されました。

---

△日程第5 議案第67号平成29年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

△日程第6 議案第72号平成29年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第2号）

△日程第7 議案第73号平成29年度日置市介護保険特別会計補

正予算（第3号）

△日程第8 議案第74号平成29年度  
日置市後期高齢者医療特別  
会計補正予算（第3号）

○議長（並松安文君）

日程第5、議案第67号平成29年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）から日程第8、議案第74号平成29年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）までの4件を一括議題とします。

4件について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長黒田澄子さん登壇〕

○文教厚生常任委員長（黒田澄子さん）

ただいま議題となっております議案第67号平成29年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）から議案第74号平成29年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）までの議案4件は、11月24日本会議で委員会に付託され、11月27日、28日に全委員出席のもと委員会を開催し、市民福祉部長、各担当課長など当局の説明を求め、11月28日に討論、採決を行いました。

これより、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果をご報告いたします。

初めに、議案第67号平成29年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、主なものをご報告いたします。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ1億3,692万円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ8億1,079,000円とするものです。

歳入の主なものをご紹介します。

療養給付費等負担金、現年度分の一般分、1億3,734,000円の減額、介護分が1,548,000円の減額、後期高齢者支援金負担金分が205万2,000円の増額、合わせて1億3,233万円の減額補正でありま

す。

財政調整基金の普通調整交付金は、6,489万8,000円の増額、療養給付費交付金は1億2,671,000円の減額、前期高齢者交付金は3億1,433万円の増額補正であります。

次に、歳出の主なものをご紹介します。

一般被保険者療養給付費負担金は8月分までの給付費実績から今年度見込みとして5,668万2,000円の増額補正であります。高額医療費共同事業拠出金、負担金は交付決定額に伴う4,270万5,000円の増額、償還金では、国庫支出金精算返納金、28年度療養給付費等負担金実績に伴う返納金で、5,071万3,000円の増額補正であります。

次に、質疑の主なものをご紹介します。

委員より、基金残高2億7,613万円だが、今後、インフルエンザの蔓延などあるかもしれないが、基金は持ちこたえられる状況なのかとの問いに、疾病で言えば、インフルエンザでの影響は少ないが、高額新薬のほうはどうなるかであるとの答弁。

また、委員から、課税の3方式、4方式はまだ決まっていないのか。また、県へ運営が移行される平成30年度以降の基金は必要かとの問いに、県の国保運営方針に基づき、平成35年度までに、4方式から3方式に段階的に移行していく考えである。基金については、市でそのまま保有することになる。これまでは3カ月分の給付費を蓄えることを前提としていたが、今後は前年度精算事務等で必要な分を確保しておいたほうがよいと考えるとの答弁。

ほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し質疑を終了、討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第67号平成29年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、全会一致で原案のとおり可

決すべきものと決定しました。

次に、議案第72号平成29年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第2号）について、主なものをご報告します。

今回の補正予算の増額は、歳入歳出それぞれ既定の1,355万5,000円とするものであります。

歳入はありません。歳出は、報酬の非常勤職員報酬が報酬改定に伴い10月分以降に係る臨時職員1人分、月8日勤務の7,000円の増額補正で、この増額分を予備費から7,000円減額するものであります。

委員より、臨時職員の報酬改定は、10月からの最低賃金の引き上げによるものかとの問いに、そうである。20円の増額であるとの答弁。

当局の説明で了承し質疑を終了、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第72号平成29年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第2号）は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第73号平成29年度日置市介護保険特別会計補正予算（第3号）について、主なものをご報告します。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ2,207万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ58億2,775万7,000円とするものです。

歳入の主なものをご報告します。

介護保険料の第1号被保険料は、地域支援事業費減額に伴い、107万1,000円の減額、介護保険事業費国庫補助金は、新たな介護保険法改正に係るシステム改修に伴い98万円の増額、一般会計繰入金の介護基盤緊急整備特別対策事業費補助金返納金等に伴い、2,920万4,000円の増額補正であります。

次に、歳出の主なものをご報告します。

法改正によるシステム改修費347万

7,600円は、平成30年度からの高額介護サービス見直し、調整交付金における年齢区分の細分化、介護保険適応除外施設における住所地特例の見直し、介護報酬改定等に対応するための増額補正であります。

介護予防・生活支援サービス事業費の委託料は、総合事業通所サービスの通所型サービスA-2の利用者見込み減に伴い、398万円を減額、通所型サービスCの利用者も見込み減に伴い245万7,000円の減額補正であります。

県支出金精算返納金は、養母の里の介護基盤緊急整備特別対策事業費補助金を県に返納する予算として2,647万1,000円の増額補正であります。これは東市来にある小規模多機能ホーム養母の里が経営不振のため、有償契約として誠心会に事業継承されたことから、初期の目的から外れ、営利目的で契約したとみなされることから、補助金返納となってしまったものであります。市としては、入所者が不利益をこうむることがないように、また介護事業者として貴重な地域資源を継続できることを第一に考え、協議してきたとのことであります。

次に、質疑の主なものをご紹介します。

委員から、養母の里は市が指定し、このような結果になったがどのように分析しているか。また、毎月18万円の返済で何年で完済かとの問いに、国の緊急基盤整備事業で地域密着型である小規模多機能型居宅介護の施設整備を図ってきた。4カ所とも熱心に前向きであったが、結果、このような形になったことは反省するところである。運営するに当たって、スタッフが集まらなかったためスタートが延びた。介護人材をきちんと確保すること、事業所のPRの手だてを持っているかというのも重要だと思う。毎月18万円の返済で約12年ほどかかる見込みであるの答弁。

ほかにも質疑がありましたが、当局の説明

で了承し質疑を終了、討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第73号平成29年度日置市介護保険特別会計補正予算（第3号）は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第74号平成29年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、主なものをご報告します。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ21万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ6億7,628万2,000円とするものです。

歳入は、事務費繰入金で、非常勤職員報酬の増額による事務費繰入金に伴う9,000円増額と、雑入、骨折予防プロジェクトに係るレセプトデータ作成料の事務負担21万円の増額補正であります。

歳出は、一般管理費の報酬で、非常勤職員報酬の改定に伴う9,000円の増額と、疾病予防費その他委託料で、今年度実施の骨折予防プロジェクトに関するレセプトデータ作成料21万円の増額であります。

この骨折予防プロジェクトは、今年度これまで国保レセプトデータ分析を委託しております株式会社データホライゾン社と医薬品等卸業者の株式会社アステム社の共同実施の事業で、1、ハイリスク層、2、ミドルリスク層、3、健康層に対する指導や講演などを行い、また、国保被保険者の医療分析のほか、後期高齢者のレセプトデータも必要なため、国保連合会から後期高齢者のレセプトデータ作成をしてもらうための委託料で、費用は企業側が負担するものであります。

委員より、骨折予防プロジェクトは費用を企業側が負担するということだが、毎年行うのか。今後の実施はどうかとの問いに、長期的な取り組みが必要と考える。治療中断者へのアプローチのために、今年度は平成26年から28年度レセプトデータの作成費用であ

るが、平成30年度については、平成29年度分と30年度分の半年分のデータ作成費用を事業者が負担するところまでは協議している。平成31年度は、今のところ未定であるとの答弁。

当局の説明で了承し質疑を終了、討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第74号平成29年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、報告を終わります。

**○議長（並松安文君）**

これから、4件の委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（並松安文君）**

質疑なしと認めます。

これから、議案第67号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（並松安文君）**

討論なしと認めます。

これから議案第67号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第67号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（並松安文君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第67号平成29年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第72号について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（並松安文君）**

討論なしと認めます。

これから議案第72号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第

72号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（並松安文君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第72号平成29年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第73号について、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（並松安文君）**

討論なしと認めます。

これから議案第73号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第73号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（並松安文君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第73号平成29年度日置市介護保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第74号について、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（並松安文君）**

討論なしと認めます。

これから議案第74号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第74号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（並松安文君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第74号平成29年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

△日程第9 議案第68号平成29年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

△日程第10 議案第69号平成29年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

△日程第11 議案第75号平成29年度日置市水道事業会計補正予算（第2号）

**○議長（並松安文君）**

日程第9、議案第68号平成29年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）から日程第11、議案第75号平成29年度日置市水道事業会計補正予算（第2号）までの3件を一括議題とします。

3件について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長留盛浩一郎君登壇〕

**○産業建設常任委員長（留盛浩一郎君）**

ただいま議題となっております議案第68号平成29年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）、議案第69号平成29年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、議案第75号平成29年度日置市水道事業会計補正予算（第2号）の3件につきまして、産業建設常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

3議案は、11月24日の本会議において当委員会に付託され、11月27日に委員全員出席のもと委員会を開催し、産業建設部長及び上下水道課長など当局の説明を求め、質疑、討論、採決を行いました。

まず初めに、議案第68号平成29年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、ご報告いたします。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ932万7,000円を追

加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8,742万6,000円とするものがあります。

受益者負担金収入の増額は、つつじヶ丘団地分の新たな負担金として計上されたものです。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

受益者負担金収入が3,600万円の増となっているが、詳細は何かとの質疑に、受益者負担金収入の増額は、つつじヶ丘団地298世帯分の供用開始に伴う新たな負担金として計上されたものであると答弁。

このほかに質疑はなく、質疑を終了、討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第68号平成29年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第69号平成29年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてご報告いたします。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,638万8,000円とするもので、主な歳出は一般管理費の維持管理費で、科目の組み替えを行ったものです。

当局の説明の後、質疑を行いました。質疑はなく、質疑を終了、討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第69号平成29年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第75号平成29年度日置市水道事業会計補正予算（第2号）についてご報告いたします。

収益的収入及び支出の予算では、水道事業費用を99万2,000円追加し、8億5,047万6,000円とするものであります。収益的支出の主なものは、水道事業費用で、台風等災害発生の際による発電機等の借

り上げ料、メーター検針の業務引き継ぎに伴う検針委託料、災害対応に伴う職員の時間外勤務手当などの増額補正となっております。

資本的支出の主なものは、災害対応に伴う職員の時間外勤務手当などの増額補正となっております。

当局の説明の後、質疑を行いました。質疑はなく、質疑を終了、討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第75号平成29年度日置市水道事業会計補正予算（第2号）は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、報告を終わります。

**○議長（並松安文君）**

これから、3件の委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（並松安文君）**

質疑なしと認めます。

これから、議案第68号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（並松安文君）**

討論なしと認めます。

これから議案第68号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第68号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（並松安文君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第68号平成29年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第69号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（並松安文君）**

討論なしと認めます。

これから議案第69号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第69号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（並松安文君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第69号平成29年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第75号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（並松安文君）**

討論なしと認めます。

これから議案第75号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第75号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（並松安文君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第75号平成29年度日置市水道事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

---

△日程第12 議案第70号平成29年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第2号）

△日程第13 議案第71号平成29年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第2号）

**○議長（並松安文君）**

日程第12、議案第70号平成29年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第2号）及び日程第13、議案第71号平成29年度日置市健康交流館事業特別会計補正

予算（第2号）の2件を一括議題とします。

2件について、総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長下御領昭博君登壇〕

**○総務企画常任委員長（下御領昭博君）**

ただいま議題となっております議案第70号平成29年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第2号）及び議案第71号平成29年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第2号）の2件につきまして、総務企画常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は、11月24日の本会議において当委員会に付託され、11月28日に全委員出席のもと委員会を開催し、総務企画部長、商工観光課長、吹上支所長など当局の説明を求め、質疑、討論、採決を行いました。

まず初めに、議案第70号平成29年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第2号）についてご報告いたします。

今回の補正予算は、歳入歳出予算総額は、既定の歳入歳出予算のとおりとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,937万2,000円とするものであります。

歳出の総務管理費で科目の組み替えを行い、既定の歳出予算のとおりとなっております。内訳は、研修旅費を1万2,000円減額し、公課費（自動車重量税）1万2,000円の増額であります。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについて、予算を計上してあります。そのうち支出予定額は平成30年度で534万円となっております。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。経営の状況はどうかとの質疑に、宿泊者及び宴会等の利用者数も減少傾向にあるので、今後も従業員一丸となって経営努力していくと答弁。

次に、公用車は何台使用しているか。また、

更新計画はあるのかとの質疑に、29人乗りマイクロバス3台、42人乗りが1台、ワゴン車8人乗りが1台、軽トラック1台となっている。現在、修理等で対応しており、更新計画はないと答弁。

そのほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了、討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第70号平成29年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第71号平成29年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第2号）についてご報告いたします。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額は、既定の歳入歳出予算のとおりとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,459万3,000円とするものであります。

事業系ごみ収集運搬業務委託等の来年度の施設維持管理業務等で、年度内に契約を行う必要があることから、債務負担行為の設定をしております。その額は、平成29年度で62万7,000円、平成30年度で124万7,000円となっております。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

ゆーぷる吹上の運営状況、課題や利用状況はどうかとの質疑に、11月27日現在で売上を昨年度と比較すると、120万円程度ふえている状況。課題等については、現在砂丘荘のあり方検討委員会が開催されているが、ゆーぷる吹上の部分は間接的に聞かれている状況である。会の中では、一部の委員から、砂丘荘とゆーぷるを存続することを前提に、同じ経営組織として検討を進めるべきではないかといった意見等も出ているところである。

今後、砂丘荘のあり方検討委員会の結論が出ると思われるので、その内容により、ゆー

ぷる吹上の方向性も早急に検討していかなければならないと答弁。

次に、経営のあり方で、宴会行為などが制約されていると思うが、現状はどうかの質疑に、宴会行為については、温泉街も砂丘荘、ゆーぷる吹上と共存共栄で連携し、吹上地域を盛り上げていこうという雰囲気に変わりつつあると答弁。

このほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了、討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第71号平成29年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上2件、総務企画常任委員会の報告を終わります。

**○議長（並松安文君）**

これから、2件の委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（並松安文君）**

質疑なしと認めます。

これから、議案第70号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（並松安文君）**

討論なしと認めます。

これから議案第70号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第70号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（並松安文君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第70号平成29年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第71号について討論を行

います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（並松安文君）**

討論なしと認めます。

これから議案第71号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。議案第71号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（並松安文君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第71号平成29年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

---

△日程第14 意見書案第5号相続登記手続きの困難となっている土地の改善を求める意見書（案）

**○議長（並松安文君）**

日程第14、意見書案第5号相続登記手続きの困難となっている土地の改善を求める意見書（案）を議題とします。

本案について、議会運営委員長の提案理由の説明を求めます。

〔議会運営委員長漆島政人君登壇〕

**○議会運営委員長（漆島政人君）**

ただいま議題となっています意見書案第5号相続登記手続きの困難となっている土地の改善を求める意見書（案）について、提案理由の趣旨説明を申し上げます。（発言する者あり）

大変失礼いたしました。改めて、ただいま議題となっています意見書案第5号相続登記手続きの困難となっている土地の改善を求める意見書（案）について、提案理由の趣旨説明を申し上げます。

最近、市政運営を進めていく中で、法律の改正等がなければ改善しない課題がふえてい

ます。その1つが今回提案いたしました相続登記の問題です。

現在、日置市には、登記名義人が死亡して長年が経過していることで相続人がふえ、その結果、相続登記手続きが困難となっている土地が数多く存在しています。このことは、公共事業の妨げを初め荒廃農地の解消や農地集積、また固定資産税の確保などさまざまな影響が出ています。

例えば、先日の全員協議会の席で産業建設部長や税務課長からご説明をいただきましたが、相続人が二、三十人を超える土地の用地取得は困難が予想されるため、そうした土地は最初から避けて道路整備を進めていることや、農地整備については、工事に同意が得られない場合、そうした土地は地区外扱いとなるためにいびつな形になる場合も発生している。

また、税務課においては、相続人が孫の代まで拡大してくると固定資産税の納税をお願いする代表相続人の選任作業も大変難しいなどの説明がありました。

今回、そうした課題を少しでも改善するために、会議規則第14条の2項の規定により意見書を提出するものでございます。

そこで、本題の意見書案の中身について少し説明を申し上げます。

現在、日置市には、全体面積の5分の4に当たる約22万6,000筆の民有地が存在しています。その中の約6万筆は、所有者不明地も含め50年以上登記が動いていない土地です。この要因として考えられるのは、財産登記を明確にしていく意識の低さもでございます。そのほかに、先ほども申し上げましたが、相続登記をしたくても相続人が何十人も存在しており、その全ての相続人の消息を調べるだけでも大変な作業であること。また、仮に全ての相続人から同意が得られたとしても、相続手続に膨大なお金が必要なことです。

こうしたことが主な要因となって、相続登記  
手続が困難となっている土地がふえ続けてい  
ると思われま。

国は、現在、所有者不明地の土地につきま  
しては、公共的活用策を検討し、来年の通常  
国会に法案の提案をする予定になっています。  
しかし、こうした改革は、あくまでも入り口  
改革でしかない気がします。今で抜本的改革  
に取り組んでいかなければ、所有者不明地は  
さらに拡大していくことが予想されます。

そこで、この問題の改善策の一つとして考  
えられるのが時効取得の方法です。しかし、  
現在、時効取得できる期間は、10年もござ  
いますけど、一般的には20年と非常に長い  
です。したがって、代表相続人等が時効取得  
できる期間の短縮が必要です。また、時効取  
得ができる権利が発生しても、その先には煩  
雑な裁判手続がございます。その裁判手続の  
簡素化もセットにした形で法改正等の整備を  
図っていただく必要があることから、今回、  
地方自治法第99条の規定により、関係省庁  
へ意見書を提出しようとするものであります。

提出先は、内閣総理大臣、国土交通大臣、  
法務大臣、衆議院議長、参議院議長でありま  
す。

以上で、意見書提出理由の趣旨説明を終わ  
ります。

ご審議のほう、よろしく願いいたします。

#### ○議長（並松安文君）

これから本案について質疑を行います。質  
疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（並松安文君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となってお  
ります意見書案第5号については、会議規則第  
37条第3項の規定により委員会付託を省略  
したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、意見書  
案第5号相続登記手続きの困難となっている  
土地の改善を求める意見——委員会付託省略  
することに決定しました。

これから意見書案第5号について討論を行  
います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから意見書案第5号を採決します。本  
案は原案のとおり決定することにご異議あり  
ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、意見書  
案第5号相続登記手続きの困難となっている  
土地の改善を求める意見書（案）は、原案の  
とおり可決されました。

---

△日程第15 議案第76号日置市職員  
の給与に関する条例の一  
部改正について

△日程第16 議案第77号日置市長等  
の給与等に関する条例及  
び日置市議会議員の議員  
報酬、費用弁償及び期末  
手当に関する条例の一部  
改正について

#### ○議長（並松安文君）

日程第15、議案第76号日置市職員の給  
与に関する条例の一部改正について及び日程  
第16、議案第77号日置市長等の給与等  
に関する条例及び日置市議会議員の議員報酬、  
費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改  
正についての2件を一括議題とします。

2件について、提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

議案第76号は、日置市職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。

人事院勧告の内容に準じ、職員の給料月額を増額し、及び勤勉手当支給割合を引き上げるため、所要の改正をし、あわせて条文の整備を図るため条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

次に、議案第77号は、日置市長等の給与等に関する条例及び日置市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてであります。

一般職の職員及び特別職の国家公務員の給与改定を勘案して、市長、副市長及び教育長並びに市議会議員期末手当の支給割合を引き上げるため、所要の改正をし、あわせて条文の整備を図るため条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

以上2件の内容につきましては、総務企画部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

#### ○総務企画部長（今村義文君）

それでは、議案第76号日置市職員の給与に関する条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。

今回の改正は、人事院勧告の内容に準じ、職員の給料月額を増額し、勤勉手当の支給割合を引き上げるため、条例の一部改正をしようとするものでございます。

別紙をお開きください。第1条による改定は、第26条第2項各号列記以外の部分は条文整理で、同項第1号は職員及び管理職員の勤勉手当をそれぞれ100分の10引き上げと。同項第2号は、再任用職員及び再任用管理職員の勤勉手当をそれぞれ100分の5引き上げるものでございます。

次に、別表第1ア、行政職給料表の改正であります。人事院勧告に準じ、民間給与との

間に差があることを踏まえまして、給料表水準で平均0.2%引き上げるもので、1級の初任給を1,000円引き上げ、若年層については同程度、その他については400円を基本に改定、0.7%から0.1%を引き上げるものでございます。

1枚めくっていただいて、イ及び、次、2枚めくっていただいて、ウの医療職給料表は、行政職給料表との均衡を基本に、人事院勧告に基づき改正するものでございます。

勤勉手当につきましては、民間の支給状況を踏まえ、0.1月分引き上げる内容で、勤務実績に応じた給与を推進するため、引き上げ分を勤勉手当に配分するものでございます。

一般行政職を例に申し上げますと、職員の給与月額が0.03%から0.66%、100円から1,000円引き上げられ、平均は0.16%、515円でその月額は22万7,000円ということになります。

手当の引き上げ額は、平均期末手当1,298円、勤勉手当の3万4,998円、その総額は1,597万円でございます。

ちなみに、一般職、行政職の給料と手当の平均引き上げ額は、年額4万2,000円の引き上げとなります。

2枚めくっていただいて、第2条による改正は、第26条第2項各号別記以外の部分は条文整理で、第26条第2項第1号は、第1条において100分の10引き上げた支給割合を6月と12月の支給割合に均等に振り分けるもので、一般職員は100分の85を100分の90に、管理職員は100分の115を100分の110に、第2号は同様に100分の5を引き上げた支給割合を、再任用一般職員は100分の40を100分の42.5に、再任用管理職員は100分の55を100分の52.5へ改正するものでございます。

次に、附則について申し上げます。

第1条は、施行期日等でありますが、この条例は公布の日から施行するものであります。ただし、第2条の規定は平成30年4月1日から適用するもので、第2項は、改正後の給与条例の規定は、平成29年4月1日から遡及適用するものであります。

第2条は、改正前の給与条例に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による内払いとみなすものでございます。

第3条は、この条例の施行に関し、必要な事項を規則にゆだねることを定めたものでございます。

続きまして、議案第77号日置市長等の給与等に関する条例及び日置市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。

今回の改正は、一般職の市職員及び特別職の国家公務員の給与改定を勘案し、市長、副市長及び教育長並びに市議会議員の期末手当の支給割合を引き上げるため改正しようとするものでございます。

別紙をお開きください。

第1条で、市長、副市長及び教育長、第3条で市議会議員へ、12月に支給する期末手当の支給割合を100分の170から100分の175へ100分の5引き上げるものでございます。

また、第2条、第4条につきましては、それぞれ100分の5引き上げた支給割合を、6月と12月に支給する期末手当への支給割合へ均等に振り分けるもので、6月支給分については100分の155を100分の157.5に、12月支給分については、100分の175を100分の172.5に改正するものでございます。

附則第1項につきましては、この条例は公布の日から施行し、第2条、第4条の規定に係る分については、平成30年4月1日から適用するものでございます。

第2項につきましては、第1条、第3条の改正規定について、平成29年12月1日から適用するものでございます。

第3項、第4項につきましては、期末手当の内払いを規定し、改正前の規定に基づき支払われた期末手当は、改正後の規定による期末手当の内払いとみなすものでございます。

この改正によりまして、市長等の期末手当につきましては8万7,000円、共済費で1万1,000円が影響いたします。市議会議員の期末手当で38万7,000円が影響することになります。

以上2件、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（並松安文君）

ここでしばらく休憩します。次の開議を1時からとします。

午後0時05分休憩

午後1時00分開議

○議長（並松安文君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから2件について、一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

○14番（山口初美さん）

議案第76号のほうで1件質問させていただきます。

別表の一番最後のページです。附則の上のほうに、この表が、特別養護老人ホームに勤務する看護師、准看護師、その他の職員で、規則で定めるものに適用するとして、再任用職員という表がございしますが、これは、特別養護老人ホームというのは青松園のことなのかどうか。また、指定管理者制度でこの特別養護老人ホーム、現在運営されておりますが、この表がそこにも適用されるのかどうかについて伺います。

○総務企画部長（今村義文君）

ただいまの質問ですが、これについては特

別養護老人ホーム、これは青松園のことではないということで、この給料表だけが残っておって、これは適用はしないということでご理解いただきたいと思います。

○議長（並松安文君）

よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております2件については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、2件は委員会付託省略することに決定しました。

これから、議案第76号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから議案第76号を採決します。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第76号日置市職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

これから、議案第77号について討論を行います。発言通告がありますので、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

○14番（山口初美さん）

14番。私は、議案第77号日置市長等の給与等に関する条例及び日置市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について反対討論を行います。

国の人事院勧告に伴う市長など特別職と市議会議員の期末手当の支給割合の引き上げを私は認めることはできません。日置市は、わずかな年金で暮らす高齢者も多く、大変な不安を抱えたまま厳しい年の瀬を迎えておられます。消費税8%の負担も重くのしかかり、つましい暮らしをさらに切り詰めて、やっとの思いでやりくりをしておられます。そのような年金だけを頼りに暮らす高齢者、また、パートを掛け持ちで必死に子育てしておられるお母さんやボーナスなしの厳しい職場など、ワーキングプアと呼ばれる働く貧困層が多く目につきます。

また、大型店に客足をとられ、売上が激減した小売店など、市内の景気は低迷を続けております。このような実態を見るにつけ、私は、市長など特別職と議員の期末手当の増額について市民の理解は得られないと考え、反対をいたします。

以上です。

○議長（並松安文君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

これで討論を終わります。

これから議案第77号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第77号に賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（並松安文君）

起立多数です。したがって、議案第77号日置市長等の給与等に関する条例及び日置市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

---

△日程第17 議案第78号平成29年度日置市一般会計補正予算（第7号）

△日程第18 議案第79号平成29年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）

△日程第19 議案第80号平成29年度日置市水道事業会計補正予算（第3号）

**○議長（並松安文君）**

日程第17、議案第78号平成29年度日置市一般会計補正予算（第7号）から日程第19、議案第80号平成29年度日置市水道事業会計補正予算（第3号）までの3件を一括議題とします。

3件について、提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

**○市長（宮路高光君）**

議案第78号は、平成29年度日置市一般会計補正予算（第7号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,859万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ264億604万2,000円とするものであります。

今回の補正予算の概要は、人事院勧告の内容に準じ、職員の給料月額を増額し、勤勉手当の支給割合を引き上げたことに伴う予算措置と、一般職の市職員及び特別職の国家公務員の給与改定を勘案し、市長、副市長及び教育長並びに市議会議員の期末手当の支給割合を引き上げたこと等に伴う予算措置のほか、ひおき地域エネルギーの太陽光パネル設置に伴う公用車駐車場屋根改修等に係る予算を編成いたしました。

歳入では、繰入金で歳入歳出予算の調整による財政調整基金繰入金2,859万9,000円を増額計上いたしました。

次に、歳出では、給料、勤勉手当など2,392万5,000円と、総務費で、公用車駐車場屋根改修等に係る設計委託料467万4,000円を増額計上いたしました。

た。

次に、議案第79号は、平成29年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。

歳入歳出予算の総額は、既定の歳入歳出予算のおりとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8,742万6,000円とするものであります。

歳出では、人事院勧告の内容に準じ、職員の給料月額を増額し、勤勉手当の支給割合を引き上げたことに伴う予算措置で、給料、勤勉手当など15万7,000円を増額計上し、予備費を15万7,000円減額いたしました。

次に、議案第80号は、平成29年度日置市水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。

収益的収入及び支出の予算では、支出額は55万9,000円を追加し、水道事業費用を8億5,103万5,000円とするものであります。資本的収入及び支出の予算では、支出額に18万6,000円を追加し、資本的支出を5億2,053万2,000円とするものであります。

支出では、人事院勧告の内容に準じ、職員の給料月額を増額し、勤勉手当の支給割合を引き上げることに伴う予算措置で、給料、勤勉手当などの増額をそれぞれ計上いたしました。

以上3件、ご審議をよろしくお願いいたします。

**○議長（並松安文君）**

これから3件について、一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

**○1番（桃北勇一君）**

1点お伺いいたします。日置市における地産地消ということで、コンパクトネットワークの構築事業について、設計委託料として467万4,000円が計上されています。

この費用についてですけれども、設計委託がこの金額であって、今後取り組まれる工事がまだ予算化されてくると思うんですけれども、それで、説明資料の中では目標7%の削減という数字が書かれています。今後、この事業に対してどれほどのお金が使われることになるのでしょうか。

**○企画課長（堂下 豪君）**

この事業は、ひおき地域エネルギーが再生可能エネルギーを活用しまして地産地消型の地域エネルギーの供給システムを構築しようとするもので、市も取り組みを支援して取り組んでいるところでございます。今回のこの補正に絡んでは、全協のときもご説明いたしましたけれども、コンパクトグリッド1という行政エリアにおきまして市の今駐車場の上に太陽光発電を置きたい。それと、川沿いの駐車場のほうに太陽光パネルを設置する計画ということで、既設車庫が非常に老朽化しておりまして、その太陽光パネルを置く土台としての整備は市のほうでやろうとするものでございます。その設計費用ということで今回補正に上げているものでございますけれども、全体的なネットワークを構築していく事業としては、国の補助金を活用した事業でございまして、総事業費は大体3億1,000万円程度予定しておりますけれども、補助金がそのうち1億8,000万円程度ということで聞いているところでございます。残りは融資等で賄うということになっておりまして、市の負担というのは、この事業を運用していく中では発生はしないということになります。7%の削減というのは、純粹に電気料金だけの削減効果ということで見込んでいるところでございます。

以上です。

**○1番（桃北勇一君）**

ということは、今回のこの設計と後日予算化されるであろう鉄骨工事に関してのみお金

が発生するというところで、そのお金は結局今後の太陽光自然エネルギーを利用するために、市もそういうところは協力しようということと理解してよろしいのでしょうか。

**○企画課長（堂下 豪君）**

そのとおりでございます。後の運営、保守費用とか修繕費用とか、そういうのはひおき地域エネルギーがこの事業を運用していく中での支出ということになるかと思えます。

**○議長（並松安文君）**

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（並松安文君）**

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております3件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（並松安文君）**

異議なしと認めます。したがって、3件は委員会付託省略することに決定しました。

これから、議案第78号について討論を行います。発言通告がありますので、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

**○14番（山口初美さん）**

14番。私は、議案第78号日置市一般会計補正予算に対する反対討論を行います。

先ほどの議案77号の市長等特別職と議員の人事院勧告に伴う期末手当の支給割合の引き上げが盛り込まれた補正予算でありますので、私は賛成することはできません。

景気の低迷、年金の減額、ボーナスなしなど、そういう厳しい市民の実態を考えますと、市民の理解は得られないと考えますので、賛成することはできません。

以上、反対討論といたします。

**○議長（並松安文君）**

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

これで討論を終わります。

これから議案第78号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第78号に賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（並松安文君）

起立多数です。したがって、議案第78号平成29年度日置市一般会計補正予算（第7号）は原案のとおり可決されました。

これから議案第79号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから議案第79号を採決します。本案は、原案のとおり可決決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第79号平成29年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第80号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

討論なしと認めます。

これから議案第80号を採決します。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、議案第80号平成29年度日置市水道事業会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

---

△日程第20 閉会中の継続審査申し出  
について

○議長（並松安文君）

日程第20、閉会中の継続審査申し出についてを議題とします。

文教厚生常任委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続審査に付したいとの申し出がありました。

お諮りします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

---

△日程第21 閉会中の継続調査申し出  
について

○議長（並松安文君）

日程第21、閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

文教厚生常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付しましたとおり閉会中の継続調査にしたいとの申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（並松安文君）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

△日程第22 議員派遣の件について

○議長（並松安文君）

日程第 2 2、議員派遣の件について議題とします。

お諮りします。お手元に配付しましたとおり、会議規則第 1 6 7 条の規定により、議員を派遣することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（並松安文君）**

異議なしと認めます。したがって、お手元に配付しましたとおり、議員を派遣することに決定しました。

---

△日程第 2 3 行政視察結果報告について

**○議長（並松安文君）**

日程第 2 3、行政視察結果報告について議題とします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、行政視察結果報告がありました。

お諮りします。3 常任委員会の行政視察結果報告は市長へ、議会運営委員会の行政視察結果報告は議員へそれぞれ送付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（並松安文君）**

異議なしと認めます。したがって、各常任委員会の行政視察結果報告は市長へ、議会運営委員会の行政視察結果報告はそれぞれ議員へ送付することに決定しました。

---

△閉 会

**○議長（並松安文君）**

以上で、本日の日程は全部終了しました。

ここで、市長から発言を求められておりますので、これを許可します。

〔市長宮路高光君登壇〕

**○市長（宮路高光君）**

定例市議会の閉会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

さて、平成 2 9 年度第 6 回定例会は、

1 1 月 2 4 日の招集日から本日の最終本会議までの 2 8 日間にわたり、平成 2 8 年度一般会計歳入歳出決算認定を初め補正予算の専決処分に係る承認、南薩地区衛生管理組合規約の一部変更、美山陶遊館ほかに係る指定管理者の指定、火災予防条例等の一部改正、平成 2 9 年度一般会計補正予算、特別会計補正予算など各種重要案件につきまして大変熱心なご審議を賜り、原案どおり可決いただきましたことに対しまして、心から厚くお礼申し上げます。

審議におきまして、議員各位からご指摘のありました点につきましても真摯に受けとめ、円滑な市政の運営に努めるとともに、予算の執行につきましても慎重を期してまいります。

最後に、これから寒さの一段と厳しい季節を迎えますが、議員各位におかれましてもご自愛の上、ご健勝でご活躍されますよう、祈念申し上げ、閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

まことにありがとうございました。

**○議長（並松安文君）**

これで、平成 2 9 年第 6 回日置市議会定例会を閉会します。皆さん、ご苦労さまでした。

午後 1 時 20 分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によってここに署名する。

日置市議会議長 並松安文

日置市議会議員 中村尉司

日置市議会議員 留盛浩一郎

